

生徒指導資料第1集（改訂版）

生徒指導上の諸問題の推移と これからの生徒指導

- データに見る生徒指導の課題と展望 -

平成21年3月

国立教育政策研究所生徒指導研究センター

改訂に当たって

国立教育政策研究所では、平成15年6月に、生徒指導資料第1集として「生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導 ―データに見る生徒指導の課題と展望―」を作成しました。この資料は、現在まで広く活用されてまいりましたが、この間、教育基本法や関連法令等の改正も行われ、また、児童生徒を取り巻く社会環境なども変化してきました。

そこで、このたび、現在の児童生徒の実態について理解し、これからの生徒指導の在り方を考える基礎資料として役立てていただくために、主要なデータを更新するとともに、掲載資料の入替えなどの改訂を行うことにしました。

本書が、今後とも、学校関係者や教育行政に携わる方々をはじめとして、広く活用され、生徒指導の充実に役立つことを願っております。

終わりに、今回の改訂に当たりまして、熱心に御協力いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

平成21年3月

国立教育政策研究所長

近藤 信司

「生徒指導資料第1集(改訂版)」作成協力者（五十音順）

（生徒指導のより効果的な取組のための基礎的調査研究協力者）

＜職名は平成21年2月末日現在＞

有村 久春	岐阜大学教授
石橋 昭良	文教大学講師
遠藤 仁一	神奈川県教育委員会教育局子ども教育支援課 児童生徒指導室小中学校班主任兼指導主事
国分 明男	財団法人インターネット協会副理事長
猿渡 正利	福岡県大牟田市立橋中学校長

国立教育政策研究所においては、次の者が作成に当たった。

中岡 司	生徒指導研究センター長
三好 仁司	生徒指導研究センター総括研究官
藤平 敦	生徒指導研究センター総括研究官
滝 充	生徒指導研究センター総括研究官
藤田 晃之	生徒指導研究センター総括研究官
森 良一	教育課程研究センター教育課程調査官
太田 敏彦	生徒指導研究センター企画課長
上島 和幸	生徒指導研究センター企画課企画係長
五十嵐 裕	生徒指導研究センター企画課指導係

◇ 文部科学省関係者

森嶋 昭伸	初等中等教育局視学官
磯谷 桂介	初等中等教育局児童生徒課長
岸田 憲夫	初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長
大西 真次	初等中等教育局児童生徒課課長補佐
広川 雅之	初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査分析係長

まえがき (旧版)

現在、学校における生徒指導上の諸問題は、極めて多岐にわたるものとなっています。基本的な生活習慣にかかわる日常の生徒指導上の問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も、依然として深刻な状況が見られます。また、学校外においても、少年非行の多様化が見られるところです。

これらの背景・要因としては、家庭、学校、地域などを含めた社会全体の変化と子どもや大人の意識や行動の変化などを挙げることができます。高度情報化や都市化、少子化といった急激な社会変化の中、これまでの家庭、学校、地域の個別の教育力では青少年の健全育成に十分に対応できなくなっている状況も生起しています。こうした中、生徒指導においては、時代の変化と新たな社会環境の中に生きる子どもたちの育ちを踏まえ、新しい視座からの捉え方と実践が必要になっています。

本書は、このような課題意識の下、このたび『生徒指導資料第1集』として国立教育政策研究所生徒指導研究センターにおいて作成したものです。かつて、生徒指導資料は、文部省（当時）から昭和40（1965）年に第1集が発行され、生徒指導の確立・普及に大きく貢献してきました。

そこに示された基本理念の多くは、今日でも生きているものがありますが、時代や社会の変化の中で見直すべき点も生まれています。そこで本書は、生徒指導の現状や課題とこれからの方向性を見いだせるよう、生徒指導上の諸問題に関する最新かつ具体的なデータを通して新たにまとめたものです。

もとより、現実の社会や子どもたちの意識・行動は極めて複雑で多様です。ですから、本書に掲載されたデータだけで現実のすべてを言い尽くせないことは当然です。しかしながら、現実の社会変化や児童生徒の実態を的確に捉えることは、生徒指導を考える基本と言えます。その意味で、本書は、今後の生徒指導の在り方を考える基礎資料としての役割を果たせるものと考えます。

問題行動等の予防や解決も含め、児童生徒一人一人の心豊かで健全な成長は、すべての人の願いであります。本書が学校関係者や教育行政に携わる方はもとより、広く一般の方々にも利用されることを願ってやみません。

最後になりましたが、本指導資料の作成にあたり、執筆・検討などにご尽力いただきました調査研究協力者の方々に心からお礼を申し上げます。

平成15年6月

国立教育政策研究所長

遠藤 昭雄

〔生徒指導資料第1集〕(旧版)作成協力者(五十音順)

(生徒指導のより効果的な取組のための基礎的調査研究協力者)

＜職名は平成15年3月末日現在＞

石田 美清	上越教育大学助教授
大澤 正子	東京都板橋区立常盤台小学校長
笠原 聡	東京都立晴海総合高等学校教諭
佐々木光郎	東京家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官
嶋崎 政男	東京都杉並区立天沼中学校長
◇須藤 稔	栃木県教育委員会事務局総務課児童生徒指導推進室長
○前田 雅英	東京都立大学法学部教授
松田 素行	千葉県松戸市教育委員会生涯学習本部企画管理室室長補佐
渡邊 正樹	東京学芸大学助教授
◎渡部 邦雄	東京農業大学教授

◎ 主 査

○ 副主査

◇ ワーキンググループ長

国立教育政策研究所生徒指導研究センターにおいては、次の者が作成に当たった。

月岡 英人	生徒指導研究センター長
森嶋 昭伸	生徒指導研究センター総括研究官
板橋 孝志	生徒指導研究センター総括研究官
滝 充	生徒指導研究センター総括研究官
鬼頭 尚子	生徒指導研究センター主任研究官
上田 浩士	生徒指導研究センター企画課長
荒木 昌美	生徒指導研究センター企画課企画係長
中嶋 光穂	生徒指導研究センター企画課指導係

生徒指導資料第1集（改訂版）

生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導

—データに見る生徒指導の課題と展望—

目次

第1章 学校教育と生徒指導上の諸問題

- 1 学校教育と生徒指導の変遷…………… 1
- 2 生徒指導上の諸問題の背景・要因…………… 10

第2章 日常の生徒指導の諸問題

- 1 基本的な生活習慣をめぐる問題…………… 18
- 2 規範意識にかかわる問題…………… 20
- 3 飲酒、喫煙にかかわる問題…………… 23
- 4 インターネットや携帯電話をめぐる問題…………… 25

第3章 不登校

- 1 「不登校」のとらえ方…………… 28
- 2 不登校児童生徒数の推移…………… 28
- 3 不登校の実態分析…………… 31
- 4 高等学校における長期欠席及び不登校の状況…………… 40
- 5 不登校問題への取組…………… 43

第4章 高等学校中途退学

- 1 高等学校における中途退学の状況…………… 46
- 2 高等学校中途退学への対応…………… 52

第5章 いじめ

- 1 いじめのとらえ方…………… 53
- 2 いじめの状況…………… 54
- 3 いじめ問題への対応…………… 64

第6章 暴力行為

- 1 暴力行為のとらえ方…………… 67
- 2 暴力行為の状況…………… 68
- 3 暴力行為の分析…………… 72
- 4 加害児童生徒の実態…………… 75
- 5 暴力行為への対応…………… 77

第7章 薬物乱用、犯罪被害等

- 1 薬物乱用の実態…………… 81
- 2 薬物乱用防止の取組…………… 85

3	少年の犯罪被害の実態	88
4	性に関する指導	93
第8章 少年非行等		
1	少年法と少年非行	95
2	少年非行の概要と特徴	96
3	不良行為少年の補導	103
4	非行少年に対する処遇	104
第9章 その他		
1	出席停止	107
2	家出	112
3	児童虐待	113
4	自殺	115
第10章 これからの生徒指導の考え方と取組		
1	社会的自己指導力の育成	117
2	開かれた生徒指導の推進	123
3	ネットワークと行動連携の実現	127
付録（資料編）		
	◎児童生徒の問題行動への対応等に関する点検項目	133
	索引	138

図表目次

第1章 学校教育と生徒指導上の諸問題

1-1図	幼稚園、小・中・高等学校児童生徒数、進学率の推移	1
1-2表	学校数と在籍者数	2
1-3図	少年刑法犯の検挙人員及び人口比の推移	3
1-4図	主な生徒指導関係の相談機関等の推移	6
1-5図	教育相談件数の推移	6
1-6図	学校運営協議会制度のイメージ	8
1-7図	公立学校における学校運営協議会制度の指定（予定）状況	8
1-8表	戦後の問題行動等の推移や背景とその対応	9
1-9図	3大都市圏の人口とその全国人口に占める割合	11
1-10図	産業（3部門）別就業割合	11
1-11図	出生数及び合計特殊出生率の推移	12
1-12表	家族類型別世帯数及び割合（一般世帯）	12
1-13図	身長の平均値の推移	13
1-14図	体重の平均値の推移	13
1-15図	一週間のうち、家族そろって一緒に食事（朝食及び夕食）をする日数の割合	14
1-16図	子どもの就寝時間	14
1-17図	学校生活、授業に対する意識について	16
1-18表	子どもが現在持っている不安や悩み	17

第2章 日常の生徒指導の諸問題

2-1図	子育てや教育の問題点	18
2-2図	朝食を毎日食べている児童生徒の割合	19
2-3図	小学生・中学生の規範意識	20
2-4図	小学生・中学生の逸脱行動の経験	21
2-5図	酒を飲みたいと思ったことがあるか	23
2-6図	たばこを吸いたいと思ったことがあるか	24
2-7図	パソコンや携帯電話等によるいじめ	25
2-8図	携帯電話の所有率	26
2-9図	携帯電話の校内持込みについて	26
2-10図	小学校6年生の所有開始時期	27
2-11図	中学校3年生の所有開始時期	27
2-12図	高等学校3年生の所有開始時期	27

第3章 不登校

3-1表	学校基本調査における「不登校」の調査対象の変化	28
3-2表	不登校児童生徒（30日以上欠席者）数等の推移	29
3-3図	不登校児童生徒（30日以上欠席者）数等の推移	29
3-4表	不登校児童生徒（50日以上欠席者）数等の推移	30
3-5図	不登校児童生徒（50日以上欠席者）数等の推移	31
3-6図	学年別不登校児童生徒（30日以上欠席者）数	31
3-7図	学年別にみる継続割合（平成19年度30日以上欠席者）	32
3-8図	不登校児童生徒の欠席日数別割合	32
3-9図	不登校状態が継続している理由（小学校、30日以上欠席者）	33
3-10図	不登校状態が継続している理由（中学校、30日以上欠席者）	34
3-11図	理由別長期欠席児童数の推移（小学校、30日以上欠席者）	35
3-12図	理由別長期欠席生徒数の推移（中学校、30日以上欠席者）	35
3-13表	「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置	36
3-14表	相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした児童生徒数	37
3-15図	平成13年度中1不登校生徒 小学校状況別構成比	38
3-16図	平成13年度中1不登校生徒 小学校状況別累積欠席日数（平均値）	39
3-17表	高等学校における理由別長期欠席者数の推移	40

3-18図	高等学校における理由別長期欠席者数の推移	40
3-19図	学年別不登校生徒数	41
3-20図	不登校状態が継続している理由	41
第4章 高等学校中途退学		
4-1図	中途退学者数及び中途退学率の推移	46
4-2表	事由別中途退学者数の構成比の推移	47
4-3図	事由別中途退学者数の構成比の推移	48
4-4図	課程別・学科別中途退学率の推移	49
4-5図	学年別中途退学率の推移	50
4-6表	課程・学科・学年別原級留置者数（平成19年度、国・公・私立高等学校）	51
4-7図	総合学科高校及び単位制高校設置数の推移	52
第5章 いじめ		
5-1表	いじめに関する調査の変遷	53
5-2図	いじめの認知（発生）件数の推移	54
5-3図	いじめの認知（発生）学校数の推移	55
5-4図	いじめの認知（発生）件数といじめに関する事件	56
5-5図	いじめに起因する事件の件数（平成11年～20年）	57
5-6図	いじめに起因する事件の検挙・補導人員（平成11年～20年）	57
5-7図	学年別いじめの認知件数	58
5-8図	男女別いじめの認知件数の割合（平成19年度）	58
5-9図	校種別いじめ発見のきっかけ（平成19年度）	59
5-10図	「あなたは、自分がいじめられたら、だれかに相談しますか」	60
5-11図	「だれに相談しますか」	60
5-12図	校種別いじめの態様（平成18・19年度）	61
5-13図	校種別いじめの解消状況の推移	62
5-14図	小学校4年生から6年生までの3年間（6回調査）における高頻度加害経験の継続・再発率	63
5-15図	中学校1年生から3年生までの3年間（6回調査）における高頻度加害経験の継続・再発率	63
5-16図	校種別いじめ問題への対応	64
第6章 暴力行為		
6-1表	暴力行為に関する調査の変遷	67
6-2表	暴力行為の発生状況の推移	68
6-3図	学校内における暴力行為の発生件数の推移	69
6-4図	学校内における暴力行為が発生した学校数の推移	70
6-5図	校内暴力事件の検挙・補導人員（平成11年～20年）	71
6-6図	教師に対する暴力事件の検挙・補導人員（平成11年～20年）	71
6-7図	暴力行為の形態別発生件数の構成比	72
6-8図	対教師暴力の発生件数の推移	72
6-9図	生徒間暴力の発生件数の推移	73
6-10図	対人暴力の発生件数の推移	73
6-11図	器物損壊の発生件数の推移	74
6-12表	器物損壊の発生状況	74
6-13表	暴力行為の加害児童生徒数の推移	75
6-14図	学年別加害児童生徒数（平成18・19年度）	76
6-15図	加害児童生徒数の男女別割合（平成19年度）	76
6-16表	加害児童生徒に対する学校の措置状況（平成18・19年度）	77
6-17表	加害児童生徒に対する関係機関の措置状況（平成18・19年度）	78
6-18図	問題行動が発生した場合の関係機関との連携の在り方（参考例）	80
第7章 薬物乱用、犯罪被害等		
7-1表	薬物の種類と特徴	81
7-2図	特別法犯少年の送致人員の推移	82

7- 3表	大麻乱用少年の学職別送致人員	82
7- 4表	覚せい剤乱用少年の学職別送致人員	83
7- 5表	シンナー等の乱用少年の学職別送致人員	83
7- 6図	シンナー等の乱用による中学生、高校生の送致人員	83
7- 7図	学校における薬物乱用防止の指導状況	85
7- 8図	薬物について学んだ経験（平成18年）	86
7- 9図	薬物について学校の授業で学んだ経験（平成9年、12年、18年）	86
7-10図	薬物についての考え方（「使うべきではない」）	87
7-11図	薬物についての考え方（「個人の自由」）	87
7-12図	少年の犯罪被害の推移	88
7-13表	年齢層別刑法犯被害の推移	89
7-14図	13歳未満の少年の犯罪被害の推移	89
7-15表	13歳未満の少年の罪種別犯罪被害の推移	89
7-16図	少年の性犯罪被害の推移	90
7-17図	福祉犯被害少年の男女別状況	90
7-18表	福祉犯被害少年の学職別状況	91
7-19図	児童買春事件の送致件数の推移	91
7-20図	児童ポルノ事件の送致件数の推移	92
7-21図	児童買春・児童ポルノ事件による被害児童数の推移	92
7-22図	児童買春・児童ポルノ事件の被害児童の学職別割合	92
7-23図	性交経験率の推移	93
7-24図	性感染症の報告数の推移（10～29歳計）	94
7-25図	新規 HIV 感染者数及び新規 HIV 感染者・新規 AIDS 患者数の割合の推移	94

第8章 少年非行等

8- 1図	刑法犯少年の学職別検挙状況の推移	96
8- 2図	刑法犯少年の男女別検挙状況の推移	96
8- 3表	刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移	97
8- 4図	刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の構成比（平成20年）	97
8- 5図	刑法犯少年の検挙人員と刑法犯総検挙人員に占める割合の推移	98
8- 6図	刑法犯少年の年齢別人口比の推移	98
8- 7図	初発型非行検挙人員の推移	99
8- 8表	触法少年（刑法）の行為態様別補導人員の推移	101
8- 9図	触法少年（刑法）の行為態様別補導人員の構成比（平成20年）	101
8-10図	ぐ犯少年の事由別補導人員の推移	102
8-11図	不良行為少年の態様別補導人員の推移	103
8-12図	少年保護事件の家庭裁判所終局処理人員構成比（平成18年）	104
8-13図	少年事件処理手続き概略図（その1）	105
8-14図	少年事件処理手続き概略図（その2）	106

第9章 その他

9- 1図	出席停止の件数の推移	107
9- 2図	出席停止の主たる理由別件数の推移	110
9- 3図	出席停止措置と関係機関の対応について	111
9- 4表	家出少年の学職別状況の推移	112
9- 5図	家出少年の男女別の推移	112
9- 6図	児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数	113
9- 7図	児童虐待事件の被害児童数の推移	114
9- 8表	児童生徒の自殺の状況	115
9- 9表	年代別自殺者数の推移	116

第10章 これからの生徒指導の考え方と取組

10- 1図	低年齢少年の自己意識など	117
10- 2図	携帯電話への取組についての意識	119

10-3図	低年齢少年の意識調査（人の役に立つ人間になりたい）	120
10-4図	低年齢少年の意識調査（地域活動等への参加意向）	121
10-5図	自然体験の経験の有無	122
10-6図	自然体験と道徳観・正義感の関係	122
10-7図	小・中学校教育で重要だと思うこと	123
10-8図	子育ての不安	125
10-9図	子育ての参考とするもの	126
10-10図	防犯ボランティア団体数の推移	127
10-11図	子どもの防犯に関する特別世論調査	128
10-12図	サポートチームの編成・取組の流れ図（例）	129
10-13表	問題行動等の種類とサポートチームの構成（試案）	130
10-14図	ネットワークとサポートチームの関係図	131

コラム目次

第1章 学校教育と生徒指導上の諸問題

●学校運営協議会制度（いわゆる「コミュニティ・スクール」）	8
-------------------------------	---

第2章 日常の生徒指導の諸問題

●携帯電話等の所有開始時期	27
---------------	----

第3章 不登校

●不登校児童生徒の欠席日数別割合	32
●中1不登校調査	38
●適応感を高める高校づくり	42

第4章 高等学校中途退学

●原級留置者数の状況等	51
-------------	----

第5章 いじめ

●警察が認知するいじめに起因する事件と検挙・補導した少年の数	57
●いじめられたときに、だれに相談するか	60
●いじめ追跡調査	62

第6章 暴力行為

●警察が取り扱う校内暴力事件の検挙・補導人員	71
------------------------	----

第7章 薬物乱用、犯罪被害等

●「第三次薬物乱用防止五か年戦略」について	84
●青少年の性感染症	94

第8章 少年非行等

●少年法の改正	100
---------	-----

第9章 その他

●出席停止措置と関係機関の対応	111
-----------------	-----

第10章 これからの生徒指導の考え方と取組

●体験活動の重要性	122
●学校評価と生徒指導	124
●子どもを守る地域のつながり	127
●問題行動等の種類とサポートチーム	130

第1章 学校教育と生徒指導上の諸問題

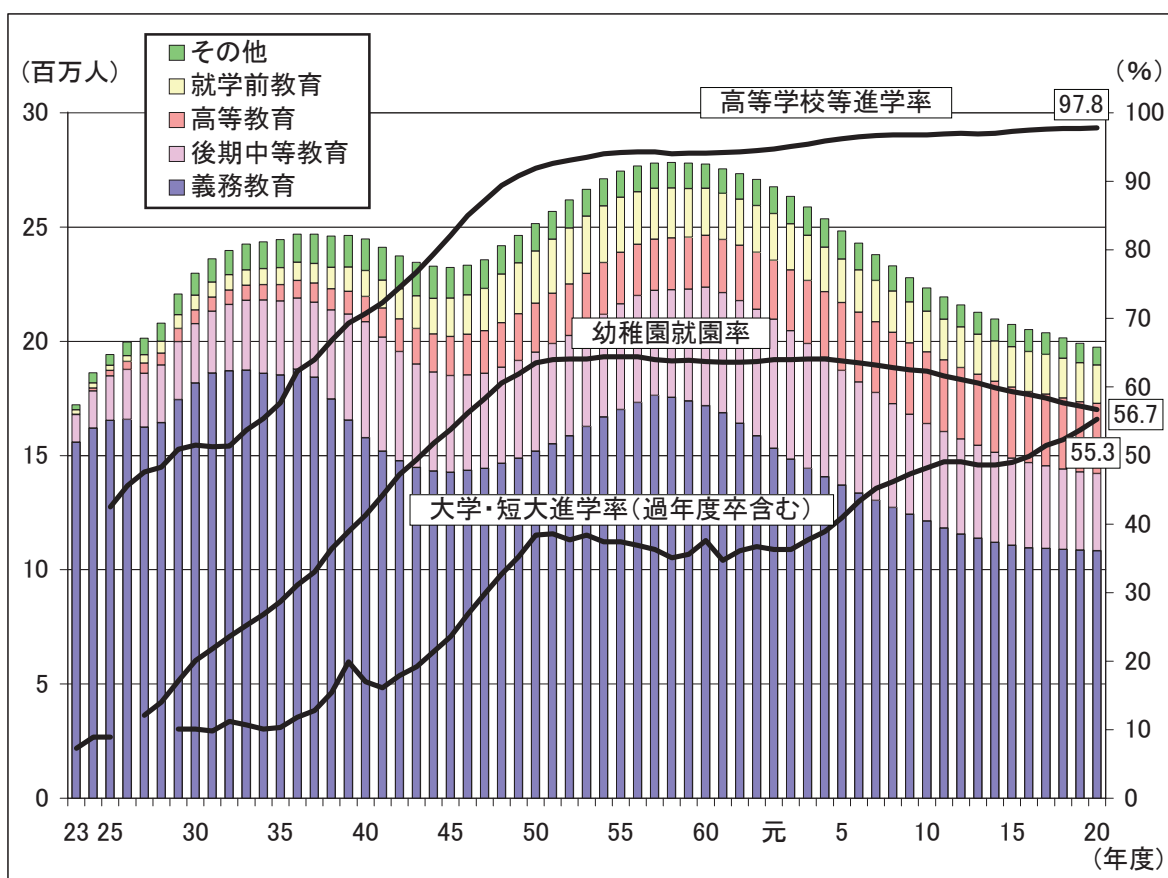
1. 学校教育と生徒指導の変遷

(1) 学校教育の量的拡大

戦後、日本国憲法の下、教育基本法や学校教育法などの重要な教育法令が整備され、個人の尊厳の重視、教育の機会均等の実現を主な理念とする新しい教育制度が発足した。戦後の我が国の学校教育は、戦後教育改革の時期（おおむね昭和20年～昭和27年ころ）、戦後復興期から高度経済成長期にかけての量的拡大、大衆化と制度の整備拡充の時期（おおむね昭和27年～昭和46年ころ）、高度経済成長期が終了し、安定成長下で教育の質的改善が行われた時期（おおむね昭和46年～昭和59年ころ）、さらに個性重視、生涯学習体系への移行、時代や社会の変化に積極的かつ柔軟に対応するという教育改革の時期（おおむね昭和59年～）を通じて拡大してきた。特に、昭和30年代から40年代半ばまでの高度経済成長期には、幼稚園就園率、高等学校と大学等への進学率は急速に上昇した。

平成20年度の幼稚園就園率は56.7%とほぼ横ばいであるが、高等学校等への進学率は97.8%、大学（学部）・短期大学（本科）への進学率（高等学校過年度卒業生を含む）は55.3%に達した。

1-1図 幼稚園、小・中・高等学校児童生徒数、進学率の推移



(資料) 文部科学省「学校基本調査」(平成20年度)

平成20年5月現在、全国には、幼稚園から大学まで約6万校の学校があり、約2千万人の園児、児童、生徒、学生が在籍している。

1-2表 学校数と在籍者数

区分	学校数	在学者数		
		計	男	女
計	59,555	19,748,904	10,245,528	9,503,376
幼稚園	13,626	1,674,163	848,274	825,889
小学校	22,476	7,121,781	3,643,995	3,477,786
中学校	10,915	3,592,378	1,835,204	1,757,174
高等学校	5,243	3,367,489	1,704,140	1,663,349
中等教育学校	37	17,689	8,730	8,959
特別支援学校	1,026	112,334	72,812	39,522
高等専門学校	64	59,446	50,161	9,285
短期大学	417	172,726	19,208	153,518
大学	765	2,836,127	1,695,372	1,140,755
(再掲) 大学院	(598)	(262,686)	(182,660)	(80,026)
専修学校	3,401	657,502	299,729	357,773
各種学校	1,585	137,269	67,903	69,366
(別掲) 通信制				
高等学校	(117) 197	183,279	93,376	89,903
短期大学	(9) 10	22,622	6,264	16,358
大学	(37) 41	229,734	96,210	133,524
大学院	(20) 25	8,649	5,154	3,495
(再掲)				
高等教育	1,246	3,068,299	1,764,741	1,303,558

- (注) 1 平成20年5月1日現在である。
 2 「学校数」は、本校と分校の合計数である。
 3 「在学者数」は、
 ①特別支援学校は、それぞれ幼稚部・小学部・中学部及び高等部の合計数である。
 ②高等学校は、本科・専攻科・別科の合計数である。
 ③中等教育学校は前期課程と後期課程の合計数である。
 ④大学、短期大学、高等専門学校は、学部、本科のほか大学院・専攻科・別科・その他の合計数である。
 4 「大学院」は、大学の再掲で、学校数欄は大学院を設置する大学数、在学者数欄は大学院（修士課程・博士課程・専門職学位課程）の学生数である。
 5 (別掲) 通信制の「学校数」欄の()内の数値は、通信教育を併せ行う学校数(内数)で、上記の高等学校、大学及び短期大学の学校の再掲である。また、大学院の()内の数値のうち、12校は通信教育を行う学部を併置しており、大学の()内にも計上している。なお、通信教育のみを行う大学院のうち通信教育を行う学部を併置していないのは2校である。
 6 「高等教育」は、大学(大学院を含む)、短期大学及び高等専門学校(4・5年生、専攻科及び聴講生等)の合計数である。

(資料) 文部科学省「学校基本調査」(平成20年度)

(2) 問題行動等の増加と生徒指導

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助である。

戦後、生徒指導は、新しい指導の考え方・方法として導入され、その普及が図られた。当初は、児童生徒を正しく理解する方法、人格の指導、学級・ホームルームにおける指導などを中

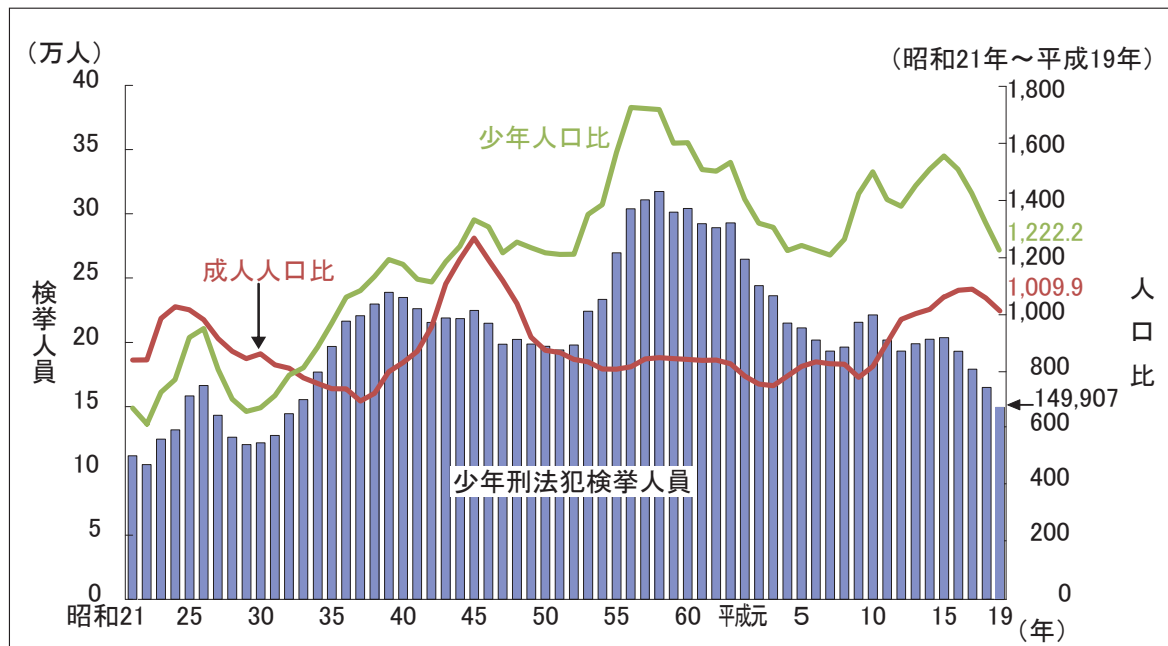
心に考えられていた。学校教育が量的に拡大したところから、問題行動の多様化とも相まって生徒指導の意義が改めて問い直されるようになった。

児童生徒の問題行動等のうち、少年非行を見ると、昭和26年、39年、58年をピークとする3つの波がある。少年非行が第2のピークを迎えようとする昭和38年に中央少年問題協議会（当時）は、中学生を中心とする少年非行の増加が目立ち、しかも集団化していることを指摘して、中学校における生徒指導体制の充実強化を求めている。

文部科学省（文部省）では、昭和38年度から生徒指導講座を開催し、昭和39年度には生徒指導研究推進校の指定を行っている。また、昭和40年には生徒指導資料第1集として『生徒指導の手びき』を公刊し、生徒指導の理解と普及を図っている。

近年の少年刑法犯の検挙人員については、平成16年以降4年連続して減少し、少年人口比についても、16年以降連続して低下しているが、依然として高水準にある。

1-3図 少年刑法犯の検挙人員及び人口比（10歳以上20歳未満の少年人口10万人当たりの検挙人員の比率）の推移



(注) 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 触法少年の補導人員を含む。
 3 昭和45年以降は、触法少年の自動車運転過失致死傷等を除く。
 4 「少年人口比」は、10歳以上20歳未満の少年人口10万人当たりの少年刑法犯検挙人員の比率であり、「成人人口比」は、20歳以上の成人人口10万人当たりの成人刑法犯検挙人員の比率である。
 (出典) 法務総合研究所『犯罪白書』（平成20年版）

(参考) 文部省『生徒指導の手びき』(昭和40年)のまえがきより

※文部省が発行した生徒指導資料の第1集であり、そのまえがきには生徒指導の目的等が示されている。

今日、わが国の中等教育は、その量的な普及において世界の最高の水準に達しているが、その質的な面においてはいろいろ問題があると思われる。生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目ざすとともに、学校生活が生徒のひとりひとりにとっては、また学級や学年、さらに学校全体にとっても、有意義に、興味深く、そして充実したものになるようにすることを目標とするものであり、わが国の学校教育において、従来その機能の重要性がなんとなく意識されながらも、最も弱かったと思われる一面である。……(中略)……なお、近時生徒の非行や問題行動が増加の傾向にあり、これは学校教育としても重大な関心事でなければならない。非行対策は、本来生徒指導の消極的な面であるが、学校における考え方や扱い方に時には誤りも見られるし、当面の大きな問題であるので、本書においては、この問題についても重点的に取り上げた。

(3) 問題行動等の質的变化と生徒指導

その後、少年非行が第3のピークを迎えようとするころ、受験競争の過熱、いじめ、不登校(登校拒否)、暴力行為(校内暴力)、少年非行など教育荒廃といわれる現象が社会的に大きな関心を集めるようになった。昭和59年に発足した臨時教育審議会は、教育荒廃の要因・背景を分析し、我が国の教育の現状と問題点は、明治以降の我が国の教育制度や施策などと深くかかわっていること、さらに、我が国の教育が時代の変化と社会の要請に立ち遅れてきていることなどを指摘した。

(参考) 臨時教育審議会第一次答申(昭和60年)から要約

※以下は、教育荒廃の要因・背景に関する記述である。

教育荒廃の現象の根は深く、かつ相互に関連しており、また、家庭、学校、社会の在り方などに複雑に絡み合っているが、その要因・背景には、例えば、次のような諸点があると考えられる。

- ①著しい経済発展は、教育の量的拡大をもたらすとともに、学歴偏重の社会的風潮を一層助長し、偏差値偏重、知識偏重の教育によって、子どもの多様な個性への配慮に乏しい教育となっている。
- ②教育の量的拡大により、児童生徒の能力適性などは多様になったが、画一性の弊害が現れてきている。
- ③教育内容が増加し高度化し、いわゆる詰め込み教育、画一的な教育・指導に陥っている傾向があり、学業についていけない者がみられる。
- ④一部には指導力の不足したり使命感に乏しい教師がおり、また校長がリーダーシップを発揮できず、学校、教師に対する尊敬や信頼を薄くさせている状況がある。

- ⑤学校が教師中心の発想になり、子どもの立場から見る姿勢が乏しくなりがちであり、また、父母や地域に対して閉鎖的で、家庭、学校、地域の間での協力が不十分となっている。
- ⑥学校教育における徳育が十分な成果を挙げていない。
- ⑦教育行政上から生じる諸問題によって、学校教育活動の活性化が妨げられている面がある。
- ⑧家庭における教育機能が低下している。
- ⑨都市化の進展により、地域の教育力が低下している。
- ⑩有害な環境が青少年に悪影響を与えている。
- ⑪その他、都市化、過疎化、進学条件の悪化などの問題もある。

昭和63年に出版された生徒指導資料第20集は、従来からの生徒指導の課題に加えて、①人間関係の改善と望ましい人間関係の促進、②生徒の自然体験や生活体験の不足を補うような習慣の形成、③生徒の将来展望の不確かさや不安の解消及び自己指導能力の伸長、の3点を挙げ、積極的・能動的な生徒指導の展開が求められているとしている。

(参考)『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導』（文部省、昭和63年）より

※この生徒指導資料第20集でも、生徒指導の目的については第1集と同じとらえ方が示され、それを踏まえ、児童生徒の健全育成という生徒指導の積極面を強調している。

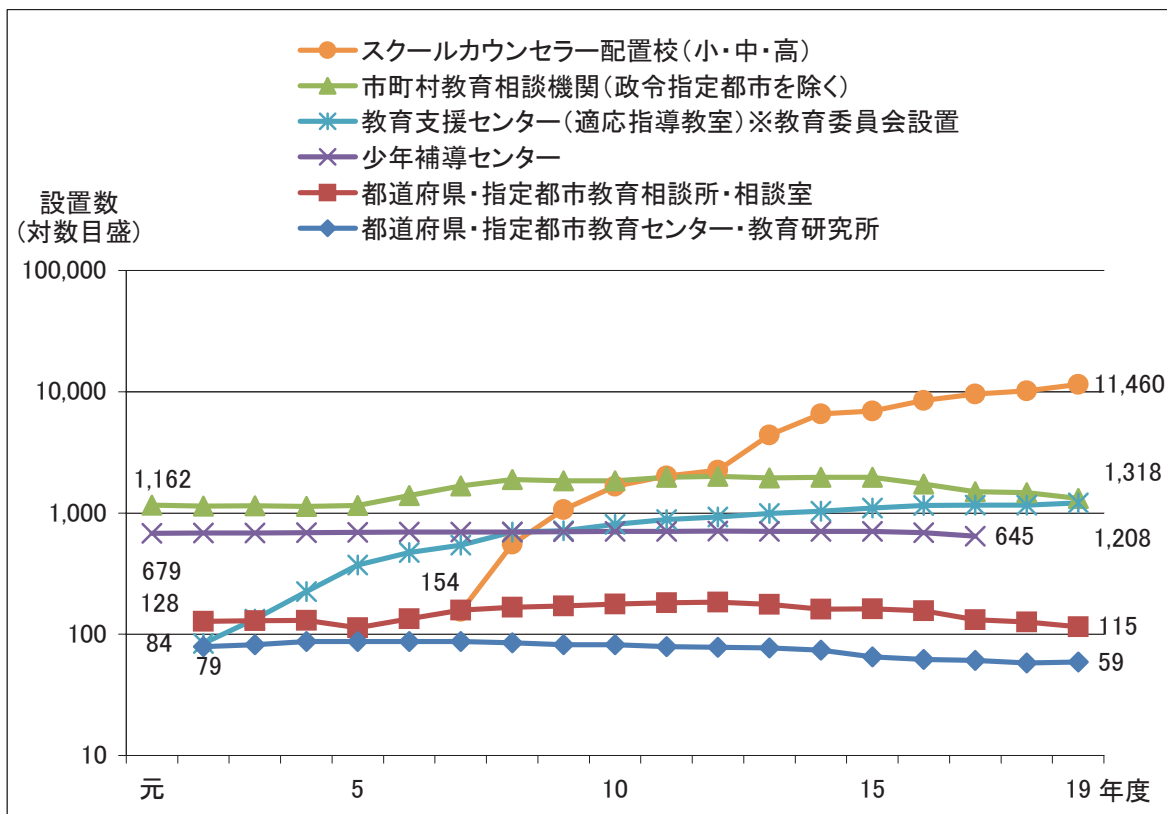
生徒指導の意義は、このような児童生徒の問題行動への対応といった、いわば消極的な面にだけあるのではなく、積極的にすべての生徒のそれぞれの人格のより良き発達を目指すとともに、学校のすべての活動が、生徒一人一人にとって自己実現を援助し、自己存在感を与えるようになることを目指すところにある。このような生徒指導を学校生活のすべての場に十分作用させていくことが、ひいては生徒の非行防止にも効果を上げることにつながるのである。このように生徒指導とは、一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。

(4) 開かれた生徒指導

平成8年に出された中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」は、今日の学校教育において最も解決に向けた取組が求められる課題の一つとして、いじめ・不登校（登校拒否）を挙げている。そして、その問題解決のためには、学校や教育委員会、家庭・地域社会の一層の取組が必要であるだけでなく、教育相談体制を充実する上で教員以外の専門家の協力が不可欠であること、学校は全力を挙げて取り組むだけでなく学校のみで解決することに固執しない開かれた学校運営が大切であることなどを指摘している。

平成13年度からは、スクールカウンセラーの配置が補助事業となり、学校の生徒指導をサポートする体制の充実が図られている。また、平成20年度からは、スクールソーシャルワーカーの配置も始まったところである。

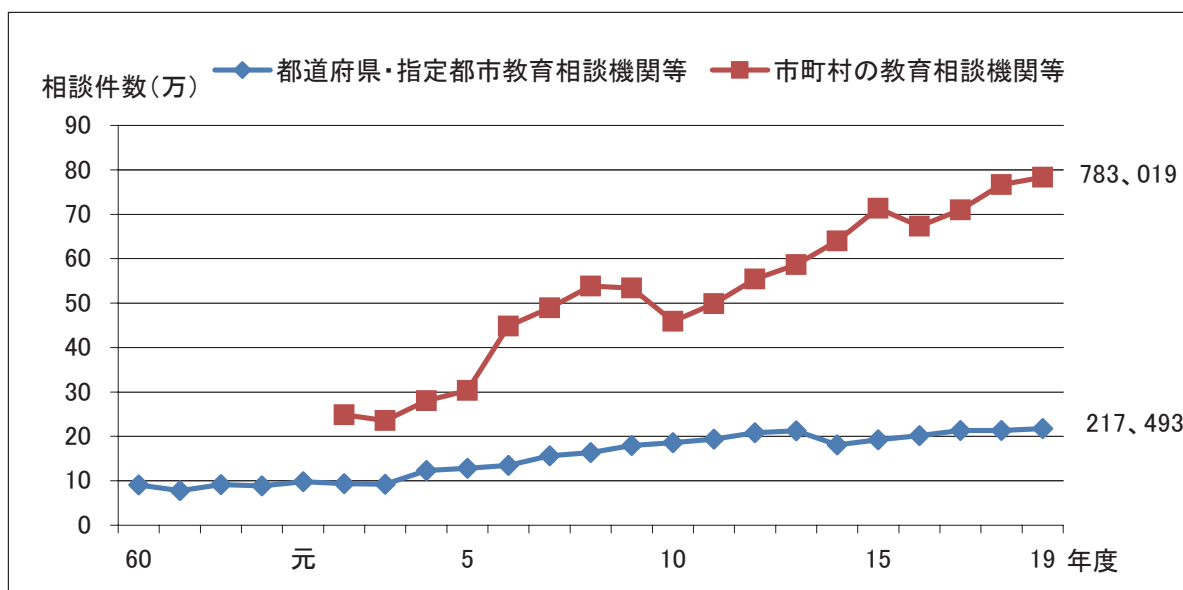
1-4図 主な生徒指導関係の相談機関等の推移



(資料) 文部科学省『生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について』、内閣府『青少年白書』

また、教育相談の専門機関である都道府県・指定都市の教育相談機関等と市町村の教育相談機関等では、不登校を中心として相談件数が急増している。

1-5図 教育相談件数の推移



(資料) 文部科学省『生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について』(市町村の相談件数については平成2年度から調査開始)。

(5) 生徒指導体制のネットワーク化

平成10年の児童生徒の問題行動等に関する調査協力者会議報告書「学校の『抱え込み』から開かれた『連携』へ—問題行動への新たな対応—」は、当時の問題行動の背後には、子どもの意識と行動の質的变化などが加わって、学校だけでは対応できない新たな問題が増加しており、学校内ですべての問題を解決しようとする抱え込み意識を捨て、周囲の人々や関係機関と協同し事に当たる姿勢に転換するよう提言している。

さらに、平成13年の少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告書「心と行動のネットワーク—心のサインを見逃すな、『情報連携』から『行動連携』へ—」は、問題行動の対応に当たって、学校と家庭、地域社会の情報の連携だけでは不十分であり、互いの意思疎通を図り、自らの役割を果たしつつ、ネットワークとして一体的に対応を行う行動連携が必要であるとしている。

従来、学校には、学校内ですべての問題を解決しようとする意識があった。しかし今日では、保護者や地域社会に向けて「開かれた生徒指導」として、家庭や関係機関とネットワーク化を図り、同時に「学校としての説明責任」を果たすという、新たな考え方に基づく生徒指導の在り方が問われるようになってきている。

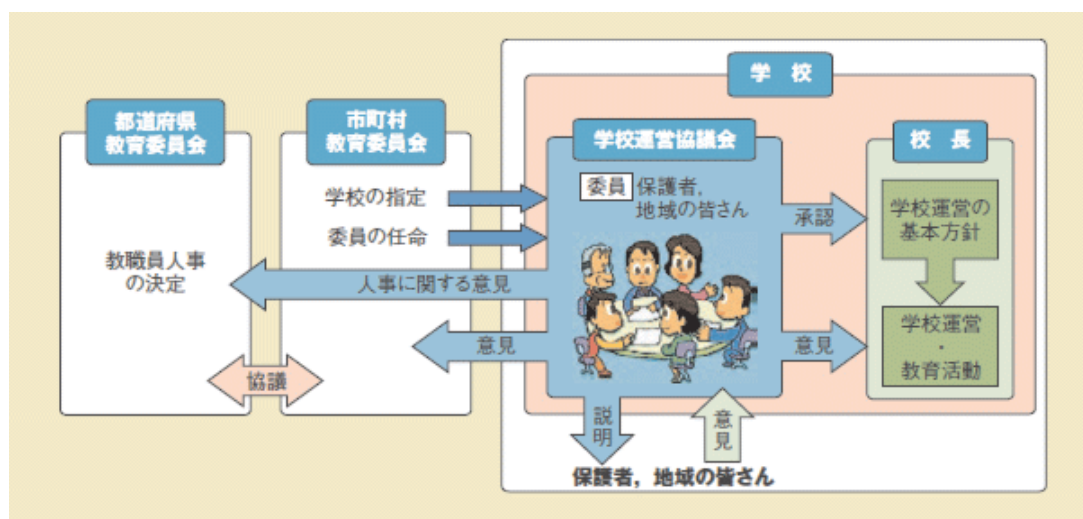
こうした中で、信頼される自律的な学校運営に向けて、学校の裁量拡大、学校評議員制度、学校運営協議会制度（いわゆる「コミュニティ・スクール」）、学校評価と情報提供の推進などの取組が、各地で進められている。

コラム 《学校運営協議会制度（いわゆる「コミュニティ・スクール」）》

学校教育に対する国民の多様な期待に応えるため、学校には、保護者や地域住民等の協力を得ながら開かれた学校づくりに努め、学校・家庭・地域相互の連携協力を促進することが求められている。

こうした取組を制度的にバックアップする仕組みが、平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正（同年9月に施行）により創設された学校運営協議会制度（いわゆる「コミュニティ・スクール」）である。

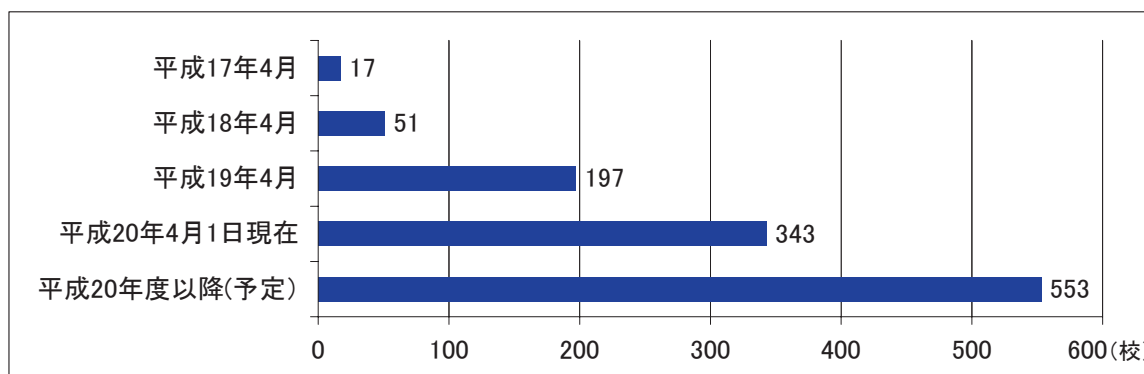
1-6図 学校運営協議会制度のイメージ



（出典）文部科学省『文部科学白書』（平成19年度版）

平成16年9月の制度化以降、学校運営協議会制度を置く学校として指定される学校は年々増えており、平成20年4月1日時点で、全国で343校が指定されている。今後、全国各地で学校運営協議会制度の導入が一層進み、学校・家庭・地域が一体となってより良い教育活動を展開していくことが期待される。

1-7図 公立学校における学校運営協議会制度の指定（予定）状況



※平成20年度以降の指定予定・検討状況は、平成20年2月1日現在の文部科学省調査による。

（資料）文部科学省「コミュニティ・スクールの指定状況について」（平成20年5月）

このように、戦後を通じて児童生徒の問題行動等は変化し、それに伴って、生徒指導のとらえ方や進め方が変わってきている面もある。そうした認識に立って、時代や社会の進展を踏まえた生徒指導の在り方を構築することが今日求められている。

1-8表 戦後の問題行動等の推移や背景とその対応

年度	問題行動等の動向	文部科学省（文部省）等の対応	社会状況等
昭和20（1945）			・浮浪児問題
21			
22		・教育基本法、新少年法制定	・新少年法制定
23		・児童懲戒権の限界（法）	・冷戦時代
24		・体罰禁止の教師心得（法）	
25		・高校進学率43%超	
26	・少年非行第1のピーク		
27			
28			・テレビ開局
29			
昭和30（1955）	・少年の自殺増加	・高校進学率52%超	・高度成長、都市人口集中
31			
32		・暴力行為根絶の通知（文）	
33			
34	・カミナリ族		
35	・刃物事件多発		・所得倍増
36		・高校進学率60%超	
37			
38	・生徒による非行増加		
39	・少年非行第2のピーク		・東京オリンピック
昭和40（1965）	・期待される人間像	・高校進学率70%超	・過密、過疎
41	・家出少年増加	・登校拒否（50日以上）1万6000人超	
42	・シンナー乱用増加	・生徒指導の手びき（生徒指導資料第1集）発行	・中流意識・核家族
43		・登校拒否（50日以上）調査開始	
44	・学生紛争、高校生の反体制暴走拡大		
45	・少年非行低年齢化	・高校進学率80%超	・大阪万博・三無主義
46	・性の逸脱行動、シンナー乱用少年補導増加	・学級担任の教師による生徒指導資料	
47		・中学校におけるカウンセリングの進め方に関する資料	
48		・高校進学率90%超	・石油ショック
49	・遊び型非行、暴走族、対教師暴力増加		
昭和50（1975）		・生徒指導主事制度化・生徒指導の推進体制の諸問題に関する資料	
51	・初発型非行の増加		・ロッキード事件
52	・落ちこぼれ問題	・問題行動をもつ生徒の指導に関する資料	
53	・ぐ犯少年増加		
54		・生徒の問題行動に関する基礎資料	
55	・校内暴力頻発、登校拒否増加傾向		・家庭内暴力増加
56		・生徒指導の手引改訂	
57	・登校拒否2万人超、生徒間暴力増大	・校内暴力、高校中退調査開始・小学校生徒指導資料	・横浜浮浪者殺傷事件
58	・少年非行第3のピーク	・出席停止等措置の通知	・臨時教育審議会
59	・いじめ事件増加、登校拒否3万人超		
昭和60（1985）	・いじめ事件増加	・いじめ問題通知、調査開始	・バブル経済
61	・いじめによる自殺増加	・生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導資料	
62	・薬物乱用増加		
63	・登校拒否4万人超	・校則見直し	
平成元（1989）		・学校における教育相談の考え方進め方に関する資料	・ベルリンの壁崩壊
2	・ダイヤルQ2問題	・登校拒否（30日以上）6万6000人超	・残虐ビデオ等問題
3	・高校生非行増加・登校拒否（30日以上）6万6000人超	・登校拒否（30日以上）調査開始	・バブル崩壊
4		・適応指導教室等設置	・学校週5日制（月1回）
5			
6	・いじめ事件、自殺増加	・いじめ問題通知、アピール	・児童の権利条約批准
7	・登校拒否8万人超	・スクールカウンセラー活用調査研究委託事業開始	・阪神淡路大震災
8		・いじめ問題への総合的取組	
9	・少年非行的凶悪・粗暴化・不登校10万人超		・神戸少年事件
平成10（1998）	・中学生等による殺傷事件多発	・問題行動等報告書	・中教審「心の教育」
11	・学級崩壊の論議	・暴力行為、不登校調査見直し	
12	・17歳の犯罪	・学級経営の充実に関する調査研究報告書	・ケータイ普及・倒産
13	・ひきこもり問題	・学校教育法改正	・同時70・少年法改正
14	・出会い系サイト等の問題	・問題行動等に関する報告書	・完全学校週5日制
15	・少年の重大事件発生	・地域支援システム報告書	・不登校問題調査会議
16	・小学生による事件多発	・不登校報告書	・生徒指導資料第1集（国研）発行
17	・中学生、高校生による重大事件多発	・問題行動対策重点プログラム	・イラク戦争
18	・いじめを苦にした自殺	・新問題行動対策重点プログラム	・インド洋大津波
平成19（2007）	・不登校増加	・教育相談の充実に関するとりまとめ	・愛知万博・災害多発
	・インターネットを介したいじめ	・教育相談の充実に関するとりまとめ	・福岡飲酒運転事故死
		・教育三法改正	・少年法改正

(注) 本表は、内閣府『青少年白書』（平成14年度版）、文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」（平成15年）、『現代用語の基礎知識（1998年版）』（自由国民社）などを参考に生徒指導研究センターが平成15年に作成したものに、追加したものである。

2. 生徒指導上の諸問題の背景・要因

児童生徒の問題行動等の背景には、家庭、学校、地域社会における様々な要因があり、それらが複雑に絡み合っていることが中央教育審議会答申などで指摘されている。

ここでは、社会の変化、家庭の変化、子どもたちの変化などを取り上げ、生徒指導上の諸問題の背景や要因を考えていく。

(参考) 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(平成20年1月17日) から

※子どもたちの課題と現状について「子どもの心と体の状況」に関する記述

- いわゆる小1プロブレムや学級崩壊などに見られるような自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分であることや問題行動等、いじめやいじめによる子どもの自殺、体力の低下など、子どもたちの心と体の状況にも課題は少なくない。
また、自分に自信がある子どもが国際的に見て少ない。学習や将来の生活に対して無気力であったり、不安を感じたりしている子どもが増加するとともに、友達や仲間の中で悩む子どもが増えるなど人間関係の形成が困難かつ不得手になっているとの指摘もある。

※課題の背景・原因について「社会全体や家庭・地域の変化」に関する記述

- 教育基本法第10条に規定するとおり、教育の第一義的な責任は家庭にある。
特に、家族の触れ合いの時間を確保し、基本的なしつけを行うとともに、睡眠時間の確保や食生活の改善といった生活習慣を確立することは、「生きる力」の基盤である。小・中学校教育課程実施状況調査や全国学力・学習状況調査においても、基本的な生活習慣が身に付いているとうかがえる子どもは、調査問題の得点が高い傾向にある。
また、これまでは家庭や地域において自然に確保されてきた、大人とのかかわりや異年齢の子どもたちとの遊びやスポーツなどを通じた切磋琢磨、自然の中での体験活動などの重要性は言うまでもない。
- しかしながら、豊かな時代を迎えるとともに、核家族化や都市化の進行といった社会やライフスタイルの変容を背景に、家庭や地域の教育力が低下していると指摘されている。実際に、生活習慣の確立が不十分、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や自然体験の減少などが生じている。また、内閣府の調査でも、保護者自身が、子育てや教育の問題点として、第一に「家庭でのしつけや教育が不十分であること」を挙げている。

(参考) 「教育振興基本計画」(平成20年7月1日) から

※我が国の教育をめぐる現状と今後の課題についての記述

一方、都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟化する中で、家庭や地域の教育力の問題や、個人が明確な目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前よりも難しくなりつつあることが指摘されるようになってきている。こうした状況の中で、近年、教育をめぐる、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で課題が指摘されている。

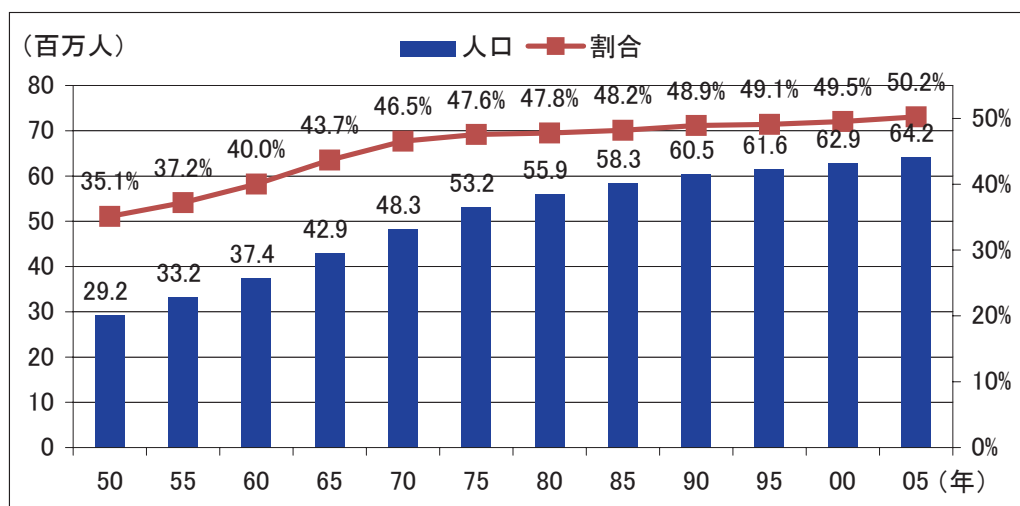
(1) 社会の変化

戦後、市部における人口は増加し、都市化が進展した。特に、昭和30年代以降、東京、大阪、名古屋などを中心とする大都市とその郊外を含めた3大都市圏に人口が集中し、県庁所在地その他の都市への人口移動も著しくなった。こうした人口移動の多くは進学、就職による青少年であった。また、経済成長が進み、農業・林業・水産業・牧畜業などの第一次産業への就業割合は急速に低くなり、鉱業・製造業・建設業などの第二次産業、さらには運輸・通信・電気・ガス・水道・商業・金融・公務・各種サービスなどの第三次産業への就業割合が急増した。

都市化の進行とともに、地域住民の連帯感や地域活動に対する関心は薄れ、子どもが仲間集団を形成する機会が少なくなり、地縁的な地域社会の教育力の低下が見られるようになった。また、雇用労働が一般的になり、家庭の生活様式や意識に大きな変化が生じてきた。

こうした産業構造・就業構造の変化は、今日の経済のグローバル化の中でさらに加速していると言えよう。

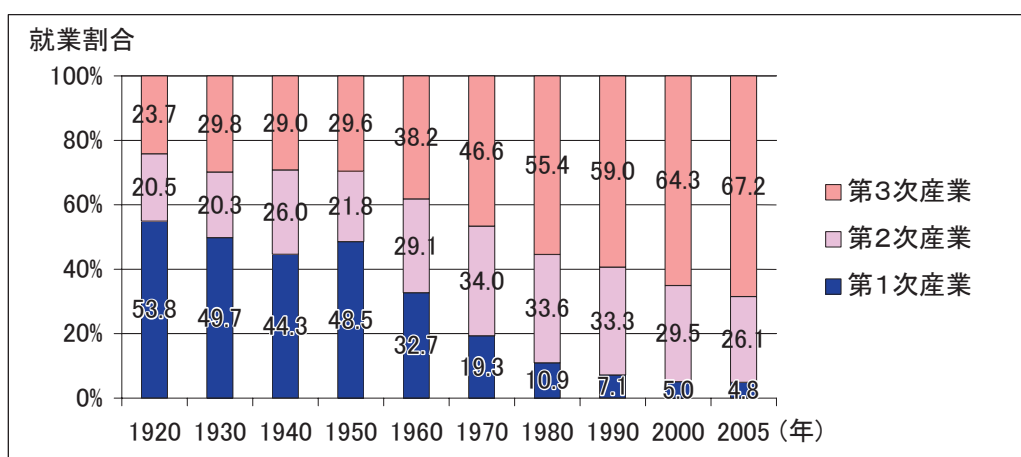
1-9図 3大都市圏の人口とその全国人口に占める割合



(注) は3大都市圏を、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の11都府県とする。

(資料) 総務省「国勢調査報告」、国土交通省「国土交通白書」（平成19年度）

1-10図 産業（3部門）別就業割合

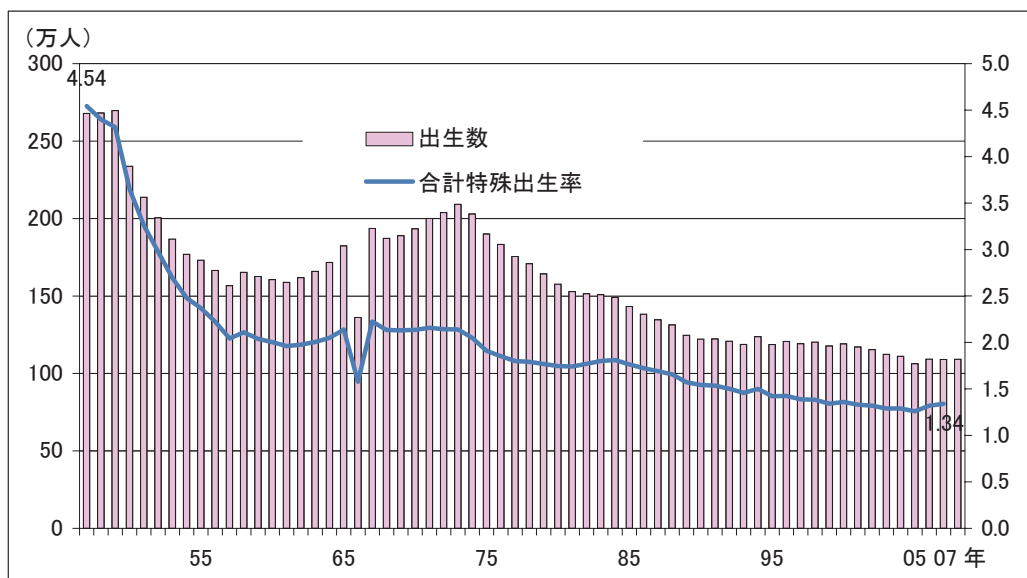


(資料) 総務省「国勢調査報告」

(2) 家庭の変化

近年、出生数の減少が続き、合計特殊出生率（1人の女性が一生のうちに産む子どもの数）も低下して少子化が進行している。また、1-12表のとおり、単独世帯と核家族世帯の中の夫婦のみの世帯が増加するなど、家族構成が大きく変化している。こうした変化に関連して、家庭教育に対する親の自覚の不足、過保護や放任など、教育力の低下が指摘されることもある。

1-11図 出生数及び合計特殊出生率の推移



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』、厚生労働省『人口動態統計』

1-12表 家族類型別世帯数及び割合（一般世帯）

年次	一般世帯 総数	親 族 世 帯							非親族 世帯	単 独 世帯
		総数	核 家 族 世 帯				その 他の親族 世帯			
			総数	夫婦 のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども		女親と 子ども		
昭和55年	35,824	28,657	21,594	4,460	15,081	297	1,756	7,063	62	7,105
昭和60年	37,980	30,013	22,804	5,212	15,189	356	2,047	7,209	73	7,895
平成 2年	40,670	31,204	24,218	6,294	15,172	425	2,328	6,986	77	9,390
平成 7年	43,900	32,533	25,760	7,619	15,032	485	2,624	6,773	128	11,239
平成12年	46,782	33,679	27,332	8,835	14,919	545	3,032	6,347	192	12,911
平成17年	49,063	34,337	28,394	9,637	14,646	621	3,491	5,944	268	14,457

年次	一般世帯 総数	親 族 世 帯							非親族 世帯	単 独 世帯
		総数	核 家 族 世 帯				その 他の親族 世帯			
			総数	夫婦 のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども		女親と 子ども		
昭和55年	100.0	80.0	60.3	12.4	42.1	0.8	4.9	19.7	0.2	19.8
昭和60年	100.0	79.0	60.0	13.7	40.0	0.9	5.4	19.0	0.2	20.8
平成 2年	100.0	76.7	59.5	15.5	37.3	1.0	5.7	17.2	0.2	23.1
平成 7年	100.0	74.1	58.7	17.4	34.2	1.1	6.0	15.4	0.3	25.6
平成12年	100.0	72.0	58.4	18.9	31.9	1.2	6.5	13.6	0.4	27.6
平成17年	100.0	70.0	57.9	19.6	29.9	1.3	7.1	12.1	0.5	29.5

(注) 「一般世帯」とは、住居と生計を共にしている人々の集まり、一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿屋などの単身者及び会社などの独身寮・寄宿舍などに居住している単身者をいう。

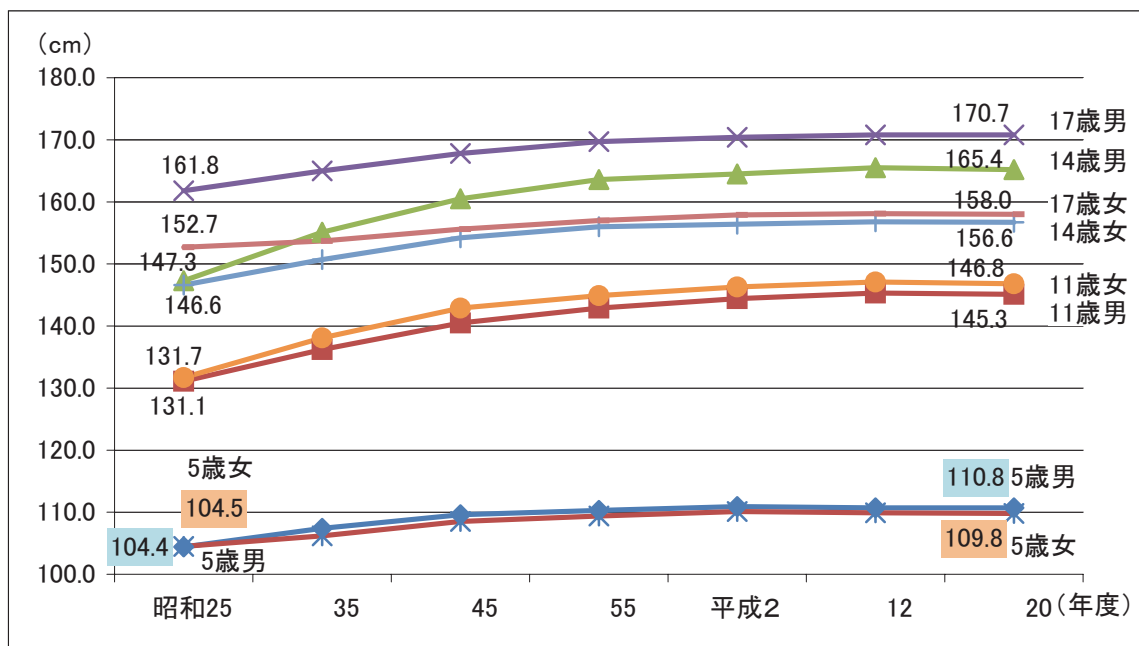
(出典) 総務省「国勢調査報告」

(3) 子どもたちの変化

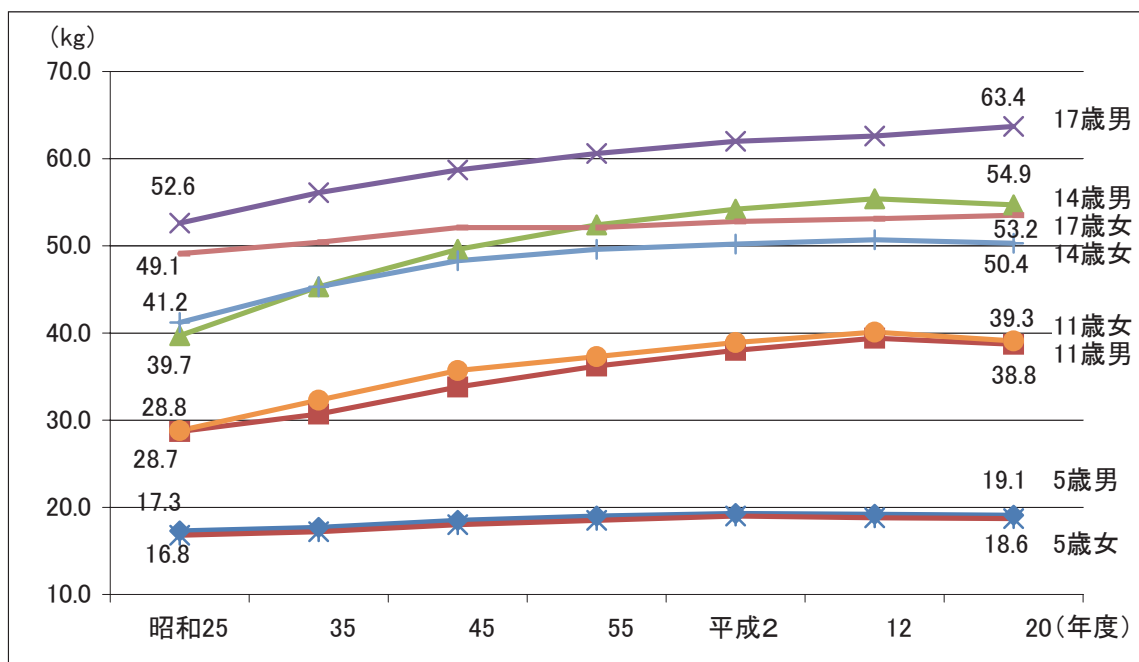
社会や家庭の変化に伴って、子どもを取り巻く生活環境や生活実態は大きく変わってきた。その中で、子どもの心身の変化も顕著である。

まず、身体的な面を見ると、身長や体重など体格面ではどの年齢でも向上が見られる。しかし、肥満傾向や視力低下などの健康問題や、瞬発力、筋力、持久力、柔軟性などの低下傾向も指摘されている。

1-13図 身長の平均値の推移



1-14図 体重の平均値の推移

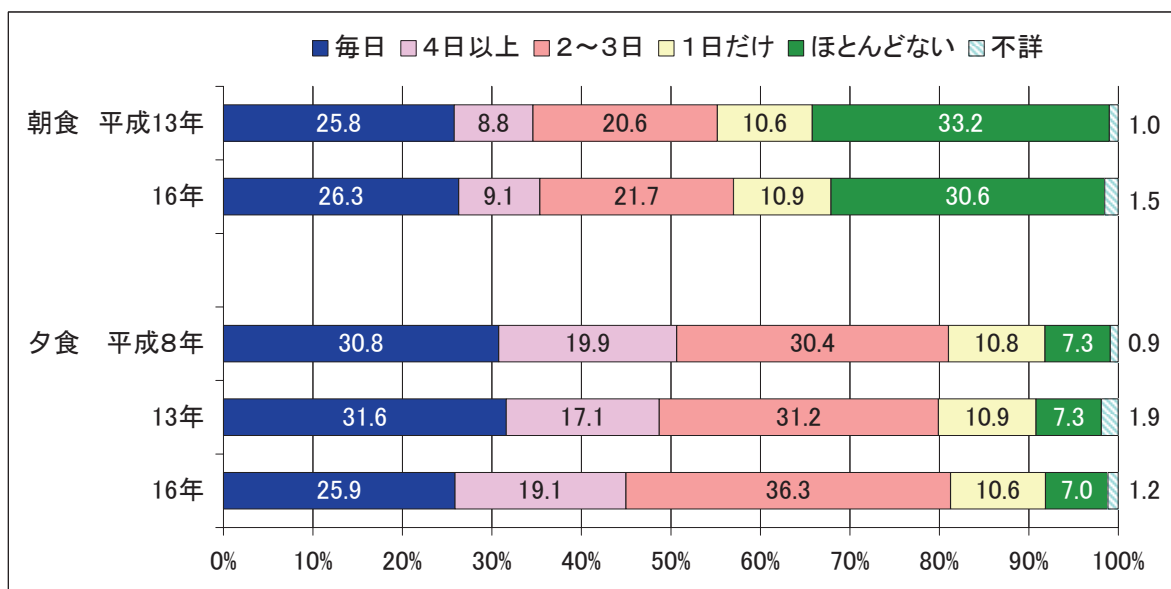


(資料) 文部科学省「学校保健統計調査」

厚生労働省の平成16年度の調査によると、「一週間のうち、家族そろって一緒に食事をする日数」が「ほとんどない」子どもの割合は、朝食で30.6%、夕食で7.0%となっている。「家族そろって一緒に食事をする回数」は、朝食に比べると夕食の方が多という結果である。

しかし、夕食でも、「毎日」と「4日以上」の合計すなわち週の半分以上、家族そろって一緒に食事をする子どもは平成13年度と平成16年度では5割以下となっている。

1-15図 一週間のうち、家族そろって一緒に食事（朝食及び夕食）をする日数の割合



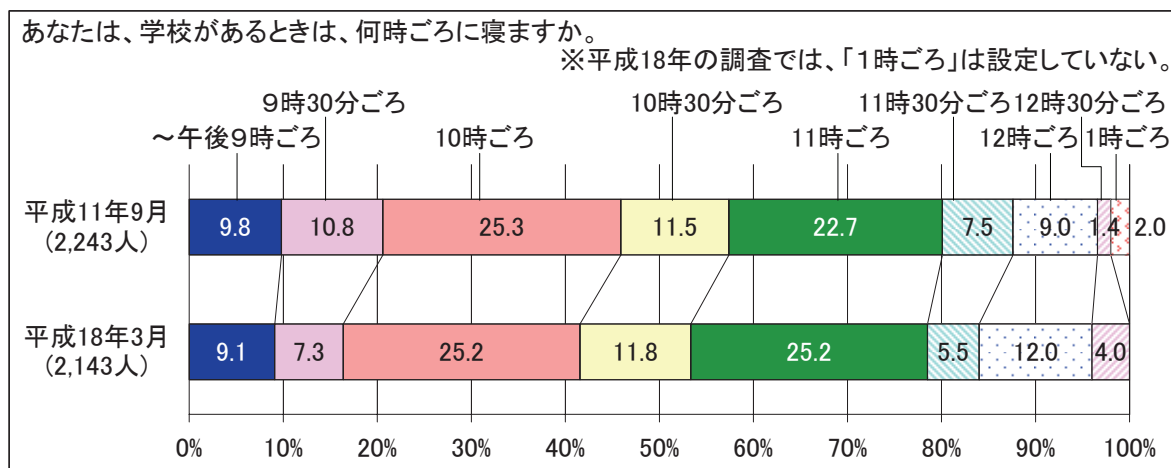
(資料) 厚生労働省「平成16年度全国家庭児童調査結果の概要」 ※平成8年の朝食は調査せず

内閣府の平成18年の調査によると、午後10時ごろまでに就寝する小・中学生は約42%で、平成11年9月の調査の約46%に比べると、就寝時間が遅くなっている。

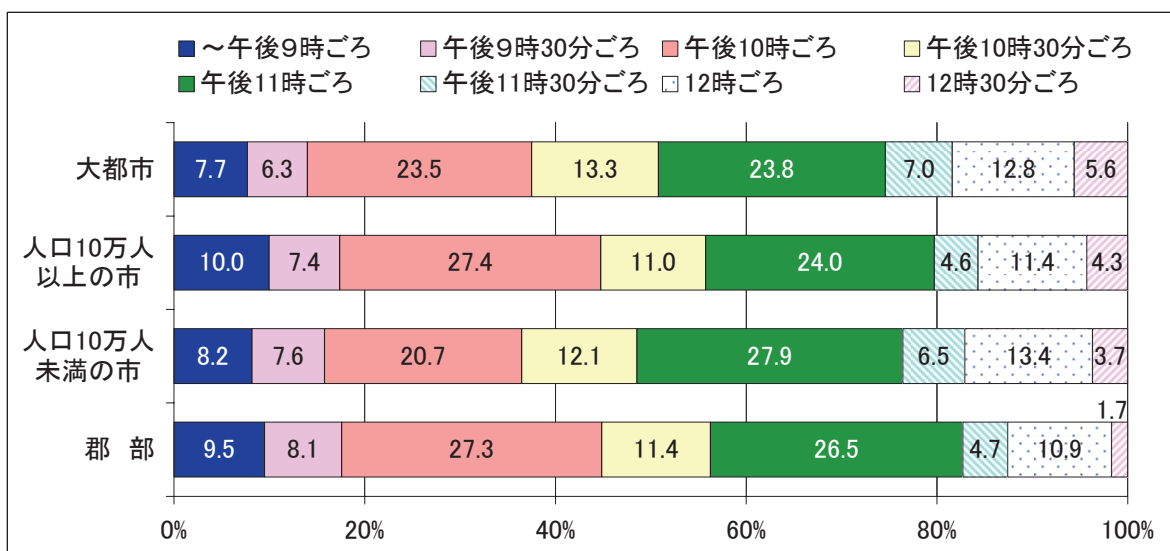
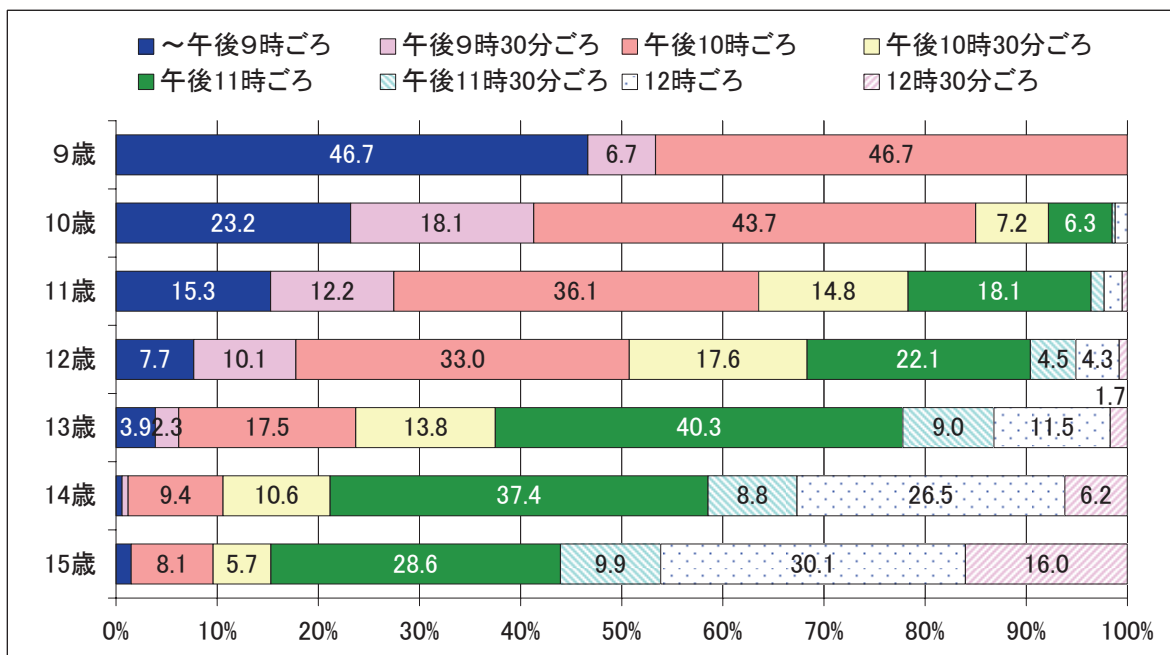
また、「午後12時ごろ」以降に就寝する者の割合は、年齢が上がるに従って増加し、13歳では13.2%、14歳では32.6%、15歳では46.1%となっている。

次ページの1-16図で、12時以降に就寝する子どもの割合を都市規模別に見ると、郡部に比べて大都市及び市部で高くなっており、夜更かしの傾向が見られる。

1-16図 子どもの就寝時間



1-16図 (続き)



(注) 平成18年3月調査

(資料) 内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査」(平成19年2月) ※平成18年3月調査

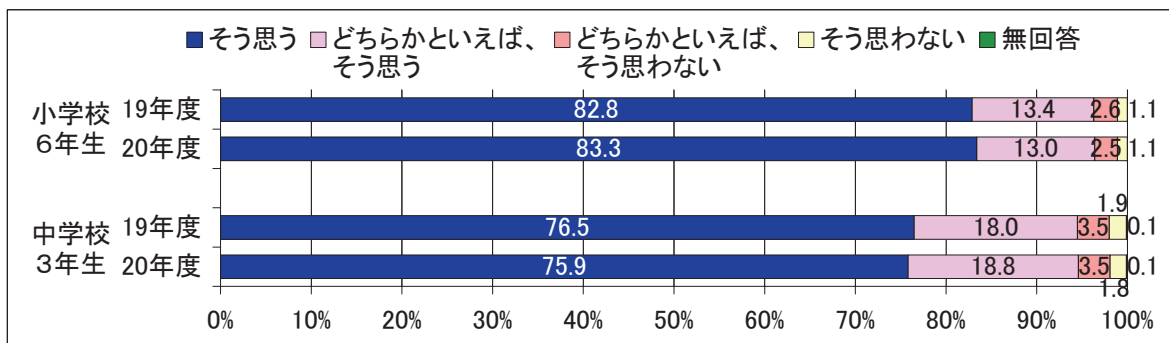
全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に実施された、「平成20年度 全国学力・学習状況調査」から、学校生活に対する児童生徒の意識を見ると、「学校で友達に会うのは楽しいと思いますか」という質問に対して「そう思う」と答えたのは、小学生83.3%、中学生75.9%である。

一方、「学校で好きな授業がありますか」という質問に対して「そう思う」と答えたのは小学生75.8%に対して、中学生では49.5%となっている。また、「国語の授業の内容はよくわかりますか」という質問に対して「当てはまる」と答えたのは、小学生31.4%、中学生19.3%、「算数・数学の授業の内容はよくわかりますか」に対して「当てはまる」と答えたのは、小学生43.2%、中学生27.5%となっている。

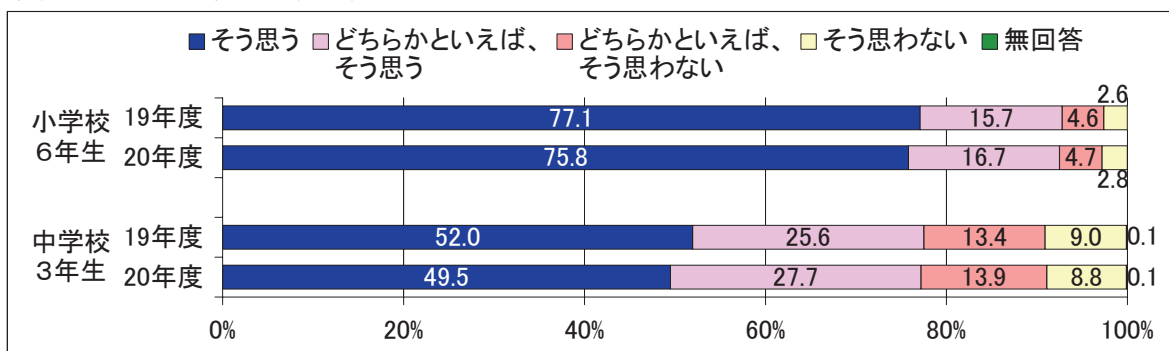
このように、小学校から中学校にかけて、授業に対する児童生徒の意識に変化が見られる。

1-17図 学校生活、授業に対する意識について

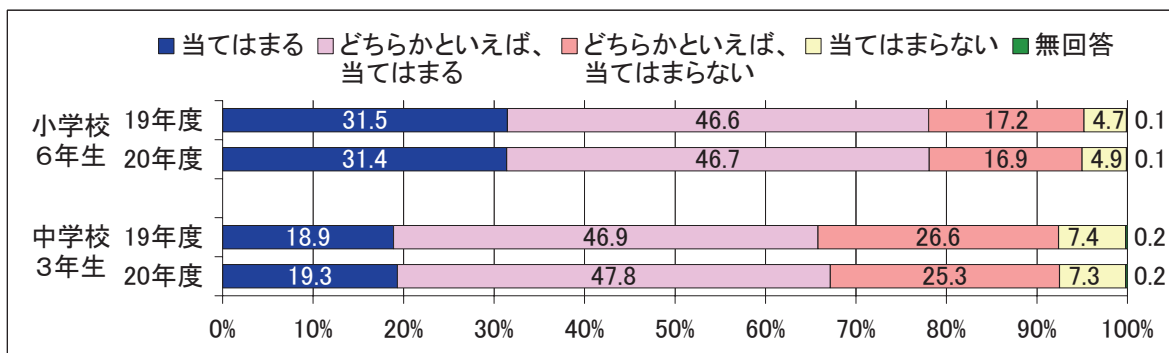
学校で友達に会うのは楽しいと思いますか



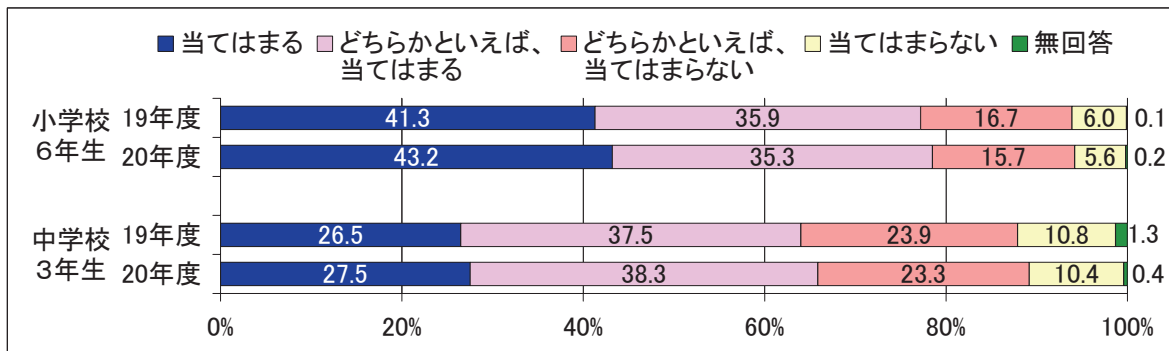
学校で好きな授業がありますか



国語の授業の内容はよく分かりますか



算数・数学の授業の内容はよく分かりますか



(資料) 文部科学省、国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」(平成19年度、平成20年度)

(参考) 子どもの悩み (厚生労働省「平成16年度全国家庭児童調査結果の概要」から)

平成16年の調査によると、不安や悩みを抱えている子どもは約7割で、特に女子は8割近くとなっている。また、学年が高くなると、不安や悩みを抱えている子どもの割合が高くなる。

内容別では、「自分の勉強や進路について」が最も多く、次いで「自分の顔や体形について」、「自分の性格や癖について」となっている。

1-18表 子どもが現在持っている不安や悩み

(単位%)

区分	平成8年	平成13年	平成16年						
	総数	総数	総数	男	女	小学校5・6年生	中学生	高校生等	就職・その他
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不安や悩みがない	48.6	45.5	32.6	42.9	22.1	44.6	29.2	27.0	42.9
不安や悩みがある	51.4	54.5	67.4	57.1	77.9	55.4	70.8	73.0	57.1
自分の健康について	18.7	17.4	14.7	12.7	18.8	12.6	14.4	21.1	—
自分の顔や体形について	24.8	23.2	28.9	16.8	41.4	20.5	27.9	38.8	—
自分の勉強や進路について	36.8	39.8	50.0	41.1	59.3	24.5	60.0	58.2	28.6
自分の性格や癖について	22.9	20.8	28.2	18.6	38.0	21.9	28.5	32.9	42.9
いじめについて	14.3	13.1	8.2	6.1	10.5	10.1	10.4	3.3	—
自分の友達について	20.5	21.5	18.6	9.8	27.8	16.9	50.4	17.8	—
自分の性の問題について	11.1	9.1	4.7	2.8	6.7	3.6	5.6	4.3	—
ボーイ(ガール)フレンドについて	14.8	13.6	12.3	9.0	15.6	4.3	12.5	19.1	14.3
自分の家庭の問題について	13.7	13.2	10.7	9.0	12.4	8.3	12.9	9.5	—
学校生活について	18.6	20.5	19.6	12.3	27.2	13.7	21.0	23.4	—
その他	2.9	2.6	0.8	0.6	1.1	0.7	0.8	1.0	—

(注) 1 「高校生等」とは、「高校生」、「各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒」の合計である。

2 「不安や悩みがある」各内容は複数回答

(資料) 厚生労働省「平成13年度児童環境調査」「平成16年度全国家庭児童調査」

第2章 日常の生徒指導の諸問題

1. 基本的な生活習慣をめぐる問題

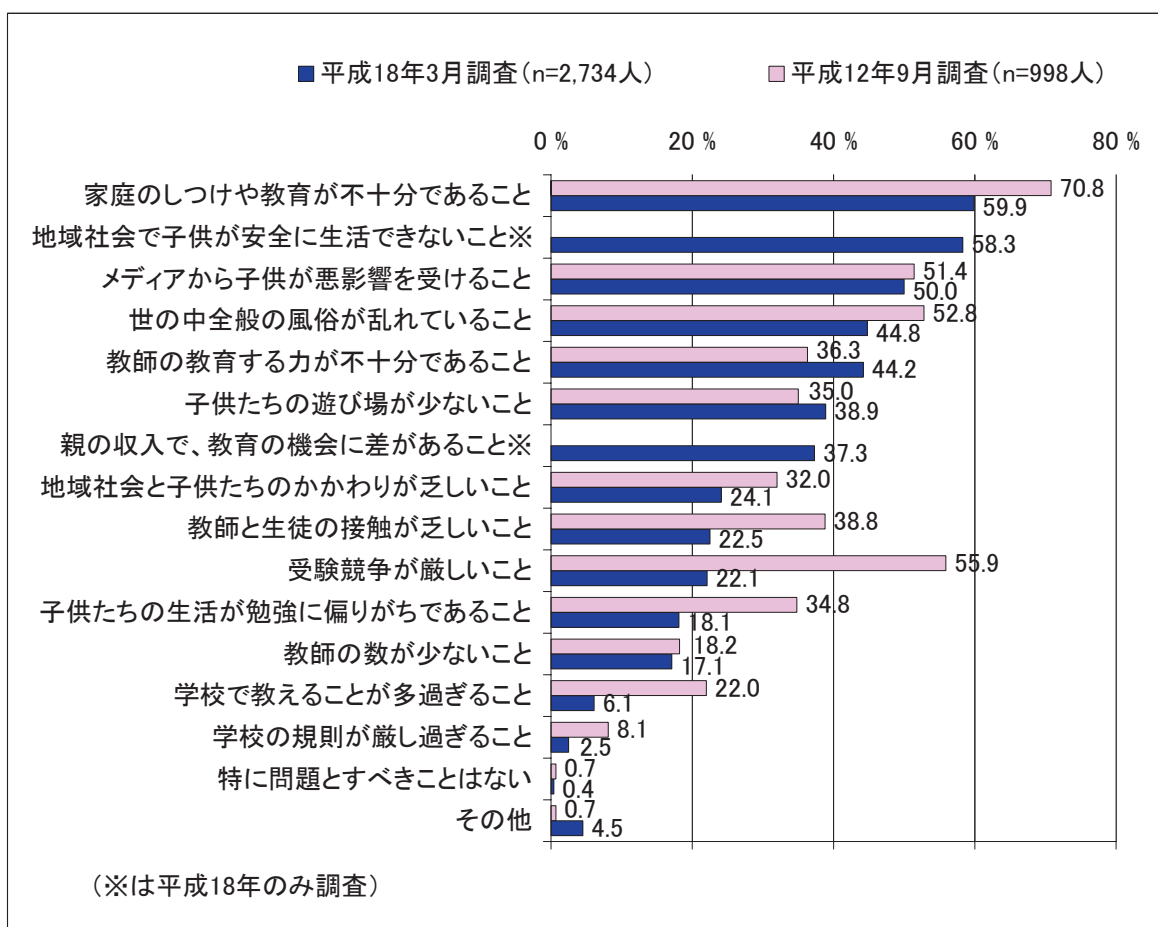
家庭や地域社会における教育力の低下に伴って、子どもに対して基本的な生活習慣や社会規範などが身に付いておらず、そのことが問題行動等の背景・要因となっていることが指摘されている。

(1) 家庭の教育力

総務省が平成18年3月に実施した調査で、小学校4年生から中学校3年生の保護者を対象に、「我が国の子育てや教育の現状について考えたとき、どのようなことが問題だと思うか」とたずねたところ、「家庭でのしつけや教育が不十分であること」を挙げた保護者の割合が59.9%と最も高く、「地域社会で子供が安全に生活できなくなっていること」が58.3%、「テレビやインターネットなどのメディアなどから、子供たちが悪い影響を受けること」50.0%と続いた。

2-1図 子育てや教育の問題点

問 我が国の子育てや教育の現状について考えたとき、あなたはどのようなことが問題だと思いますか。この中から、問題だと思うものをいくつでもあげてください。



(資料) 総務省「低年齢少年の生活と意識に関する調査」(平成19年2月)

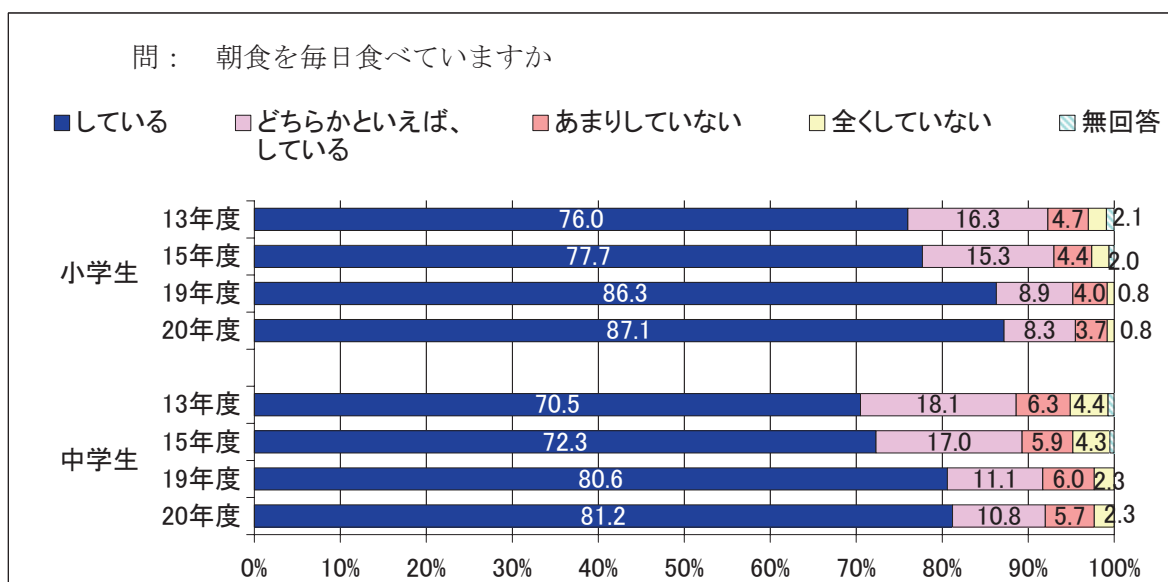
(2) 基本的な生活習慣と「食育」

基本的な生活習慣の重要な要素の一つに、規則正しい食生活のリズムが挙げられる。文部科学省は、民間団体と連携した「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進など、家庭教育に関する学習機会や情報の提供などを通じて家庭教育を支援し、調和のとれた食生活の推進を図っている。

また、平成17年6月には、「食育」に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与すること等を目的として、食育基本法が公布された。

次の調査からは、小学生、中学生ともに、平成15年度から平成19年度にかけて、朝食を毎日食べている児童生徒の割合が増加していることがうかがわれる。

2-2図 朝食を毎日食べている児童生徒の割合



(資料) 国立教育政策研究所「平成13年度・15年度教育課程実施状況調査」(小5、中2対象)、
文部科学省、国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」(平成19年度、平成20年度)

(参考) 「食育基本法」の制定と基本計画の策定

国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性をはぐくむためには、「食育」を知育、徳育及び体育の基本となるべきものと位置付けるとともに、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を国民運動として推進することが必要であり、このような観点から平成17年7月、「食育基本法」(平成17法63)が施行された。

平成18年3月には、「食育推進会議」において、「食育基本法」に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間を対象とした「食育推進基本計画」が決定され、国及び地方公共団体を始めとした関係者が、この「食育推進基本計画」に基づいて、「食育」の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

(資料) 内閣府『青少年白書』(平成19年版)

2. 規範意識にかかわる問題

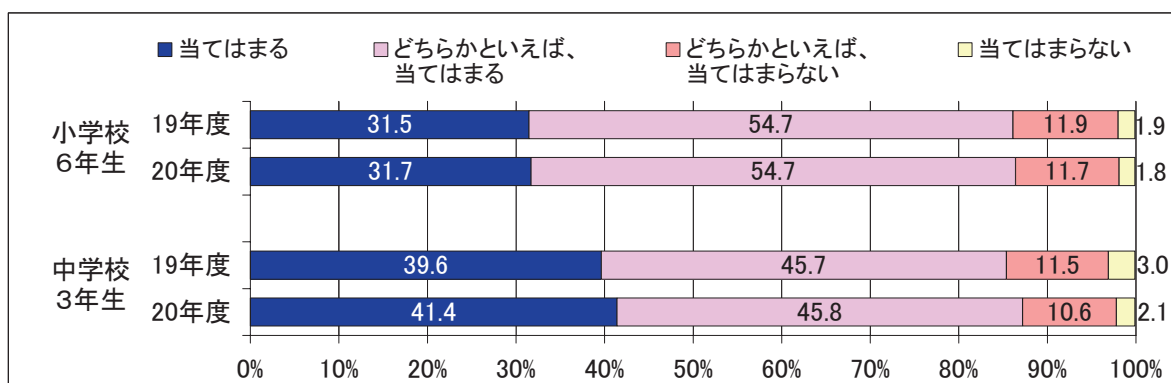
(1) 小学生・中学生の規範意識

「学校のきまりを守っていますか」という質問に、「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と答えたのは、小学生、中学生ともに約9割である。「人が困っているときは、進んで助けますか」という質問に「当てはまる」と答えた割合は、小学生の方がやや多い。

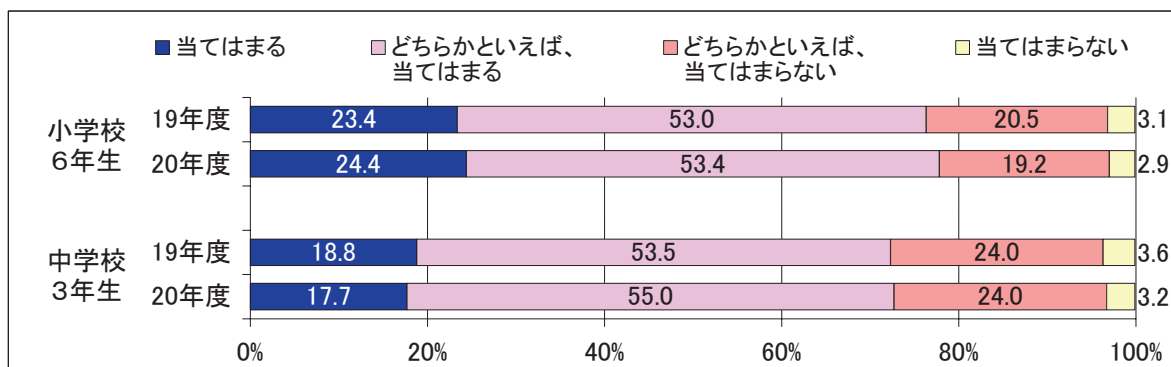
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」には、「当てはまる」が小学生約8割、中学生約6割、「当てはまらない」又は「どちらかといえば、当てはまらない」が小学生約5%、中学生約11%と、他の質問に比べ、小学生と中学生に差が見られる。

2-3図 小学生・中学生の規範意識

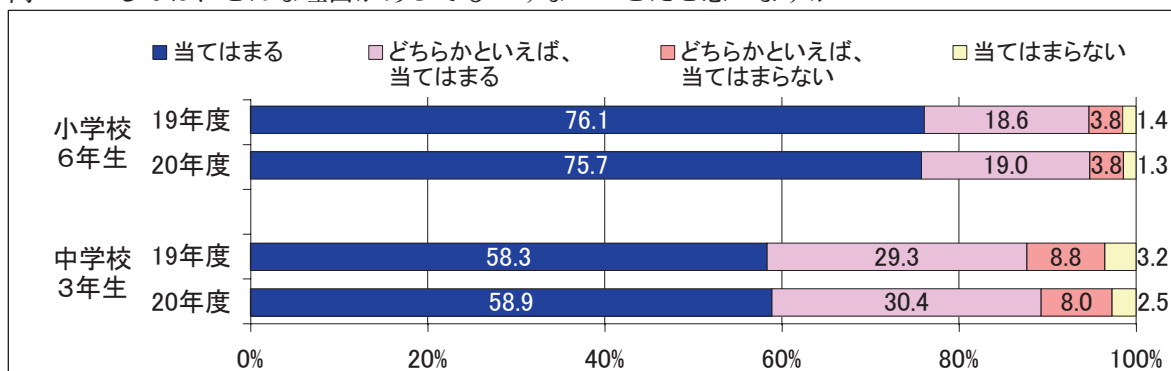
問： 学校のきまり（中学生「規則」）を守っていますか



問： 人が困っているときは、進んで助けますか



問： いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか



(資料) 文部科学省、国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」(平成19年度、平成20年度)

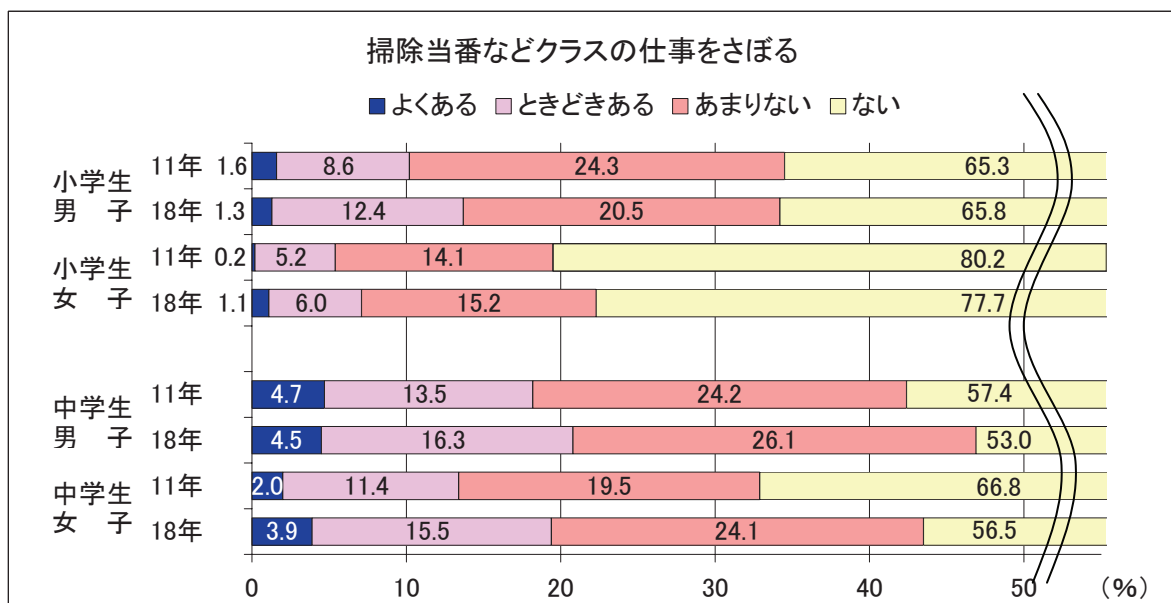
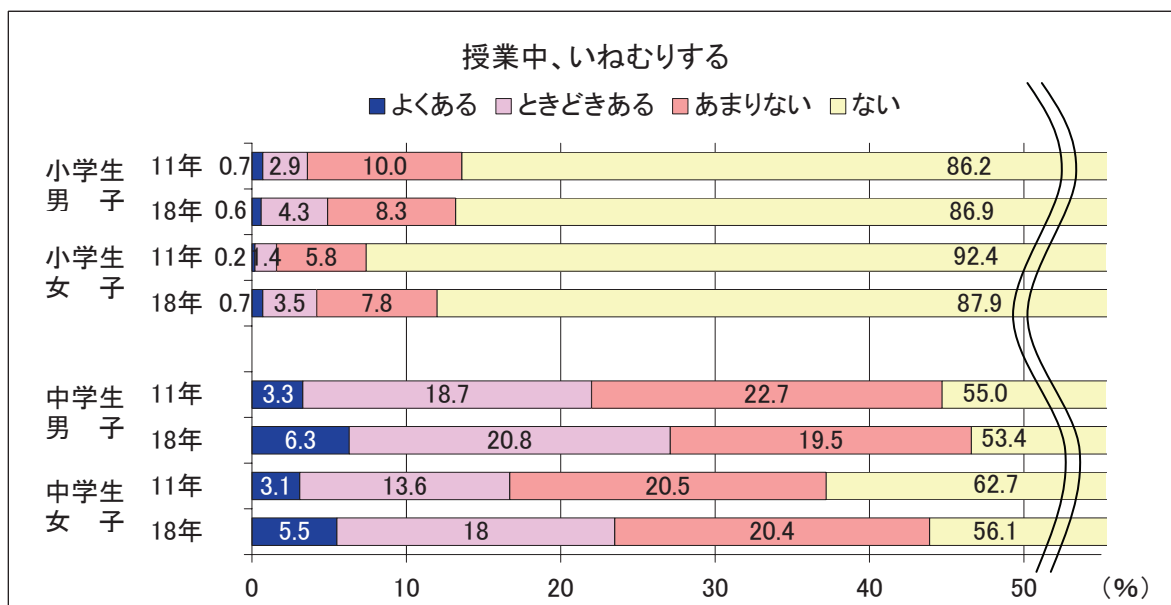
(2) 小学生・中学生の逸脱行動の経験

次の図は、平成18年3月に、小学校4年生から中学校3年生を対象に、過去6か月間（平成11年調査では過去1年間）に経験した逸脱行動について質問した結果である。

どの項目でも「ない」と答えている者が多いが、全体的には、小学生よりも中学生が、また女子よりも男子が逸脱行動を経験する割合が高い。

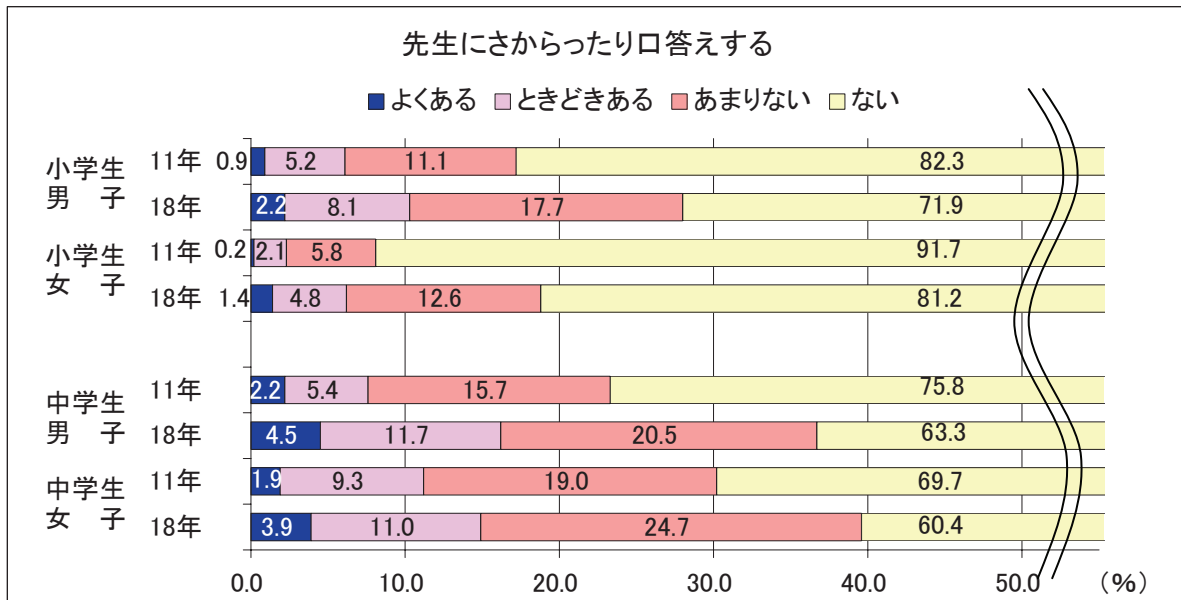
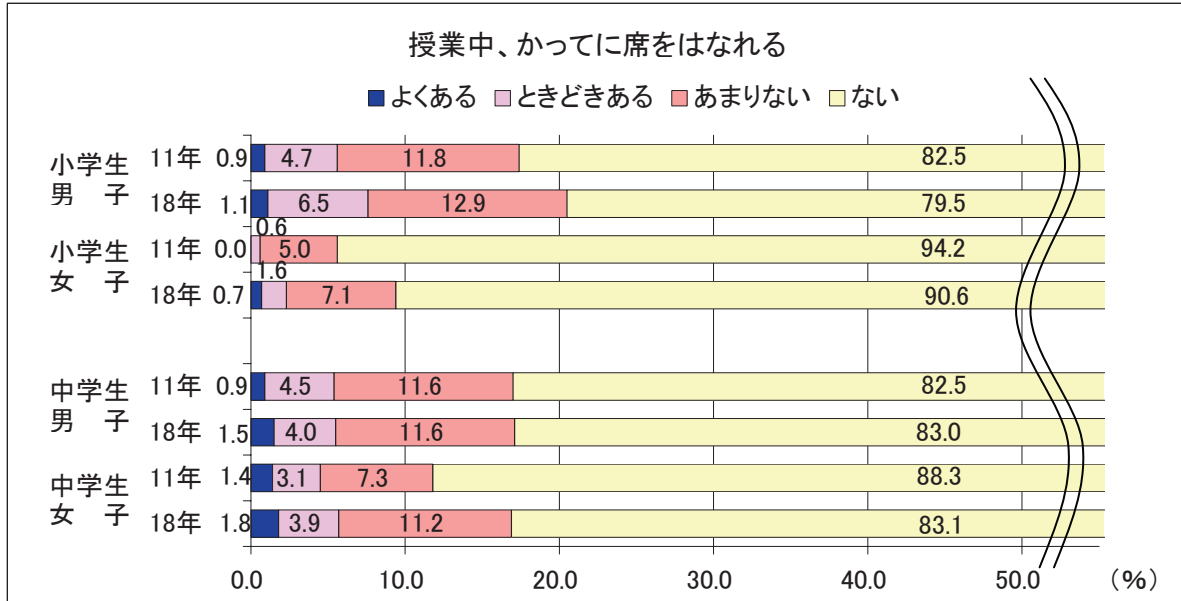
また、いずれの逸脱行動のどの区分においても、「よくある」と「ときどきある」を合計した割合は、平成11年9月の調査に比べて、平成18年3月の調査の方が高くなっている。

2-4図 小学生・中学生の逸脱行動の経験



※ 平成11年9月調査では、「ときどきある」は「1～2回したことがある」となっている。
 ※ 回答人数は、平成11年9月調査が2,243人、平成18年3月調査が2,143人である。

2-4図 (続き)



(資料) 総務庁「低年齢少年の価値観等に関する調査」(平成12年12月)、内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査」(平成19年2月)

3. 飲酒、喫煙にかかわる問題

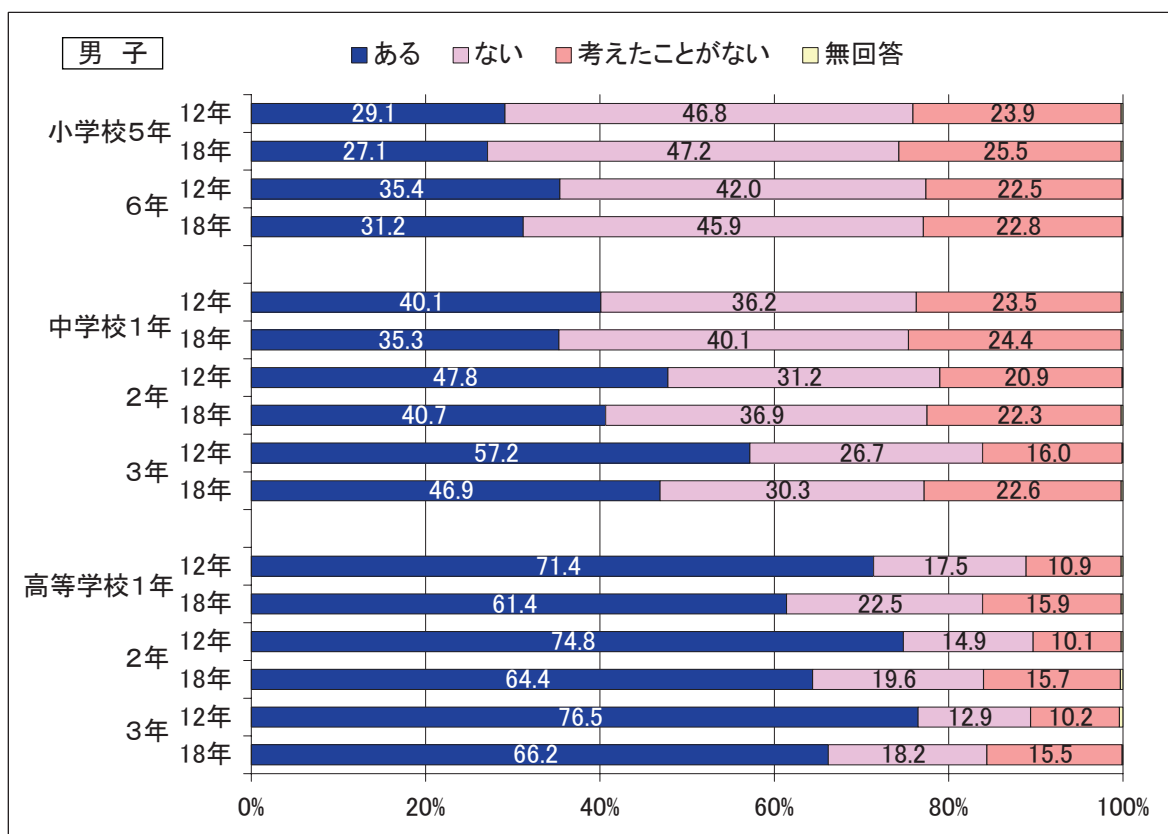
未成年者の飲酒、喫煙は、青少年の健全な育成を阻害するものであり、生徒指導や家庭教育における大きな課題となっている。103ページに記すように、飲酒、喫煙による補導も多い。

総務庁が平成13年にまとめた「青少年とタバコ等に関する調査研究報告書」(平成12年10月に、6府県の中学生・高校生の男女3,905人を対象に調査)によると、「過去1年間にタバコを吸ったことがある少年は、高校生男子の24.4%を最高に、中学生・高校生の男女全体で14.3%であった。また、過去1年間に酒類を飲んだことのある少年は、中学生で45.2%、高校生で70.6%に達している」(平成13年版『警察白書』より)ということである。

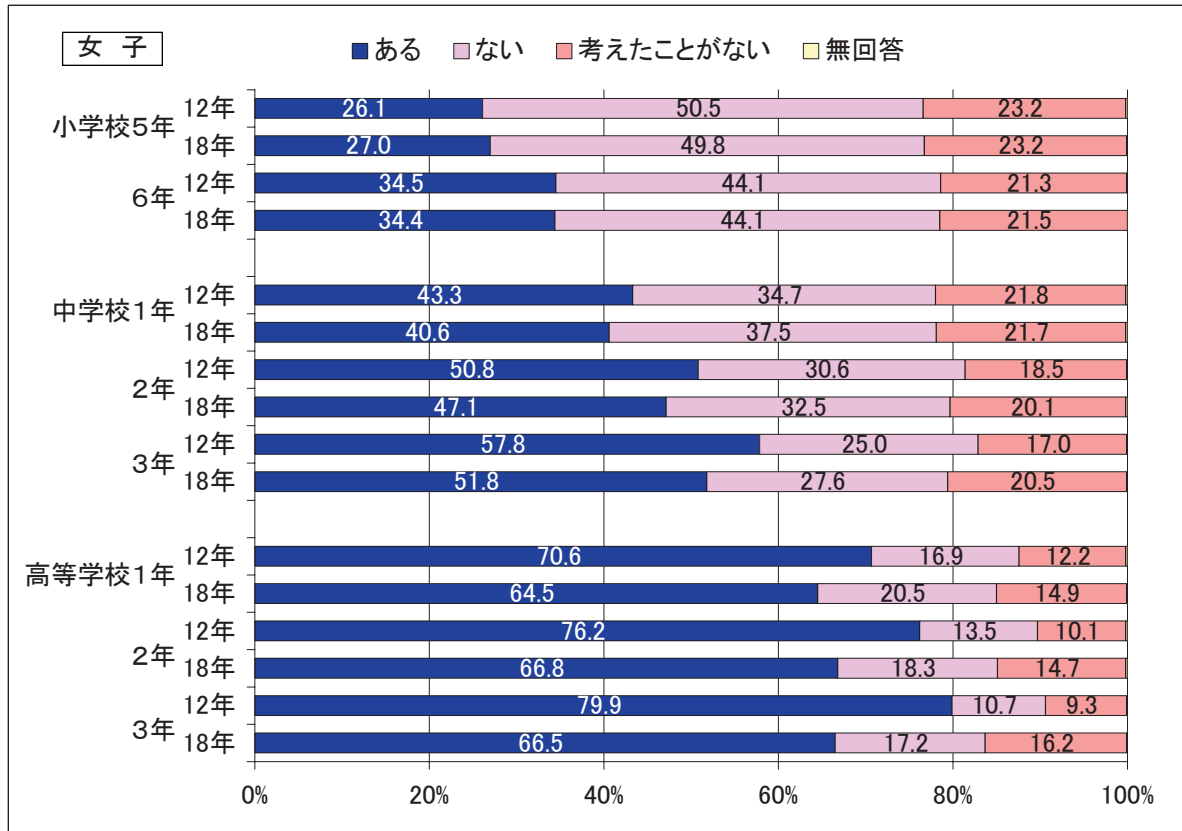
文部科学省は、平成12年と18年に全国の児童生徒約7万人を対象に「薬物等に対する意識等調査」を実施し、飲酒、喫煙について、次のようなことがわかった。

- ① 「酒を飲みたいと思ったことがある」、「たばこを吸いたいと思ったことがある」と回答した割合は、いずれも、男女ともに学年が上がるにつれて高くなった。
- ② 平成18年の調査では、「酒を飲みたいと思ったことがある」と回答した割合は、小学校6年生以上のどの学年でも、男子に比べて女子の方が若干高かった。
- ③ 「たばこを吸いたいと思ったことがある」の割合は、どの学年でも、男子の方が高かった。
- ④ 平成18年の調査を平成12年の調査と比較すると、「たばこを吸いたいと思ったことがある」の割合は、男女ともいずれの学年でも低下した。特に、中学生ではほぼ半減するなど顕著に低下した。

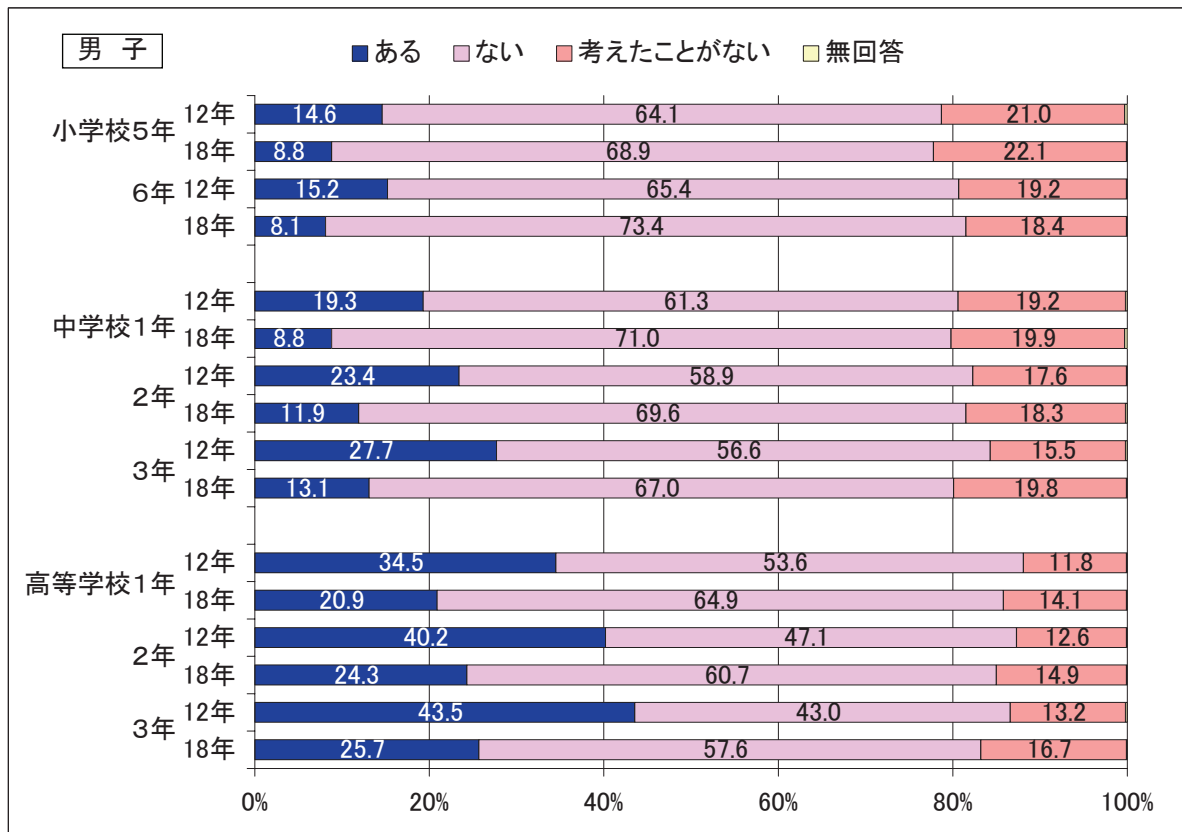
2-5図 酒を飲みたいと思ったことがあるか (男子：12年 37,295人、18年 34,335人)



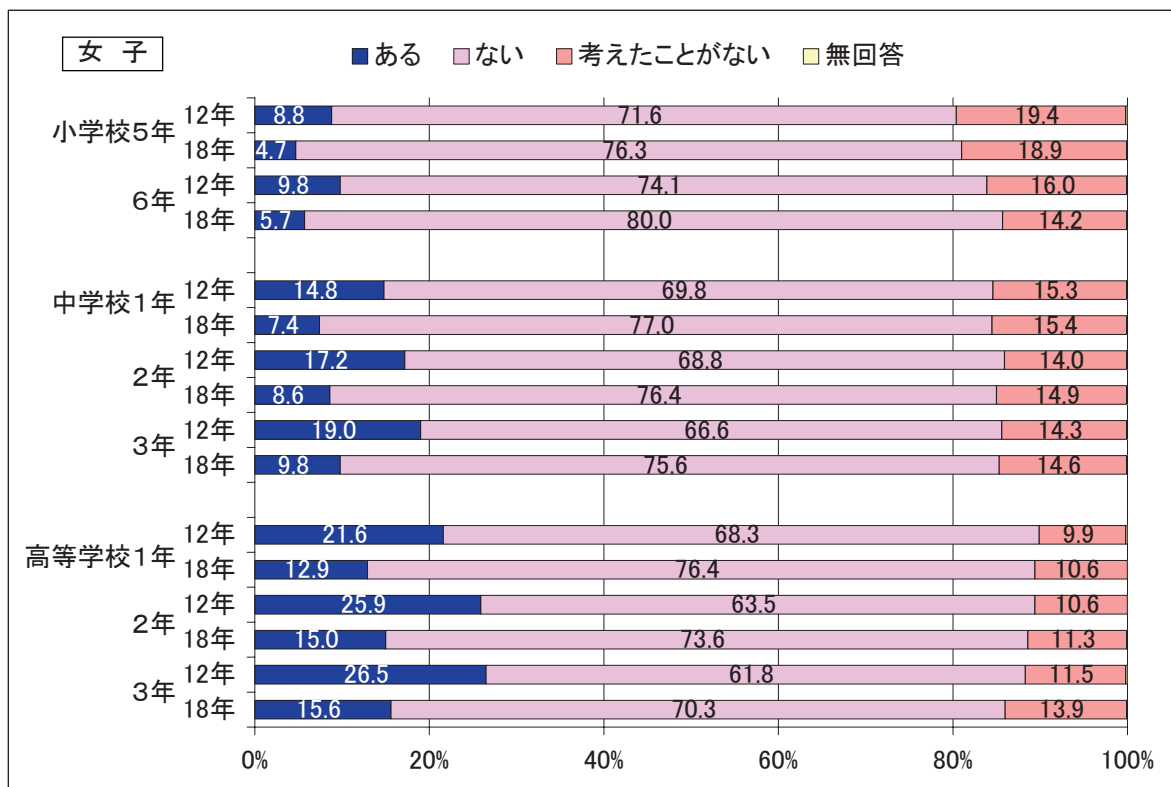
2-5図 (続き) (女子：12年 36,135人、18年 33,100人)



2-6図 たばこを吸いたいと思ったことがあるか (男子：12年 37,295人、18年 34,335人)



2-6図 (続き) (女子: 12年 36,135人、18年 33,100人)



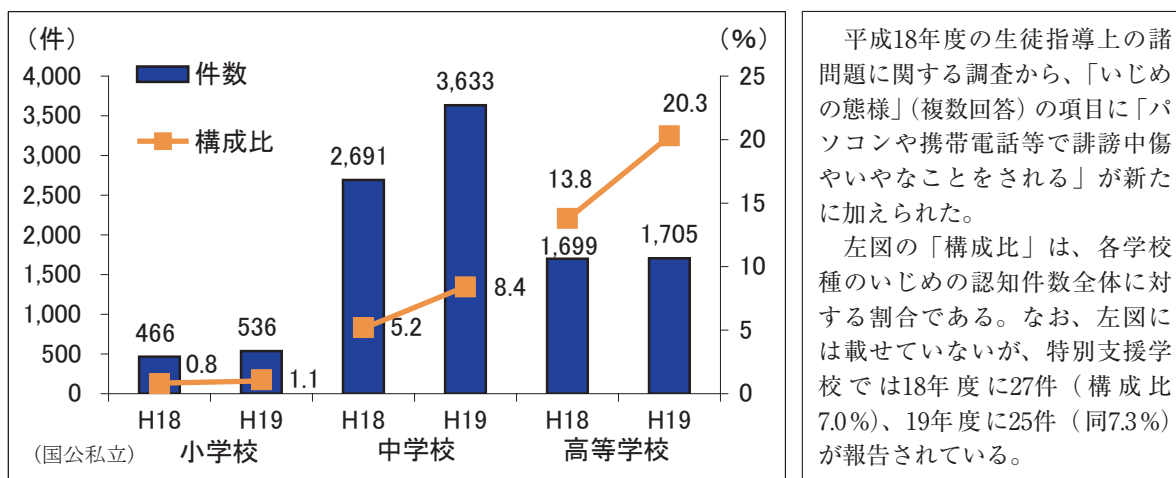
(資料) 文部科学省「薬物等に対する意識等調査報告書」(平成14年3月、平成19年3月)

4. インターネットや携帯電話をめぐる問題

近年、児童生徒のインターネットや携帯電話の利用をめぐり、様々な問題が起きている。

児童生徒が出会い系サイト等を通じて被害者となることは依然として大きな問題であるが、加えて、パソコンや携帯電話のインターネットを介した「ネット上のいじめ」の増加が懸念されるなど、事態は急速に変化している。学校、家庭、関係機関等がより一層連携・協力した取組が求められている。

2-7図 パソコンや携帯電話等によるいじめ



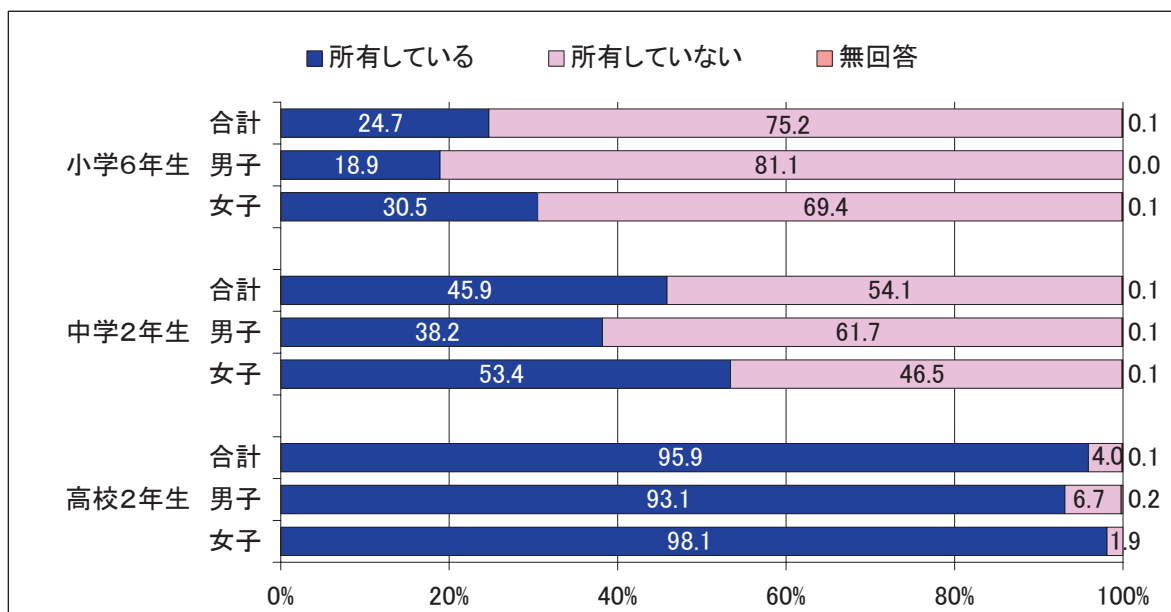
平成18年度の生徒指導上の諸問題に関する調査から、「いじめの態様」(複数回答)の項目に「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」が新たに加えられた。
左図の「構成比」は、各学校種のいじめの認知件数全体に対する割合である。なお、左図には載せていないが、特別支援学校では18年度に27件(構成比7.0%)、19年度に25件(同7.3%)が報告されている。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

文部科学省は、平成20年11月に「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」を行い、全国の小学校6年生、中学校2年生及び高等学校2年生、計16,893人から回答を得た。その結果、小学校6年生の24.7%、中学校2年生の45.9%、高等学校3年生の95.9%が自分専用の携帯電話を持っていることと回答し、また、いずれの学校種でも、女子の方が男子よりも所有率が高かった。

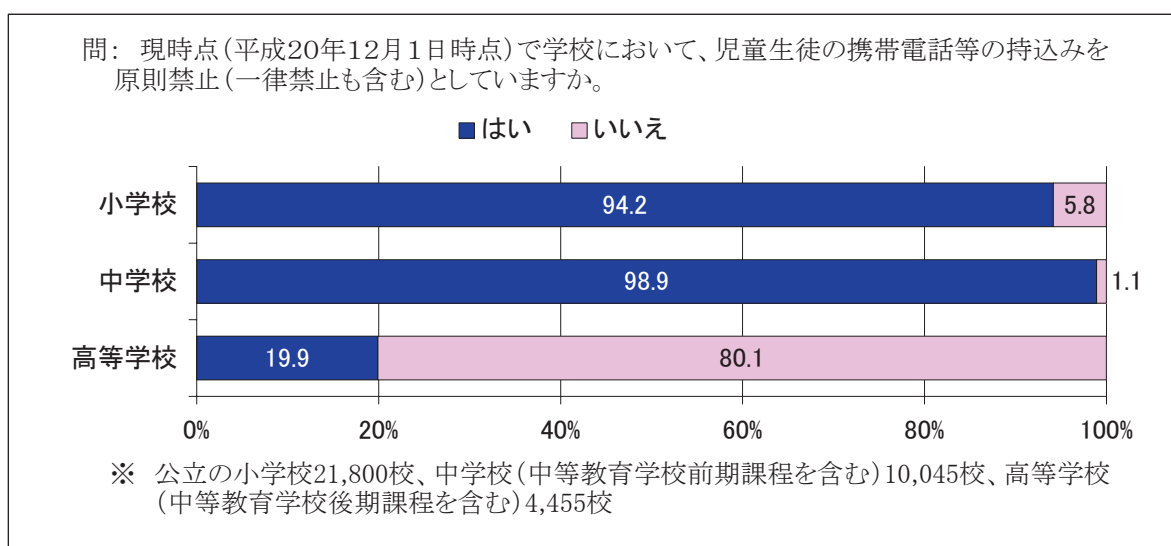
また、文部科学省の別の調査によると、平成20年12月の時点で、全国の公立小学校の94.2%、公立中学校の98.9%、公立高等学校の19.9%が、児童生徒の学校への携帯電話等の持込みを原則禁止（一律禁止も含む）としている。

2-8図 携帯電話の所有率



(資料) 文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果（速報）」(平成21年2月)

2-9図 携帯電話の校内持込みについて



(資料) 文部科学省「学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査結果」(平成21年1月)

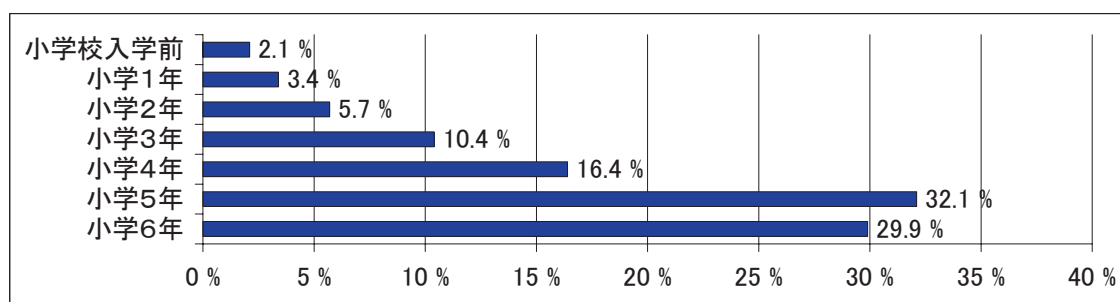
コラム 《携帯電話等の所有開始時期》

A県では、平成20年1月から3月にかけて、県内の公立小学校80校（4年生・6年生各1学級、4,891人）、公立中学校40校（各学年1学級、3,891人）、県立高等学校152校171課程（各学年1学級、17,627人）の児童生徒を対象に、携帯電話及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査を実施した。

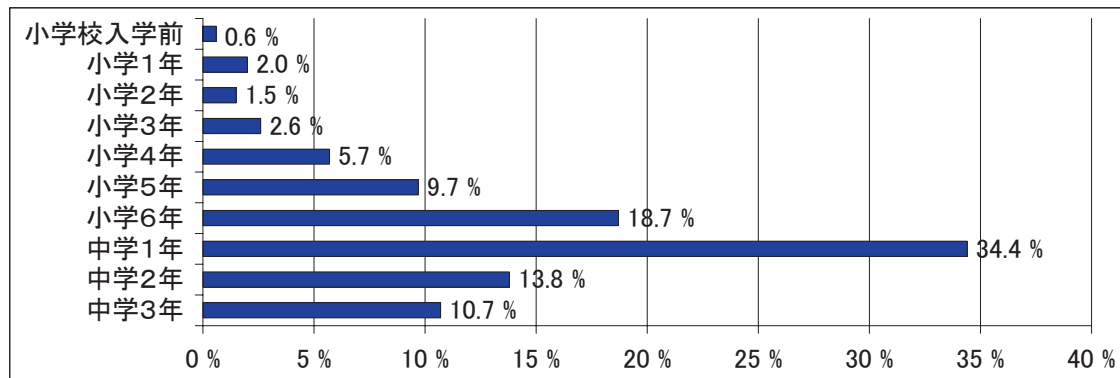
次の図を見ると、携帯電話等（携帯電話、PHS）を初めて所有した時期は、中学校3年生及び高等学校3年生では、いずれも「中学校1年」が最も多いことが分かる。

また、小学校6年生では、約4割の児童が小学校4年生までに、約3割が5年生で、約3割が6年生になってから所有しており、5年生以降に所有する児童が多いことが分かる。

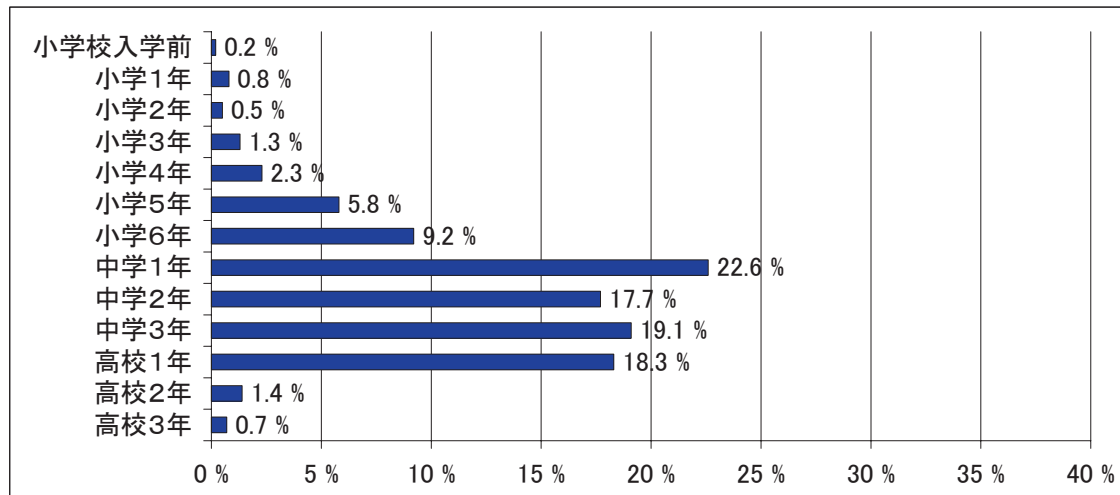
2-10図 小学校6年生（所有率45.8%）の所有開始時期



2-11図 中学校3年生（所有率82.6%）の所有開始時期



2-12図 高等学校3年生（所有率96.7%）の所有開始時期



第3章 不登校

1. 「不登校」のとらえ方

不登校（登校拒否）については、学校不適応対策調査研究協力者会議（平成4年）において、以下のように定義され、学校基本調査でもこの定義が用いられている。

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

なお、不登校については、学校基本調査において、年度内に30日以上欠席した児童生徒を長期欠席者として、その欠席理由を「病気」「経済的理由」「学校ぎらい」「その他」に区分して調査していたが、その後「不登校」という用語が一般的に使用されるようになり、平成10年度から、上記区分のうち「学校ぎらい」を「不登校」に名称変更した。

3-1表 学校基本調査における「不登校」の調査対象の変化

区分	昭和41年度～平成2年度	平成3年度～平成9年度	平成10年度以降
調査対象	「学校ぎらい」で50日以上欠席した児童生徒	「学校ぎらい」で50日、30日以上欠席した児童生徒	「不登校」で30日以上欠席した児童生徒（平成10年度については50日以上も調査）

2. 不登校児童生徒数の推移

平成19年度の小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）における不登校児童生徒数は129,255人となり、2年連続の増加となった。平成3年度の66,817人に比べると、ほぼ2倍に増加している。

また、全児童生徒数に占める割合は、小学校で0.34%、中学校で2.91%、全体で1.20%となっており、中学生の割合は過去最高となっている。小学生298人に1人、中学生34人に1人の割合で不登校になっている。

このことは、義務教育の制度の下、児童生徒が将来の自立に向けて基礎的・基本的な学習内容や社会性などを身に付ける上で、早急に対応しなければならない状況になっていると言える。

なお、平成16年度からは、高等学校における長期欠席の状況等についての調査が開始されたところであり、その調査結果等を40ページ以降に掲載している。

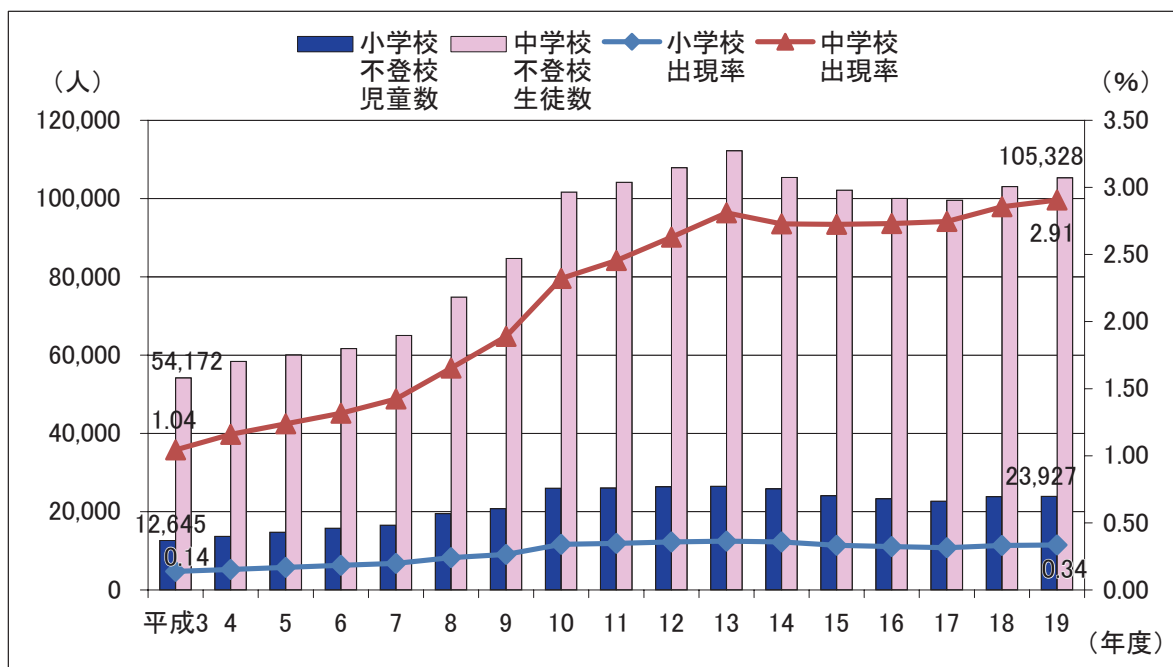
3-2表 不登校児童生徒（30日以上欠席者）数等の推移

区 分	小 学 校				中 学 校				計	
	(A) 全児童数 (人)	(B) 不登校児童数 (人)	不登校児童数の増 ▲減率 (%)	(B/A) ×100 (%)	(A) 全生徒数 (人)	(B) 不登校生徒数 (人)	不登校生徒数の増 ▲減率 (%)	(B/A) ×100 (%)	不登校児童生徒数の合計 (人)	出現率 (%)
平成3年度	9,157,429	12,645	—	0.14	5,188,314	54,172	—	1.04	66,817	0.47
4年度	8,947,226	13,710	8.4	0.15	5,036,840	58,421	7.8	1.16	72,131	0.52
5年度	8,768,881	14,769	7.7	0.17	4,850,137	60,039	2.8	1.24	74,808	0.55
6年度	8,582,871	15,786	6.9	0.18	4,681,166	61,663	2.7	1.32	77,449	0.58
7年度	8,370,246	16,569	5.0	0.20	4,570,390	65,022	5.4	1.42	81,591	0.63
8年度	8,105,629	19,498	17.7	0.24	4,527,400	74,853	15.1	1.65	94,351	0.75
9年度	7,855,387	20,765	6.5	0.26	4,481,480	84,701	13.2	1.89	105,466	0.85
10年度	7,663,533	26,017	25.3	0.34	4,380,604	101,675	20.0	2.32	127,692	1.06
11年度	7,500,317	26,047	0.1	0.35	4,243,762	104,180	2.5	2.45	130,227	1.11
12年度	7,366,079	26,373	1.3	0.36	4,103,717	107,913	3.6	2.63	134,286	1.17
13年度	7,296,920	26,511	0.5	0.36	3,991,911	112,211	4.0	2.81	138,722	1.23
14年度	7,239,327	25,869	▲ 2.4	0.36	3,862,849	105,383	▲ 6.1	2.73	131,252	1.18
15年度	7,226,910	24,077	▲ 6.9	0.33	3,748,319	102,149	▲ 3.1	2.73	126,226	1.15
16年度	7,200,933	23,318	▲ 3.2	0.32	3,663,513	100,040	▲ 2.1	2.73	123,358	1.14
17年度	7,197,458	22,709	▲ 2.6	0.32	3,626,415	99,578	▲ 0.5	2.75	122,287	1.13
18年度	7,187,417	23,825	4.9	0.33	3,609,306	103,069	3.5	2.86	126,894	1.18
19年度	7,132,874	23,927	0.4	0.34	3,624,113	105,328	2.2	2.91	129,255	1.20

(注) 調査対象：国公立小・中学校（平成18年度から中学校には中等教育学校前期課程を含む）以下同じ

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

3-3図 不登校児童生徒（30日以上欠席者）数等の推移



(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

【参考資料】

《50日以上欠席（昭和41年度～平成10年度）の不登校児童生徒数の推移》

不登校児童生徒の数は、昭和41年度から昭和49年度までは減少傾向にあったが、中学校では昭和50年度から、小学校では昭和58年度から、増加し始めた。

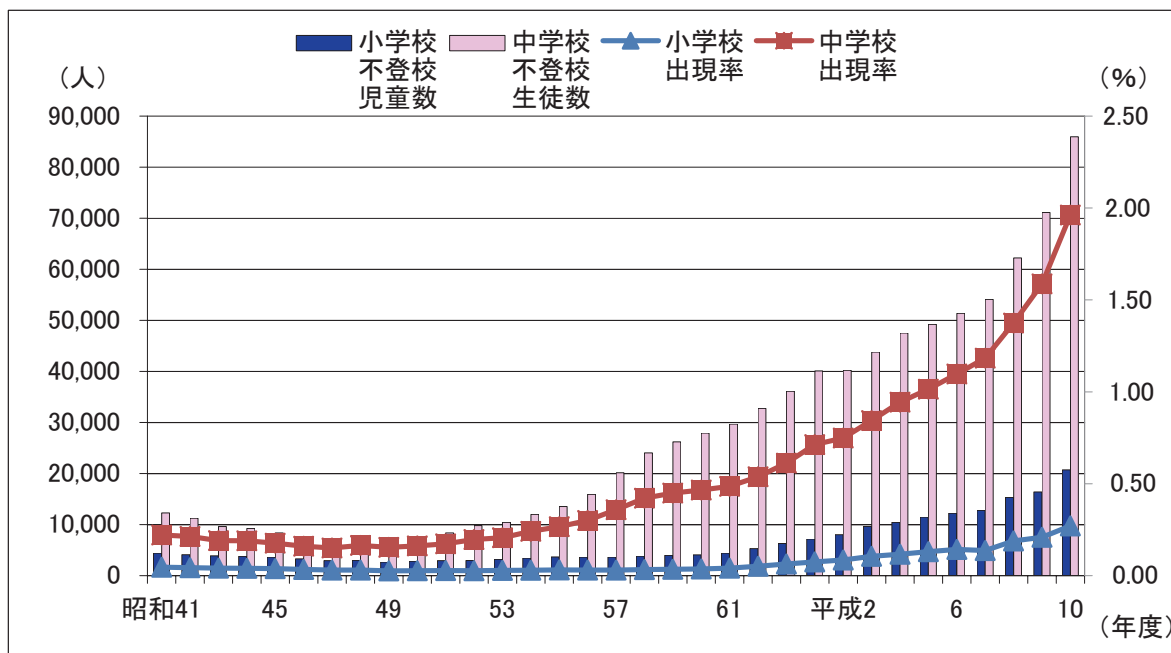
3-4表 不登校児童生徒（50日以上欠席者）数等の推移

区 分	小 学 校				中 学 校				計	
	(A) 全児童数 (人)	(B) 不登校児童数 (人)	不登校児童数の増▲減率 (%)	(B/A) × 100 (%)	(A) 全生徒数 (人)	(B) 不登校生徒数 (人)	不登校生徒数の増▲減率 (%)	(B/A) × 100 (%)	不登校児童生徒数の合計 (人)	出現率 (%)
昭和41年度	9,584,091	4,430	—	0.05	5,555,762	12,286	—	0.22	16,716	0.11
42年度	9,452,071	4,111	▲ 7.2	0.04	5,270,854	11,255	▲ 8.4	0.21	15,366	0.10
43年度	9,383,182	3,875	▲ 5.7	0.04	5,043,069	9,631	▲ 14.4	0.19	13,506	0.09
44年度	9,403,193	3,807	▲ 1.8	0.04	4,865,196	9,239	▲ 4.1	0.19	13,046	0.09
45年度	9,493,485	3,626	▲ 4.8	0.04	4,716,833	8,357	▲ 9.5	0.18	11,983	0.08
46年度	9,595,021	3,292	▲ 9.2	0.03	4,694,250	7,522	▲ 10.0	0.16	10,814	0.08
47年度	9,696,133	2,958	▲ 10.1	0.03	4,688,444	7,066	▲ 6.1	0.15	10,024	0.07
48年度	9,816,536	3,017	2.0	0.03	4,779,593	7,880	11.5	0.16	10,897	0.07
49年度	10,088,776	2,651	▲ 12.1	0.03	4,735,705	7,310	▲ 7.2	0.15	9,961	0.07
50年度	10,364,846	2,830	6.8	0.03	4,762,442	7,704	5.4	0.16	10,534	0.07
51年度	10,609,985	2,951	4.3	0.03	4,833,902	8,362	8.5	0.17	11,313	0.07
52年度	10,819,651	2,965	0.5	0.03	4,977,119	9,808	17.3	0.20	12,773	0.08
53年度	11,146,874	3,211	8.3	0.03	5,048,296	10,429	6.3	0.21	13,640	0.08
54年度	11,629,110	3,434	6.9	0.03	4,966,972	12,002	15.1	0.24	15,436	0.09
55年度	11,826,573	3,679	7.1	0.03	5,073,302	13,536	12.8	0.27	17,215	0.10
56年度	11,924,653	3,625	▲ 1.5	0.03	5,299,282	15,912	17.6	0.30	19,537	0.11
57年度	11,901,520	3,624	▲ 0.0	0.03	5,623,975	20,165	26.7	0.36	23,789	0.14
58年度	11,739,452	3,840	6.0	0.03	5,706,810	24,059	19.3	0.42	27,899	0.16
59年度	11,464,221	3,976	3.5	0.03	5,828,867	26,215	9.0	0.45	30,191	0.17
60年度	11,095,372	4,071	2.4	0.04	5,990,183	27,926	6.5	0.47	31,997	0.19
61年度	10,665,404	4,407	8.3	0.04	6,105,749	29,673	6.3	0.49	34,080	0.20
62年度	10,226,323	5,293	20.1	0.05	6,081,330	32,748	10.4	0.54	38,041	0.23
63年度	9,872,520	6,291	18.9	0.06	5,896,080	36,110	10.3	0.61	42,401	0.27
平成元年度	9,606,627	7,179	14.1	0.07	5,619,297	40,087	11.0	0.71	47,266	0.31
2年度	9,373,295	8,014	11.6	0.09	5,369,162	40,223	0.3	0.75	48,237	0.33
3年度	9,157,429	9,652	20.4	0.11	5,188,314	43,796	8.9	0.84	53,448	0.37
4年度	8,947,226	10,449	8.3	0.12	5,036,840	47,526	8.5	0.94	57,975	0.41
5年度	8,768,881	11,469	9.8	0.13	4,850,137	49,212	3.5	1.01	60,681	0.45
6年度	8,582,871	12,240	6.7	0.14	4,681,166	51,365	4.4	1.10	63,605	0.48
7年度	9,370,246	12,782	4.4	0.14	4,570,390	54,092	5.3	1.18	66,874	0.48
8年度	8,105,629	15,314	19.8	0.19	4,527,400	62,228	15.0	1.37	77,542	0.61
9年度	7,855,387	16,383	7.0	0.21	4,481,480	71,127	14.3	1.59	87,510	0.71
10年度	7,663,533	20,724	26.5	0.27	4,380,604	85,942	20.8	1.96	106,666	0.89

(注) 調査対象：国公立立小・中学校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

(資料) 文部科学省『生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について』

3-5図 不登校児童生徒（50日以上欠席者）数等の推移



(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

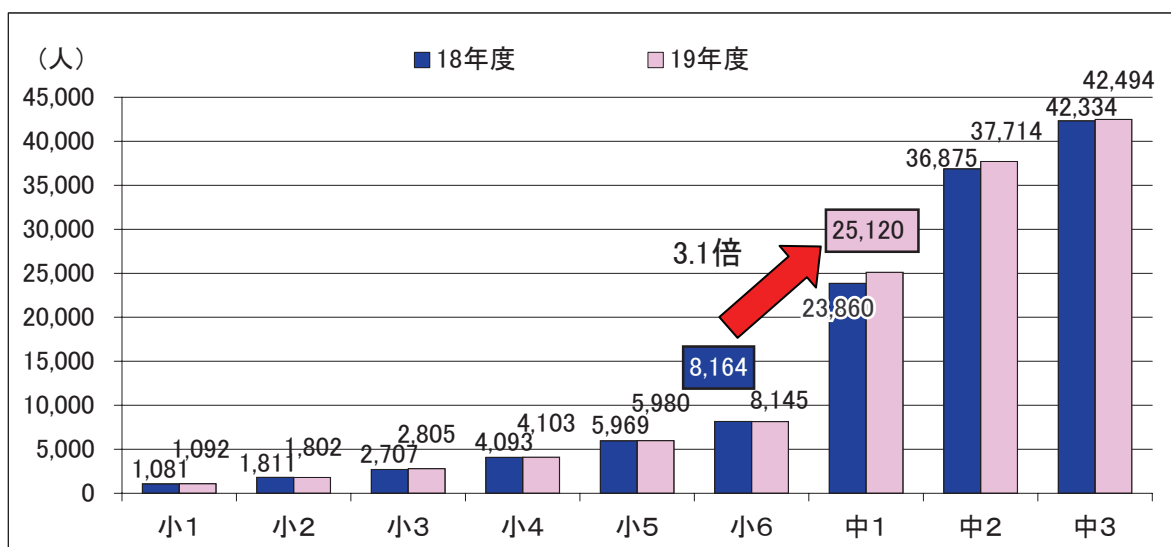
3. 不登校の実態分析

(1) 中学1年で急増する不登校

不登校児童生徒数は、小・中学校ともに学年が上がるにつれて増え、平成19年度における中学校1年では、小学校6年時（平成18年度）に比べ、約3.1倍と大幅に増加している。

このことから、小・中学校間の円滑な接続をいかに図るかが、課題のひとつとなっている。

3-6図 学年別不登校児童生徒（30日以上欠席者）数



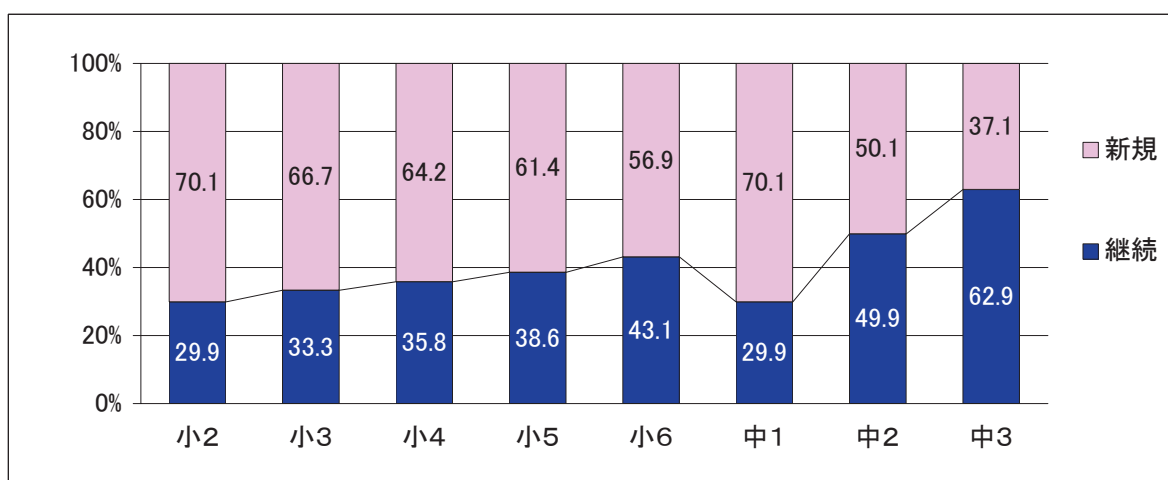
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 長期化する不登校

平成19年度における不登校児童生徒のうち、不登校の状態（30日以上欠席）が前年度から継続している者は半数近くとなっている。小・中学校別でみると、それぞれの学校種で学年が上がるにつれて継続している者の割合が大きくなるという傾向であり、特に、中学3年生については62.9%を占め、最も比率が高くなっている。

このことから、不登校児童生徒数の減少には、新たに不登校となる児童生徒を少なくするとともに前年度からの継続をいかに減らすかが、大きな鍵となる。

3-7図 学年別にみる継続割合（平成19年度30日以上欠席者）

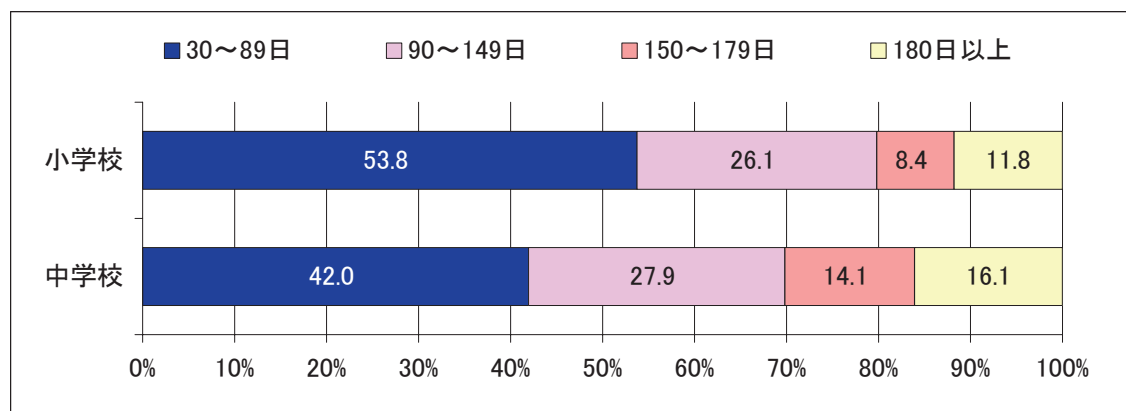


(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

コラム 《不登校児童生徒の欠席日数別割合》

B県で、平成19年度の不登校児童生徒の年間欠席日数別の割合を調べたところ、次のようになった。小学校では、欠席日数が30日～89日の児童は53.8%であるが、中学校では42.0%となっている。中学校の方が、欠席日数が長くなる傾向にあることがうかがえる。

3-8図 不登校児童生徒の欠席日数別割合

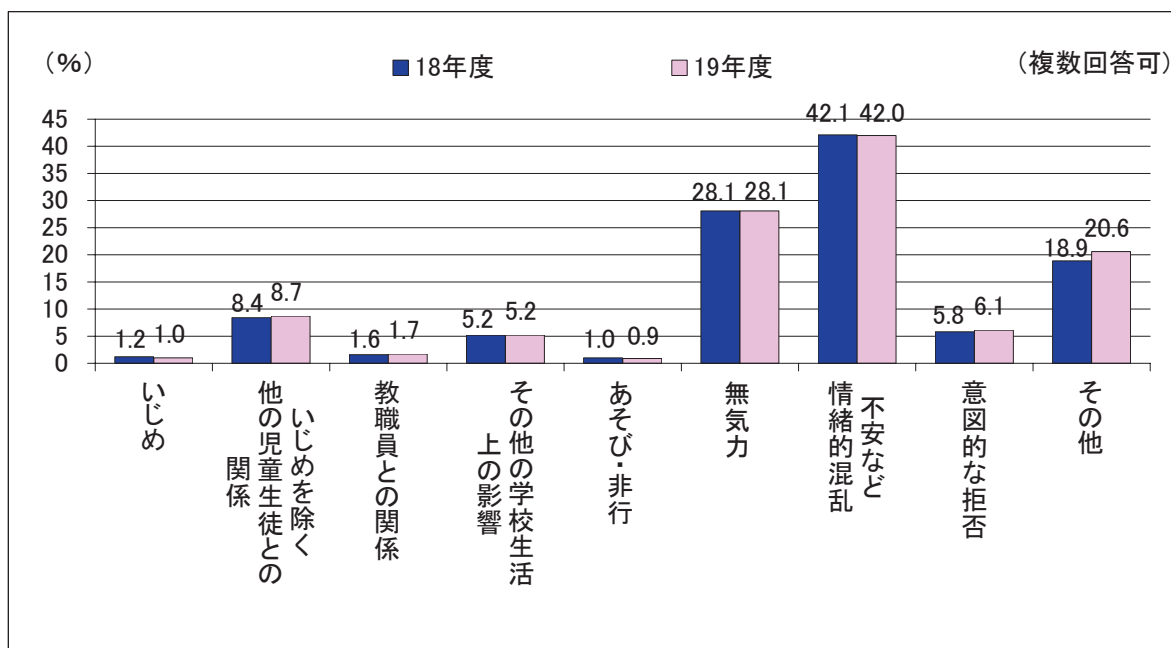


(3) 小学校における主な継続理由は「心」の悩み

小学校においては、不登校が継続している理由として、「不安など情緒的混乱」と「無気力」が高い割合を占めており、不登校の解消には「心の問題」としての対応策が求められる。

一方、「あそび・非行」「いじめ」「教職員との関係」などが挙げられる割合は低い。

3-9図 不登校状態が継続している理由（小学校、30日以上欠席者）



「不登校状態が継続している理由」の具体的な内容は以下のとおりである。

1	いじめ	いじめを受けているため登校できない。
2	いじめを除く他の児童生徒との関係	クラスになじむことができないなどの問題で登校できない。
3	教職員との関係	教職員との人間関係で登校できない。
4	その他の学校生活上の影響	授業がわからない、試験が嫌いであるなどの上記以外の学校生活上の影響で登校できない。
5	あそび・非行	遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。
6	無気力	無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えにいたり強く催促すると登校するが長続きしない。
7	不安など情緒的混乱	登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。
8	意図的な拒否	学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。
9	その他	上記のいずれにも該当しない。

※ 不登校児童生徒全員につき、考えられるものを全て選択する。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

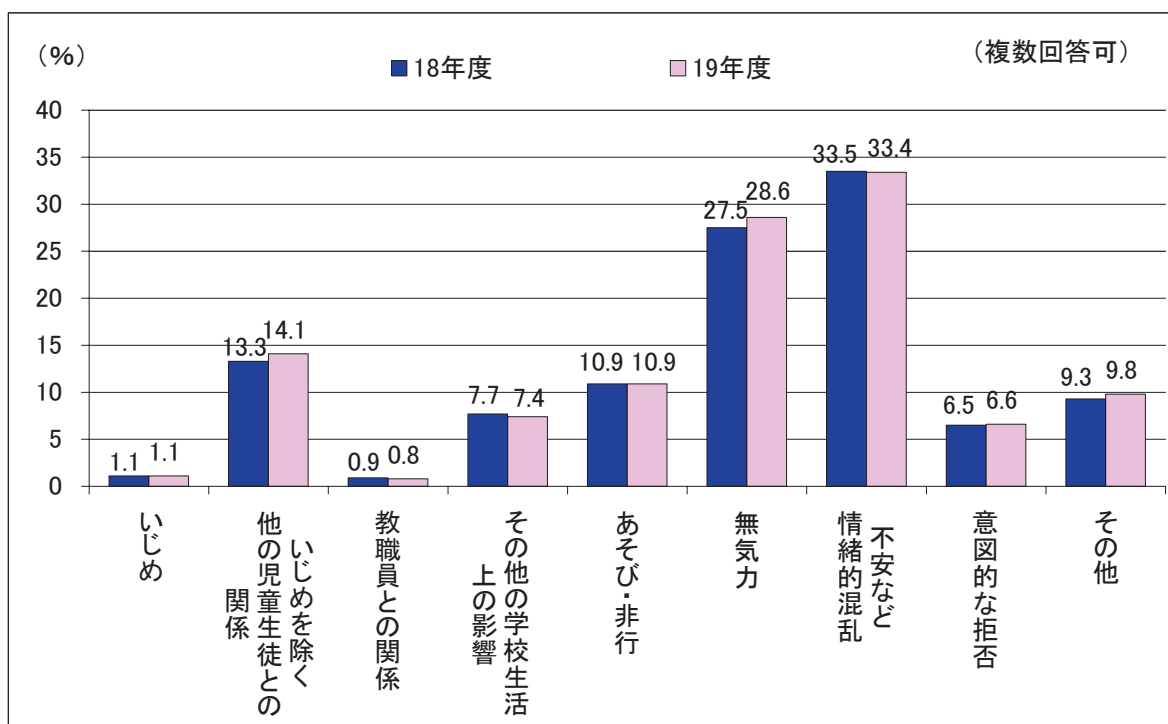
(4) 中学校における継続理由は多様化・複雑化

小学校同様、「不安など情緒的混乱」と「無気力」が高い割合を占め、次いで「いじめを除く他の児童生徒との関係」が多くなっている。また、「あそび・非行」が約1割となり、小学校と比較して大きく増加している。

このことから、中学校における不登校の解消には、「心の問題」に加えて、「人間関係づくり」や「非行防止」としての対応策も必要となる。

さらに、中学校は卒業後の進路選択の時期でもあり、将来の自立に向けた「進路の問題」として考える必要もあるであろう。

3-10図 不登校状態が継続している理由（中学校、30日以上欠席者）



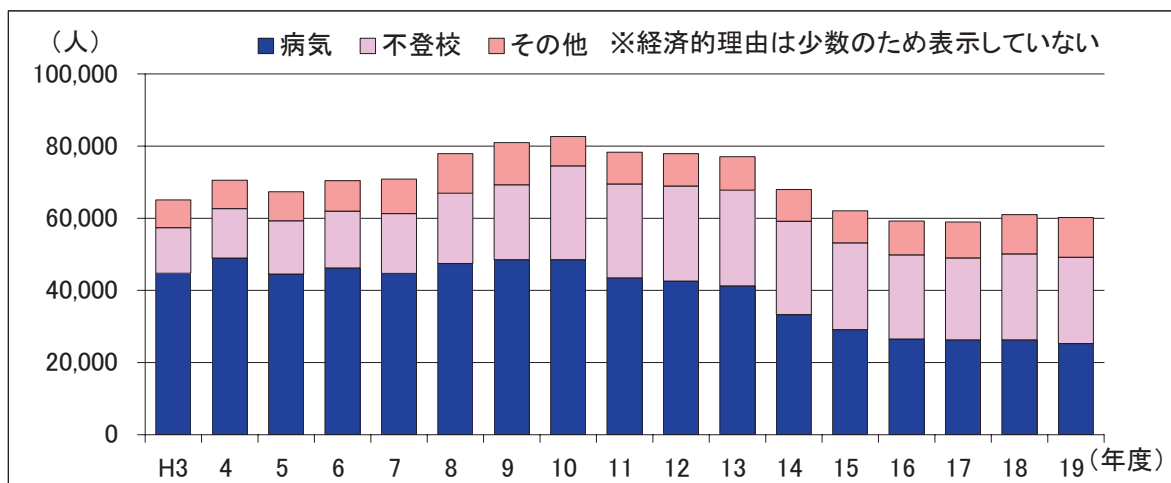
※「不登校状態が継続している理由」の具体的な内容は、小学校（3-9図）に同じ。

（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(5) 理由別長期欠席者数と「不登校」

小学校では、長期欠席者数に占める「病気欠席」の割合が最も高く、中学校では、「不登校」を理由とする割合が最も高くなっている。

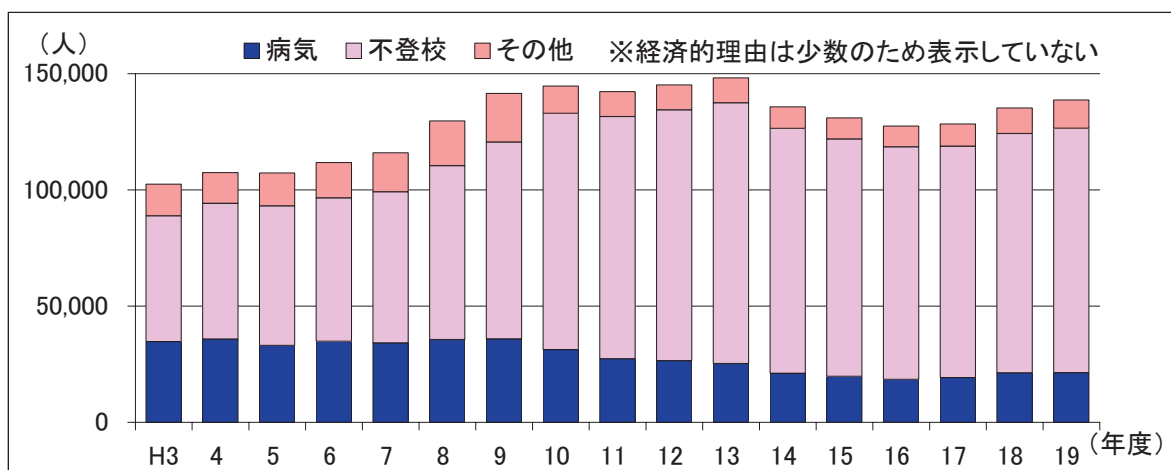
3-11図 理由別長期欠席児童数の推移（小学校、30日以上欠席者）



年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
病 気	48,490	43,444	42,548	41,230	33,290	29,086	26,502	26,263	26,267	25,248
経済的理由	166	143	149	174	116	78	62	79	88	47
不登校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927
その他	8,134	8,794	8,974	9,300	8,824	8,905	9,423	10,002	10,915	11,014
計	82,807	78,428	78,044	77,215	68,099	62,146	59,305	59,053	61,095	60,236

(資料) 文部科学省「学校基本調査」(平成20年度)

3-12図 理由別長期欠席生徒数の推移（中学校、30日以上欠席者）



年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
病 気	31,272	27,359	26,518	25,248	21,049	19,737	18,474	19,216	21,309	21,320
経済的理由	480	494	372	342	262	220	191	210	193	194
不登校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	102,957	105,197
その他	11,757	10,717	10,723	10,746	9,319	9,075	8,953	9,592	11,013	12,171
計	145,184	142,750	145,526	148,547	136,013	131,181	127,658	128,596	135,472	138,882

(資料) 文部科学省「学校基本調査」(平成20年度) (注) 中等教育学校の数値を含まない

(6) 不登校児童生徒へのかかわり

不登校となった児童生徒が再登校するようになった働きかけに当たって特に効果のあった措置として学校が挙げているものは、小・中学校ともに「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った」「登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行くなどした」などである。

なお、登校への働きかけは、一律に「する」とか「しない」とかいうものではなく、個々の状況を的確に把握し、適切な「見立て」に基づく必要がある。欠席している児童生徒に対して、常に何らかのかかわりを持ち続けることが大切である。

3-13表 「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

区 分		小学校 (校)	中学校 (校)	計 (校)	
学校内での指導の改善工夫	1	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った	3,043	4,147	7,190
	2	全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった	2,505	3,604	6,109
	3	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった	1,183	2,407	3,590
	4	養護教諭が専門的に指導にあたった	1,727	3,265	4,992
	5	スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった	2,214	5,573	7,787
	6	友人関係を改善するための指導を行った	2,384	3,731	6,115
	7	教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した	2,691	3,661	6,352
	8	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った	1,460	1,920	3,380
	9	様々な活動の場面において本人が意欲を持って活動できる場を用意した	2,656	3,071	5,727
	10	保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった	2,532	5,191	7,723
働きかけへの	11	登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行くなどした	4,079	5,847	9,926
	12	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った	3,894	6,345	10,239
	13	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った	3,393	4,686	8,079
と他の連携	14	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった	1,943	3,028	4,971
	15	病院等の医療機関と連携して指導にあたった	794	1,709	2,503
その他	16	その他	352	582	934

(注1) 調査対象：国公立小・中学校 (注2) 複数回答可とする

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(7) 相談機関等とのかかわり

不登校児童生徒が、相談や指導などを受けた学校外の機関等は、小学校では「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」が、中学校では「教育支援センター（適応指導教室）」が、それぞれ最も多い。不登校の取組の上では、今後とも教育支援センターや相談機関等の一層の整備・充実と専門的な立場からの指導の充実が望まれる。

また、学校内では、スクールカウンセラー等に相談したり、養護教諭から指導を受けたりした児童生徒が多く、校内の相談体制の充実も重要である。

3-14表 相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした児童生徒数

区分		年度	小学校		中学校		計			B/A
			相談・指導等を受けた人数	指導要録上出席扱いした人数	相談・指導等を受けた人数	指導要録上出席扱いした人数	相談・指導等を受けた人数(A)	不登校児童生徒数における(A)の割合	指導要録上出席扱いした人数(B)	
学校外	①教育支援センター（適応指導教室）	18年度	3,257	2,009	13,226	10,786	16,483	13.0%	12,795	77.6%
		19年度	3,079	1,889	13,688	11,383	16,767	13.0%	13,272	79.2%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）	18年度	3,949	710	5,766	2,139	9,715	7.7%	2,849	29.3%
		19年度	3,820	659	5,903	2,027	9,723	7.5%	2,686	27.6%
	③児童相談所・福祉事務所	18年度	2,512	246	5,521	1,065	8,033	6.3%	1,311	16.3%
		19年度	2,343	259	5,324	1,005	7,667	5.9%	1,264	16.5%
	④保健所，精神保健福祉センター	18年度	375	20	644	50	1,019	0.8%	70	6.9%
		19年度	405	19	658	43	1,063	0.8%	62	5.8%
	⑤病院，診療所	18年度	2,948	188	9,229	499	12,177	9.6%	687	5.6%
		19年度	3,093	184	9,373	533	12,466	9.6%	717	5.8%
	⑥民間団体，民間施設	18年度	766	147	1,809	624	2,575	2.0%	771	29.9%
		19年度	686	160	1,781	703	2,467	1.9%	863	35.0%
⑦上記以外の機関等	18年度	637	73	1,706	279	2,343	1.8%	352	15.0%	
	19年度	870	84	1,878	260	2,748	2.1%	344	12.5%	
⑧上記①～⑦の機関等での相談・指導を受けた人数	18年度	11,562	3,032	34,016	14,215	45,578	35.9%	17,247	37.8%	
	19年度	11,482	2,972	34,539	15,101	46,021	35.6%	18,073	39.3%	
学校内	⑨養護教諭による専門的な指導を受けた人数	18年度	6,121	-	22,045	-	28,166	22.2%	-	-
		19年度	6,331	-	22,145	-	28,476	22.0%	-	-
	⑩スクールカウンセラー等による専門的な相談を受けた人数	18年度	7,878	-	40,967	-	48,845	38.5%	-	-
		19年度	8,217	-	41,818	-	50,035	38.7%	-	-
⑪上記⑨、⑩による相談・指導を受けた人数	18年度	11,805	-	52,672	-	64,477	50.8%	-	-	
	19年度	12,441	-	53,102	-	65,543	50.7%	-	-	
⑫上記①～⑦、⑨、⑩による相談・指導を受けた人数	18年度	16,780	-	66,474	-	83,254	65.6%	-	-	
	19年度	17,132	-	69,563	-	86,695	67.1%	-	-	

(注) ①～⑦、⑨、⑩については複数回答であり、⑧、⑪、⑫は実数。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

コラム 《中1不登校調査》

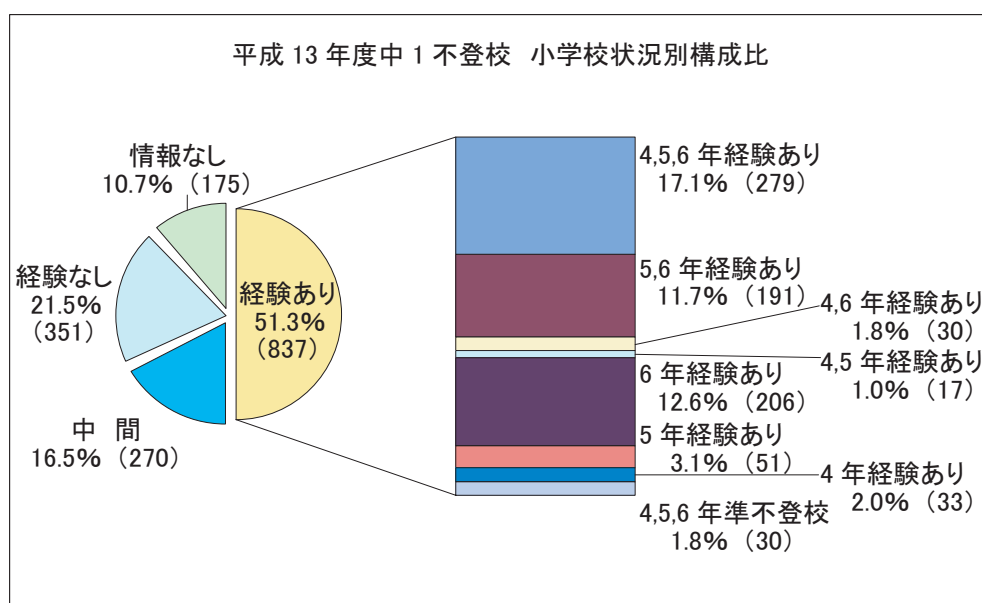
国立教育政策研究所生徒指導研究センターによる「中1不登校調査」は、平成14年度から16年度にかけて、中学校1年生時の不登校に焦点を絞って実施された。目的は小学校6年生から中学校1年生にかけての不登校急増のメカニズムを明らかにし、その未然防止策を検討することにあつた。平成14年度の調査対象は47都道府県（以下、県）のうち4県の114市町内にある全公立中学校に在籍する、平成13年度に不登校を理由として30日以上欠席をした中学校1年生全員である。調査の方法は各学校の不登校担当者によって回答される「生徒調査」であり、その内容は以下の①～④の項目である。

- ①中学校1年生時の月別欠席状況
- ②小学校4年生時から6年生時の欠席状況（遅刻、早退、別室登校含む）
- ③不登校の態様（きっかけと継続の理由）
- ④当該生徒のおおまかな学力

分析は、小学校4～6年生時の欠席日数と保健室等登校の日数を単純に加算し、遅刻早退の日数が報告されている場合にはそれを半日分の欠席として加算した「不登校相当」という概念により行われた。そして、小学校4年生から6年生の間に1回でも不登校相当の経験がある場合には「経験あり」、一度もない場合には「経験なし」、という具合に「小学校状況」を分類し、その特徴が検討された。

この調査研究によって得られた主たる知見の一つは、小学校から中学校にかけての増加傾向が、従来考えられていたものよりも小さいという点である。いわゆる『問題行動調査』で示される数字では、中学校1年生の不登校生徒数は前年度の小学校6年生の不登校児童数の2倍から3倍と計算できる。ところが、「生徒調査」の結果を見ると、多

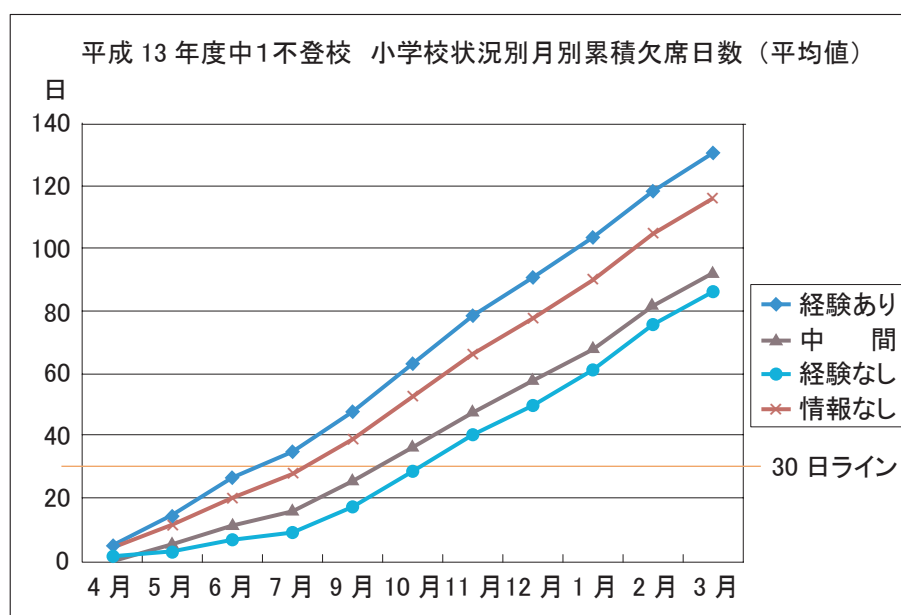
3-15図 平成13年度中1不登校生徒 小学校状況別構成比



くても2倍程度にしか増えない。3-15図に示されているとおり、平成13年度の中学校1年生の不登校生徒のうち半数以上の51.3%は小学校の4年生から6年生で不登校相当の「経験あり」群であり、反対に「経験なし」群は21.5%に過ぎないのである。

もう一つの重要な知見は、こうした「経験あり」群と「経験なし」群とでは、中学校1年生時の休み方に大きな差があるという点である。3-16図に示されているとおり、「経験あり」群の平均累積欠席日数は4月から目立っており、5月以降、その傾向は増加して7月には30日を超える。それに対して、「経験なし」群では、1学期の間は「経験あり」群の半分以下の日数にとどまり、目立ち始めるのは9月以降からである。しかも、この傾向は不登校の「きっかけ」や「継続理由」によって変わることはない。つまり、未然防止という点で言うと、「経験あり」群に対する1学期当初からの対応の重要性が明らかになった。「経験あり」群が2日休んだらチーム対応を開始する等の提言は、こうしたエヴィデンスに基づいてなされた。

3-16図 平成13年度中1不登校生徒 小学校状況別累積欠席日数（平均値）



(出典) 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『中1不登校生徒調査(中間報告)
[平成14年12月実施分] - 不登校の未然防止に取り組むために -』2003年

4. 高等学校における長期欠席及び不登校の状況

中学校卒業後に、高等学校や各種学校等に進学する生徒の割合は、平成15年度から平成20年度にかけて、毎年97%以上となっている。こうした中、平成16年度から国・公・私立高等学校における長期欠席者の状況について調査が開始された。なお、長期欠席の理由については、小・中学校と同様、「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」としている。

(1) 高等学校における理由別長期欠席者数

国・公・私立高等学校における理由別長期欠席者数は、平成16年度から19年度にかけて減少傾向にあるが、在籍者数の約3%となっており、毎年10万人を超えている。そのうち過半数の生徒が、「不登校」を理由に30日以上欠席している。

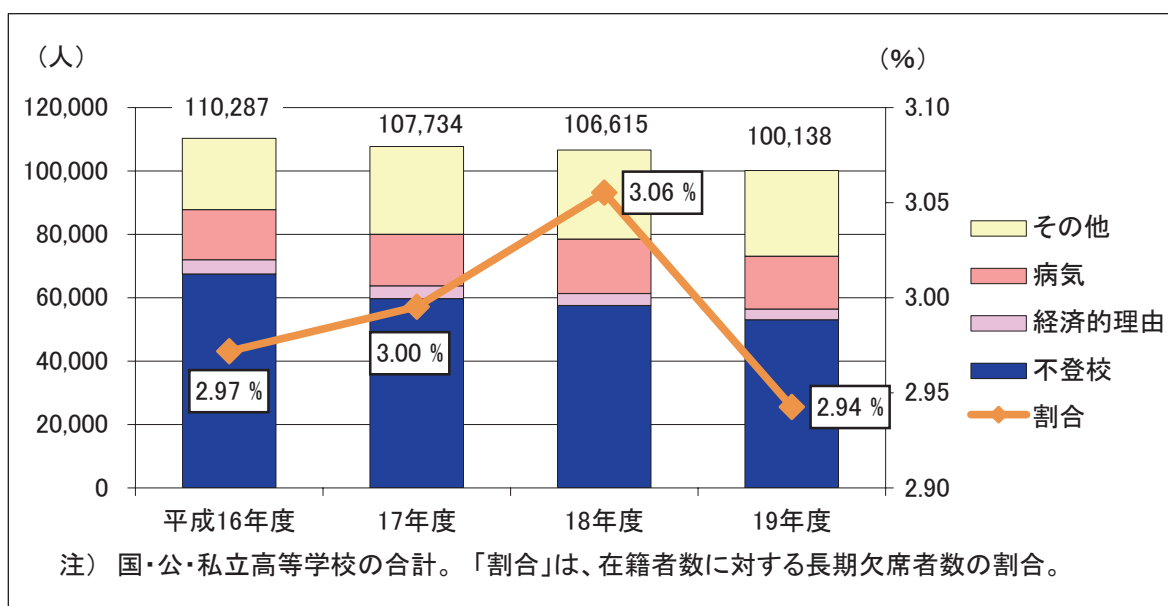
3-17表 高等学校における理由別長期欠席者数の推移

区分	16年度	17年度	18年度	19年度
在籍者数	3,711,062	3,596,820	3,489,545	3,403,076
不登校	67,500 (1.82%)	59,680 (1.66%)	57,544 (1.65%)	53,041 (1.56%)
経済的理由	4,459 (0.12%)	4,081 (0.11%)	3,755 (0.11%)	3,396 (0.10%)
病気	15,811 (0.43%)	16,218 (0.45%)	17,194 (0.49%)	16,658 (0.49%)
その他	22,517 (0.61%)	27,755 (0.77%)	28,122 (0.81%)	27,043 (0.79%)
計	110,287 (2.97%)	107,734 (3.00%)	106,615 (3.06%)	100,138 (2.94%)

(注) 調査対象：国・公・私立高等学校。(%)は、在籍者数に対する割合。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

3-18図 高等学校における理由別長期欠席者数の推移

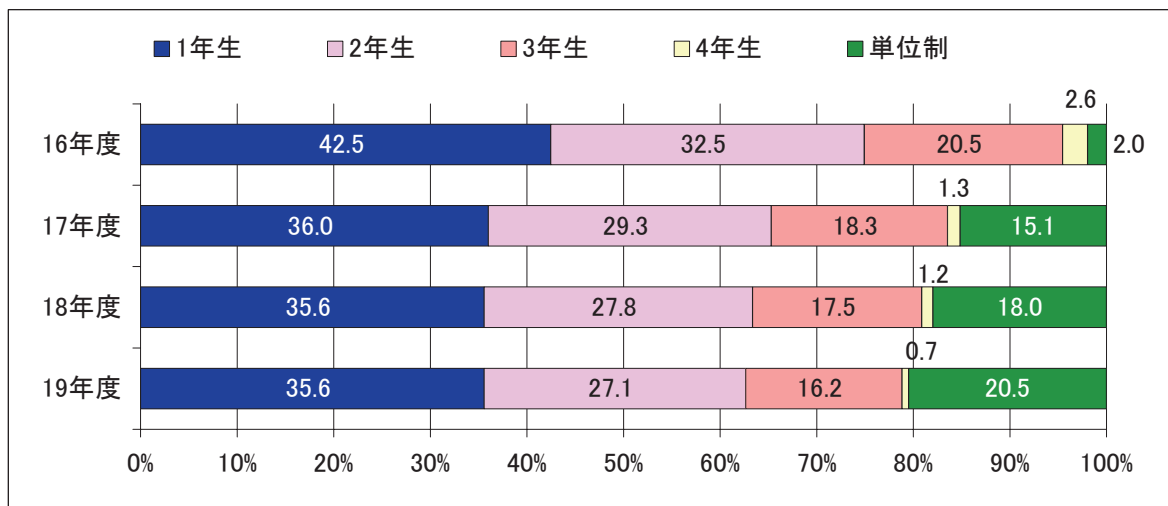


(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 高等学校における不登校の状況

学年別に見ると、不登校生徒は第1学年に最も多い。ただし、不登校生徒の中には退学したり（平成19年度37.3%）、原級留置したり（平成19年度9.9%）する生徒もいるので、小・中学校の不登校と同様にとらえることはできない。

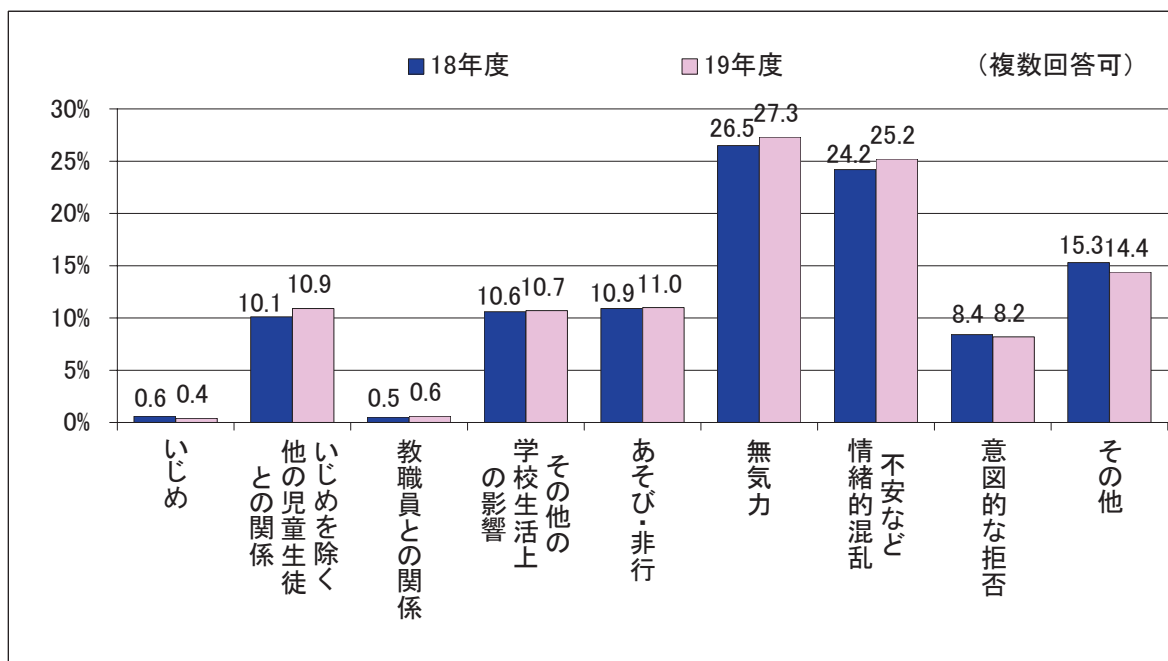
3-19図 学年別不登校生徒数



(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

不登校状態が継続している理由は、「無気力」が最も多く、次に「不安など情緒的混乱」が多い。

3-20図 不登校状態が継続している理由



※「不登校状態が継続している理由」の具体的な内容は、小学校（3-9図）に同じ。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

コラム 《適応感を高める高校づくり》

国立教育政策研究所生徒指導研究センターによる「高校不登校調査」は、平成18年度から19年度にかけて、高校1年生時の不登校生徒に焦点を絞って実施された。目的は、中学校1年生～3年生時に30日以上長期欠席の経験を持つ生徒が他の生徒と同様に安心して通える、高校の特徴を明らかにすることにあった。調査対象は、47都道府県（以下、県）のうちの3県にある70校以上の公立高校に在籍する1年生全員である。方法は生徒自身が回答する「高校生調査」であり、個人の変容過程が追跡できるよう5月・7月・12月・3月に実施された。その内容は以下の①～⑦の項目である。

- ①高校生活への適応状況と自己肯定感
- ②相談できる人間関係
- ③ストレス感
- ④登校忌避感情とその理由
- ⑤中学校時代の欠席状況（5月のみ）
- ⑥入学直後の気持ち（5月のみ）
- ⑦1年間で振り返った気持ち（3月のみ）

また、この調査に加え、欠席日数の多い生徒については月別の欠席日数や転学、中途退学の状況を調べる「出欠状況調査」も行われた。この調査の回答者は各学校の不登校担当者である。

二つの調査結果を突き合わせた分析から、中学校時代に30日以上長期欠席を経験した生徒が6名以上在籍しているにもかかわらず、高校になってからはその全員が不登校にならずに1年間で過ごし、それ以外の生徒についても新たに不登校になったり、転学や中途退学をしたりする生徒が少ない4つの高校が抽出された。そして、それらの高校が実際にどのような取組を行ったのか、どのような点に配慮して生徒に接するようしていたのか、等についてさらに調査を行い、その特徴を指摘している。

4校の事例に共通しているのは、第1に、入試の合格発表直後から、積極的に活動していることである。中学校を回って情報を収集したり、保護者を交えて説明会を行ったり、面接週間を設けたりすることにより、不登校を未然に防ぐような手だてが講じられている。第2に、そのようにして収集した情報や、日々、生徒と接することによって得られた情報を、教員間で共有する仕組みがあることである。その他にも、長期休業期間中にどのような活動を行うのか、生徒が進んで自分の将来について考えていく姿勢を持たせるためにどんな工夫をするか、生徒自身が主体的に取り組むようにどんな働き掛けをするか、等も重要であることが明らかになった。

（出典）国立教育政策研究所生徒指導研究センター『適応感を高める高校づくり』平成20年

5. 不登校問題への取組

各教育委員会や学校における不登校対策への取組の基本として、国が今までに示した主な答申や施策等は以下のとおりである。

(1) 不登校にかかわる国の答申等

○学校不適応対策調査研究協力者会議報告概要（平成4年3月）

「登校拒否（不登校）問題について—児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して—」

- ・あくまでも児童生徒の学校への復帰を目指して支援策が講ぜられる必要がある。
- ・登校拒否はどの子どもにも起こりうるものである、という観点に立って登校拒否をとらえていくことが必要であるということである。すなわち現在元気に通学している児童生徒も、様々な要因が作用して登校拒否に陥る可能性をもっているという認識をもつことが、登校拒否の予防的観点から特に必要になってくる。
- ・学校が登校拒否問題に対応するに当たって、児童生徒の学校生活への適応を図ることと同時に、その自立をいかに促すかという視点をもって指導することが基本的に重要なことである。

○中央教育審議会第一次答申（不登校関連記述 平成8年7月）

「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

- ・登校拒否の子どもへの指導に当たって、元の仲間や生活に戻ることにのみこだわらなく、子どもが登校拒否を克服する過程でどのように個性を伸ばし、成長していくかという視点を大切に、ゆっくり時間をかけて取り組むことも大切なことである。

○中央教育審議会答申（不登校関連記述 平成10年6月）

「幼児期からの心の教育の在り方について」

- ・不登校の子どもは、心の成長の助走期にあり、周囲の人間がゆとりを持って対応する必要があるということを特に強調したい。
- ・早く登校できるようになるということにこだわらなく、子どもが不登校を克服する過程でどのように個性を伸ばし、成長していくかという視点を持つことが求められる。
- ・この問題については、学校のみで解決することに固執すべきではない。

○「不登校への対応の在り方について」（平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知）より

※ この通知は、不登校問題に関する調査研究協力者会議「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」（平成15年3月）の趣旨を踏まえたものである。

1 不登校に対する基本的な考え方

① 将来の社会的自立に向けた支援の視点

不登校の解決の目標は、児童生徒の将来的な社会的自立に向けて支援することであること。したがって、不登校を「心の問題」としてのみとらえるのではなく、「進路の問題」としてとらえ、本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援・情報提供等の対応をする必要があること。

② 連携ネットワークによる支援

学校、家庭、地域が連携協力し、不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか正しく見極め（「アセスメント」）を行い、適切な機関による支援と多様な学習の機会を児童生徒に提供することが重要であること。その際には、公的機関のみならず、民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完し合うことの意義が大きいこと。

③ 将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割

義務教育段階の学校は、自ら学び自ら考える力なども含めた「確かな学力」や基本的な生活習慣、規範意識、集団における社会性等、社会の構成員として必要な資質や能力等をそれぞれの発達段階に応じて育成する機能と責務を有しており、関係者はすべての児童生徒が学校に楽しく通うことができるよう、学校教育の一層の充実のための取組を展開していくことがまずもって重要であること。

④ 働きかけることや関わりを持つことの重要性

児童生徒の立ち直る力を信じることは重要であるが、児童生徒の状況を理解しようとすることもなく、あるいは必要としている支援を行おうとすることもなく、ただ待つだけでは、状況の改善にならないという認識が必要であること。

⑤ 保護者の役割と家庭への支援

保護者を支援し、不登校となった子どもへの対応に関してその保護者が役割を適切に果たせるよう、時機を失することなく児童生徒本人のみならず家庭への適切な働きかけや支援を行うなど、学校と家庭、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。

○「教育振興基本計画」（不登校関連記述 平成20年7月）より

基本方針2の②「規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる」※不登校関連記述

不登校の児童生徒への学校内外における相談体制の整備を進めるなど、不登校の子ども等の教育機会について支援を図る。

(2) 不登校にかかわる国の主な施策等

◆出席扱いについての措置

- 不登校児童生徒が適応指導教室等の学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定要件を満たすときは校長は指導要録上「出席扱い」にできることとする。
（「登校拒否問題への対応について」（平成4年9月文部省初等中等教育局長通知））
また、この場合、通常定期乗車券制度（いわゆる「学割」）の適用を受けることができる。（「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」（平成5年3月文部省初等中等教育局中学校課長通知））

◆教育支援センター（適応指導教室）の整備

- 教育委員会が設置・運営する不登校児童生徒の学校復帰に向けた適応指導を行う「教育支援センター（適応指導教室）」の設置の推進（平成2年度～ 文部省）

◆高等学校の入学者選抜の改善について（平成9年11月）

- 高等学校の入学者選抜にあたって、不登校生徒については、通学動機等を自ら記載した書類など調査書以外の選抜資料としての活用を図るなど、より適切な評価に配慮するよう都道府県教育委員会に通知

◆マルチメディアを活用した補充指導についての調査研究（平成9年度～15年度）

◆中学校卒業程度認定試験における受験資格の拡大（平成9年3月）

◆スクールカウンセラー等活用事業補助（平成13年度～ ※平成7年度～12年度は、スクールカウンセラー活用調査研究委託事業）

（◆「心の教室相談員」の配置（平成10年度～15年度））

◆不登校児童生徒の適応指導総合調査研究委託—スクーリング・サポート・プログラム（SSP）—（平成11年度～14年度）

◆サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業（平成14年度～15年度）

◆スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業（SSN）（平成15年度～18年度）

◆問題行動に対する地域における行動連携推進事業（平成16年度～18年度）

◆問題を起こす子ども等の自立支援事業（平成19年度～）

◆問題行動等への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業（平成17年度～）

◆スクールソーシャルワーカー活用事業（平成20年度～ ※平成20年度は委託事業、平成21年度～補助事業）

第4章 高等学校中途退学

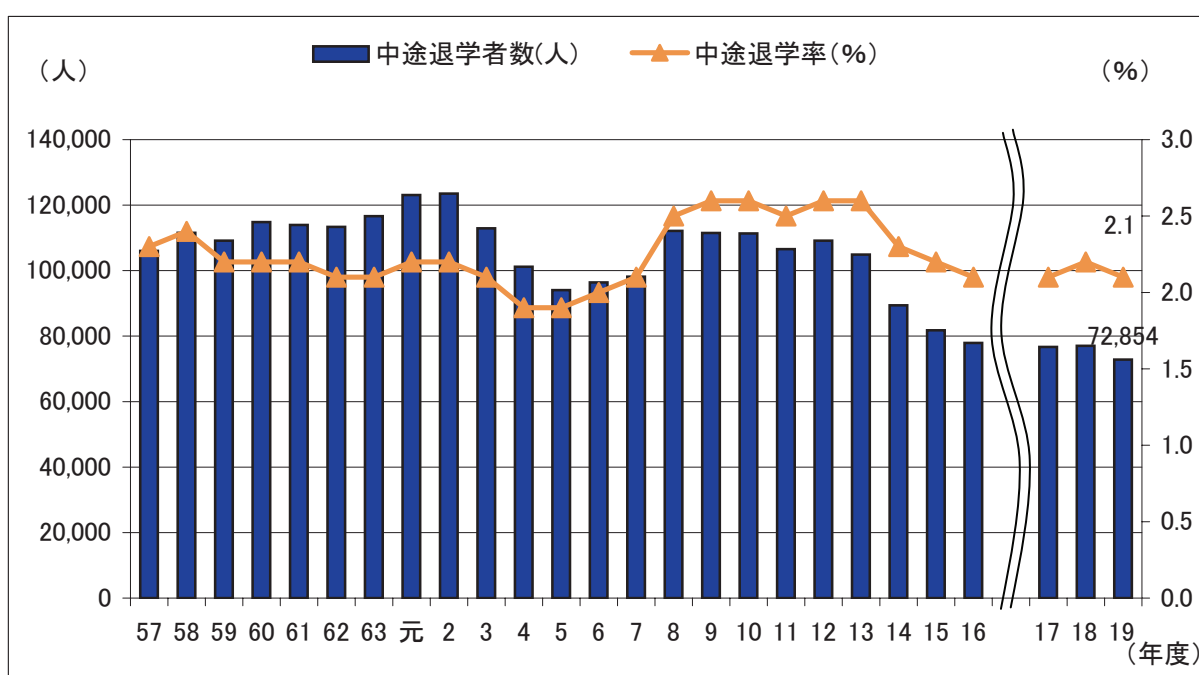
1. 高等学校における中途退学の状況

(1) 中途退学者数の推移

高等学校の中途退学者数は、昭和57年度の調査開始以来、平成2年度の123,529人を最高として増減を繰り返し、平成12年度以降は減少傾向にある。

平成19年度の中途退学者数は72,854人で、前年度と比較して5.4%減少した。中途退学者が高等学校在籍者数に占める割合（中退率）は2.1%で、前年度と比較して0.1ポイント減少した。

4-1図 中途退学者数及び中途退学率の推移



年度	昭和57	58	59	60	61	62	63	平成元	2
中途退学者数(人)	106,041	111,531	109,160	114,834	113,938	113,357	116,617	123,069	123,529
中途退学率(%)	2.3	2.4	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.2	2.2

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11
中途退学者数(人)	112,933	101,194	94,065	96,401	98,179	112,150	111,491	111,372	106,578
中途退学率(%)	2.1	1.9	1.9	2.0	2.1	2.5	2.6	2.6	2.5

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
中途退学者数(人)	109,146	104,894	89,409	81,799	77,897	76,693	77,027	72,854
中途退学率(%)	2.6	2.6	2.3	2.2	2.1	2.1	2.2	2.1

(注1) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査

(注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 中途退学事由の推移

事由別中途退学者数の構成比の推移は、4-2表のとおりである。中途退学の事由は、「学校生活・学業不適応」、「進路変更」が最も多く、昭和59年度からこの2つの事由を合計すると中途退学事由全体の5割を超え、平成6年度以降はこの2つの事由で全体の7割以上を占めている。

一方、「学業不振」は減少傾向が続き、平成4年度からは1割を下回っている。

4-2表 事由別中途退学者数の構成比の推移

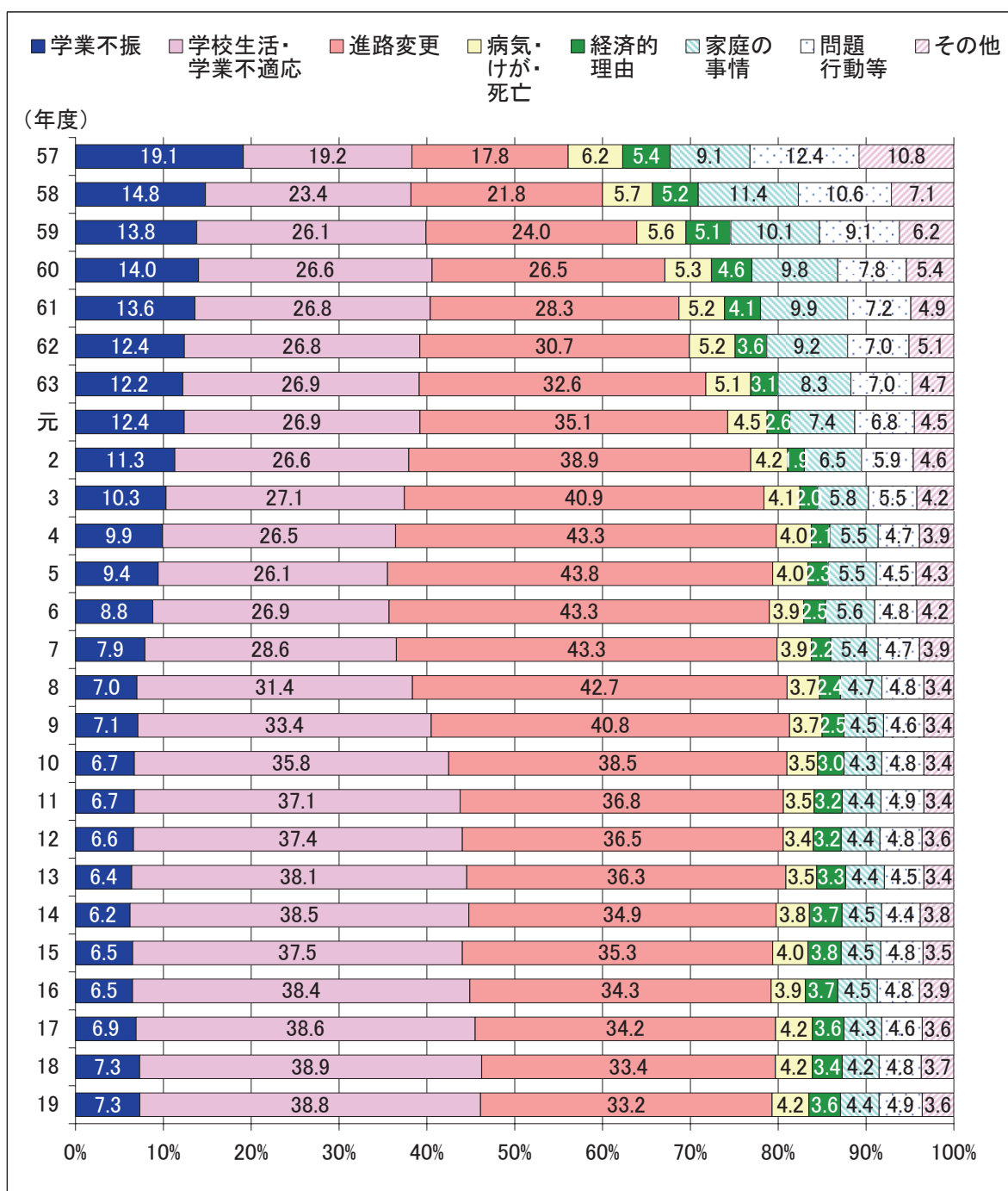
(単位 %)

年度	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
昭和57	19.1	19.2	17.8	6.2	5.4	9.1	12.4	10.8
58	14.8	23.4	21.8	5.7	5.2	11.4	10.6	7.1
59	13.8	26.1	24.0	5.6	5.1	10.1	9.1	6.2
60	14.0	26.6	26.5	5.3	4.6	9.8	7.8	5.4
61	13.6	26.8	28.3	5.2	4.1	9.9	7.2	4.9
62	12.4	26.8	30.7	5.2	3.6	9.2	7.0	5.1
63	12.2	26.9	32.6	5.1	3.1	8.3	7.0	4.7
平成元	12.4	26.9	35.1	4.5	2.6	7.4	6.8	4.5
2	11.3	26.6	38.9	4.2	1.9	6.5	5.9	4.6
3	10.3	27.1	40.9	4.1	2.0	5.8	5.5	4.2
4	9.9	26.5	43.3	4.0	2.1	5.5	4.7	3.9
5	9.4	26.1	43.8	4.0	2.3	5.5	4.5	4.3
6	8.8	26.9	43.3	3.9	2.5	5.6	4.8	4.2
7	7.9	28.6	43.3	3.9	2.2	5.4	4.7	3.9
8	7.0	31.4	42.7	3.7	2.4	4.7	4.8	3.4
9	7.1	33.4	40.8	3.7	2.5	4.5	4.6	3.4
10	6.7	35.8	38.5	3.5	3.0	4.3	4.8	3.4
11	6.7	37.1	36.8	3.5	3.2	4.4	4.9	3.4
12	6.6	37.4	36.5	3.4	3.2	4.4	4.8	3.6
13	6.4	38.1	36.3	3.5	3.3	4.4	4.5	3.4
14	6.2	38.5	34.9	3.8	3.7	4.5	4.4	3.8
15	6.5	37.5	35.3	4.0	3.8	4.5	4.8	3.5
16	6.5	38.4	34.3	3.9	3.7	4.5	4.8	3.9
17	6.9	38.6	34.2	4.2	3.6	4.3	4.6	3.6
18	7.3	38.9	33.4	4.2	3.4	4.2	4.8	3.7
19	7.3	38.8	33.2	4.2	3.6	4.4	4.9	3.6

(注) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

4-3図 事由別中途退学者数の構成比の推移



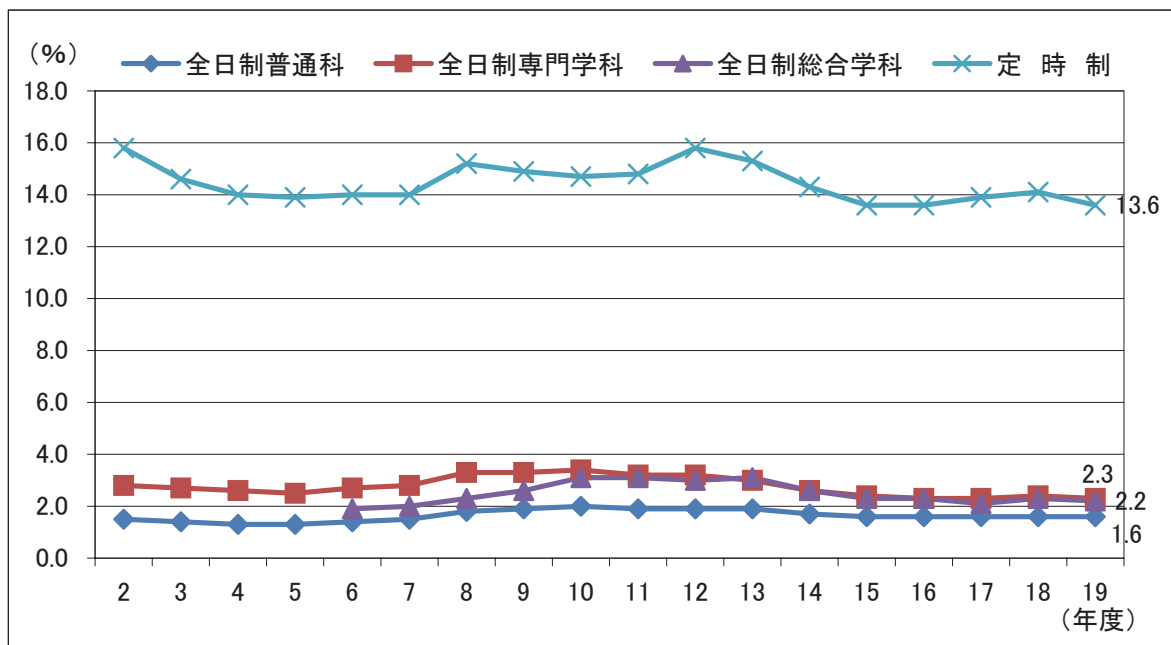
(注) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 課程別・学科別の中途退学の状況

課程別・学科別の中途退学率の推移を表したのが下図である。全日制に比べて、定時制で高くなっている。なお、総合学科は平成6年度から設置されており、それ以降の数値である。

4-4図 課程別・学科別中途退学率の推移



年度	全日制普通科		全日制専門学科		全日制総合学科		定時制	
	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)
平成2	60,887	1.5	39,564	2.8	-	-	23,078	15.8
3	56,071	1.4	37,046	2.7	-	-	19,816	14.6
4	50,089	1.3	33,883	2.6	-	-	17,222	14.0
5	46,859	1.3	31,311	2.5	-	-	15,895	13.9
6	48,503	1.4	32,445	2.7	21	1.9	15,432	14.0
7	50,218	1.5	33,191	2.8	101	2.0	14,669	14.0
8	58,460	1.8	37,583	3.3	309	2.3	15,798	15.2
9	59,674	1.9	36,341	3.3	679	2.6	14,797	14.9
10	60,059	2.0	35,309	3.4	1,304	3.1	14,700	14.7
11	56,752	1.9	32,747	3.2	1,775	3.1	15,304	14.8
12	57,866	1.9	32,102	3.2	2,117	3.0	17,061	15.8
13	55,970	1.9	29,493	3.0	2,461	3.1	16,970	15.3
14	47,129	1.7	23,940	2.6	2,312	2.6	16,028	14.3
15	43,420	1.6	21,122	2.4	2,356	2.3	14,901	13.6
16	40,633	1.6	19,740	2.3	2,634	2.3	14,890	13.6
17	39,626	1.6	19,032	2.3	2,772	2.1	15,263	13.9
18	39,481	1.6	19,094	2.4	3,102	2.3	15,350	14.1
19	37,271	1.6	17,773	2.3	3,108	2.2	14,702	13.6

(注1) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査

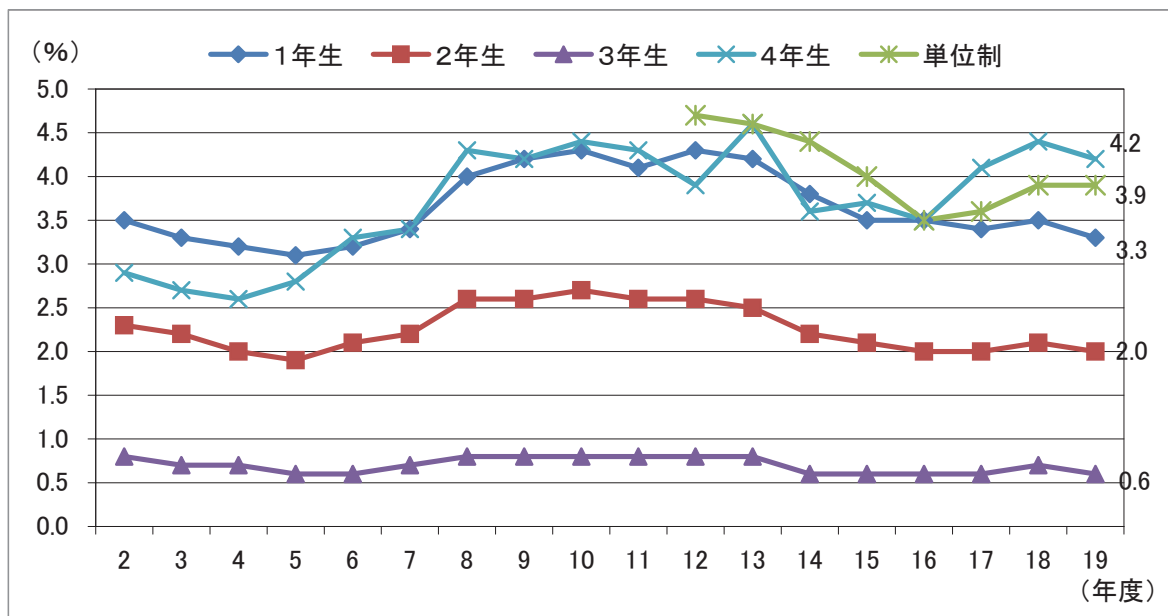
(注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(4) 学年別中途退学率の状況

課程別・学科別の中途退学率の推移を表したのが下図である。1年生で退学する率が高く、学年が進むにつれて中途退学率は低くなる。4年生は定時制のみである。なお、単位制には学年の区分はない。

4-5図 学年別中途退学率の推移



年度	1年生		2年生		3年生		4年生		単位制	
	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)
平成2	65,472	3.5	43,430	2.3	13,790	0.8	837	2.9	-	-
3	59,051	3.3	39,953	2.2	13,163	0.7	766	2.7	-	-
4	54,219	3.2	34,750	2.0	11,529	0.7	696	2.6	-	-
5	51,258	3.1	31,796	1.9	10,330	0.6	681	2.8	-	-
6	52,327	3.2	33,029	2.1	10,319	0.6	726	3.3	-	-
7	52,863	3.4	34,151	2.2	10,508	0.7	657	3.4	-	-
8	60,117	4.0	39,147	2.6	12,084	0.8	802	4.3	-	-
9	61,073	4.2	37,565	2.6	12,120	0.8	733	4.2	-	-
10	62,191	4.3	37,184	2.7	11,257	0.8	740	4.4	-	-
11	59,345	4.1	35,512	2.6	10,888	0.8	707	4.3	-	-
12	58,473	4.3	34,398	2.6	10,115	0.8	523	3.9	5,637	4.7
13	55,530	4.2	32,845	2.5	9,896	0.8	626	4.6	5,997	4.6
14	47,442	3.8	27,277	2.2	7,915	0.6	499	3.6	6,276	4.4
15	42,386	3.5	25,089	2.1	7,747	0.6	497	3.7	6,080	4.0
16	40,753	3.5	22,753	2.0	7,165	0.6	450	3.5	6,776	3.5
17	38,304	3.4	22,914	2.0	7,318	0.6	500	4.1	7,657	3.6
18	37,986	3.5	22,220	2.1	7,166	0.7	485	4.4	9,170	3.9
19	35,724	3.3	20,645	2.0	6,561	0.6	425	4.2	9,499	3.9

(注1) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査

(注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

コラム 《原級留置者数の状況等》

平成19年度の国・公・私立高等学校における原級留置者数は、合計16,374人で、在籍者数に占める割合は、0.5%である。この5年間のデータを見ると、毎年0.5～0.6%であり、学年が上がるにつれ減少する傾向にある。

原級留置は各学年の終わりに行われる進級認定で、その学年の課程を修了したことが認められず、翌年度同じ学年で再度学習を行うものである。原級留置の問題については、多様で弾力的な教育課程の編成に配慮するとともに、生徒の学ぶ意欲、生きる意欲を高める指導の充実が望まれる。

4-6表 課程・学科・学年別原級留置者数（平成19年度、国・公・私立高等学校）

学年	全日制普通科		全日制専門学科		全日制総合学科		定時制		合計	
	原級留置者(人)	割合(%)	原級留置者(人)	割合(%)	原級留置者(人)	割合(%)	原級留置者(人)	割合(%)	原級留置者(人)	割合(%)
1年	4,653	0.6	1,979	0.8	116	0.7	1,725	8.7	8,473	0.8
2年	3,331	0.4	1,360	0.5	55	0.3	716	4.6	5,462	0.5
3年	709	0.1	221	0.1	58	0.4	473	3.2	1,461	0.1
4年	-	-	-	-	-	-	200	2.0	200	2.0
単位制	75	0.1	10	0.1	108	0.1	585	1.2	778	0.3
合計	8,768	0.4	3,570	0.5	337	0.2	3,699	3.4	16,374	0.5

(注) 原級留置者とは、平成20年3月末現在で進級又は卒業が認められなかった者をいう。

割合は、在籍者数に占める原級留置者数の割合。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

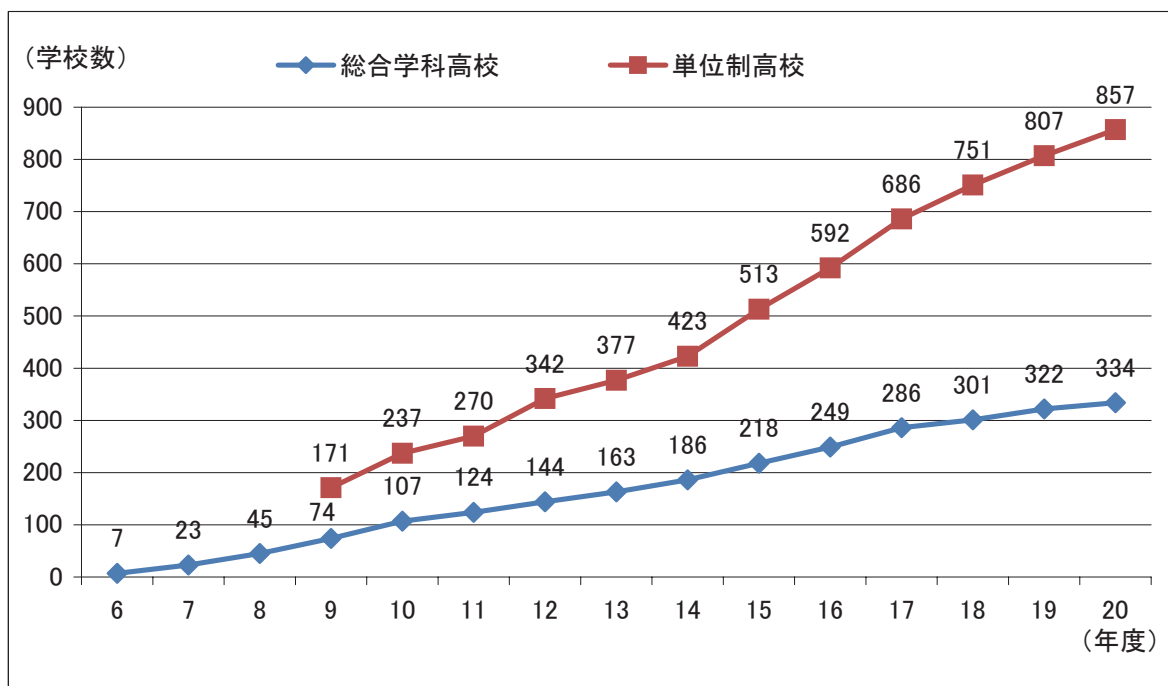
2. 高等学校中途退学への対応

高等学校中途退学は、高等学校教育の多様化、弾力化、個性化の課題と密接にかかわる重要な問題であり、一人一人の生徒が意欲的に充実感を持って学ぶことのできる魅力ある高等学校づくりを進めることが求められている。具体的には、以下のような取組が挙げられる。

- 生徒の適性、興味・関心等に応じた選択幅の広い教育課程の編成など高等学校教育の多様化、弾力化を推進する。
- 「参加する授業」「分かる授業」の推進、個に応じた手厚い指導を行う。
- 中途退学者が高等学校に戻りたいと希望する場合には積極的に受け入れるなど、開かれた高等学校教育の仕組みを整える。
- 中学校における進路指導の充実により、生徒一人一人が自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるように支援する。
- 高等学校においてガイダンスの機能の充実等により、学校生活の適応等について計画的に指導を行う。
- 学校外における学修の単位認定やインターンシップなど、地域の教育力を生かした開かれた学校づくりを推進する。

現在、生徒の多様な能力・適性、興味・関心、進路希望等に対応し、特色ある学校づくりとして、選択中心のカリキュラム編成や単位修得の弾力化などを特色とする総合学科や単位制の高等学校の設置も全国的に進められている。

4-7図 総合学科高校及び単位制高校設置数の推移



(注) 学校設置会社が設置する学校を含んでいる。

(資料) 文部科学省「高等学校教育の改革に関する推進状況について」(平成20年10月)

第5章 いじめ

1. いじめのとりえ方

いじめの状況については、昭和60年度から文部科学省が調査を開始し、平成6年度及び平成18年度の調査から、5-1表のとおりいじめのとりえ方等について見直しが行われた。

5-1表 いじめに関する調査の変遷

調査対象時期	昭和60年度～平成5年度	平成6年度～平成17年度	平成18年度～
調査対象校種	公立小・中・高等学校	公立小・中・高等学校、公立特殊教育諸学校	国・公・私立小・中・高等学校、国・公・私立特別支援学校
調査におけるいじめのとりえ方	①自分よりも弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの、 であって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。	①自分よりも弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。	①一定の人間関係のある者から、 ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 いじめの「発生件数」を「認知件数」に改める

平成18年度調査からのいじめの定義は次のとおりである。

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

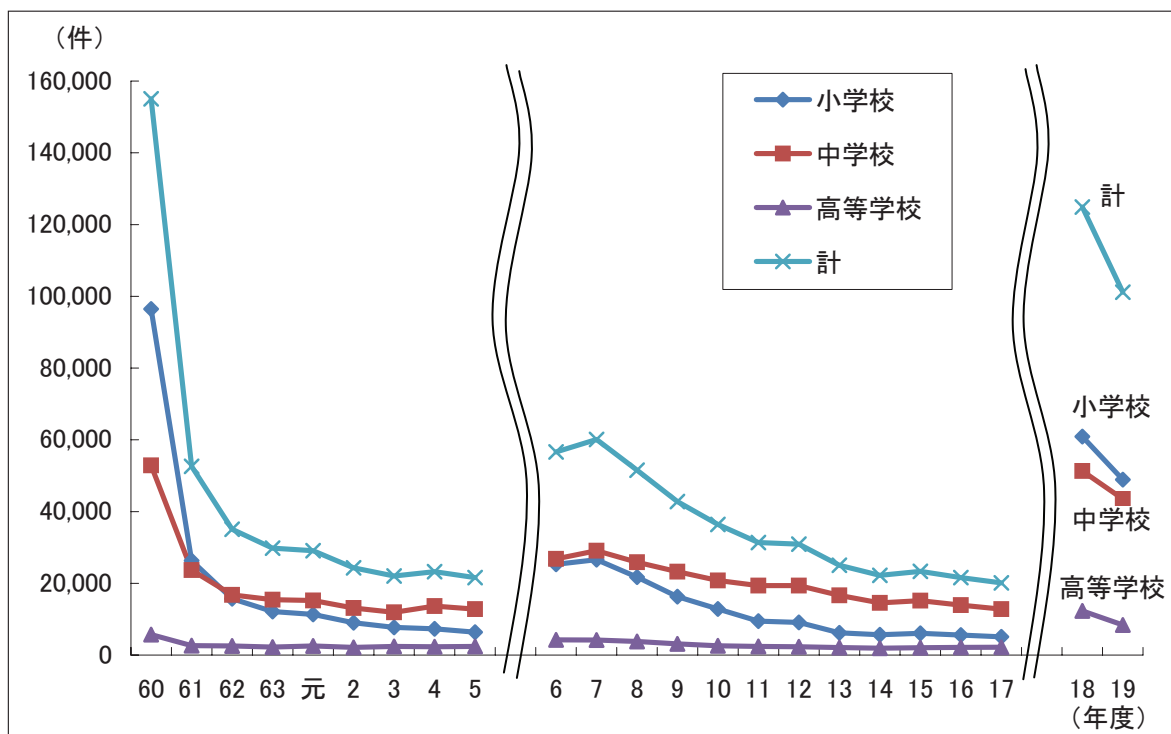
学校等関係者にあっては、自らの学校にもいじめがあるのではないかとの問題意識をもって、アンケートや個別面談等で積極的に実態把握を行うなど、定義等の見直しの趣旨を十分に踏まえた対応が求められる。

2. いじめの状況

(1) いじめの認知（発生）件数の推移

調査開始後のいじめの認知（発生）件数の推移は、次のとおりである。平成18年からは、小学校の認知件数が最も多くなっている。

5-2図 いじめの認知（発生）件数の推移



年度	60	61	62	63	元	2	3	4	5
小学校	96,457	26,306	15,727	12,122	11,350	9,035	7,718	7,300	6,390
中学校	52,891	23,690	16,796	15,452	15,215	13,121	11,922	13,632	12,817
高等学校	5,718	2,614	2,544	2,212	2,523	2,152	2,422	2,326	2,391
計	155,066	52,610	35,067	29,786	29,088	24,308	22,062	23,258	21,598

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14
小学校	25,295	26,614	21,733	16,294	12,858	9,462	9,114	6,206	5,659
中学校	26,828	29,069	25,862	23,234	20,801	19,383	19,371	16,635	14,562
高等学校	4,253	4,184	3,771	3,103	2,576	2,391	2,327	2,119	1,906
特殊教育諸学校	225	229	178	159	161	123	106	77	78
計	56,601	60,096	51,544	42,790	36,396	31,359	30,918	25,037	22,205

年度	15	16	17
小学校	6,051	5,551	5,087
中学校	15,159	13,915	12,794
高等学校	2,070	2,121	2,191
特殊教育諸学校	71	84	71
計	23,351	21,671	20,143

年度	18	19
小学校	60,897	48,896
中学校	51,310	43,505
高等学校	12,307	8,385
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	384	341
計	124,898	101,127

(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国・私立学校も調査

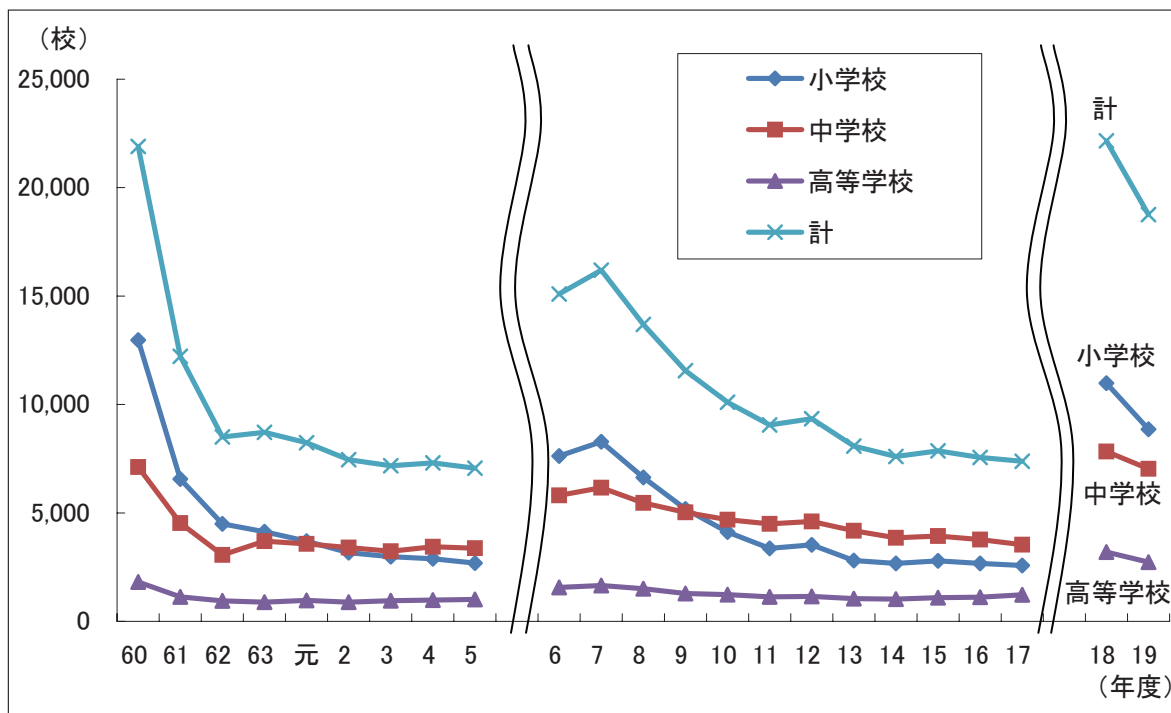
(注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) いじめの認知（発生）学校数の推移

いじめを認知（いじめが発生）した学校数の推移は、次のとおりである。平成18年度からは、小学校の校数が最も多くなっている。

5-3図 いじめの認知（発生）学校数の推移



年度	60	61	62	63	元	2	3	4	5
小学校	12,968	6,560	4,497	4,135	3,695	3,163	2,984	2,883	2,684
中学校	7,113	4,532	3,061	3,696	3,575	3,403	3,234	3,440	3,371
高等学校	1,818	1,130	948	883	969	888	954	982	1,009
計	21,899	12,222	8,506	8,714	8,239	7,454	7,172	7,305	7,064

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14
小学校	7,626	8,284	6,638	5,182	4,118	3,366	3,531	2,806	2,675
中学校	5,810	6,160	5,463	5,023	4,684	4,497	4,606	4,179	3,852
高等学校	1,564	1,650	1,504	1,285	1,233	1,133	1,151	1,050	1,029
特殊教育諸学校	95	98	88	72	71	59	57	50	43
計	15,095	16,192	13,693	11,562	10,106	9,055	9,345	8,085	7,599

年度	15	16	17
小学校	2,787	2,671	2,579
中学校	3,934	3,774	3,538
高等学校	1,094	1,115	1,223
特殊教育諸学校	45	39	38
計	7,860	7,599	7,378

年度	18	19
小学校	10,982	8,857
中学校	7,829	7,036
高等学校	3,197	2,734
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	151	132
計	22,159	18,759

(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国・私立学校も調査

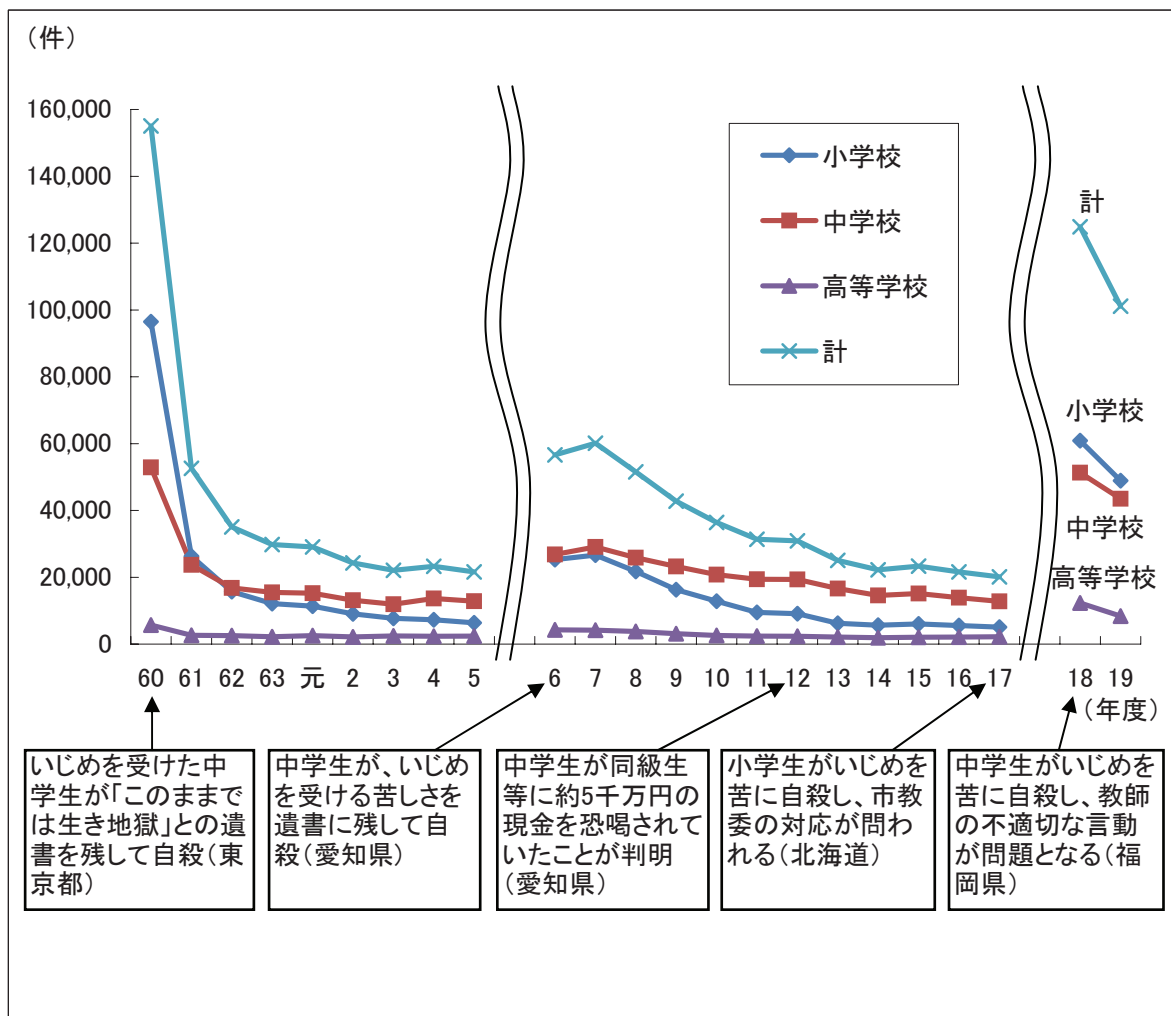
(注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) いじめに関する事件

昭和60年度、平成6年度、平成12年度及び平成18年度には、いじめに関して社会の注目を集める事件が発生し、文部科学省からのアピールや通知等が発出されている。

5-4図 いじめの認知（発生）件数といじめに関する事件

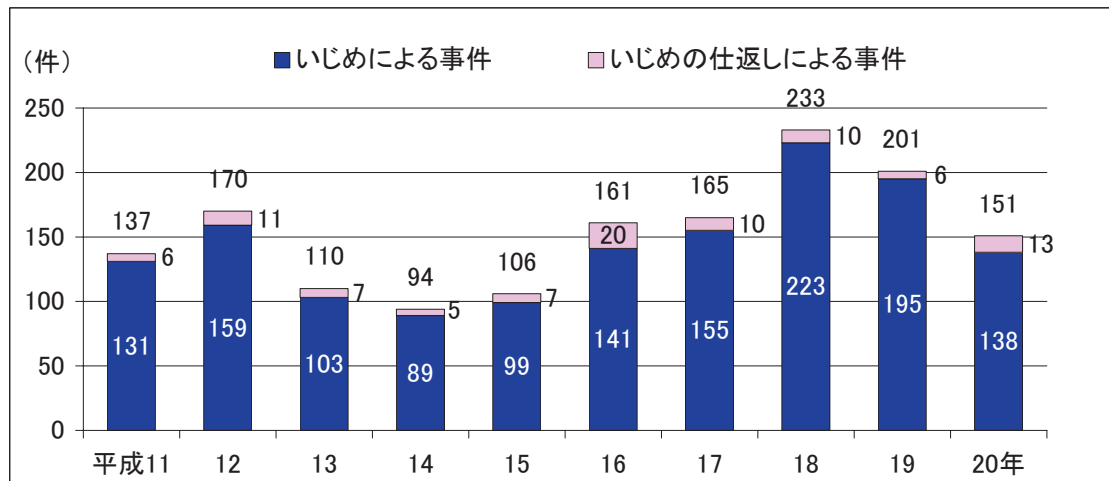


(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国・私立学校も調査
 (注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。
 (資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に作成

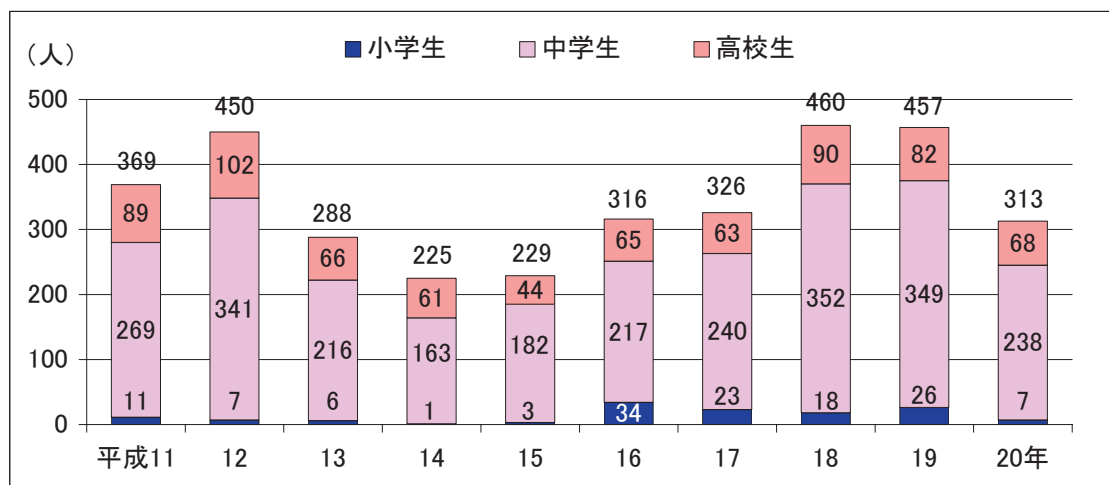
コラム 《警察が認知するいじめに起因する事件と検挙・補導した少年の数》

警察庁が、毎年発表する「いじめに起因する事件の件数」及び「いじめに起因する事件の検挙・補導人員」は、次のようになっている。

5-5図 いじめに起因する事件の件数（平成11年～20年）



5-6図 いじめに起因する事件の検挙・補導人員（平成11年～20年）



注) いじめ…単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方向的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることをいい、暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を含まない。

「いじめに起因する事件」とは、警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいう。

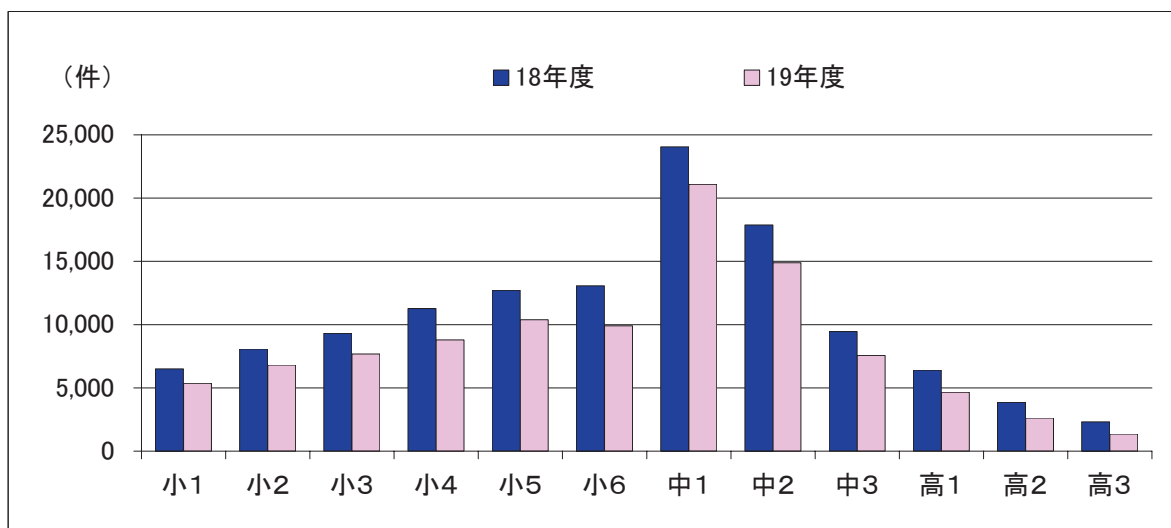
(資料) 警察庁「少年非行等の概要（平成20年1～12月）」（平成21年2月）

(4) 中学1年で急増するいじめ

いじめの認知状況を学年別にみると、小学校1年から中学校1年までは学年が進むにつれて認知件数がおおむね増加し、以後は、高等学校3年まで学年が進むにつれて減少する。

特に、小学6年から中学1年にかけて認知件数の増加が大きい。

5-7図 学年別いじめの認知件数

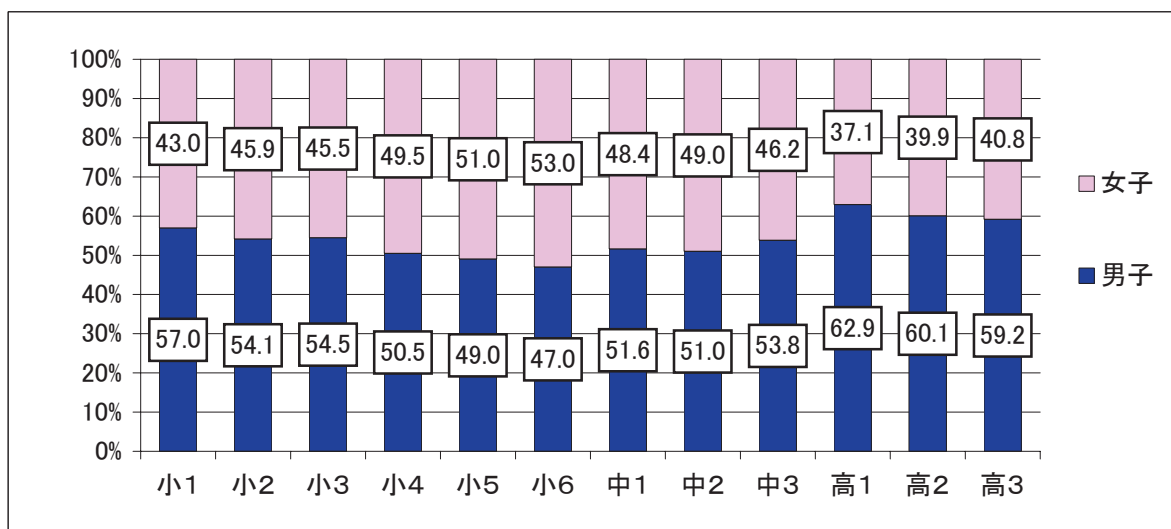


(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(5) いじめの男女別認知状況

平成19年度におけるいじめの認知件数を学年ごとに男女別に比較すると、全体的には男子の方が多く、小学校1年生と高等学校1～3年生では男子対女子がほぼ6対4の割合になっている。しかし、小学校2年生～中学校3年生では、それほど大きな男女差は見られない。

5-8図 男女別いじめの認知件数の割合 (平成19年度)



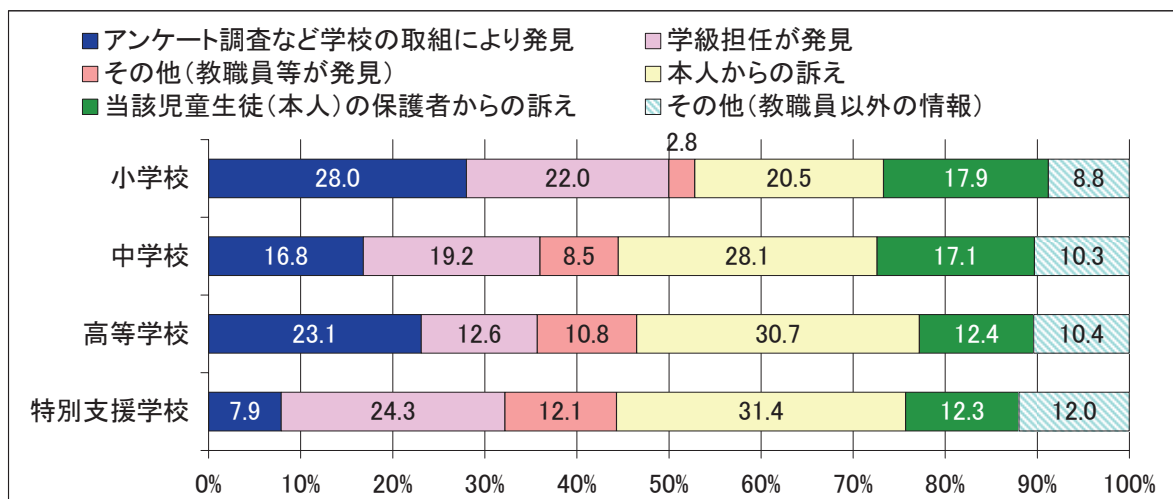
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(6) いじめ発見のきっかけ

平成19年度に、学校がいじめを発見したきっかけは、どの学校種においても「学校の教職員等が発見」と「学校の教職員以外の情報により発見」がおおよそ半分ずつである。

各学校種における内訳で最も多いのは、小学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」、中学校、高等学校及び特別支援学校では「本人からの訴え」である。

5-9図 校種別いじめ発見のきっかけ（平成19年度）



区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
学校の教職員等が発見	25,801	52.8	19,368	44.5	3,899	46.5	151	44.3	49,219	48.7
学級担任が発見	10,738	22.0	8,333	19.2	1,053	12.6	83	24.3	20,207	20.0
学級担任以外の教職員が発見（養護教諭、 スクールカウンセラー等の相談員を除く）	898	1.8	2,813	6.5	615	7.3	38	11.1	4,364	4.3
養護教諭が発見	267	0.5	644	1.5	248	3.0	3	0.9	1,162	1.1
スクールカウンセラー等の外部の相談員が 発見	208	0.4	249	0.6	44	0.5	0	0.0	501	0.5
アンケート調査など学校の取組により発見	13,690	28.0	7,329	16.8	1,939	23.1	27	7.9	22,985	22.7
学校の教職員以外からの情報により発見	23,095	47.2	24,137	55.5	4,486	53.5	190	55.7	51,908	51.3
本人からの訴え	10,014	20.5	12,244	28.1	2,578	30.7	107	31.4	24,943	24.7
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	8,747	17.9	7,437	17.1	1,042	12.4	42	12.3	17,268	17.1
児童生徒（本人を除く）からの情報	2,182	4.5	2,468	5.7	568	6.8	26	7.6	5,244	5.2
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	1,696	3.5	1,313	3.0	200	2.4	12	3.5	3,221	3.2
地域の住民からの情報	96	0.2	92	0.2	16	0.2	0	0.0	204	0.2
学校以外の関係機関（相談機関等含む）か らの情報	169	0.3	117	0.3	35	0.4	3	0.9	324	0.3
その他 （匿名による情報など）	191	0.4	466	1.1	47	0.6	0	0.0	704	0.7
計	48,896	100.0	43,505	100.0	8,385	100.0	341	100.0	101,127	100.0

（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

コラム 《いじめられたときに、だれに相談するか》

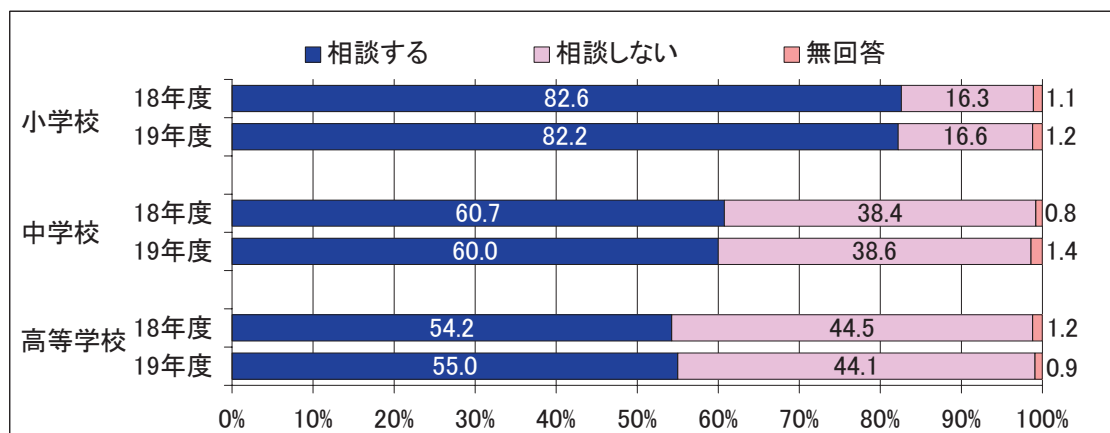
C市教育委員会は、平成18年度及び19年度に、小・中・高等学校の児童生徒（平成18年度約13万人、19年度約14万人）を対象にいじめの状況等に関する調査を実施した。調査の中で、「あなたは、自分がいじめられたら、だれかに相談しますか」とたずね、「相談する」と答えた児童生徒（平成18年度、19年度とも約10万人）に対し「だれに相談しますか」とたずねた。

その結果、だれかに「相談する」と答えた児童生徒の割合は、5-11図のように、小学校、中学校、高等学校と、学年が上がるにつれて低くなる傾向が見られた。

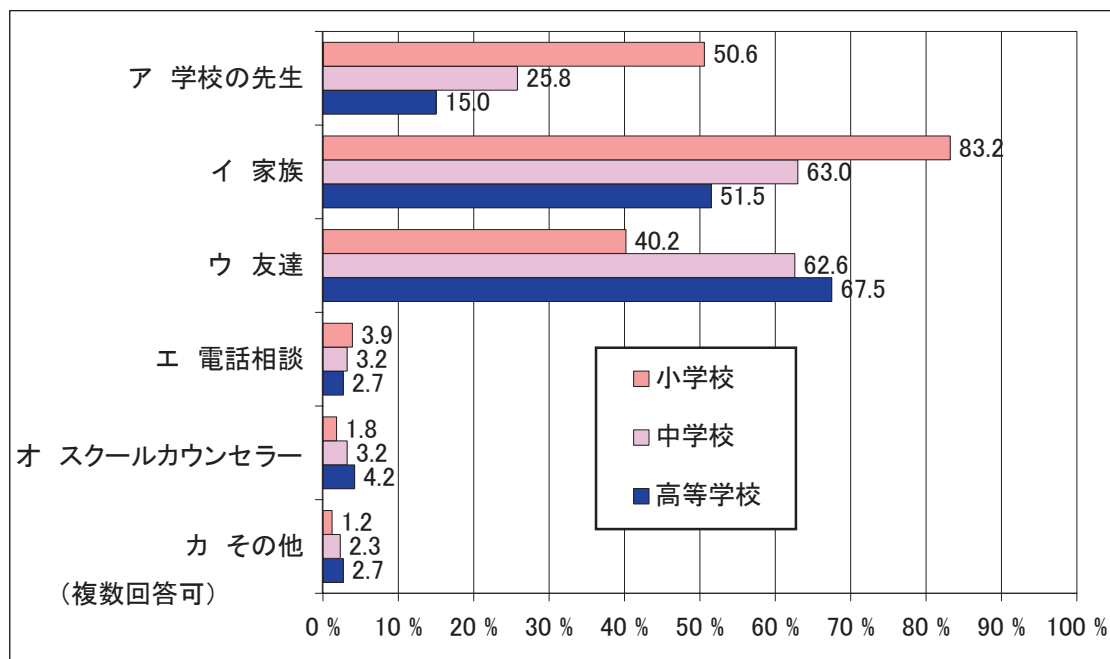
また、相談する相手については、学年が上がるにつれて、「学校の先生」や「家族」といった大人から「友達」へと移っていく傾向が見られた。5-11図は、平成19年度の結果であるが、平成18年度も同様の傾向であった。

このようなデータも参考にしながら、いじめの早期発見・早期対応に向けて、教師や保護者が子どものサインを少しでも早くとらえるよう努めるとともに、子どもがいつでも気軽に相談できる体制の充実を図ることが重要であろう。

5-10図 「あなたは、自分がいじめられたら、だれかに相談しますか」



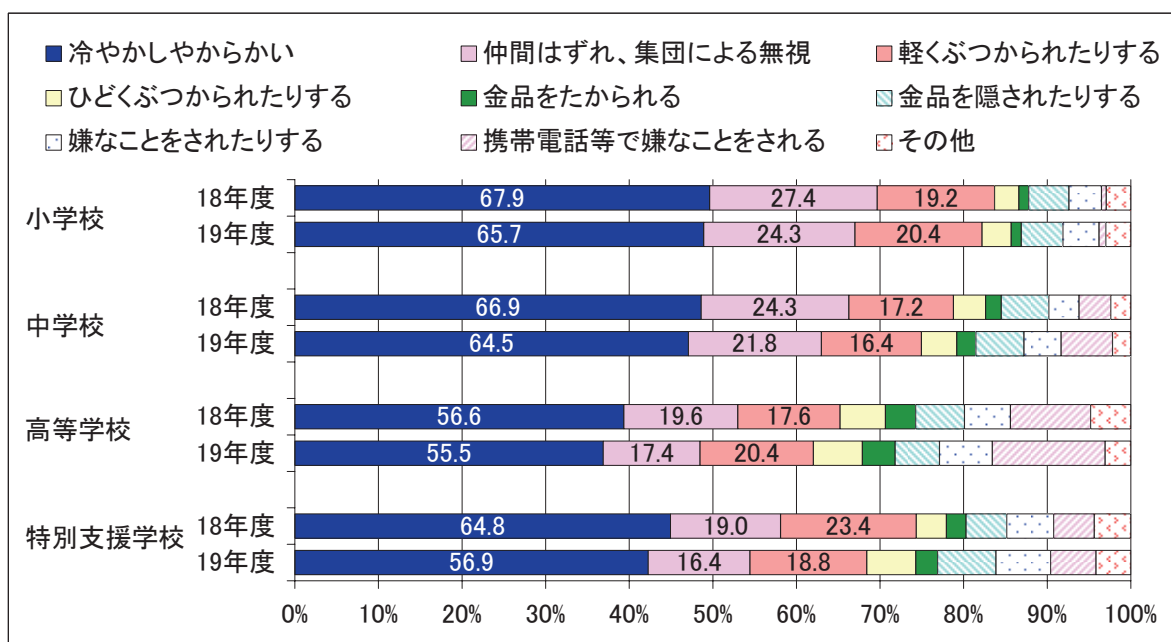
5-11図 「だれに相談しますか」 (「相談する」と答えた児童生徒約10万人、平成19年度)



(7) いじめの態様の構成比

平成19年度におけるいじめの態様については、いずれの学校種でも「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が過半数を占めている。次いで、小学校と中学校では、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多く、高等学校と特別支援学校では、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多くなっている。

5-12図 校種別いじめの態様（平成18・19年度）



区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	67.9	65.7	66.9	64.5	56.6	55.5	64.8	56.9	66.3	64.3
仲間はずれ、集団による無視をされる。	27.4	24.3	24.3	21.8	19.6	17.4	19.0	16.4	25.4	22.6
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	19.2	20.4	17.2	16.4	17.6	20.4	23.4	18.8	18.2	18.7
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	4.0	4.7	5.3	5.8	7.8	8.8	5.2	7.9	4.9	5.5
金品をたかられる。	1.6	1.6	2.6	3.1	5.2	5.9	3.4	3.5	2.4	2.6
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	6.6	6.7	7.8	7.9	8.4	8.0	7.0	9.4	7.3	7.3
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	5.3	5.8	5.0	6.1	7.9	9.5	8.1	8.8	5.4	6.2
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	0.8	1.1	5.2	8.4	13.8	20.3	7.0	7.3	3.9	5.8
その他	4.0	4.0	3.3	3.0	6.9	4.6	6.3	5.6	4.0	3.7

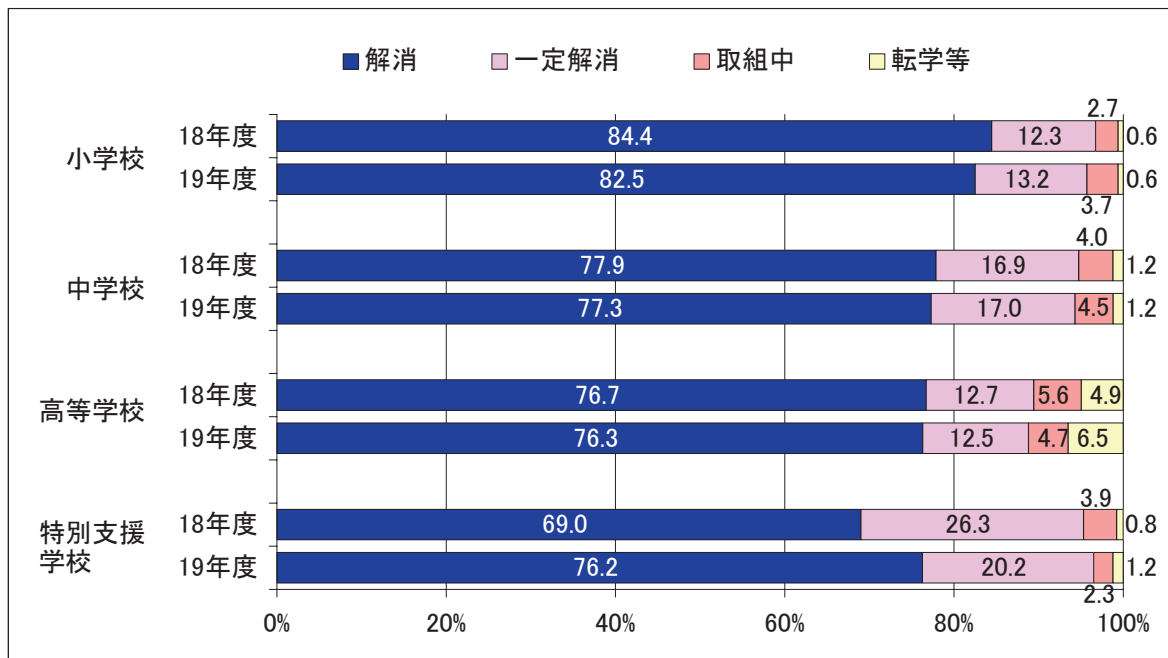
(注) 複数回答可とする。構成比は、各区分における回答数の認知件数全体に対する割合(%)

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(8) 年度内解消は約8割

平成19年度に認知したいじめは、各学校種とも約8割がその年度内に解消している。

5-13図 校種別いじめの解消状況の推移



(注) 「解消」…解消しているもの 「一定解消」…一定の解消関係が図られたが、継続支援中
「取組中」…解消に向けて取組中 「転学等」…他校への転学、退学等
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

コラム 《いじめ追跡調査》

国立教育政策研究所による「いじめ追跡調査」は、1998年度から2003年度までの6年間にわたって実施された。目的はいじめの発生状況や発生メカニズムを定点観測によって明らかにすることであり、方法は年に2回ずつ計12回、個人の変化を追跡できる自記式の調査票で実施された。調査対象は首都圏のA市内にある全公立小中学校に在籍する小学校4年生から中学校3年生の全児童生徒（各学年800～900名程度）である。調査の内容はいじめの加害・被害経験の有無をはじめとした学校生活に関する適応感やストレス感等である。

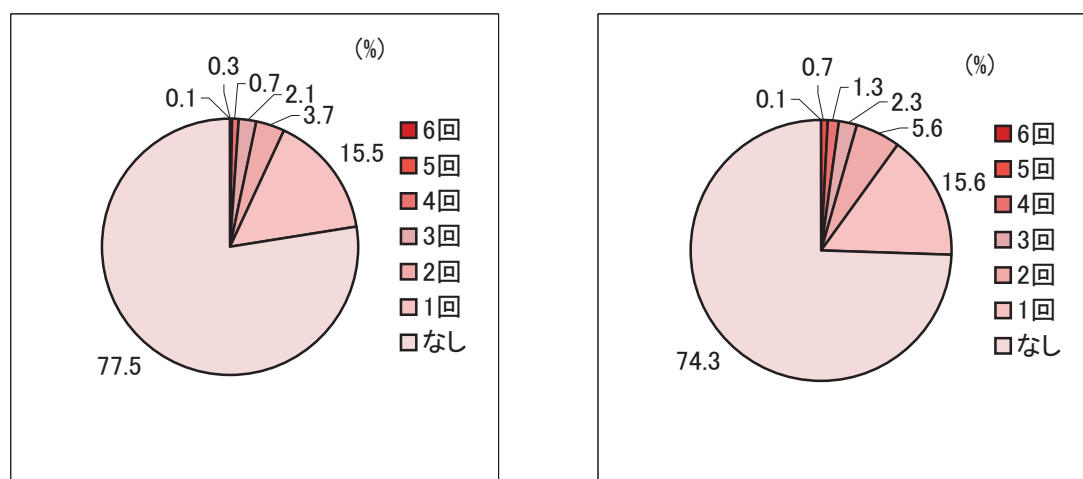
この調査で得られた知見のうち、最も重要なものは、「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」とされた文部大臣の「緊急アピール」(1996年1月30日)を裏付けるデータを示したことと言える。ややもすれば、一部の問題を抱えた児童生徒だけがいじめの加害や被害を繰り返すかのように思われがちであるが、実際の調査からはまったく異なる様相が明らかになった。

最も代表的ないじめである「仲間はずれ・無視・陰口」の例で言うと、「週に1～2回」という高頻度の加害経験は、12回におよぶ調査において、小学校の男子では4.4%から6.6%、女子では5.9%から8.3%の間に収まる。男子では概ね5～6%、女子では7～8%となる。同様に中学校の男子では6.2%から8.0%、女子では7.0%～10.3%に収まり、男子では概ね5～7%、女子では7～10%となる。

しかし、毎年同じような割合の経験率が示されてはいても、毎年問題を起こす「一部の特別な子ども」がこうした割合で存在しているわけではない。こうした行為を行う子どもは毎回大きく入れ替わっており、少数の同じ子どもが問題を起こしているわけではないからである。5-14図は98年度の小学校4年生が6年生に至るまでの3年間にそうした高頻度の加害を何回繰り返すのかを集計した結果で、5-15図は中学校1年生から3年生に至るまでの同様の集計結果である。その期間内の6回の調査中に5回、6回と加害行為を繰り返した子どもは1%にも満たず、その多くが1回きりの行為にとどまる子どもであることがわかる。

さらに、集計の仕方を変えて頻度の低い加害行為を含めたすべての経験について集計を行った結果からは、3年の間に1回でも加害経験のあった子どもは小学校段階では8割を超え、中学校段階でも4分の3を超えることが示された。ちなみに、被害経験についても、ほとんど同じ結果が示されている。また、これ以外のいじめの行為についても、同様のことが指摘できるのである。つまり、いじめというのは、誰もが加害行為を行いうるし、被害にあう可能性がある行為であることがはっきりと示されたと言える。

5-14図 小学校4年生から6年生までの3年間（6回調査）における高頻度加害経験の継続・再発率（98年度小4）
 5-15図 中学校1年生から3年生までの3年間（6回調査）における高頻度加害経験の継続・再発率（98年度小4）



(出典) 国立教育政策研究所『第5回教育改革国際シンポジウム「子どもを問題行動に向かわせないために ～いじめに関する追跡調査と国際比較を踏まえて～」報告書』（平成18年3月）

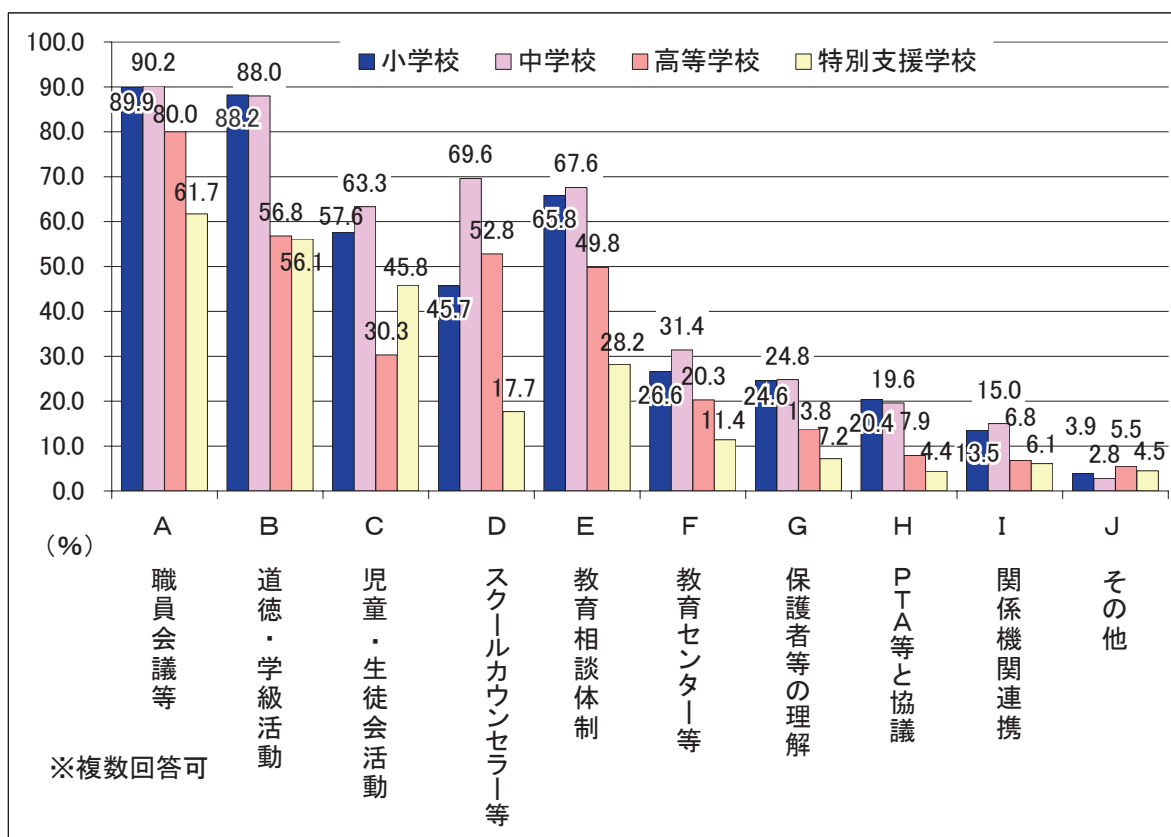
3. いじめ問題への対応

(1) 学校におけるいじめの問題に対する取組

いじめの認知の有無にかかわらず、いじめの問題に対しどのような取組を行っているか、対応の内容別にその割合をみたのが5-16図である。

これをみると、いずれの学校種においても「職員会議等を通じていじめ問題について教職員間で共通理解を図った（図中A）」が最も多く、小・中学校では「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。（図中B）」も多くなっている。

5-16図 校種別いじめ問題への対応



- A 職員会議等 … 職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。
- B 道徳・学級活動 … 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。
- C 児童・生徒会活動 … 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。
- D スクールカウンセラー等…スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。
- E 教育相談体制 …いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。
- F 教育センター等 … 教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。
- G 保護者等の理解 … 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めた。
- H PTA等と協議 … PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。
- I 関係機関連携 … いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) いじめに対する緊急アピール等

●児童生徒の問題行動に関する検討会議緊急提言

—いじめ問題の解決のためのアピール—（昭60年6月28日）（抜粋）

- 1 いじめの問題に関する5つの基本認識
 - ①いじめは、児童生徒の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、その原因も根深いものであること。
 - ②いじめは、今日の児童生徒の心の問題が深く介在している問題であること。
 - ③いじめは、学校における人間関係から派生し、教師の指導の在り方が深くかかわっていること。
 - ④いじめは、家庭におけるしつけの問題が深くかかわっていること。
 - ⑤いじめの解決には、緊急対策、長期的対策の両面からの対応が必要であること。
- 2 学校において緊急に取り組むべき5つのポイント
 - ①全教師がいじめの問題の重大性を認識し、実態に眼を向ける。
 - ②学校に児童生徒の悩みを受け入れる場を作る。
 - ③学校全体に正義をいきわたらせる。
 - ④生き生きした学級、学校作りを推進する。
 - ⑤家庭や地域との連携を強化する。
- 3 教育委員会において緊急に取り組むべき5つのポイント
 - ①教育相談体制を整備充実する。
 - ②父母の悩みに具体的にこたえうる措置を講ずる。
 - ③学校外における集団活動を推進する。
 - ④教員の研修を充実する。
 - ⑤学校を支援する体制を強化する。
- 4 家庭において配慮すべき3つのポイント
 - ①親は、しつけを見直し、子どもにしっかりと身につけさせる。
 - ②親は、子どもの日常生活に十分な目配りをする。
 - ③親は、子どもに対して一面的な評価に陥らず、それぞれの個性・特性を生かすよう配慮する。

●「いじめ対策緊急会議」緊急アピール（平成6年12月9日）

- 1 いじめがあるのではないかとの問題意識を持って、全ての学校において、直ちに学校を挙げて総点検を行うとともに、実情を把握し、適切な対応をとること。
- 2 学校・家庭・社会は、社会で許されない行為は子どもでも許されないとの強い認識に立って子どもに臨むべきであり、子どももその自覚を持つこと。
- 3 子どもが、必要ときにはすぐに親や教師に相談することができるよう、子どもと親や教師との信頼関係を深めることが大切であること。
- 4 家庭は、いじめの問題の持つ重さと家庭における教育の重要性を再認識し、子どもの生活態度を見直してみること。
- 5 学校は自らの責任を深く自覚するとともに、学校だけで解決できない場合もあるので、地域社会や関係行政機関との連携・協力を求めること。
- 6 国や地方公共団体においてもいじめ問題の解決に向けての施策の充実に努めること。

●「いじめ対策緊急会議報告」

—いじめの問題の解決のために当面取るべき方策について—（平成7年3月13日）（抜粋）

1 いじめの問題への対応に当たっての基本的認識

- (1) 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- (3) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- (4) 関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること
- (5) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

●文部科学省初等中等教育局長通知「いじめの問題への取組の徹底について」

（平成18年10月19日）（抜粋）

1 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。
- (2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。
- (3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。
- (4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

2 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。
- (2) いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。
- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

第6章 暴力行為

1. 暴力行為のとらえ方

昭和57年度から文部科学省（当時は文部省）による「校内暴力」の状況についての調査が始まり、平成9年度からは「暴力行為」の調査に変更された。校内暴力と暴力行為の調査内容等の変遷は6-1表のとおりである。

6-1表 暴力行為に関する調査の変遷

調査対象時期	昭和57年度～平成8年度	平成9年度～平成17年度	平成18年度～
調査対象校種	公立中・高等学校	公立小・中・高等学校	国・公・私立の小・中・高等学校、中等教育学校
調査における定義	<p>【校内暴力】 校内暴力とは、学校生活に起因して起こった暴力行為をいい、対教師暴力、生徒間暴力、学校の施設・設備等の器物損壊の三形態がある。</p>	<p>【暴力行為】 (平成19年度の調査においては、次のとおり、説明や例示を調査票に明示している。)</p> <p>「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。</p> <p>なお、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、次の例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「対教師暴力」の例 <ul style="list-style-type: none"> ・教師の胸ぐらをつかんだ ・養護教諭めがけて椅子を投げつけた ・定期的に来校する教育相談員を殴った ○ 「生徒間暴力」の例 <ul style="list-style-type: none"> ・同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒に対して暴行を加えた ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした ○ 「対人暴力」の例 <ul style="list-style-type: none"> ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、暴行を加えた ・金品を奪うことを計画し、金品を奪う際、通行人に怪我を負わせた ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした ○ 「器物損壊」の例 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレのドアを故意に壊した ・補修を要する落書きをした ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した 	

昭和58年に少年非行が第3のピークを迎え、教師に対する暴力行為も特に中学校において多発する中、公立中学校及び高等学校の校内暴力について調査が開始された。ただし、昭和57年度の状況については器物損壊の発生件数が調査項目にないなど、昭和58年度以降と調査内容が異なるため、本章では昭和58年度以降のデータを取り上げている。

なお、平成8年度と平成17年度に、調査の定義や調査対象校種が変更されたため、変更前後の数値を単純に比較することはできない。

2. 暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生状況

平成9年度からの暴力行為の発生状況を総括すると、6-2表のとおり（ただし、「器物損壊」については「学校内」で起きた場合のみ調査している）である。

6-2表 暴力行為の発生状況の推移（平成18年度から国・私立学校が加わった）

区分	年度	学校総数 (校)	学校内			学校外			計	
			発生学校 数(校)	発生学校 数の割合 (%)	発生件数 (件)	発生学校 数(校)	発生学校 数の割合 (%)	発生件数 (件)	発生件数 (件)	
小学校	9	24,132	546	2.3	1,304	95	0.4	128	1,432	
	10	24,051	557	2.3	1,528	117	0.5	178	1,706	
	11	23,944	565	2.4	1,509	108	0.5	159	1,668	
	12	23,861	523	2.2	1,331	115	0.5	152	1,483	
	13	23,719	532	2.2	1,465	115	0.5	165	1,630	
	14	23,560	548	2.3	1,253	123	0.5	140	1,393	
	15	23,381	620	2.7	1,600	148	0.6	177	1,777	
	16	23,160	665	2.9	1,890	166	0.7	210	2,100	
	17	22,856	725	3.2	2,018	127	0.6	158	2,176	
	18	22,878	1,130	4.9	3,494	241	1.1	309	3,803	
19	22,693	1,290	5.7	4,807	269	1.2	407	5,214		
中学校	9	10,518	3,147	29.9	18,209	1,774	16.9	3,376	21,585	
	10	10,497	3,599	34.3	22,991	2,001	19.1	3,792	26,783	
	11	10,473	3,761	35.9	24,246	2,104	20.1	3,831	28,077	
	12	10,453	3,715	35.5	27,293	2,145	20.5	3,992	31,285	
	13	10,429	3,516	33.7	25,769	1,978	19.0	3,619	29,388	
	14	10,392	3,317	31.9	23,199	1,808	17.4	3,096	26,295	
	15	10,358	3,446	33.3	24,463	1,755	16.9	2,951	27,414	
	16	10,317	3,366	32.6	23,110	1,643	15.9	2,874	25,984	
	17	10,238	3,294	32.2	23,115	1,527	14.9	2,681	25,796	
	18	11,019	3,981	36.1	27,540	1,728	15.7	3,024	30,564	
19	10,987	4,051	36.9	33,525	1,798	16.4	3,278	36,803		
高等学校	9	4,164	1,519	36.5	4,108	932	22.4	1,401	5,509	
	10	4,160	1,809	43.5	5,152	1,032	24.8	1,591	6,743	
	11	4,148	1,730	41.7	5,300	1,071	25.8	1,533	6,833	
	12	4,145	1,935	46.7	5,971	1,068	25.8	1,635	7,606	
	13	4,146	1,914	46.2	5,896	954	23.0	1,317	7,213	
	14	4,136	1,809	43.7	5,002	797	19.3	1,075	6,077	
	15	4,117	1,819	44.2	5,215	765	18.6	986	6,201	
	16	4,093	1,734	42.4	5,022	682	16.7	916	5,938	
	17	4,082	1,701	41.7	5,150	670	16.4	896	6,046	
	18	5,412	2,600	48.0	8,985	887	16.4	1,269	10,254	
19	5,345	2,863	53.6	9,603	851	15.9	1,136	10,739		

(注)・調査対象は、平成17年度までは、公立小・中・高等学校、平成18年度からは、国・公・私立の小・中・高等学校、中等教育学校。(中学校には中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。)以下同じ。
発生件数はのべ数、発生学校数は実数。

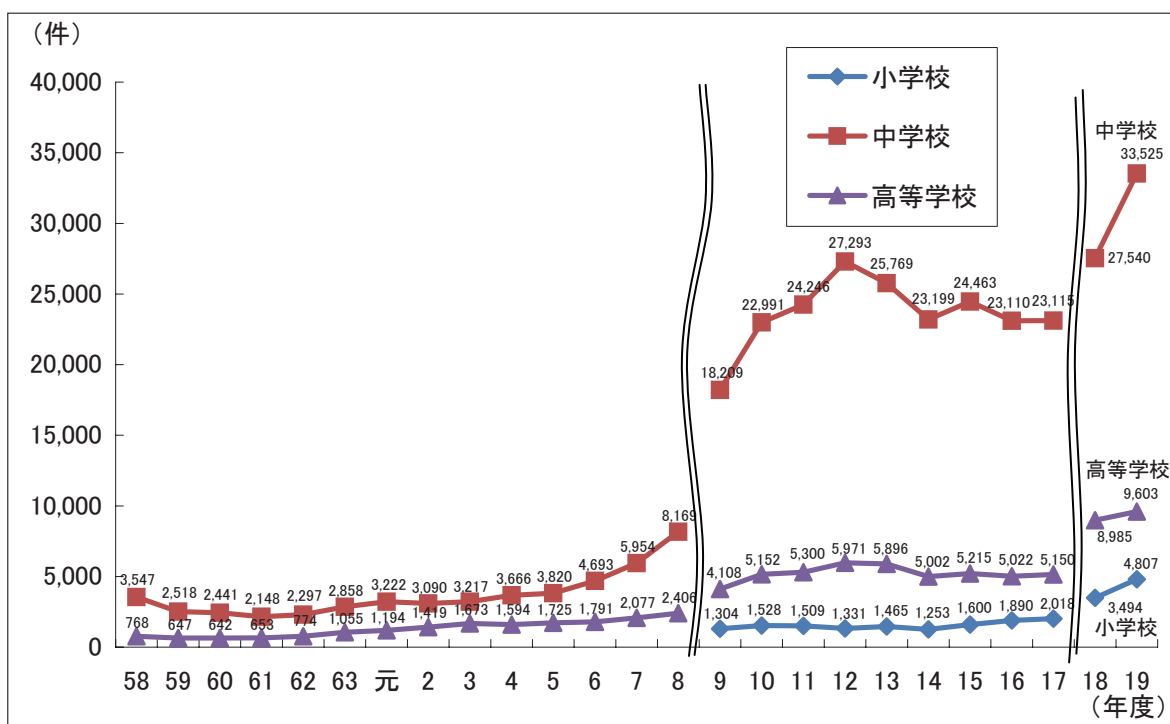
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 学校内における暴力行為発生状況

平成8年度以前の校内暴力及び平成9年度以降の学校内における暴力行為（学校内における対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力及び器物損壊を合わせたもの）の発生件数の推移は、6-3図のとおりである。学校種間で比較すると、中学校の発生件数が多い。

なお、平成19年度の暴力行為の発生件数は、小・中・高等学校いずれも過去最多となった。

6-3図 学校内における暴力行為の発生件数の推移



年度	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
中学校	3,547	2,518	2,441	2,148	2,297	2,858	3,222	3,090	3,217	3,666	3,820	4,693	5,954	8,169
高等学校	768	647	642	653	774	1,055	1,194	1,419	1,673	1,594	1,725	1,791	2,077	2,406
合計	4,315	3,165	3,083	2,801	3,071	3,913	4,416	4,509	4,890	5,260	5,545	6,484	8,031	10,575

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
小学校	1,304	1,528	1,509	1,331	1,465	1,253	1,600	1,890	2,018
中学校	18,209	22,991	24,246	27,293	25,769	23,199	24,463	23,110	23,115
高等学校	4,108	5,152	5,300	5,971	5,896	5,002	5,215	5,022	5,150
合計	23,621	29,671	31,055	34,595	33,130	29,454	31,278	30,022	30,283

年度	18	19
小学校	3,494	4,807
中学校	27,540	33,525
高等学校	8,985	9,603
合計	40,019	47,935

(注)・平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

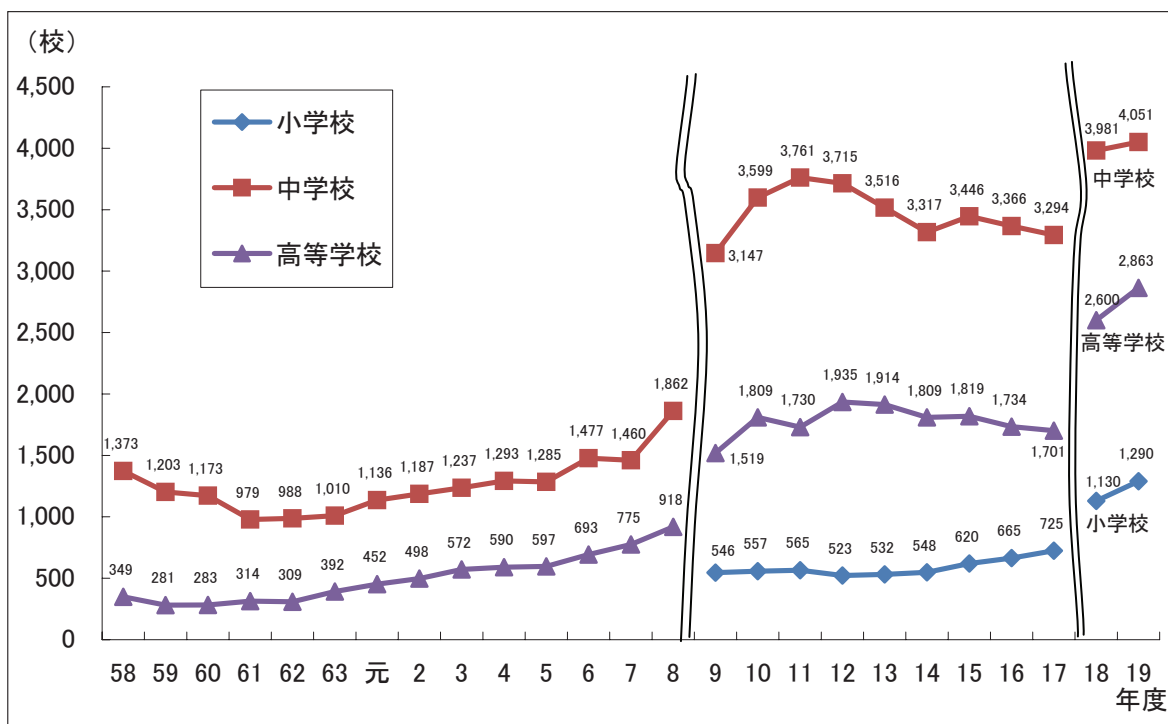
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 学校内における暴力行為が発生した学校数の推移

学校内で暴力行為が発生した学校数の推移は、6-4図のとおりである。

なお、平成19年度の学校内で暴力行為が発生した学校数は、小・中・高等学校いずれも過去最多となった（公立学校だけで比較しても過去最多である）。

6-4図 学校内における暴力行為が発生した学校数の推移



年度	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
中学校	1,373	1,203	1,173	979	988	1,010	1,136	1,187	1,237	1,293	1,285	1,477	1,460	1,862
高等学校	349	281	283	314	309	392	452	498	572	590	597	693	775	918
合計	1,722	1,484	1,456	1,293	1,297	1,402	1,588	1,685	1,809	1,883	1,882	2,170	2,235	2,780

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
小学校	546	557	565	523	532	548	620	665	725
中学校	3,147	3,599	3,761	3,715	3,516	3,317	3,446	3,366	3,294
高等学校	1,519	1,809	1,730	1,935	1,914	1,809	1,819	1,734	1,701
合計	5,212	5,965	6,056	6,173	5,962	5,674	5,885	5,765	5,720

年度	18	19
小学校	1,130	1,290
中学校	3,981	4,051
高等学校	2,600	2,863
合計	7,711	8,204

(注) ・平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

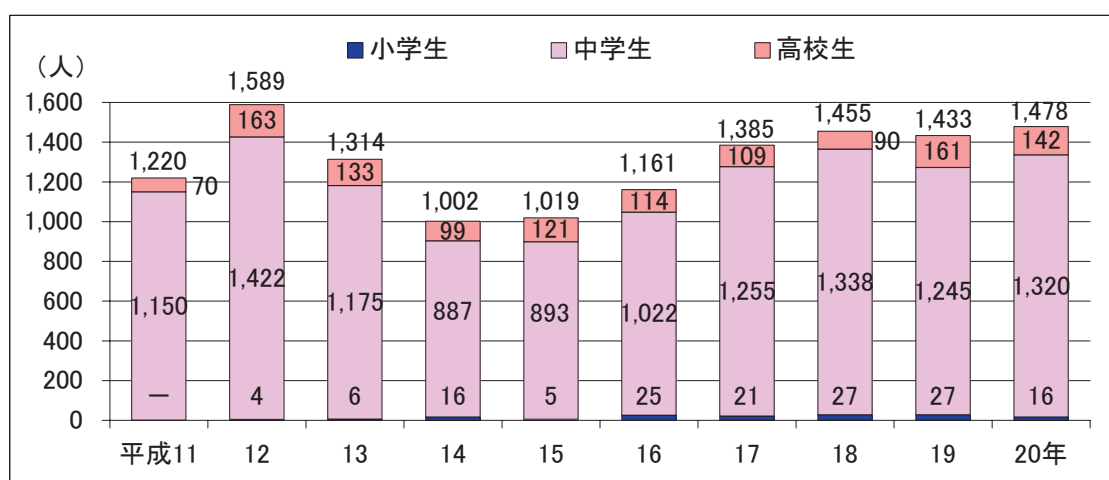
コラム 《警察が取り扱う校内暴力事件の検挙・補導人員》

6-5図は、平成11年以降の校内暴力事件の検挙・補導人員の推移である。平成14年まで減少が続いたが、平成15年以降に再び増加し、その後増減を繰り返しながら今日に至っている。

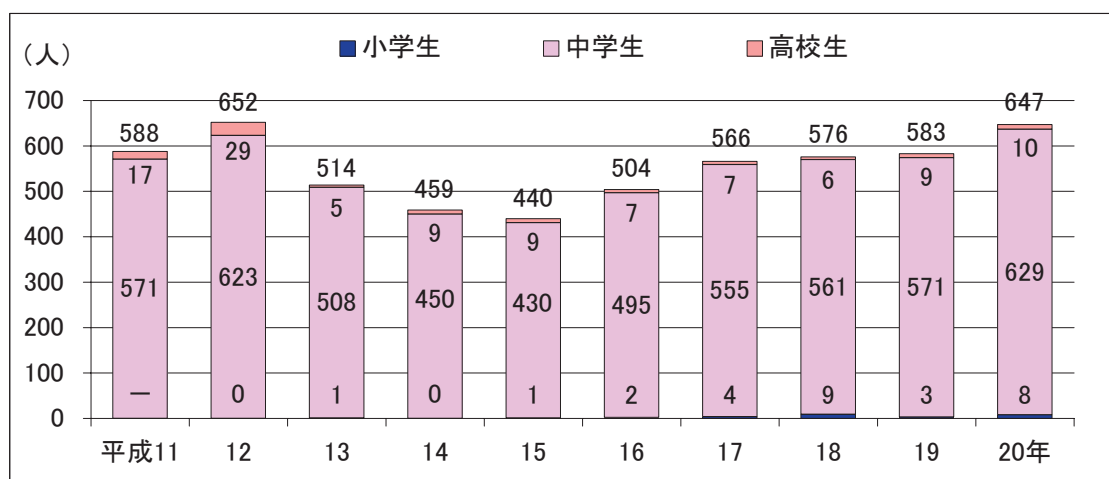
平成20年中の校内暴力事件の件数は1,212件で、前年に比べて88件増加し、検挙・補導された小・中・高校生は1,478人で、前年に比べて45人増加した。いずれの年次も、検挙・補導人員の約9割を中学生が占めている。

また、6-6図は、校内暴力事件のうち、教師に対する暴力事件の検挙・補導人員であるが、毎年、96～99%を中学生が占めている。

6-5図 校内暴力事件の検挙・補導人員（平成11年～20年）



6-6図 教師に対する暴力事件の検挙・補導人員（平成11年～20年）



注) 校内暴力事件…警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による校内暴力事件を対象とする。(平成12年から小学生を含む)

「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

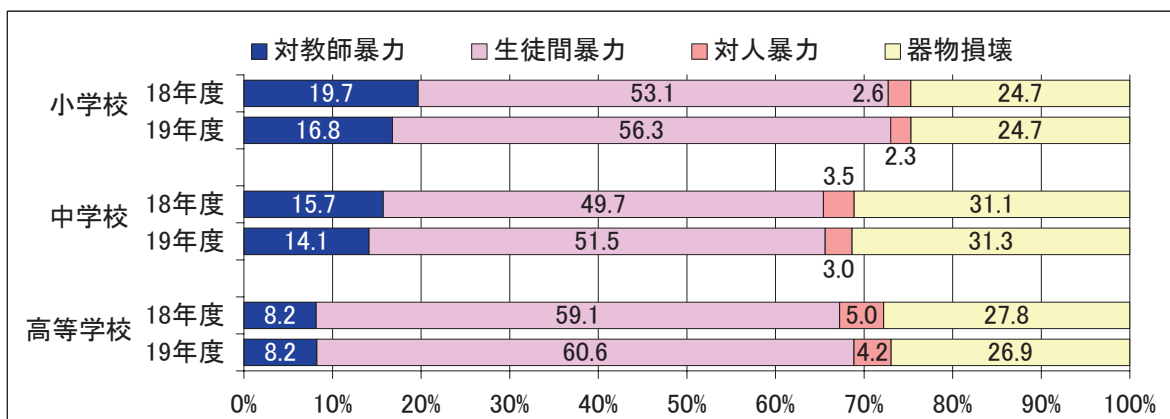
(資料) 警察庁「少年非行等の概要（平成20年1～12月）」（平成21年2月）

3. 暴力行為の分析

(1) 半数を占める生徒間暴力

暴力行為の形態別発生状況は6-7図のとおりである。いずれの学校種においても生徒間暴力の割合が最も高く、次いで、器物損壊、対教師暴力、対人暴力となっている。

6-7図 暴力行為の形態別発生件数の構成比



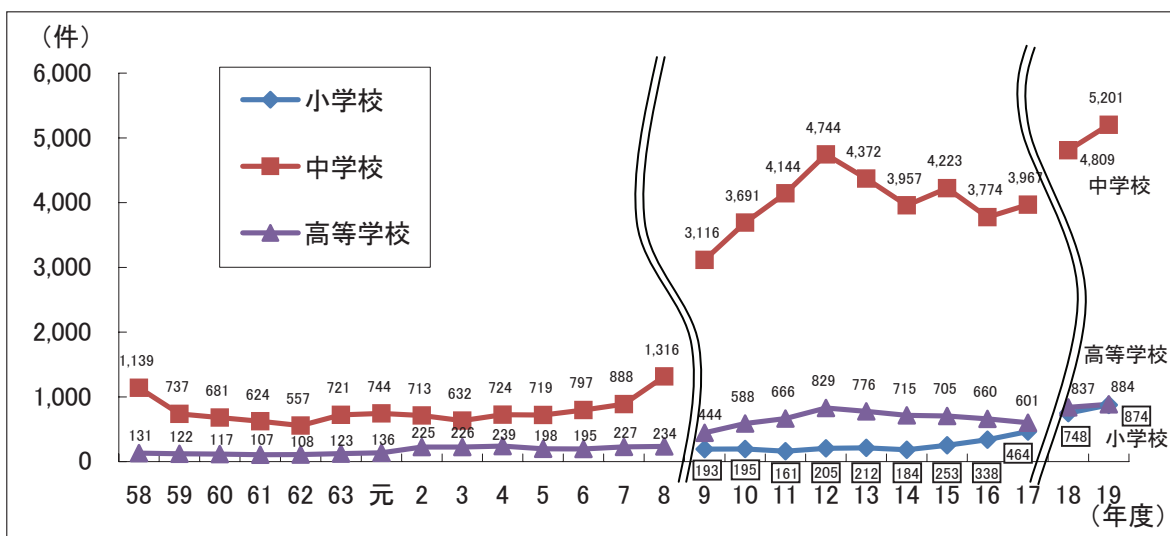
(注) 調査対象は、国・公・私立の小・中・高等学校

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 対教師暴力の発生状況

対教師暴力の発生件数の推移は6-8図のとおりである。中学校における件数が多い。また、小学校と高等学校の発生件数がほぼ同じとなっている。

6-8図 対教師暴力の発生件数の推移



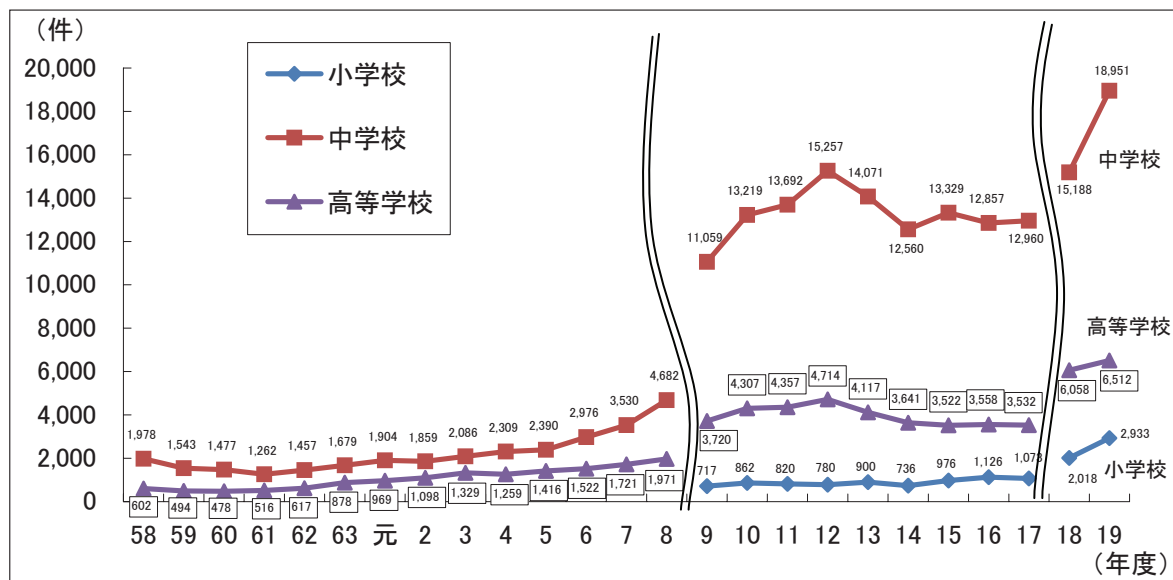
(注) 平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 生徒間暴力の発生状況

生徒間暴力の発生件数の推移は6-9図のとおりである。中学校の発生件数が高い水準で推移している。

6-9図 生徒間暴力の発生件数の推移



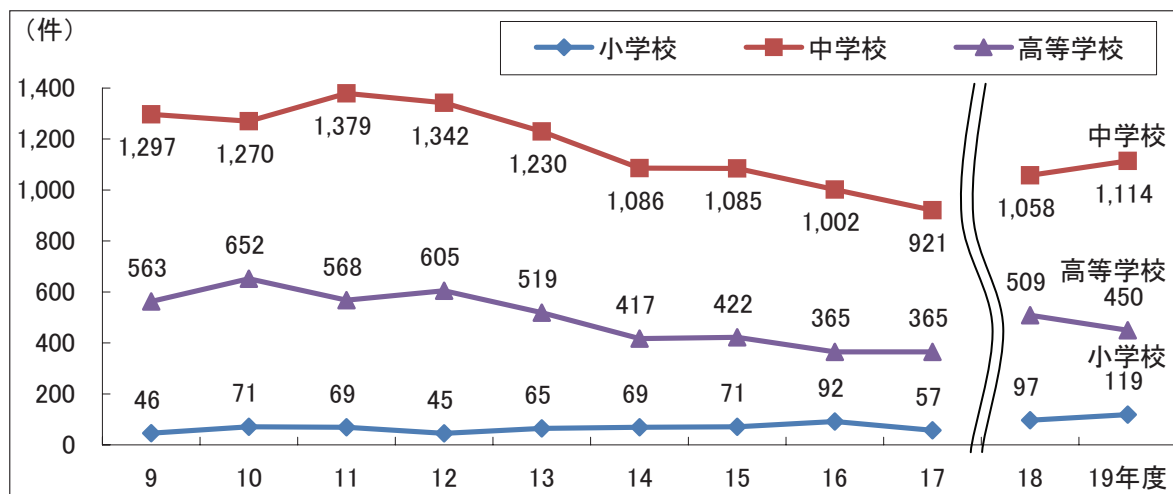
(注) 平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(4) 対人暴力の発生状況

対人暴力については、平成9年度から調査が始まり、発生状況は6-10図のとおりである。中学校、高等学校で多くなっている。

6-10図 対人暴力の発生件数の推移



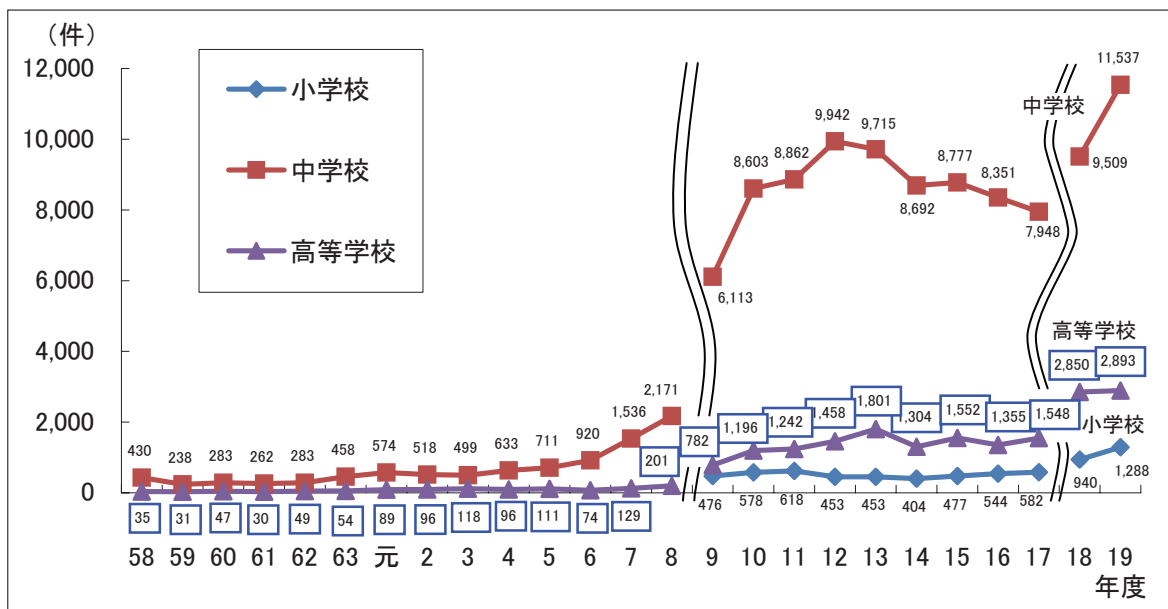
(注) 調査対象は、平成17年度までは、公立小・中・高等学校。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(5) 器物損壊の発生状況

器物損壊の発生状況は、6-11図及び6-12表のとおりである。中学校における発生件数が、他の学校種に比べて多い。

6-11図 器物損壊の発生件数の推移



(注) ・平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成19年度からは、国・私立学校も調査。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

6-12表 器物損壊の発生状況

区分	年度	発生学校数 (校)	発生学校数の割合 (%)	発生件数 (件)	加害児童生徒数 (人)	損害額 (万円)
小学校	18	435	1.9	940	1,070	1,122
	19	498	2.2	1,288	1,208	1,527
中学校	18	2,167	19.7	9,509	8,364	15,527
	19	2,260	20.6	11,537	9,950	16,600
高等学校	18	1,082	20.0	2,850	2,344	3,986
	19	1,123	21.0	2,893	2,549	4,843
計	18	3,684	9.4	13,299	11,778	20,635
	19	3,881	9.9	15,718	13,707	22,970

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

4. 加害児童生徒の実態

(1) 加害児童生徒数の推移

加害児童生徒数の推移は、6-13表のとおり、平成13年度から17年度にかけて、小学校ではおおむね増加傾向に、中・高等学校ではおおむね減少傾向にあった。

しかし、平成18年度から19年度にかけては、小、中、高等学校とも増加している。

6-13表 暴力行為の加害児童生徒数の推移

年度	小学校			中学校			高等学校		
	発生 件数	加害児童数		発生 件数	加害生徒数		発生 件数	加害生徒数	
		人数	増▲減 率 (%)		人数	増▲減 率 (%)		人数	増▲減 率 (%)
58				3,547	10,983	—	768	2,301	—
59				2,518	7,859	▲ 28.4	647	1,549	▲ 32.7
60				2,441	7,165	▲ 8.8	642	1,347	▲ 13.0
61				2,148	5,817	▲ 18.8	653	1,336	▲ 0.8
62				2,297	5,577	▲ 4.1	774	1,421	6.4
63				2,858	5,885	5.5	1,055	2,209	55.5
元				3,222	6,690	13.7	1,194	2,321	5.1
2				3,090	6,690	0.0	1,419	2,691	15.9
3				3,217	6,857	2.5	1,673	3,201	19.0
4				3,666	7,529	9.8	1,594	3,020	▲ 5.7
5				3,820	7,535	0.1	1,725	2,744	▲ 9.1
6				4,693	8,331	10.6	1,791	3,086	12.5
7				5,954	8,946	7.4	2,077	3,519	14.0
8				8,169	11,653	30.3	2,406	4,081	16.0
9	1,432	1,631	—	21,585	26,879	—	5,509	8,342	—
10	1,706	1,829	12.1	26,783	30,758	14.4	6,743	9,765	17.1
11	1,668	1,792	▲ 2.0	28,077	32,662	6.2	6,833	9,698	▲ 0.7
12	1,483	1,580	▲ 11.8	31,285	35,145	7.6	7,606	10,716	10.5
13	1,630	1,568	▲ 0.8	29,388	31,924	▲ 9.2	7,213	9,449	▲ 11.8
14	1,393	1,443	▲ 8.0	26,295	27,802	▲ 12.9	6,077	8,311	▲ 12.0
15	1,777	1,836	27.2	27,414	29,165	4.9	6,201	7,989	▲ 3.9
16	2,100	2,166	18.0	25,984	27,383	▲ 6.1	5,938	7,694	▲ 3.7
17	2,176	2,195	1.3	25,796	27,155	▲ 0.8	6,046	7,836	1.8
18	3,803	3,795	—	30,564	31,735	—	10,254	12,261	—
19	5,214	5,111	34.7	36,803	38,023	19.8	10,739	13,290	8.4

(注)・平成8年度までは、公立中・高等学校を対象として、「校内暴力」の状況について調査。平成9年度からは、公立小学校を調査対象に加えるとともに、調査方法等を改めている。平成18年度からは、国・私立学校も調査。

・発生件数はのべ数、児童生徒数は、暴力行為の4形態ごと及び校内・学校外ごとに、実数である。例えば、1人の生徒が学校内で3回対教師暴力を起こした場合、発生件数3件、加害児童生徒数1人と数えている。

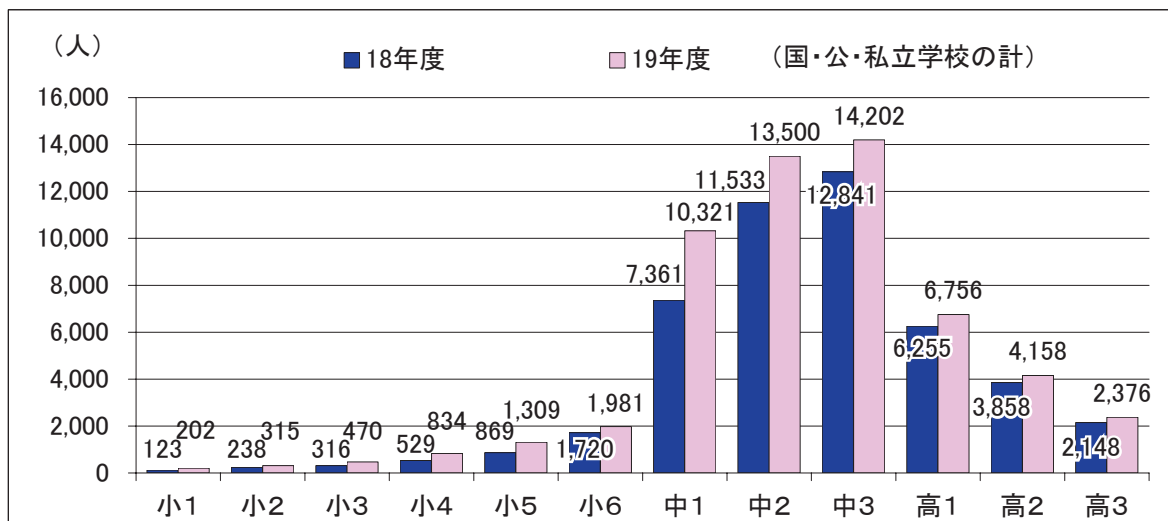
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 学年別加害児童生徒数

加害児童生徒数を学年別に見ると、小学校、中学校では学年が進むにつれて多くなり、高等学校では学年が進むにつれて少なくなる傾向にある。

また、小学校から中学校にかけて加害児童生徒数が大きく増加する。6-14図では、平成18年度の小学校6年生の1,720人から平成19年度の中学校1年生の10,321人へと、6.0倍に増加していることが分かる。

6-14図 学年別加害児童生徒数（平成18・19年度）

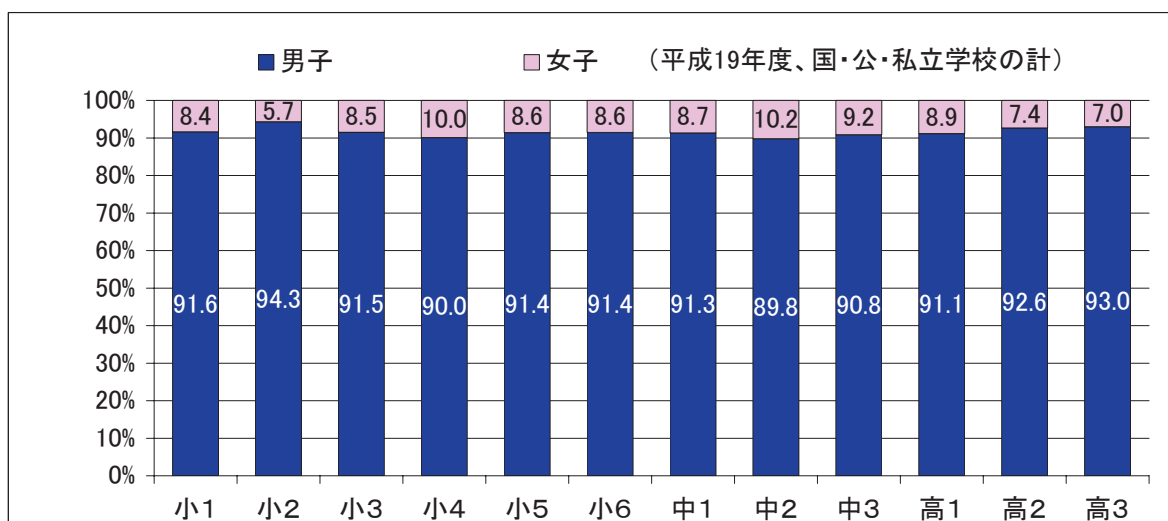


(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 男女別加害児童生徒数

平成19年度の加害児童生徒数を学年ごとに男女の割合を見ると、小学校から高等学校まで、どの学年も男子が約9割となっている。

6-15図 加害児童生徒数の男女別割合（平成19年度）



(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

5. 暴力行為への対応

(1) 加害児童生徒に対する措置の状況

暴力行為の加害児童生徒に対しては、6-16表のように、その実態に応じて学校において様々な措置が講じられている。ただし、高等学校では加害生徒の8割以上の者に何らかの措置を行っているのに対し、懲戒制度の違いなどから、小学校、中学校ではここに挙げられた措置が行われる割合は高くないことが分かる。

6-16表 加害児童生徒に対する学校の措置状況（平成18・19年度） (人)

区 分		小学校		中学校		高等学校		
		18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	
退学・転学	懲戒退学	学校内	0	0	7	8	105	119
		学校外	0	0	0	0	55	33
		小計	0	0	7	8	160	152
	その他	学校内	11	8	62	138	429	537
		学校外	0	1	33	41	288	253
		小計	11	9	95	179	717	790
停学	学校内	—	—	—	—	2,473	2,818	
	学校外	—	—	—	—	464	404	
	小計	—	—	—	—	2,937	3,222	
出席停止	学校内	2	0	33	28	—	—	
	学校外	0	0	21	0	—	—	
	小計	2	0	54	28	—	—	
自宅学習 自宅謹慎等	学校内	—	—	—	—	4,558	4,663	
	学校外	—	—	—	—	725	761	
	小計	—	—	—	—	5,283	5,424	
訓告	学校内	53	61	1,041	1,194	1,109	1,296	
	学校外	0	4	150	203	89	91	
	小計	53	65	1,191	1,397	1,198	1,387	
計	学校内	66	69	1,143	1,368	8,674	9,433	
	学校外	0	5	204	244	1,621	1,542	
	小計	66	74	1,347	1,612	10,295	10,975	
加害児童生徒数	学校内	3,302	4,495	27,123	32,983	10,455	11,559	
	学校外	493	616	4,612	5,040	1,806	1,731	
	小計	3,795	5,111	31,735	38,023	12,261	13,290	
加害児童生徒全体 に占める割合 (%)	学校内	2.0	1.5	4.2	4.1	83.0	81.6	
	学校外	0.0	0.8	4.4	4.8	89.8	89.1	
	小計	1.7	1.4	4.2	4.2	84.0	82.6	

(注) ① 国・公・私立学校の計。② 「退学・転学」中の「その他」とは、勸奨・申し出による退学及び転学である。

③ 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第13条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものであり、事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まれない。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

平成19年度に暴力行為により関係機関の措置を受けた児童生徒数は、小学校182人、中学校3,872人、高等学校648人であった。小学校と中学校では前年度よりも人数が増えている。

また、加害児童生徒全体に占める割合は、小学校3.6%、中学校10.2%、高等学校4.9%と、中学校が最も高くなっている。

6-17表 加害児童生徒に対する関係機関の措置状況（平成18・19年度）（人）

区 分		小学校		中学校		高等学校	
		18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
警察の補導	学校内	18	40	698	923	64	73
	学校外	18	53	627	674	221	182
	小計	36	93	1,325	1,597	285	255
家庭裁判所の 保護的措置	学校内	0	2	631	691	61	77
	学校外	2	6	394	405	213	180
	小計	2	8	1,025	1,096	274	257
少年刑務所 への入所	学校内	—	—	2	5	0	3
	学校外	—	—	5	1	7	3
	小計	—	—	7	6	7	6
少年院への入院	学校内	—	0	79	57	1	8
	学校外	—	0	103	80	33	26
	小計	—	0	182	137	34	34
保護観察	学校内	0	0	329	281	15	14
	学校外	1	1	213	217	136	82
	小計	1	1	542	498	151	96
児童自立支援施設 への入所	学校内	13	7	66	73	4	0
	学校外	0	2	37	44	0	0
	小計	13	9	103	117	4	0
児童相談所	学校内	30	51	284	290	0	0
	学校外	19	20	99	131	0	0
	小計	49	71	383	421	0	0
計	学校内	61	100	2,089	2,320	145	175
	学校外	40	82	1,478	1,552	610	473
	小計	101	182	3,567	3,872	755	648
加害児童生徒数	学校内	3,302	4,495	27,123	32,983	10,455	11,559
	学校外	493	616	4,612	5,040	1,806	1,731
	小計	3,795	5,111	31,735	38,023	12,261	13,290
加害児童生徒全体 に占める割合（%）	学校内	1.8	2.2	7.7	7.0	1.4	1.5
	学校外	8.1	13.3	32.0	30.8	33.8	27.3
	小計	2.7	3.6	11.2	10.2	6.2	4.9

(注) ① 国・公・私立学校の計。② 最終的な措置が確定している場合は該当する措置、最終的な措置が確定していない場合は各年度末現在の状況を計上。③ 「家庭裁判所の保護的措置」には、審判不開始、不処分のほか、調査中、審判中のものが含まれる。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 暴力行為に関する提言、通知等

暴力行為等児童生徒の問題行動の背景や要因としては様々な事柄が複雑に絡み合っているものと考えられ、様々な取組が行われてきた。

① 問題行動に関する通知

これまでの問題行動に関する主な通知は、次のとおり。

- ア. 児童生徒の問題行動の防止について（昭53.3.7 文部省初等中等教育局長、社会教育局長）
- イ. 生徒の校内暴力等の非行の防止について（昭56.4.23 文部省初等中等教育局長）
- ウ. 最近の学校における問題行動に関する懇談会提言（昭58.3.8）
- エ. 校内暴力等児童生徒の問題行動に対する指導の徹底について（昭58.3.10 文部省初等中等教育局長）
- オ. 青少年によるナイフ等を使用した事件に関する文部大臣緊急アピール（平10.3.10 文部省初等中等教育局長、生涯学習局長、体育局長）
- カ. 児童生徒の問題行動への対応のための校内体制の整備等について（平10.4.30 文部省初等中等教育局長）
- キ. 少年の問題行動等への対応のための総合的な取組の推進について（平13.4.13 文部科学省初等中等教育局長、生涯学習政策局長、スポーツ・青少年局長）
- ク. 学校と関係機関等との行動連携を一層推進するための取組について（平16.5.11 文部科学省初等中等教育局長）
- ケ. 関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について（平16.9.14 文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長）
- コ. 「児童生徒の問題行動対策重点プログラム（最終まとめ）」について（平16.10.5 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）
- サ. 「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム（中間まとめ）」について（平17.10.4 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）
- シ. 児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（平18.6.5 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）
- ス. 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（平19.2.5 文部科学省初等中等教育局長）
- セ. 高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について（平20.3.10 文部科学省初等中等教育局長）

② 少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議の提言

「心と行動のネットワーク（平成13年4月）」

- ・「心」の問題への対応、行動連携

③ 青少年育成推進会議申合せ

「少年の凶悪・粗暴な非行等問題行動について当面取るべき措置（平成13年2月28日）」

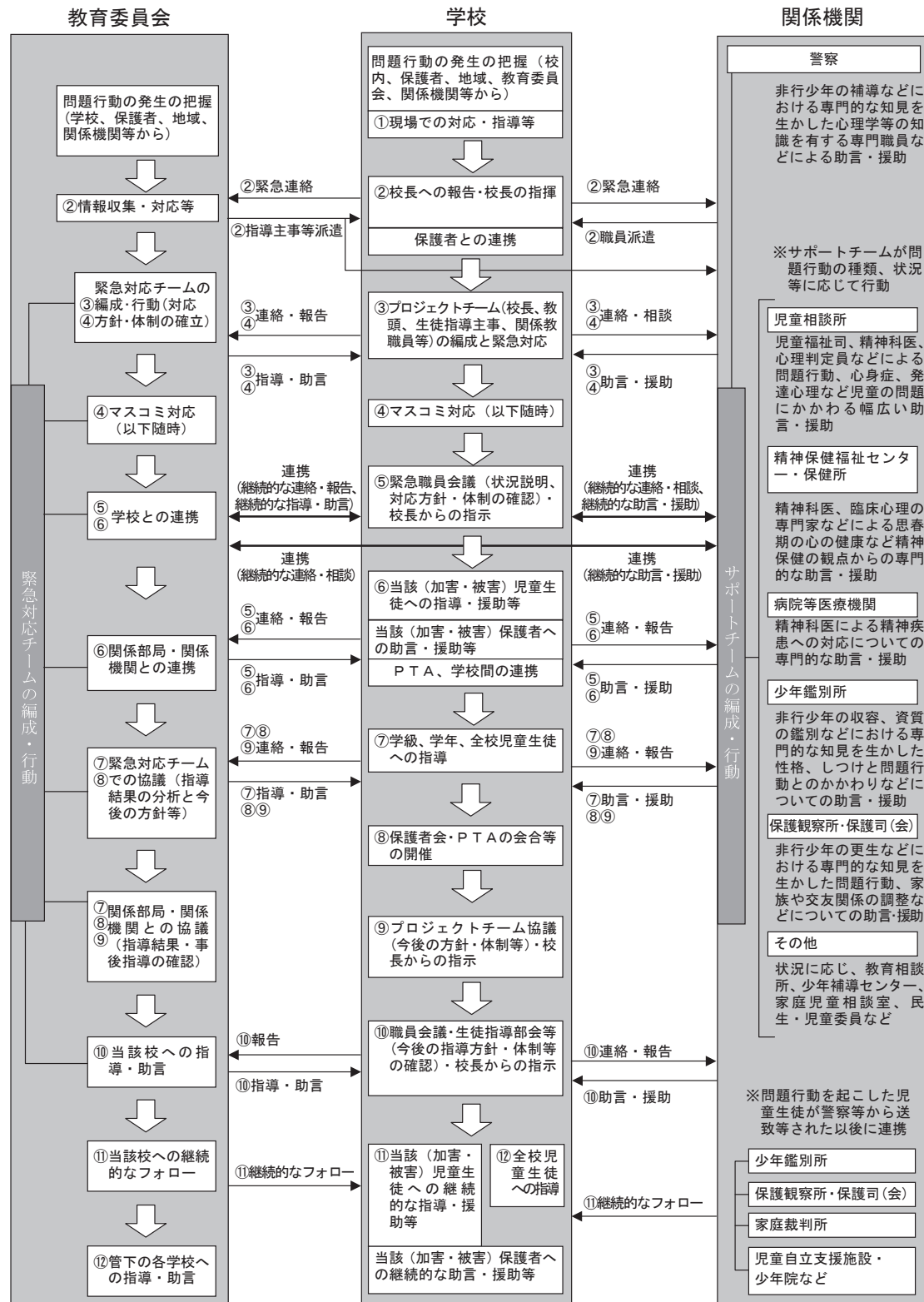
④ 青少年育成推進本部

「青少年育成施策大綱」（平成15年12月）、新しい「青少年育成施策大綱」（平成20年12月）

- ・青少年の健全育成と非行防止に向けた施策を総合的に推進

(参考) 学校、教育委員会における関係機関との連携マニュアル

6-18図 問題行動が発生した場合の関係機関との連携の在り方 (参考例)



(資料) 少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議「心と行動のネットワーク」(平成13年4月)

第7章 薬物乱用、犯罪被害等

1. 薬物乱用の実態

(1) 薬物乱用とその影響

薬物乱用とは、医薬品を医療以外の目的で使用すること、医療目的ではない化学物質を不正に使用することである。乱用される薬物には、前者の例として睡眠薬や鎮痛剤のような向精神薬があり、後者の例としては覚せい剤、大麻（マリファナ）、有機溶剤、麻薬（コカイン、ヘロイン、MDMAなど）のような化学物質が挙げられる。主な乱用薬物は7-1表のとおりである。

7-1表 薬物の種類と特徴

中枢作用	薬物のタイプ	精神依存	身体依存	耐性	乱用時の主な症状		離脱時の主な症状	精神毒性	分類※1
					催幻覚	その他			
抑制	あへん類 (ヘロイン、 モルヒネ等)	+++	+++	+++	-	鎮痛、縮腫、 便秘、呼吸抑制、 血圧低下、傾眠	あくび、瞳孔散大、流涙、 鼻汁、嘔吐、腹痛、下痢、 焦燥、苦悶	-	麻薬
	バルビツール類	++	++	++	-	鎮静、催眠、 麻酔、運動失調	不眠、振戦、痙攣、 せん妄	-	向精神薬
	アルコール	++	++	++	-	酩酊、脱抑制、 運動失調	不眠、抑うつ、振戦、 痙攣、せん妄	+	その他
	ベンゾ ジアゼピン類 (トリアゾラム等)	+	+	+	-	鎮静、催眠、 運動失調	不安、不眠、振戦、痙攣、 せん妄	-	向精神薬
	有機溶剤 (トルエン、シンナー、 接着剤等)	+	±	+	+	酩酊、脱抑制、 運動失調	不眠、振戦、焦燥	++	毒劇物
	大麻 (マリファナ、 ハシシ等)	+	±	+	++	眼球充血、 感覚変容、 情動の変化	不眠、振戦、焦燥	+	大麻
興奮	コカイン	+++	-	-	-	瞳孔散大、 血圧上昇、興奮、 痙攣、不眠、食 欲低下	※2 脱力、抑うつ、焦燥、 食欲亢進	++	麻薬
	アンフェタミン類 (メタンフェタミン、 MDMA等)	+++	-	+	- ※3	瞳孔散大、 血圧上昇、興奮、 不眠、食欲低下	※2 脱力、抑うつ、焦燥、 食欲亢進	+++	覚せい剤 ※4
	LSD	+	-	+	+++	瞳孔散大、 感覚変容	不詳	±	麻薬
	ニコチン (たばこ)	++	±	++ ※5		鎮静、発揚、 食欲低下	焦燥、食欲亢進	-	その他

(注) 精神毒性：精神病惹起作用

※1：法律上の分類。

※2：離脱症状とは言わず、反跳現象という。 ※3：MDMAでは催幻覚+。

※4：MDMAは法律上は麻薬。 ※5：主として急性耐性。

+ -：有無及び相対的な強さを表す。ただし、各薬物の有毒性は、上記の+-のみで評価されるわけではなく、結果として個人の社会生活及び社会全体に及ぼす影響の大きさも含めて、総合的に評価される。

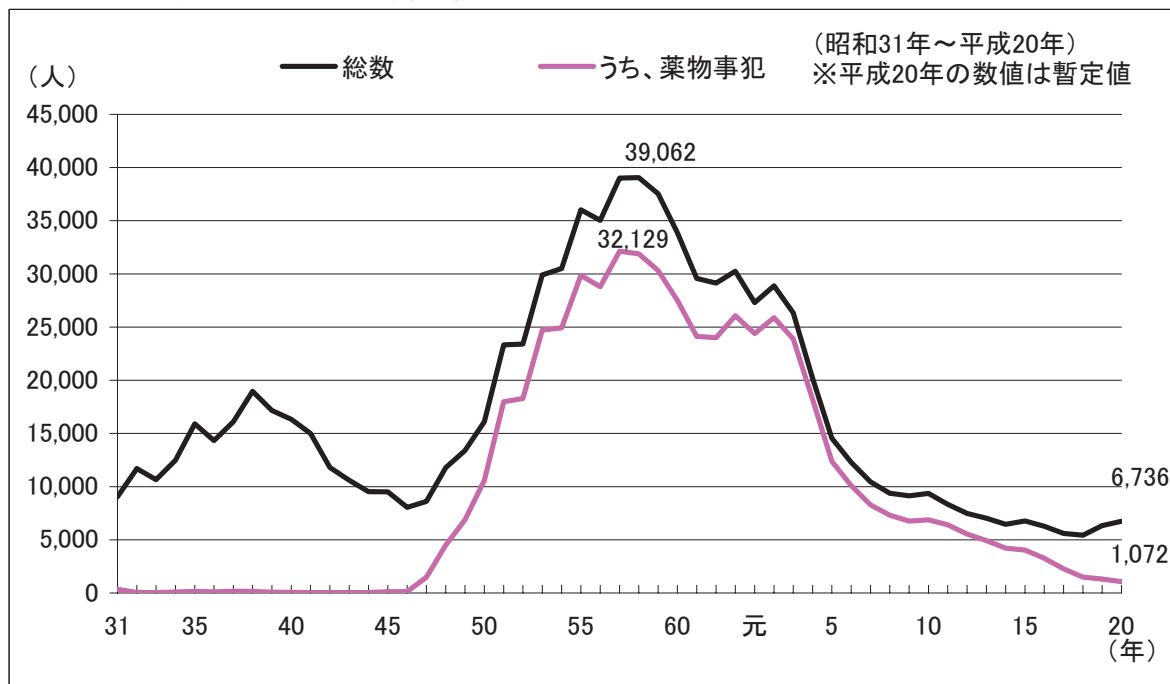
(資料) 日本学校保健会ホームページ

(2) 少年による薬物乱用の推移

7-2図は特別法犯少年の送致人員に占める薬物事犯を示している。薬物事犯は昭和55年～60年に最も多かったが、現在は減少傾向にある。

しかし、平成20年に大麻取締法により送致された少年は227人（前年比26.8%増）、覚せい剤取締法違反で送致された中学生が8人（前年比100.0%増）、高校生が34人（同21.4%増）となっており、予断を許さない状況である。（平成20年中の数値は暫定値）

7-2図 特別法犯少年の送致人員の推移



(注) 特別法犯…刑法犯を除くすべての犯罪（道路交通法等に規定する罪を除く）をいい、条例に規定する罪を含む。

薬物事犯…覚せい剤取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、大麻取締法違反、あへん法違反、毒物及び劇物取締法違反をいう。

(資料) 警察庁「少年非行等の概要（平成20年1～12月）」（平成21年2月）、法務総合研究所『犯罪白書』

7-3表 大麻乱用少年の学職別送致人員

区分	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	115	102	176	190	185	221	174	187	179	227
学生・生徒	44	38	62	59	70	77	68	35	54	74
中学生	0	5	4	4	3	6	5	4	1	2
高校生	27	20	39	33	38	37	42	21	28	49
大学生	9	6	9	13	15	15	6	4	14	16
その他の学生	8	7	10	9	14	19	15	6	11	7
有職少年	30	32	56	70	58	60	50	81	58	94
無職少年	41	32	58	61	57	84	56	71	67	59

(資料) 警察庁「少年非行等の概要（平成20年1～12月）」（平成21年2月） ※平成20年は暫定値

7-4表 覚せい剤乱用少年の学職別送致人員

区 分	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総 数	996	1,137	946	745	524	388	427	289	305	249
学生・生徒	133	188	147	129	67	56	89	60	39	48
中学生	24	54	45	44	16	7	23	11	4	8
高校生	81	102	83	65	36	38	55	44	28	34
大学生	7	9	8	8	6	5	3	2	4	3
その他の学生	21	23	11	12	9	6	8	3	3	3
有職少年	303	318	261	215	139	124	108	79	101	68
無職少年	560	631	538	401	318	208	230	150	165	133

(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

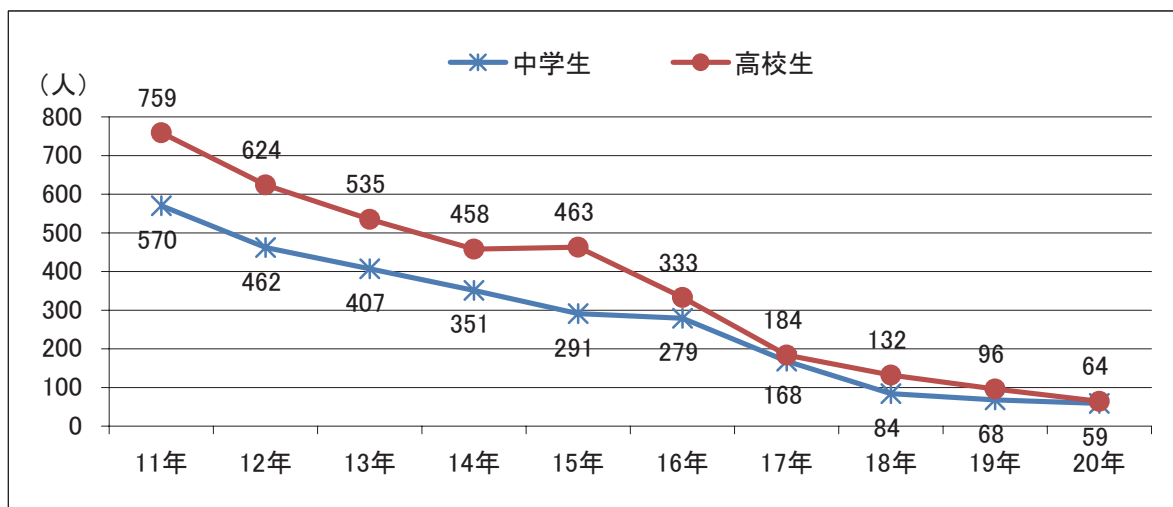
シンナー等有機溶剤の乱用状況の推移は7-5表及び7-6図に示すとおりである。平成11年～20年の検挙数は減少傾向が続いている。

7-5表 シンナー等の乱用少年の学職別送致人員

区 分	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総 数	4,184	3,417	3,071	2,751	2,835	2,205	1,368	841	652	476
学生・生徒	1,434	1,167	1,015	863	819	658	376	226	176	126
中学生	570	462	407	351	291	279	168	84	68	59
高校生	759	624	535	458	463	333	184	132	96	64
大学生	14	12	11	8	13	9	4	1	4	1
その他の学生	91	69	62	46	52	37	20	9	8	2
有職少年	1,143	928	825	724	732	620	420	266	224	175
無職少年	1,607	1,322	1,231	1,164	1,284	927	572	349	252	175

(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

7-6図 シンナー等の乱用による中学生、高校生の送致人員



(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

コラム 《「第三次薬物乱用防止五か年戦略」について》

平成6年頃から覚せい剤取締法違反による検挙者数が増加し始めたことなどを背景に、平成9年1月17日の閣議決定に基づき、「薬物乱用対策推進本部」が内閣に設置された。

平成10年の「薬物乱用防止五か年戦略」、平成15年の「薬物乱用防止新五か年戦略」に続き、平成20年8月に「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、関係省庁が連携して総合的な薬物乱用対策を推進しているところである。

「第三次薬物乱用防止五か年戦略」では、我が国から薬物乱用を根絶するために、次の四つの目標を設定し、それぞれの目標について関係省庁ごとの対策をまとめている。

- 目標1 … 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上
- 目標2 … 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進
- 目標3 … 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底
- 目標4 … 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

学校教育において取り組むべきこととしては、目標1の「(1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化」で、次のような内容について示されている。

- ・学校教育全体を通じた薬物乱用防止教育の充実
- ・警察等と連携した、薬物乱用防止教室の開催
- ・薬物乱用防止に関する教材、指導資料等の作成・配付と活用促進
- ・薬物乱用防止教育の指導方法についての教員研修の充実
- ・薬物乱用に関する情報交換や薬物乱用を把握した際の対応について、警察と学校関係者等との連携強化
- ・大学等の学生への薬物乱用防止の啓発強化

(資料) 内閣府薬物乱用対策推進本部「第三次薬物乱用防止五か年戦略」(平成20年8月)

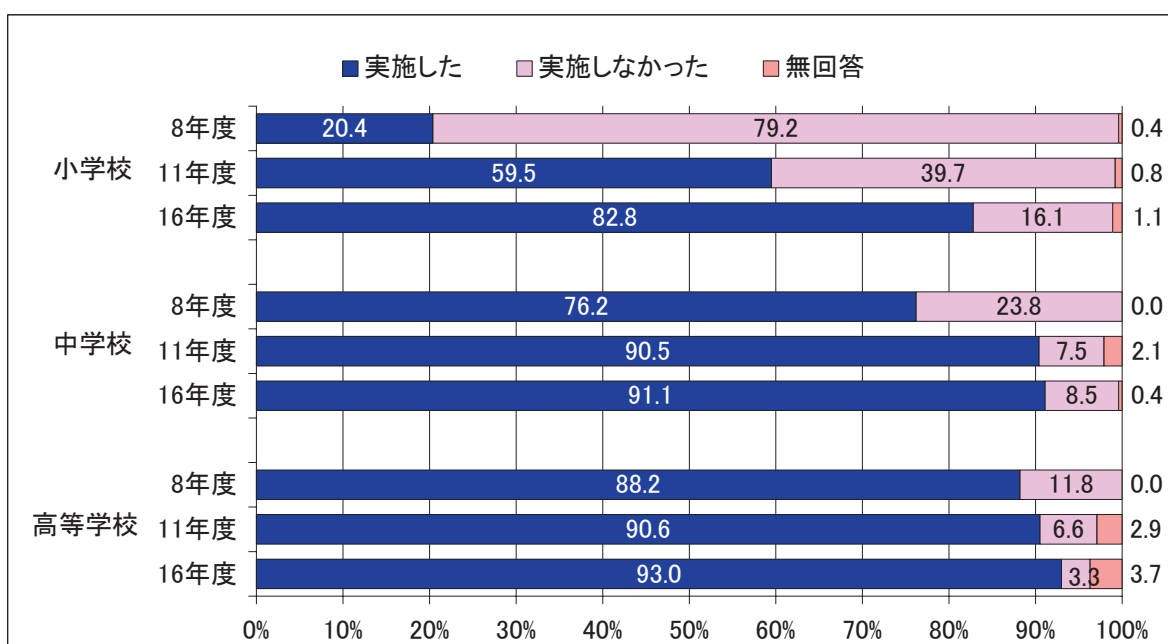
2. 薬物乱用防止の取組

(1) 学校における薬物乱用防止教育の状況

前ページのコラムでも述べたように、平成9年1月の薬物乱用対策推進本部設置以来、「薬物乱用防止五か年戦略」、「薬物乱用防止新五か年戦略」及び「第三次薬物乱用防止五か年戦略」が策定されてきた。いずれの「五か年戦略」においても、中・高校生を中心に薬物乱用の危険性について啓発し、青少年の薬物乱用傾向を阻止することは、重要な対策とされている。

そのような背景の下、学校における薬物乱用防止の指導状況は大きく改善されてきている。7-7図のように平成11年度と平成16年度を比較すると、特に小学校において薬物乱用防止の指導を実施した学校が増加している。これは、現行の学習指導要領の体育科保健領域において薬物乱用が扱われるようになったことが影響している。新学習指導要領においても、小・中・高等学校を通して引き続き薬物乱用防止の指導を重視しており、特に高等学校では新たに大麻を取り扱うことを示したところである。

7-7図 学校における薬物乱用防止の指導状況



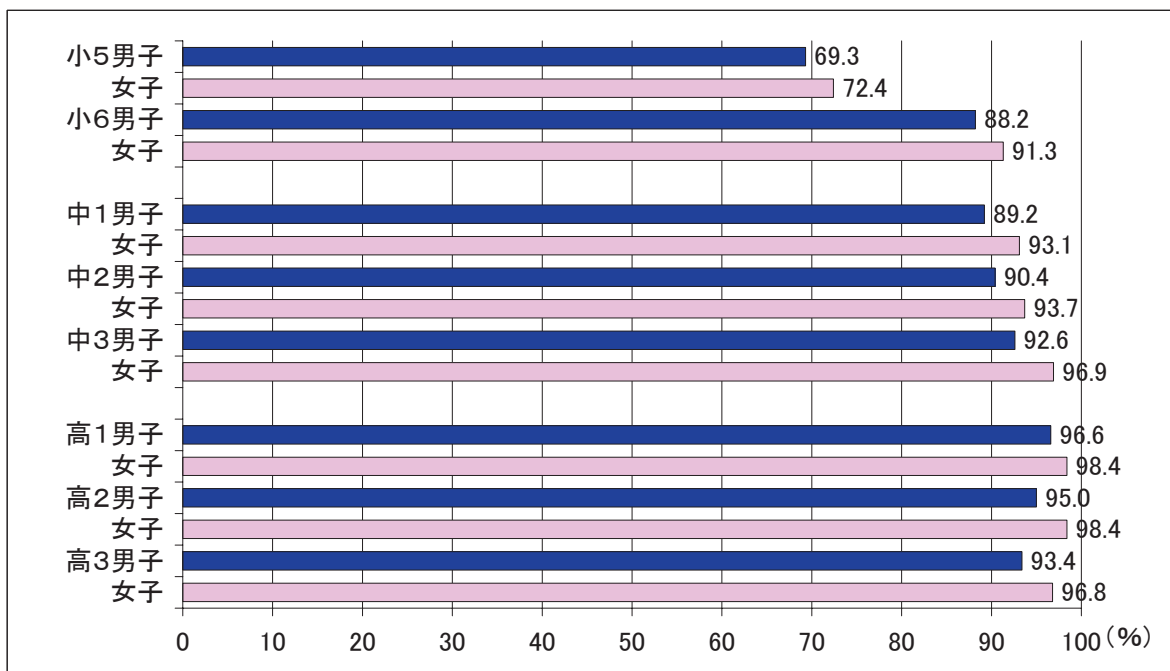
(注) 平成16年度の調査対象学校数：小学校261、中学校258、高等学校243

(資料) 文部科学省「薬物等に対する意識等調査報告書」(平成19年3月)

「あなたは、これまでに覚せい剤などの薬物について学んだり聞いたりしたことがありますか。」に対して「あった」と答えた児童生徒の割合は、7-8図のとおりである。小学生よりは中学生、中学生よりは高校生が高い傾向にある。

また、「薬物について学校の授業で学んだ経験」について児童生徒に聞いた結果について、平成9年調査、12年調査、18年調査を比較すると、7-9図のとおり、小・中学生では男女とも毎回割合が高くなったが、高等学校3年生の平成18調査の結果は、平成9年調査よりは高かったが、12年調査より若干低下した。

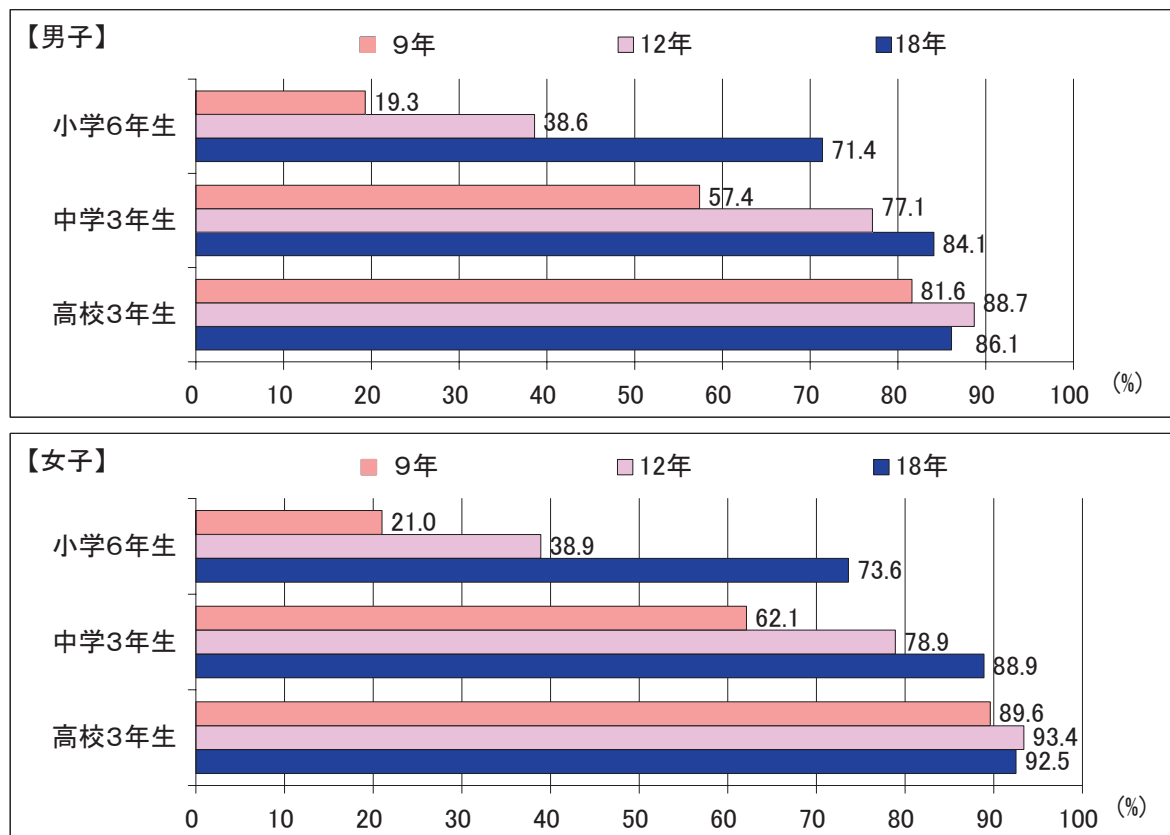
7-8図 薬物について学んだ経験 (平成18年)



(注) 調査対象児童生徒数：男子34,335、女子33,100

(資料) 文部科学省「薬物等に対する意識等調査報告書」(平成19年3月)

7-9図 薬物について学校の授業で学んだ経験 (平成9年、12年、18年)



(注) 調査対象児童生徒数：男子34,335、女子33,100

(資料) 文部科学省「薬物等に対する意識等調査報告書」(平成19年3月)

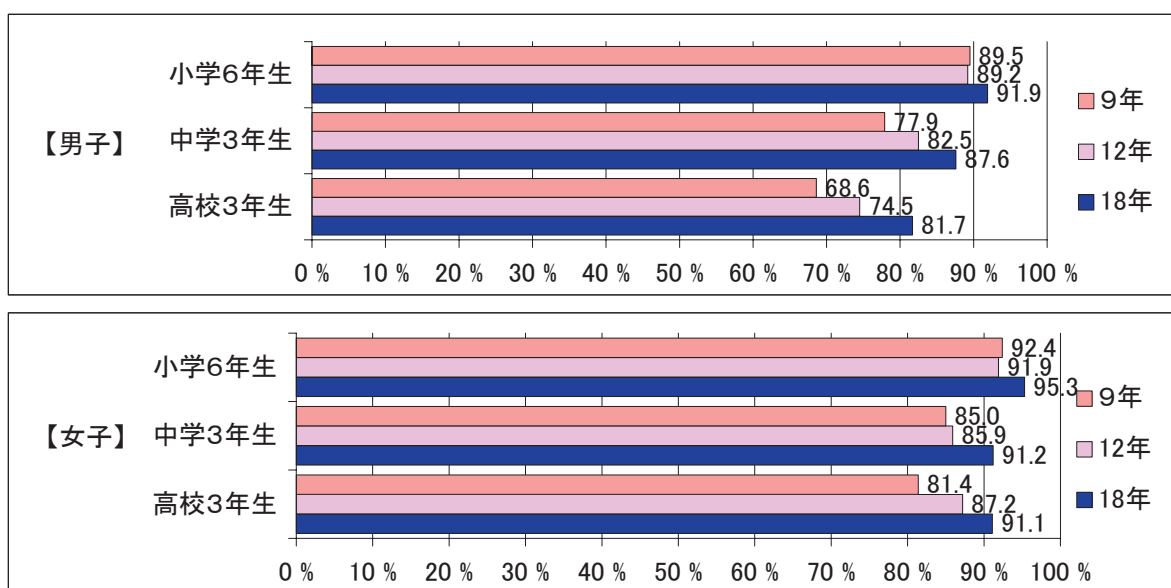
(2) 薬物乱用に対する児童生徒の意識

覚せい剤などの薬物を使うことについては、図7-10のとおり、平成18年調査では、どの学年でも、女子の9割以上、男子の8割以上が、「どのような理由であれ、絶対に使うべきではないし、許されることではない」と答えている。

一方、「他人に迷惑をかけていないので、使うかどうかは個人の自由である。」と答えた児童生徒の割合は、図7-11のとおり、平成18年調査では、平成12年調査と比べて、小、中、高等学校のいずれにおいても減少している。

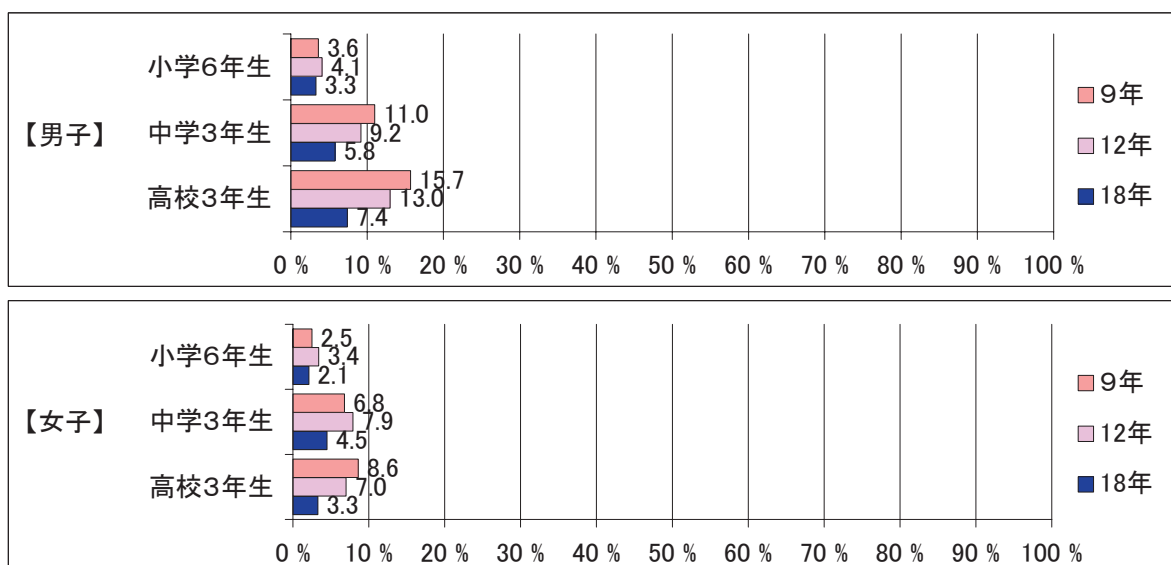
7-10図 薬物についての考え方（「使うべきではない」）

「どのような理由であれ、絶対に使うべきではないし、許されることではない」



7-11図 薬物についての考え方（「個人の自由」）

「他人に迷惑をかけていないので、使うかどうかは個人の自由である。」



(資料) 文部科学省「薬物等に対する意識等調査報告書」(平成19年3月)

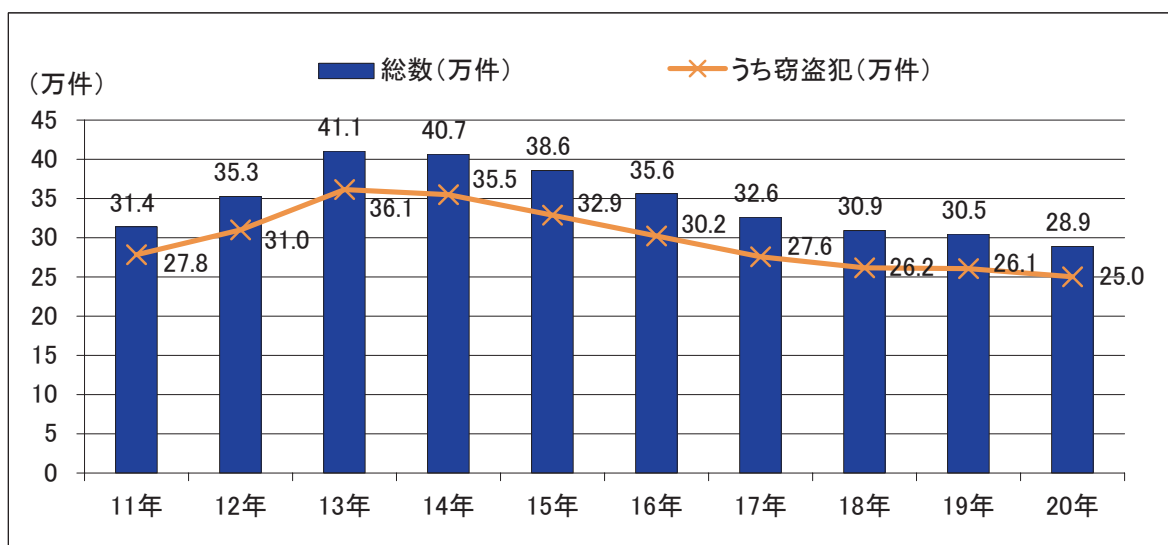
3. 少年の犯罪被害の実態

(1) 少年の犯罪被害の概要

最近10年間（平成11年から20年まで）の少年が主な被害者となった刑法犯の認知件数は、平成13年の41万人から平成20年の約29万人まで、7年連続で減少が続いている。

平成20年の少年の犯罪被害は、28万9,039件（前年比5.1%減）で、包括罪種別では、凶悪犯被害1,230件（同8.6%減）、粗暴犯被害1万4,442件（同8.5%減）、窃盗犯被害25万174件（同4.0%減）などといずれも減少した。

7-12図 少年の犯罪被害の推移



年次	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数 (件)	313,985	352,753	410,507	406,519	385,762	356,426	326,042	309,104	304,685	289,039
凶悪犯	1,600	1,916	2,019	2,138	2,204	1,935	1,668	1,462	1,345	1,230
粗暴犯	17,274	23,487	25,200	24,007	22,833	20,488	18,039	16,784	15,775	14,442
窃盗犯	278,396	309,960	361,445	354,927	328,869	302,233	275,732	261,718	260,560	250,174

(注) 少年が主な被害者となった刑法犯の認知件数。知能犯、風俗犯、その他は省略。

(資料) 警察庁「少年非行等の概要（平成20年1～12月）」（平成21年2月）※平成20年は暫定値

(参考) 包括罪種…上記資料において、刑法犯を次のとおり6種類に分類したもの

包括罪種	罪種
凶悪犯	殺人、強盗、放火、強姦
粗暴犯	凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
窃盗犯	窃盗
知能犯	詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任
風俗犯	賭博、わいせつ
その他	上記以外の罪種

少年の犯罪被害を年齢層別に3区分（0から5歳、6から12歳、13から19歳）すると、7-13表のとおりである。特に、13から19歳の区分に減少傾向が顕著である。

7-13表 年齢層別刑法犯被害の推移

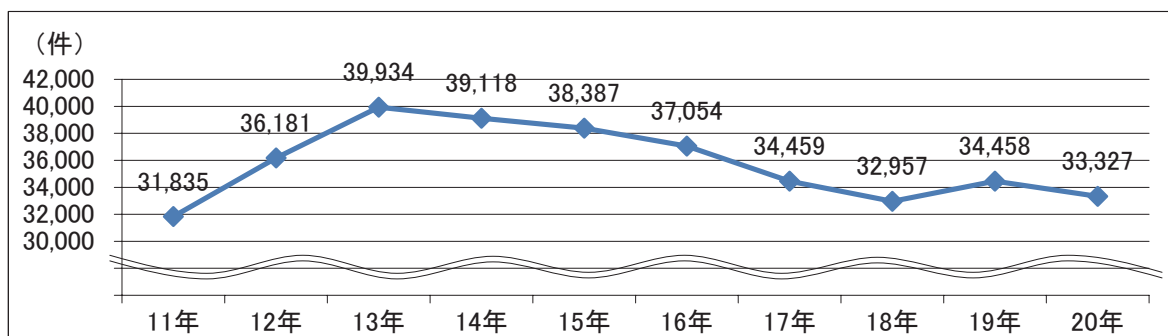
年次	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数(件)	313,985	352,753	410,507	406,519	385,762	356,426	326,042	309,104	304,685	289,039
0～5歳	291	454	470	407	467	526	505	464	478	430
6～12歳	31,544	35,727	39,464	38,711	37,920	36,528	33,954	32,493	33,980	32,897
13～19歳	282,150	316,572	370,573	367,401	347,375	319,372	291,583	276,147	270,227	255,712

(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

また、13歳未満の少年の犯罪被害の推移は、7-14図及び7-15表のとおりである。

平成20年は、総数、粗暴犯被害、窃盗犯被害は前年と比べて減少した。しかし、凶悪犯被害、子ども対象・暴力的性犯罪被害(13歳未満の少年が被害者となった強姦、強制わいせつ、強盗強姦(いずれも致死又は致死傷及び未遂を含む。)及びわいせつ目的略取誘拐(未遂を含む。)をいう。)は増加している。

7-14図 13歳未満の少年の犯罪被害の推移



(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

7-15表 13歳未満の少年の罪種別犯罪被害の推移

年次	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数(件)	31,835	36,181	39,934	39,118	38,387	37,054	34,459	32,957	34,458	33,327
凶悪犯	170	184	175	200	207	196	194	186	171	194
粗暴犯	1,171	1,689	2,118	1,989	2,186	2,341	2,088	1,900	1,719	1,566
暴力的性犯罪	1,527	1,790	2,137	1,960	2,236	1,796	1,484	1,114	1,012	1,036
窃盗犯	28,347	31,863	34,755	34,066	32,524	31,314	29,327	28,478	30,350	29,394
知能犯	5	11	14	29	28	36	27	16	20	20

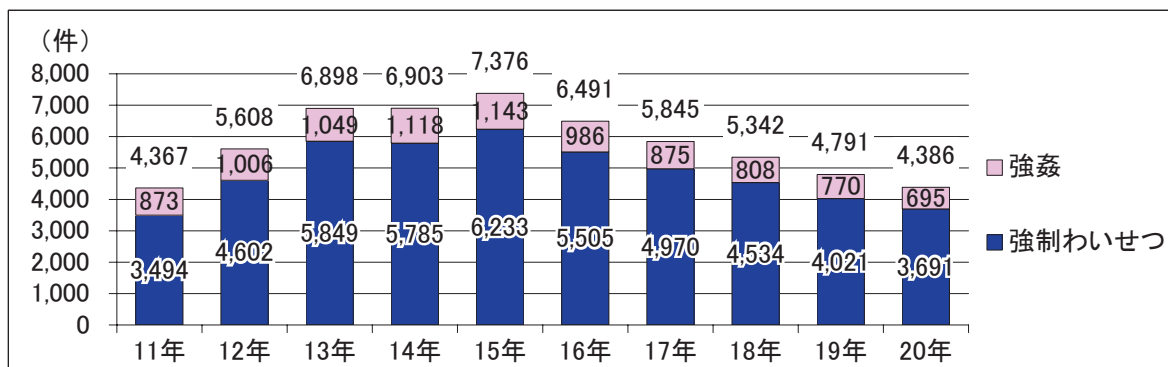
(注) 暴力的性犯罪は他の包括罪種と重複。また、風俗犯、その他は省略。各欄の合計は総数とならない。

(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

(2) 少年の性犯罪被害

平成11年から20年までの少年の性犯罪被害については、平成15年までは増加傾向にあったが、16年から20年までは減少が続いている。

7-16図 少年の性犯罪被害の推移



年次	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
少年の性犯罪被害総数(件)	4,367	5,608	6,898	6,903	7,376	6,491	5,845	5,342	4,791	4,386
強姦	873	1,006	1,049	1,118	1,143	986	875	808	770	695
強制わいせつ	3,494	4,602	5,849	5,785	6,233	5,505	4,970	4,534	4,021	3,691

(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

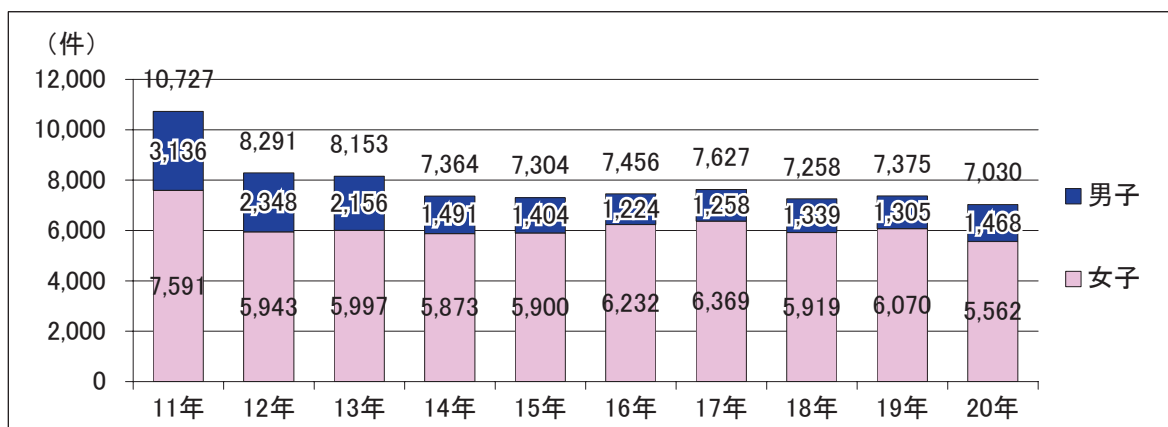
(3) 少年の福祉を害する犯罪

警察は、児童(18歳未満)の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪を「福祉犯」と称し、取締りと被害少年の発見・保護を推進している。福祉犯には、児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童買春等)、労働基準法違反(年少者の危険業務、深夜業等)などが含まれる。

特に、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という)を積極的に適用した取締りを強化している。

福祉犯被害少年を男女別に見ると、女子の方が多い。

7-17図 福祉犯被害少年の男女別状況



(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

また、平成11年から20年までの福祉犯被害少年の学職別では、高校生が最も多く、2番目に多いのは15年までは無職少年、16年からは中学生となっている。20年には、総数、高校生、有職少年、無職少年などは前年度に比べて減少しているが、小学生、中学生では増加している。

7-18表 福祉犯被害少年の学職別状況

年次	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	10,727	8,291	8,153	7,364	7,304	7,456	7,627	7,258	7,375	7,030
未就学	0	8	4	2	3	0	5	13	6	6
学生・生徒	5,988	4,555	4,878	4,471	4,547	4,858	4,927	4,789	4,942	4,864
小学生	28	112	99	43	50	49	58	72	53	67
中学生	2,087	1,576	2,080	1,862	1,914	1,971	2,063	1,895	1,868	1,919
高校生	3,649	2,699	2,590	2,469	2,511	2,752	2,758	2,758	2,960	2,814
その他の学生	224	168	109	97	72	86	48	64	61	64
有職少年	1,362	1,120	910	773	751	768	681	705	749	693
無職少年	3,377	2,608	2,361	2,118	2,003	1,830	2,014	1,751	1,678	1,467

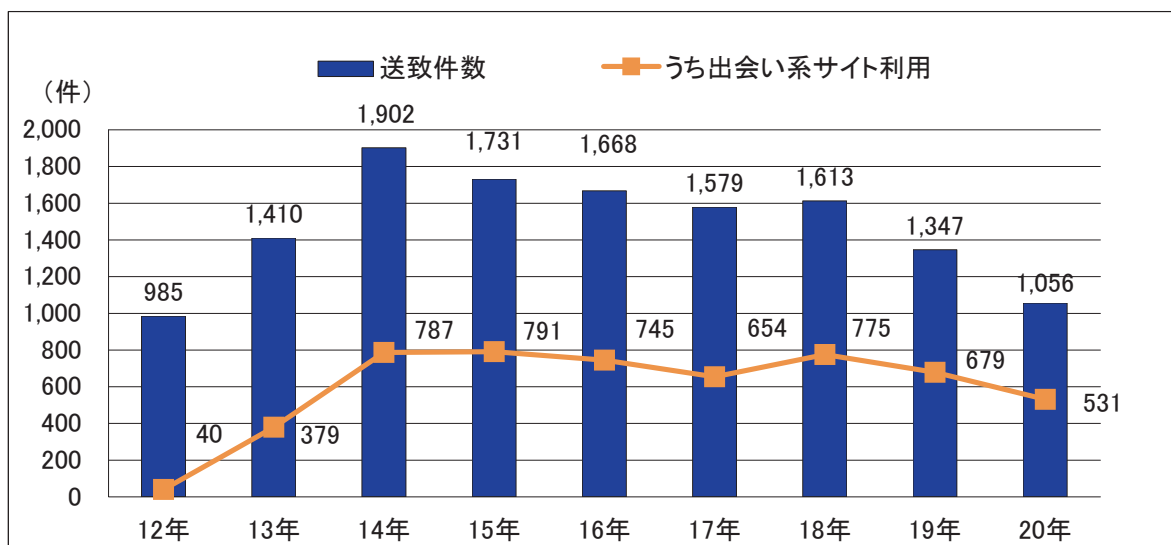
(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

(4) 児童買春・児童ポルノ禁止法違反

平成11年に児童買春・児童ポルノ禁止法が施行されてからの児童買春・児童ポルノ事件の送致件数の推移は、7-19図、7-20図のとおりである。

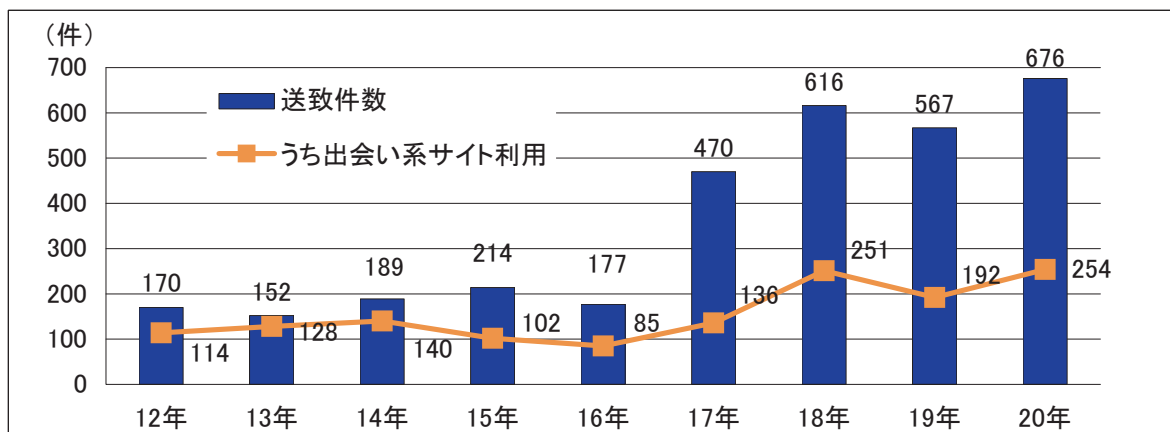
児童買春及び児童ポルノは、児童の権利保護や少年の健全育成から大きな問題でもあるが、児童買春事件は、高水準で推移しており、出会い系サイトを利用した事件が約半数近くを占めている。また、児童ポルノ事件も近年増加傾向にあり、インターネットを利用したものが目立っている。

7-19図 児童買春事件の送致件数の推移



(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

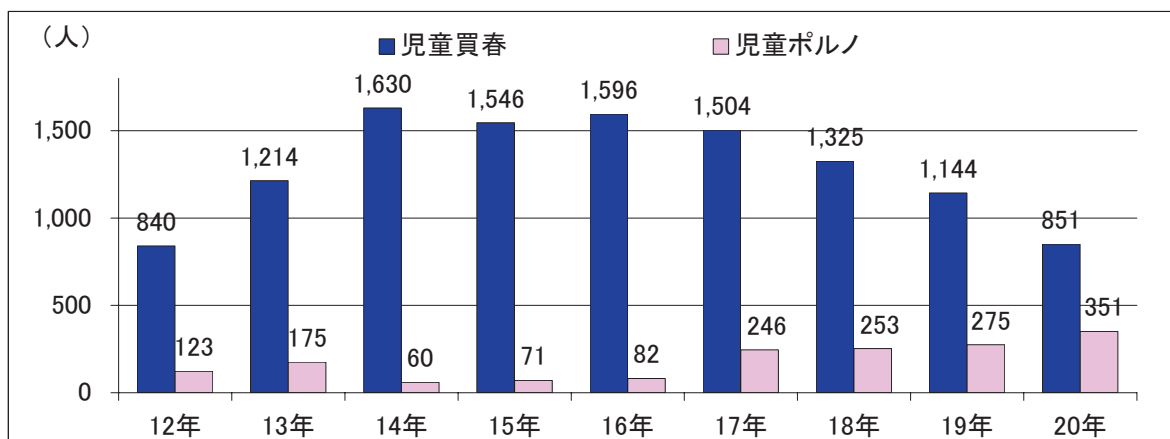
7-20図 児童ポルノ事件の送致件数の推移



(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

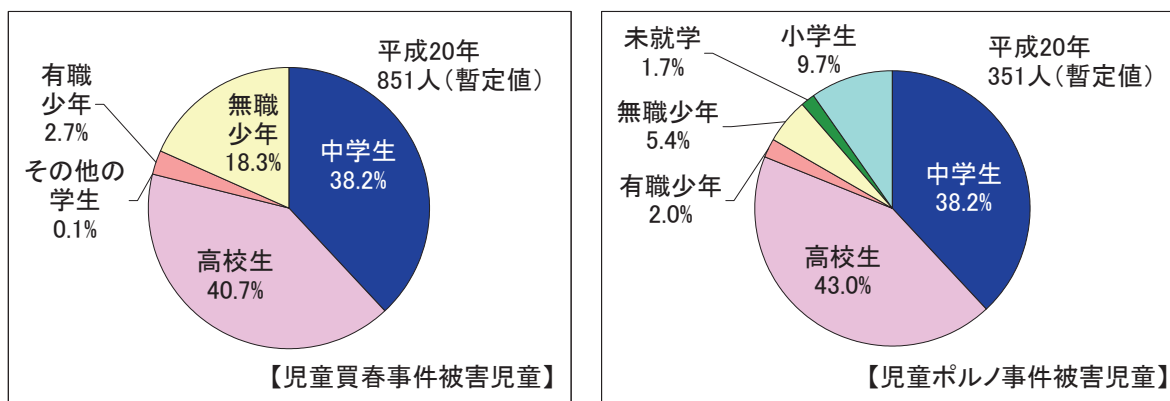
児童買春・児童ポルノ事件による被害児童数は、児童買春では減少傾向にあり、児童ポルノで増加傾向にある。また、平成20年における被害児童数の学職別割合では、児童買春、児童ポルノいずれも、中・高校生が全体の約8割を占めている。

7-21図 児童買春・児童ポルノ事件による被害児童数の推移



(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

7-22図 児童買春・児童ポルノ事件の被害児童の学職別割合



(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月)

4. 性に関する指導

学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要がある。しかしながら、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。

そこで、学校全体で共通理解を図りつつ、児童生徒の発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連づけて指導することが重要である。

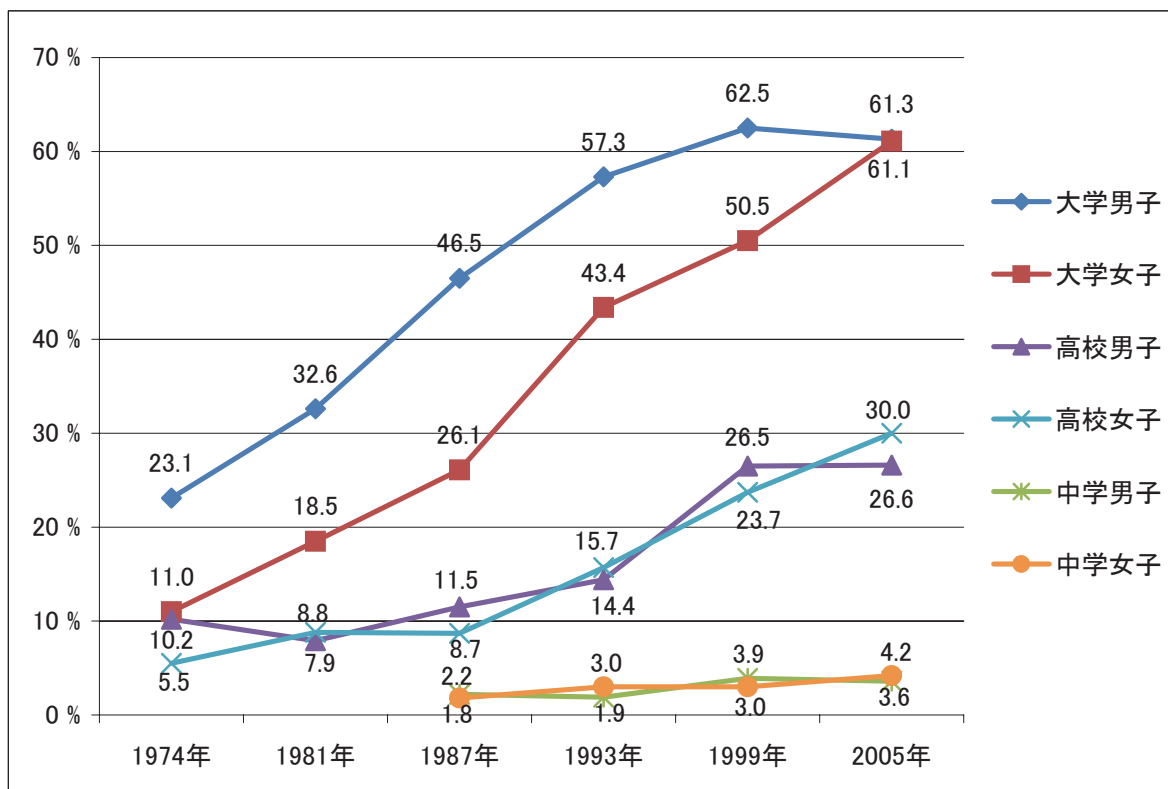
また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的な指導を工夫することが重要である。

【参考資料】《青少年の性に関する行動》

少年の性に関する行動は時代とともに変化する。7-23図は財団法人日本性教育協会の調査による6年ごとの性交経験率の推移である。

2005年の調査結果を前回と比較すると、男子はほぼ同じだが、女子は、中学生女子1.2ポイント、高校生女子6.3ポイント、大学生女子10.6ポイント増加している。

7-23図 性交経験率の推移



(注) 2005年の調査対象人数は、中学生2,187、高校生2,179、専門学校生66、大学生1,078。

中学生については、1987年から調査を開始。

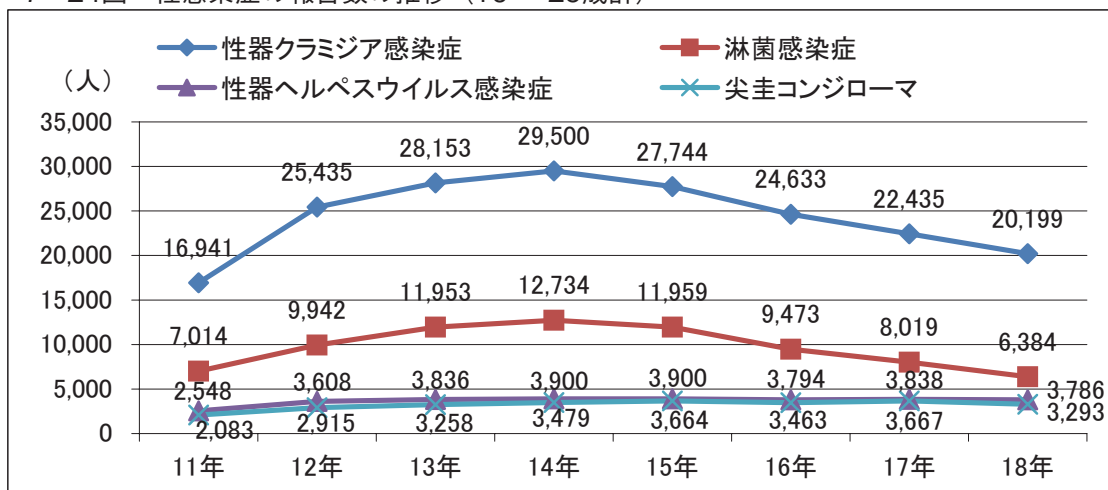
(資料) 日本性教育協会『若者の性』白書(2007年6月)

コラム《青少年の性感染症》

性感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年）に基づき、その発生動向が調査されている。性器クラミジア感染症や性器ヘルペスウイルス感染症などの報告数は、平成14年をピークに減少しているが、依然として感染者数は多数に上る状況である。

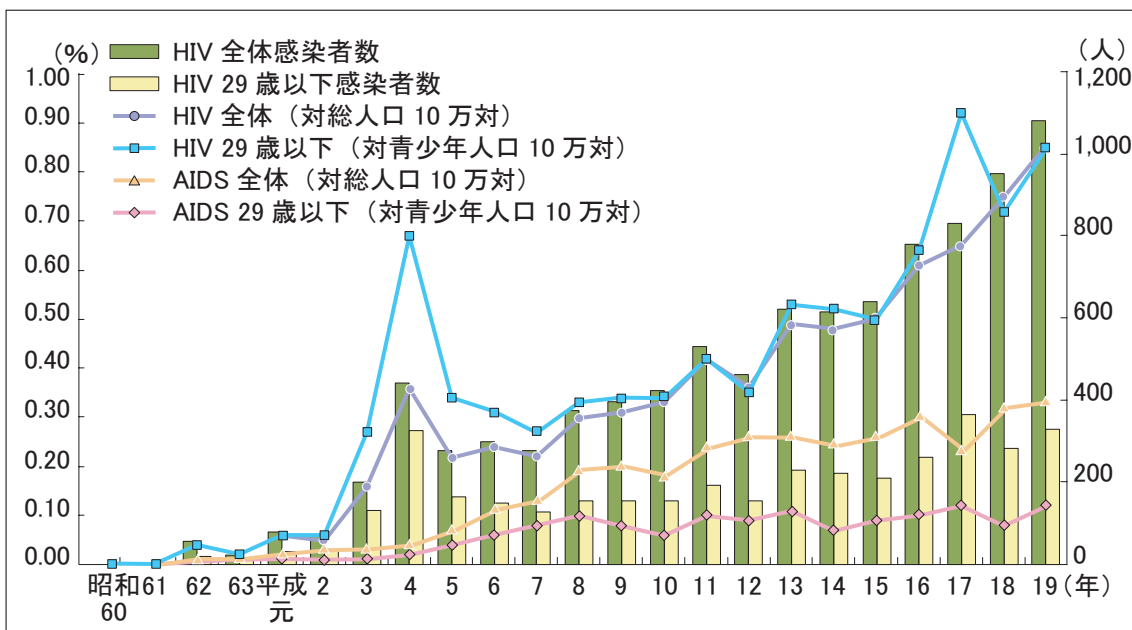
また、HIV 感染症については、20歳代が全体の約30%を占め、10歳代の感染者も報告されている。ここ10年間を見ると、新規 HIV 感染症は増加傾向にある。

7-24図 性感染症の報告数の推移（10～29歳計）



(注) 1 平成11年の報告数については、4月から12月までの数値である。
 2 報告数については、各年の定点医療機関からの報告を集計したものである。
 (資料) 厚生労働省「性感染症発生動向調査」

7-25図 新規 HIV 感染者数及び新規 HIV 感染者・新規 AIDS 患者数の割合の推移



(注) 日本におけるサーベイランス定義においては、新規 AIDS 患者とは、初回報告時に AIDS と診断された者であり、既に HIV 感染症として報告されている症例が AIDS を発症する等病状に変化を生じた場合は含まない。
 資料：総務省「国勢調査」、「推計人口」（各年10月1日現在）、厚生労働省「エイズ動向委員会の報告」（平成19年より推計）

(出典) 内閣府「青少年の現状と施策（平成20年版 青少年白書）」（平成20年11月）

第8章 少年非行等

1. 少年法と少年非行

わが国の法制度は、犯罪の責任年齢を14歳以上と定めている（刑法第41条では「14歳に満たない者の行為は、罰しない。」としている。なお、民法上は、14歳以下の行為についても保護者等への責任が問われ得る）。しかし、20歳未満の者の犯罪行為には、少年法が適用され（少年法第2条）、原則として刑罰でなく処分の対象となる。

犯罪を犯した者のうち未成年者は、まず、家庭裁判所に送致される（少年法第3条。これを全件送致主義という）。処罰を目的とした通常の刑事「裁判」とは異なり、少年の「保護」を原則とするため、通常の裁判所ではなく「家庭裁判所」で「審判」（少年審判と呼ばれる）に付されるのである。ただ、重大な犯罪行為（死刑、懲役又は禁錮に当たる罪）で、刑事処分をすることが相当と家庭裁判所が判断した場合には、検察官に送致される（これを逆送という）。ただし、その数は少なく、平成14年から18年の5年間で324人である。

なお、少年法は「少年非行」として次の三つの類型を挙げている。

- ①14歳以上20歳未満の少年による刑罰法令に触れる行為（犯罪行為）
- ②刑罰法令に触れる行為だが14歳未満のために刑事責任を問われないもの（触法行為）
- ③刑罰法令に該当しないが犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあること（ぐ犯）

上記のそれぞれの類型にあたる少年を「犯罪少年」「触法少年」「ぐ犯少年」と呼ぶ。

また、年齢により「年少少年（14、15歳）」、「中間少年（16、17歳）」、「年長少年（18、19歳）」に分けて説明することもある。

少年非行等にかかわる用語は、このように専門的であるので、まとめとして『警察白書』（平成20年版）に記されている用語の説明を示しておく。

- | |
|---|
| <p>(1) 非行少年 …………… 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。</p> <p>ア 犯罪少年…………… 犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）</p> <p>（ア）刑法犯少年…… 犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者</p> <p>（イ）特別法犯少年… 犯罪少年のうち特別法犯で警察に検挙された者</p> <p>イ 触法少年…………… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）</p> <p>ウ ぐ犯少年…………… 刑罰法令に該当しないが犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）</p> <p>(2) 不良行為少年 …………… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。</p> |
|---|

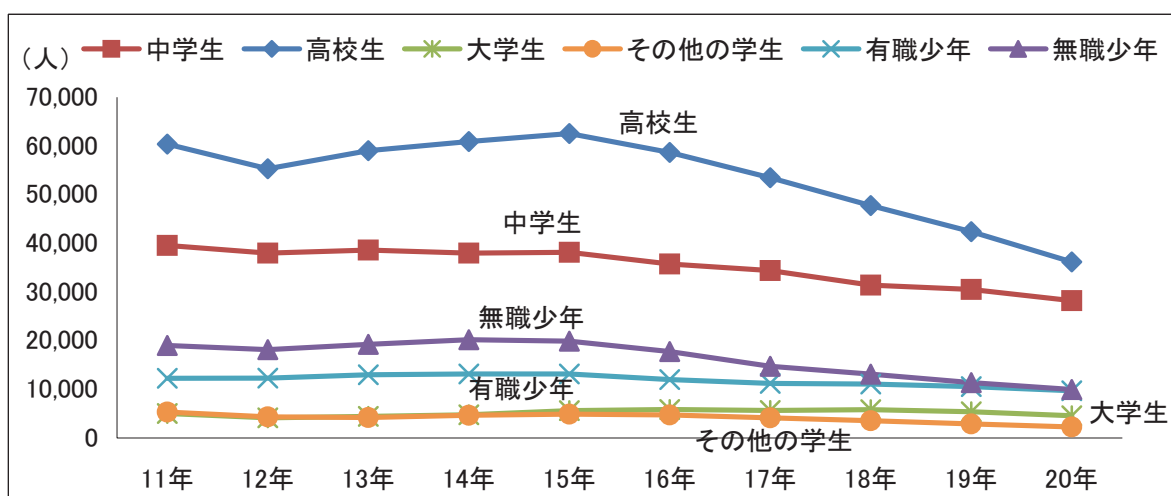
2. 少年非行の概要と特徴

(1) 刑法犯少年の検挙状況

刑法犯少年の検挙人員は、平成16年から5年連続で減少が続き、平成20年中の検挙人員を学職別にみると、どの区分でも前年より減少している。20年中の構成比では、中学生が31.0%、高校39.8%で、あわせて約7割を占めている。

検挙人員を男女別に比較すると、平成20年には男子が女子の約3.6倍になっている。

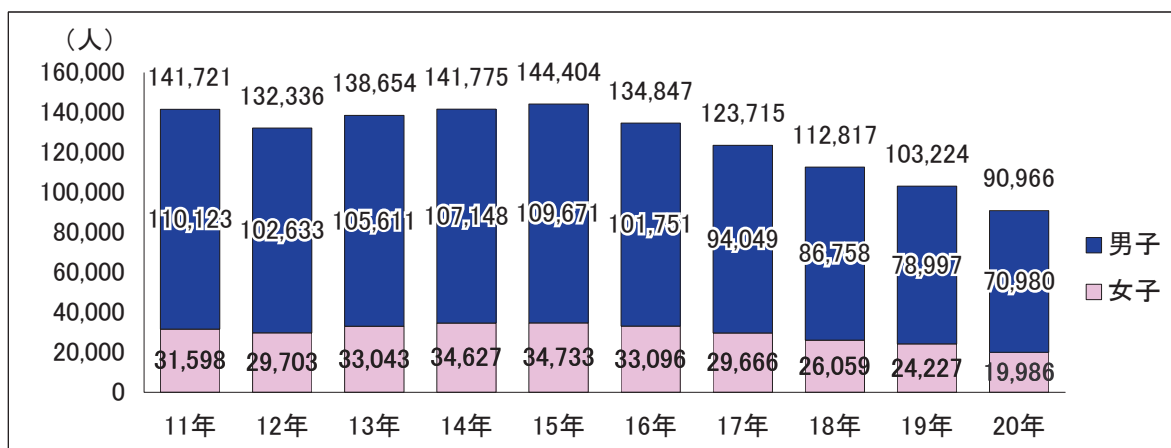
8-1図 刑法犯少年の学職別検挙状況の推移



年次	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数(人)	157,385	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966
中学生	44,197	39,589	38,007	38,645	38,012	38,160	35,779	34,430	31,437	30,556	28,225
高校生	69,157	60,431	55,367	59,072	60,947	62,603	58,719	53,508	47,790	42,430	36,199
大学生	5,403	5,037	4,135	4,434	4,781	5,634	5,854	5,651	5,818	5,391	4,574
その他の学生	6,102	5,340	4,358	4,226	4,665	4,919	4,733	4,153	3,558	2,912	2,284
有職少年	13,990	12,290	12,316	13,009	13,177	13,177	12,002	11,231	11,087	10,553	9,714
無職少年	18,536	19,034	18,153	19,268	20,193	19,911	17,760	14,742	13,127	11,382	9,970

(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

8-2図 刑法犯少年の男女別検挙状況の推移



(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

刑法犯を形態別に見たものを包括罪種別状況という（88ページ参照）。平成11年から20年まで毎年、窃盗犯が半数を超えている。次いで、「その他の刑法犯」に分類される占有離脱物横領が占めている。窃盗犯、占有離脱物横領ともに、平成16年から20年まで5年連続で減少している。また、少年による凶悪犯も5年連続で減少している。

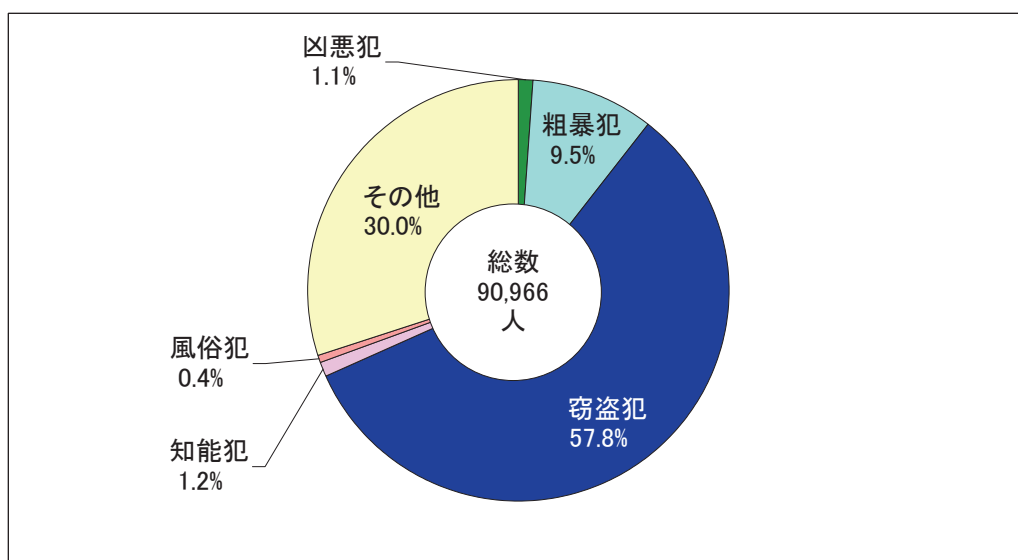
一方で、家族に対する殺人事件や中学生によるバスジャック事件などの重大事件も発生しており、少年非行の状況は予断を許さない。

8-3表 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移

年次	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数(人)	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966
凶悪犯	2,237	2,120	2,127	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042	956
殺人	110	105	99	80	93	57	67	69	62	50
強盗	1,611	1,638	1,670	1,586	1,771	1,273	1,146	892	757	713
放火	90	81	103	90	106	103	86	103	102	66
強姦	426	296	255	230	242	151	142	106	121	127
粗暴犯	15,930	19,691	18,416	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645
窃盗犯	86,561	77,903	81,260	83,300	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557
知能犯	561	584	526	632	784	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135
風俗犯	409	429	410	347	425	344	383	346	341	389
その他の刑法犯	36,023	31,609	35,915	39,556	45,115	43,603	39,126	37,553	33,301	27,284
占有離脱物横領	32,072	27,110	30,965	34,263	38,547	37,194	32,326	30,528	26,437	20,594

(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月)

8-4図 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の構成比(平成20年 ※暫定値)



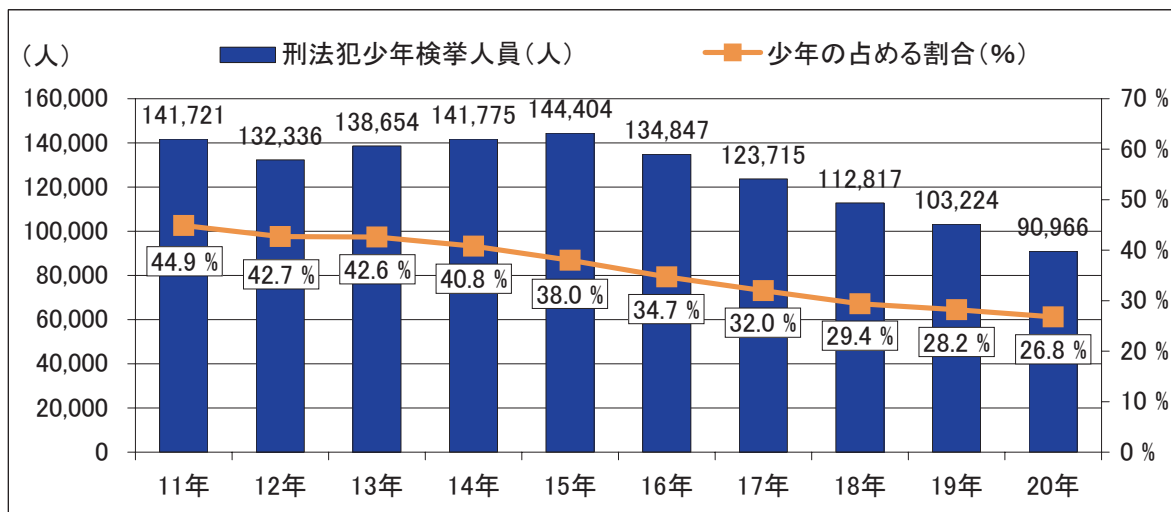
(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月)

(2) 少年の刑法犯検挙人員等の変化

成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は、8-5図のとおり、平成11年の44.9%から平成20年の26.8%へと、大きく減少している。また、8-6図を見ると、各年齢別の人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）も、平成16年からは減少傾向となっている。

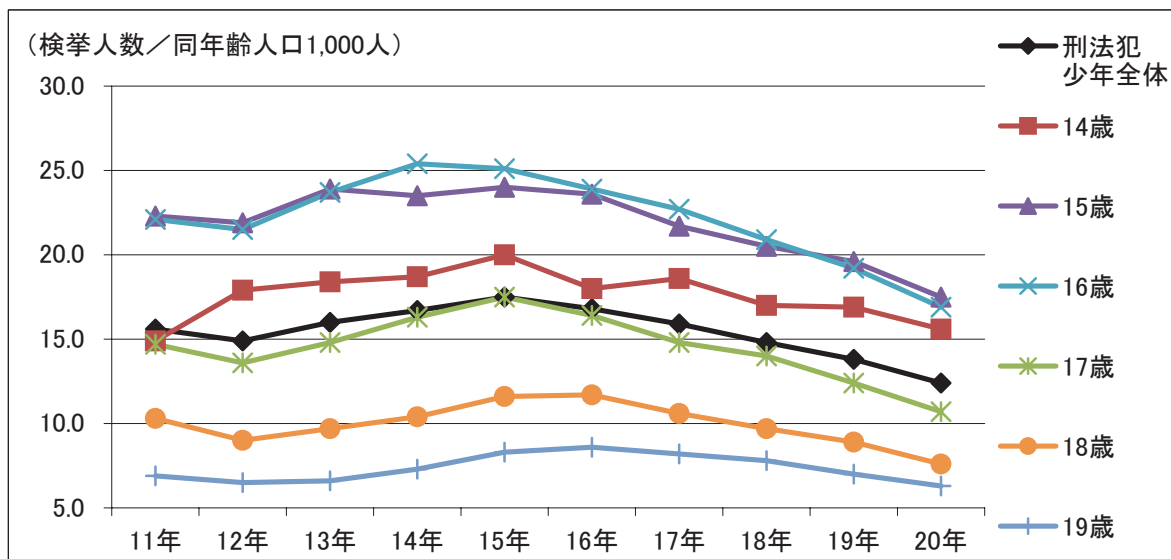
なお、8-6図からは、刑法犯少年の中では、14～16歳の少年の方が、17～19歳の少年に比べて、同年齢層人口比当たりの検挙人員が高い状況が続いていることが分かる。

8-5図 刑法犯少年の検挙人員と刑法犯総検挙人員に占める割合の推移



(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月)

8-6図 刑法犯少年の年齢別人口比の推移



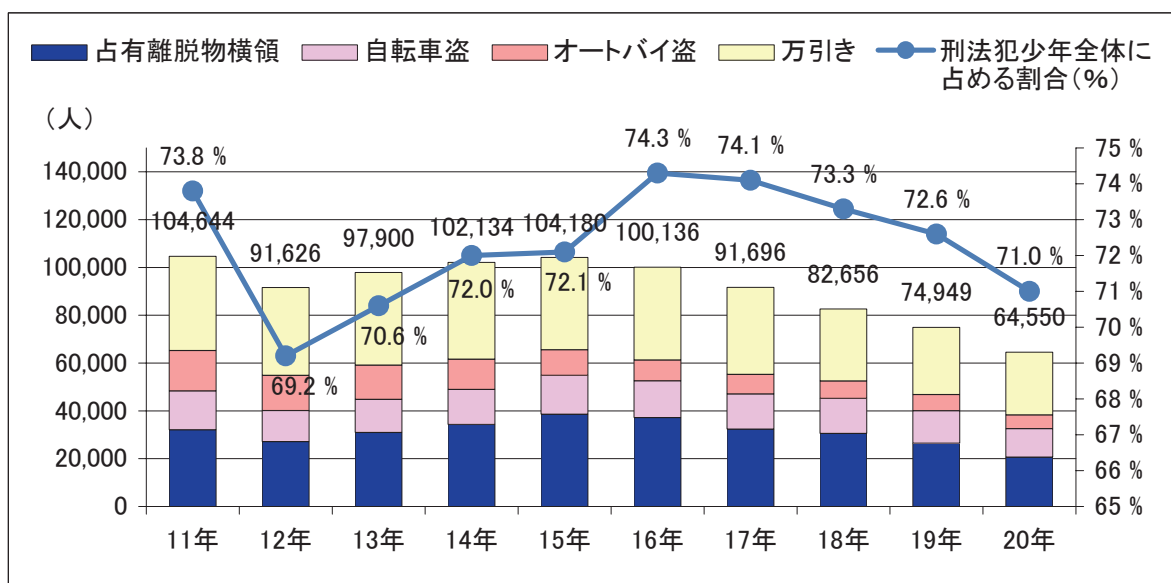
(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月) ※平成20年は暫定値

(3) 初発型非行

初発型非行とは、犯行手段が容易で、動機が単純であることを特徴とするもので、本格的な非行へ深化していく危険性が高い非行をいい、統計上は、「万引き」「オートバイ盗」「自転車盗」及び「占有離脱物横領」をいう。

平成11年から20年までの少年による初発型非行の検挙人員の推移は、8-7図のとおりである。平成20年の初発型非行の検挙人員は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領のいずれも前年と比べて減少した。また、刑法犯少年全体に占める初発型非行の割合は、71.0%（前年比1.6ポイント減）であった。

8-7図 初発型非行検挙人員の推移



年次	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数(人)	104,644	91,626	97,900	102,134	104,180	100,136	91,696	82,656	74,949	64,550
万引き	39,429	36,779	38,804	40,511	38,648	38,865	36,450	30,161	28,161	26,277
オートバイ盗	16,872	14,746	14,288	12,650	10,669	8,735	8,188	7,311	6,740	5,702
自転車盗	16,271	12,991	13,843	14,710	16,316	15,342	14,732	14,656	13,611	11,977
占有離脱物横領	32,072	27,110	30,965	34,263	38,547	37,194	32,326	30,528	26,437	20,594
刑法犯少年全体に占める割合(%)	73.8	69.2	70.6	72.0	72.1	74.3	74.1	73.3	72.6	71.0

(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月)

コラム 少年法の改正

近年では、平成19年及び平成20年の2回にわたり少年法の改正が行われており、その概要は、以下の通りである。

I 平成19年11月1日に施行された少年法の主な改正点

- ① いわゆる触法少年に係る事件について、警察官による調査手続きの整備
- ② おおむね12歳以上の少年について、家庭裁判所が特に必要と認める場合には、少年院送致の保護処分が可能
- ③ 保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備し、少年院及び保護観察所の長が保護処分中の少年の保護者に対して指導助言をすることができる旨を明確化
- ④ 裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設など

II 平成20年12月15日に施行された少年法の主な改正点

- ① 家庭裁判所は、殺人等一定の重大事件の被害者等から申出がある場合、少年の年齢や心身の状態等の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、少年審判の傍聴を許すことができる制度を創設
 - ② 家庭裁判所が被害者等に対し審判の状況を説明する制度を創設
 - ③ 被害者等には原則として、記録の閲覧・謄写を認めるとともに、閲覧・謄写の対象となる記録の範囲を拡大し、非行事実に係る部分以外の一定の記録についてもその対象とする
 - ④ 被害者等の申出による意見等の聴取の対象者を拡大し、被害者の心身に重大な故障がある場合に、被害者に代わり、被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹が意見を述べることを定めることとした
- など

(参考) 法務省ホームページ

(4) 触法少年の補導状況

刑罰法規に触れる行為をしたが14歳未満のために刑事責任を問われない少年を「触法少年」という。平成11年から20年までに刑法に触れる行為で補導された触法少年の行為態様（罪種）別補導人員は、8-8表のとおりである。凶悪犯の大半が放火で、放火については、刑法犯少年の検挙人員（8-3表）と比べても、各年とも触法少年の補導人員の方が多くなっている。

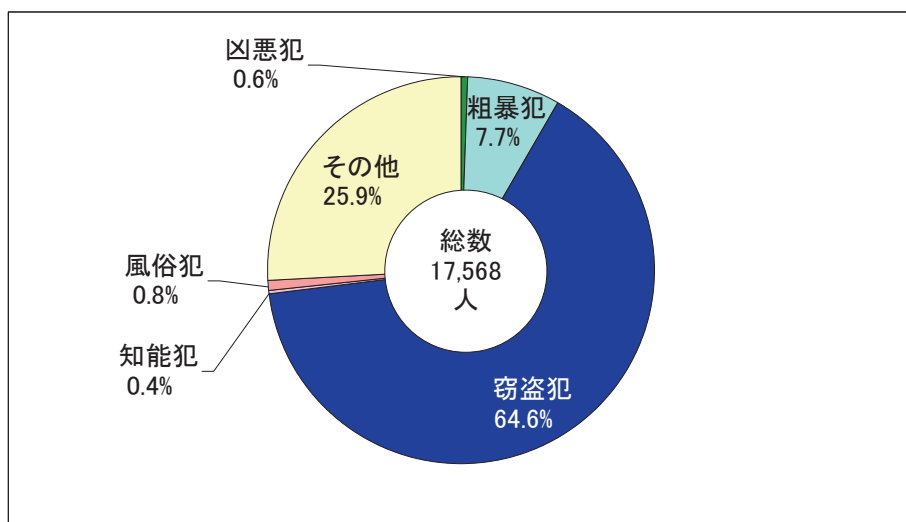
また、平成20年の行為態様別構成比は8-9図のとおりである。窃盗犯の割合が64.6%と高い。

8-8表 触法少年（刑法）の行為態様別補導人員の推移

年次	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数（人）	22,503	20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568
凶悪犯	173	174	165	144	212	219	202	225	171	110
殺人	1	0	10	3	3	5	6	4	3	5
強盗	33	30	25	25	29	28	26	20	28	22
放火	127	129	125	102	166	179	159	194	130	75
強姦	12	15	5	14	14	7	11	7	10	8
粗暴犯	1,507	1,869	1,696	1,613	1,467	1,301	1,624	1,467	1,425	1,347
窃盗犯	16,968	14,840	14,128	14,257	14,448	13,710	13,336	11,945	11,193	11,356
知能犯	21	30	37	31	39	46	57	63	55	65
風俗犯	81	95	110	131	132	116	116	117	138	137
その他の刑法犯	3,753	3,469	3,931	4,301	5,241	4,799	5,184	4,970	4,922	4,553
占有離脱物横領	2,773	2,287	2,682	2,825	3,592	3,184	3,403	3,107	2,968	2,637
性別										
男子	17,527	16,074	15,200	15,346	16,419	15,441	16,214	14,681	13,621	13,410
女子	4,976	4,403	4,867	5,131	5,120	4,750	4,305	4,106	4,283	4,158

（資料）警察庁「少年非行等の概要（平成20年1～12月）」（平成21年2月）

8-9図 触法少年（刑法）の行為態様別補導人員の構成比（平成20年）

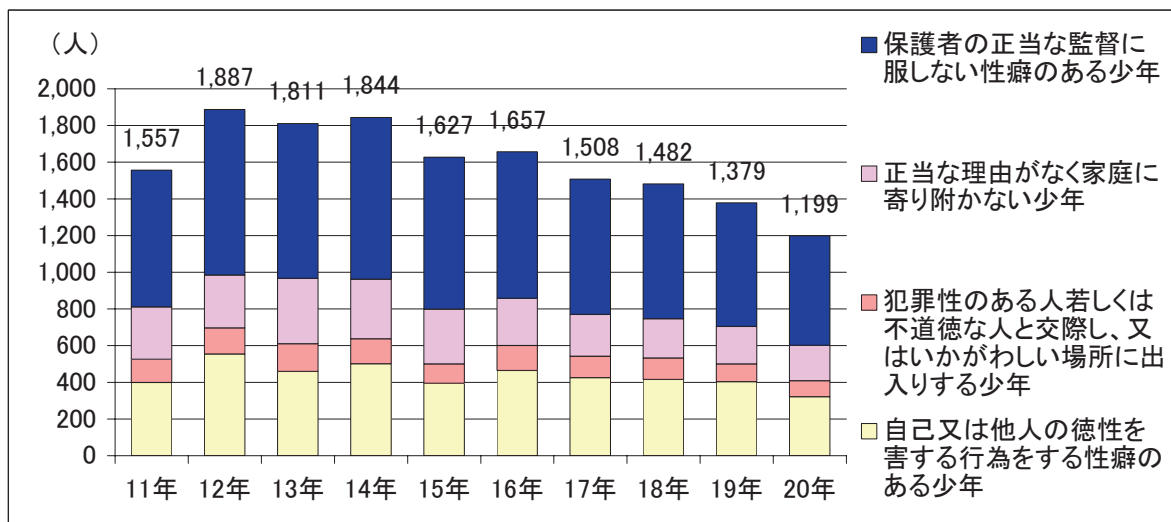


（資料）警察庁「少年非行等の概要（平成20年1～12月）」（平成21年2月）

(5) ぐ犯少年の補導状況

刑罰法令には該当しないが、少年法に規定するぐ犯事由があり、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある「ぐ犯少年」の補導人員の推移は、8-10図のとおりである。

8-10図 ぐ犯少年の事由別補導人員の推移



年 次		11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総 数 (人)		1,557	1,887	1,811	1,844	1,627	1,657	1,508	1,482	1,379	1,199
ぐ犯事由	保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	746	903	845	882	829	799	738	736	675	598
	正当な理由がなく家庭に寄り附かない少年	286	288	356	325	298	258	228	214	204	193
	犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りする少年	126	142	151	136	106	136	117	117	97	87
	自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	399	554	459	501	394	464	425	415	403	321
性別	男子	806	972	841	863	650	724	678	708	687	631
	女子	751	915	970	981	977	933	830	774	692	568

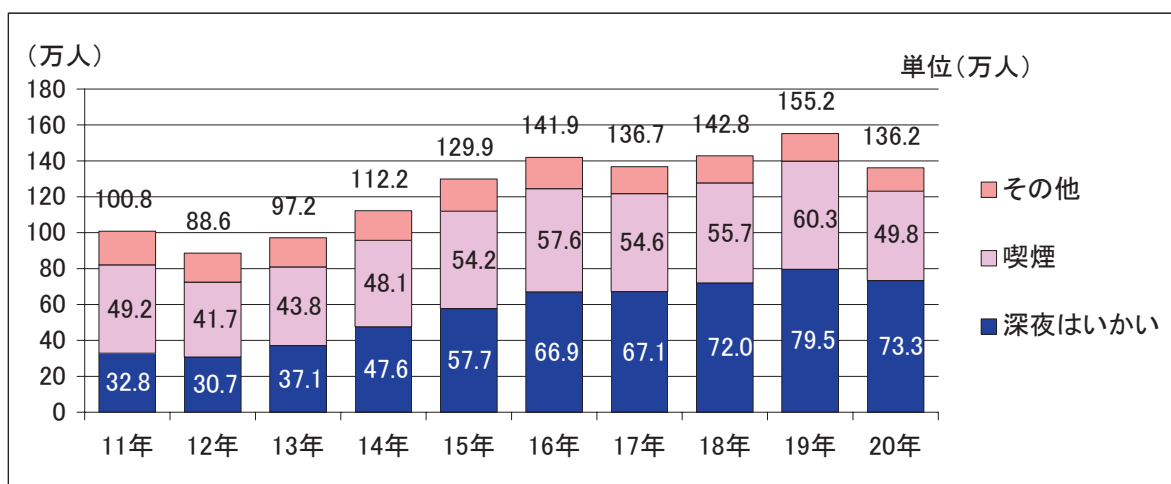
(資料) 警察庁「少年非行等の概要 (平成20年1～12月)」(平成21年2月)

3. 不良行為少年の補導

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年を「不良行為少年」という。平成20年中に不良行為で補導された人数は、前年に比べ12.2%減少した。

態様別では、平成15年から「深夜はいかい」が最も多くなり、次いで「喫煙」となっている。

8-11図 不良行為少年の態様別補導人員の推移



年次	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数 (人)	1,008,362	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769
飲酒	34,343	30,546	30,577	33,407	36,291	35,574	30,500	29,288	24,406	18,973
喫煙	492,372	417,053	437,988	480,598	542,214	575,749	545,601	557,079	602,763	497,658
薬物乱用	9,557	7,217	5,809	4,713	3,516	2,279	1,156	827	471	376
粗暴行為	3,396	4,005	4,579	4,647	5,108	4,986	5,445	5,375	5,899	6,055
刃物等所持	590	551	512	433	470	475	415	423	339	359
金品不正要求	829	641	520	444	427	346	309	246	403	792
金品持ち出し	639	605	779	701	789	994	1,052	938	1,101	1,209
性的いたづら	149	127	158	128	136	162	124	141	86	149
暴走行為	41,874	32,417	32,220	30,176	29,392	25,890	19,266	16,681	16,759	11,826
家出	8,525	8,049	7,685	6,662	5,801	4,902	4,550	4,500	4,361	4,536
無断外泊	3,912	3,896	4,155	4,937	4,856	4,759	4,006	4,006	3,855	3,810
深夜はいかい	328,248	307,112	370,523	475,594	577,082	669,214	671,175	719,732	795,430	732,838
怠学	28,565	21,878	21,462	20,064	23,255	22,350	22,841	24,847	25,569	23,779
不健全性的行為	1,126	1,048	1,185	1,342	1,715	1,603	1,751	2,031	2,057	1,897
不良交友	36,386	32,758	35,177	36,157	42,712	44,971	37,831	40,161	44,717	35,169
不健全娯楽	4,206	4,077	3,217	3,660	4,104	5,179	6,418	6,530	6,491	8,262
その他	13,645	13,795	15,335	18,570	20,700	19,652	14,911	15,123	17,019	14,081
性別										
男子	821,626	720,001	776,697	890,838	1,027,256	1,106,024	1,054,825	1,092,996	1,176,417	1,029,445
女子	186,736	165,774	195,184	231,395	271,312	313,061	312,526	334,932	375,309	332,324

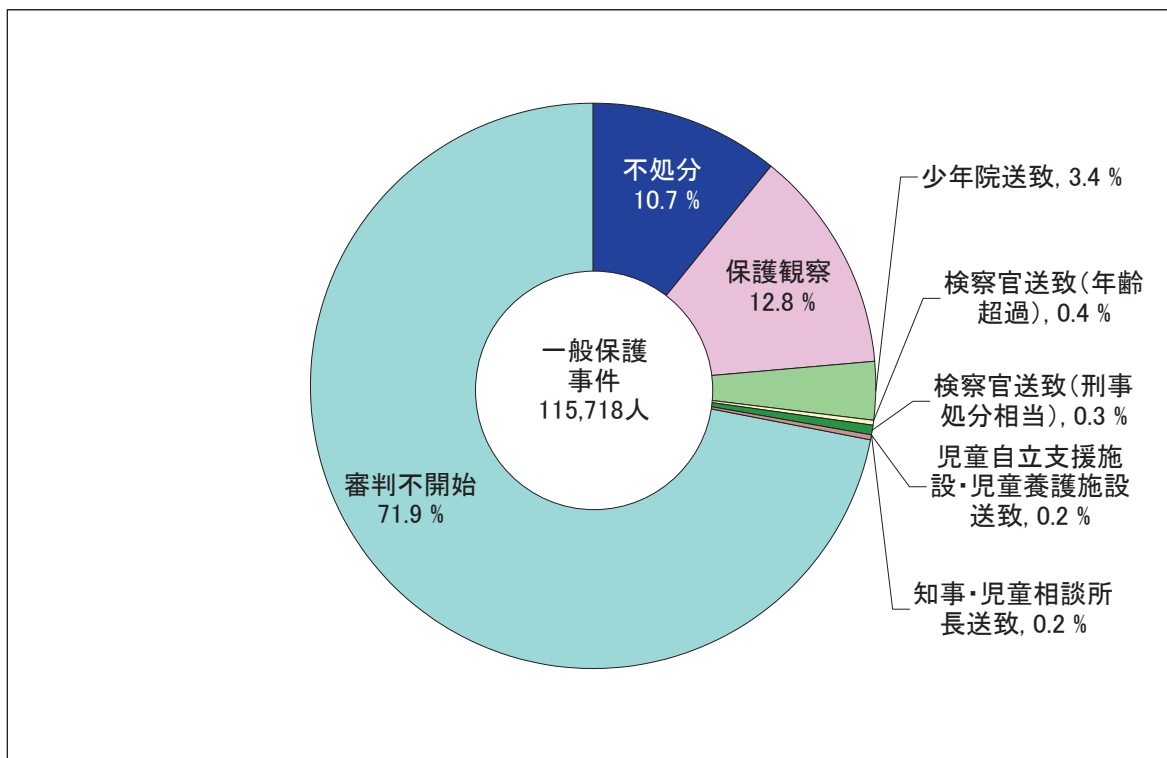
(資料) 警察庁「少年非行等の概要 (平成20年1～12月)」(平成21年2月)

4. 非行少年に対する処遇

非行を犯した少年に対する処遇としては、現在のところは、刑事処分は少なく、保護処分、その中でも保護観察が中心となっている。

平成18年における少年保護事件のうち、ぐ犯、業過等事件（業過及び危険運転致死傷）を除く「一般保護事件」115,718人の終局処理人員の内訳は、8-12図のとおりである。全体の約7割が審判不開始、約1割が不処分である。保護観察は12.8%、少年院送致は3.4%となっている。

8-12図 少年保護事件の家庭裁判所終局処理人員構成比（平成18年）



処理区分	審判不開始	不処分	保護観察	少年院送致	検察官送致(年齢超過)	検察官送致(刑事処分相当)	児童自立支援施設・児童養護施設送致	知事・児童相談所長送致	計
人数(人)	83,257	12,437	14,841	3,907	470	331	263	212	115,718
割合(%)	71.9	10.7	12.8	3.4	0.4	0.3	0.2	0.2	100

(注) 1 司法統計年報による。

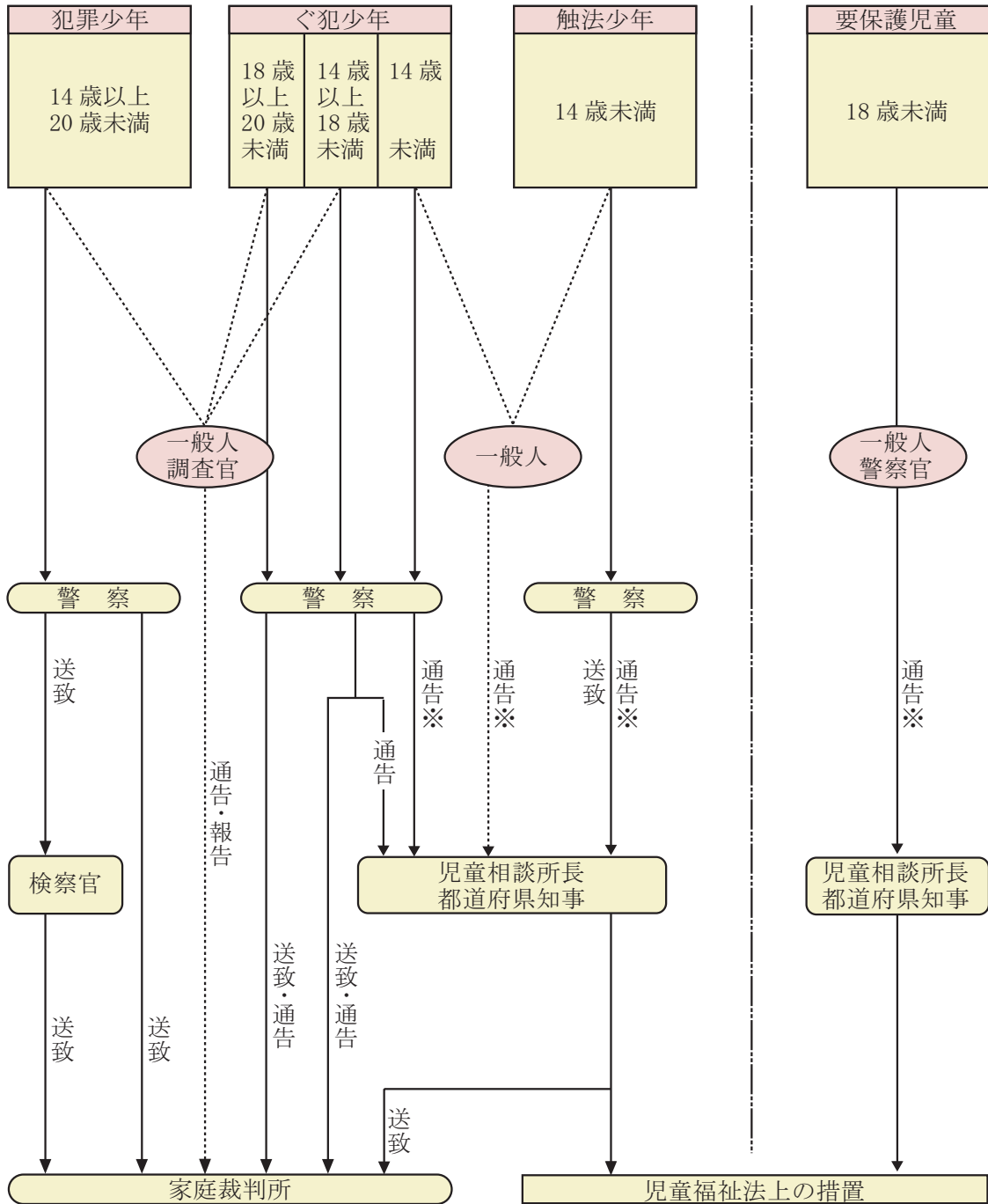
2 ぐ犯及び業過等事件（業過及び危険運転致死傷）を除く。

(資料) 法務省法務総合研究所「犯罪白書」(平成19年版)

【参考】 少年事件等の処理手続きについて

8-13図 少年事件処理手続概略図（その1）

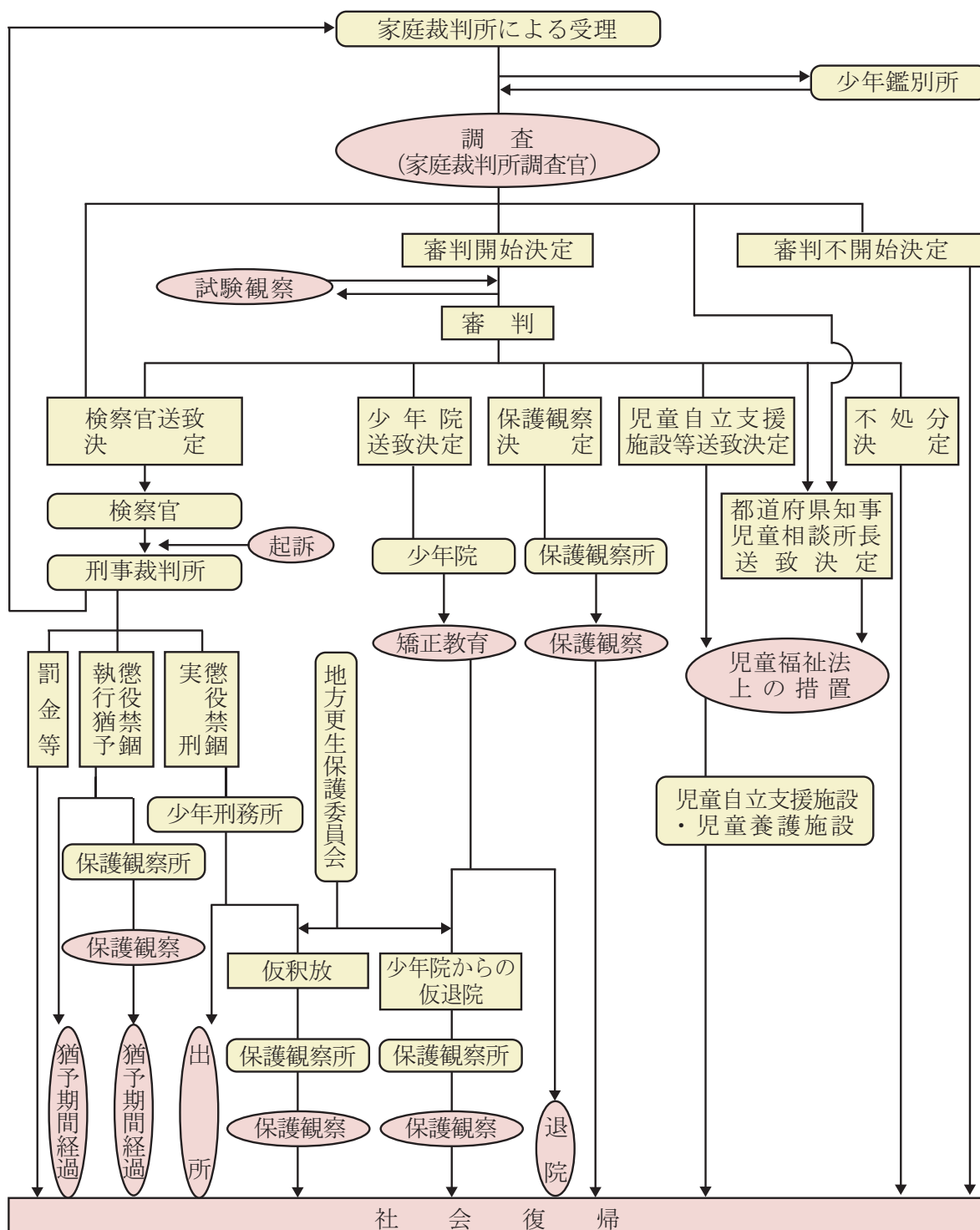
（その1） 非行少年発見から家庭裁判所送致まで



（出典）内閣府『青少年白書』（平成20年版）

8-14図 少年事件処理手続概略図（その2）

（その2） 家庭裁判所における調査・審判から社会復帰まで



（出典）内閣府『青少年白書』（平成20年版）

第9章 その他

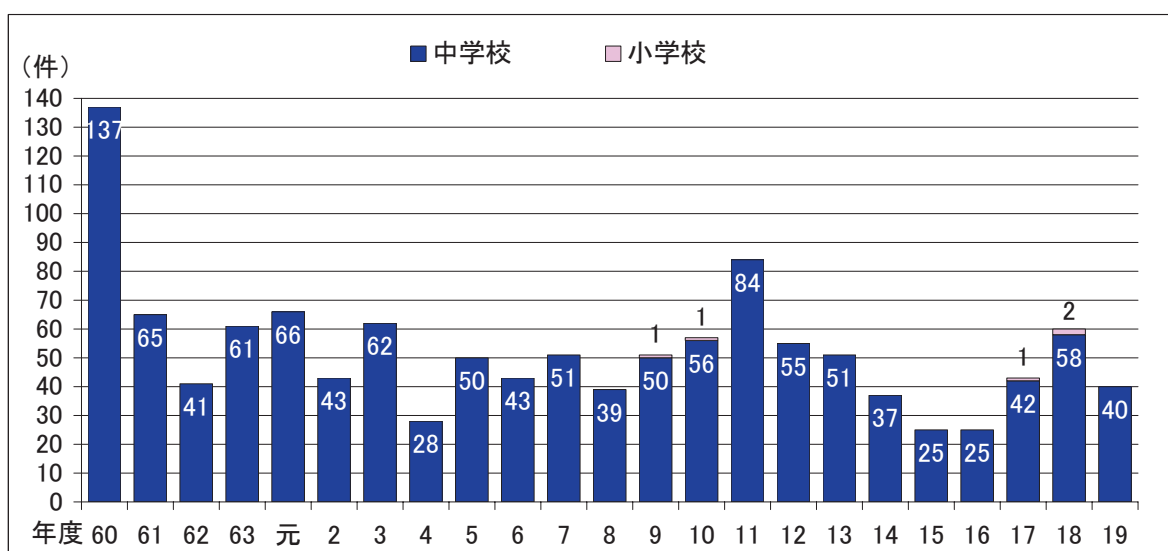
1. 出席停止

(1) 出席停止措置の現状

市町村の教育委員会は、その設置する小学校又は中学校において、学校教育法に規定する行為を繰り返し行うなど性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができることとされている(学校教育法第35条、第49条)。

この出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

9-1図 出席停止の件数の推移



年度	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
小学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0
中学校	137	65	41	61	66	43	62	28	50	43	51	39	50	56	84	55	51	37	25	25	42	58	40

学年別件数 (中学校)

年度	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
1年生	2	10	0	0	16	0	1	0	3	1	3	0	0	0	2	0	10	4	6	1	14	12	3
2年生	21	9	10	6	12	11	23	6	11	16	10	13	20	12	10	11	14	14	7	6	15	27	15
3年生	114	46	31	55	38	32	38	22	36	26	38	26	30	44	72	44	27	19	12	18	13	19	22

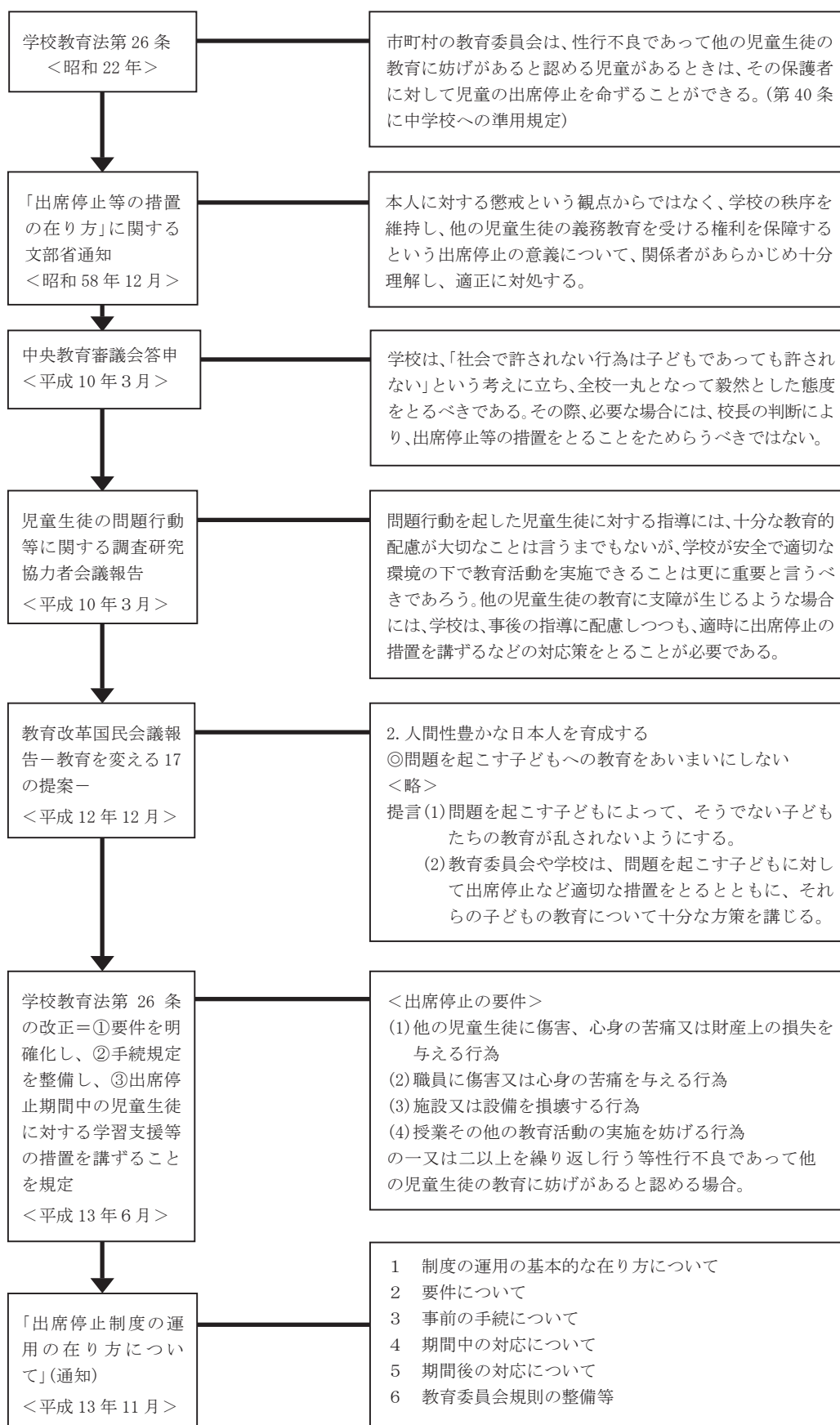
男女別件数 (中学校)

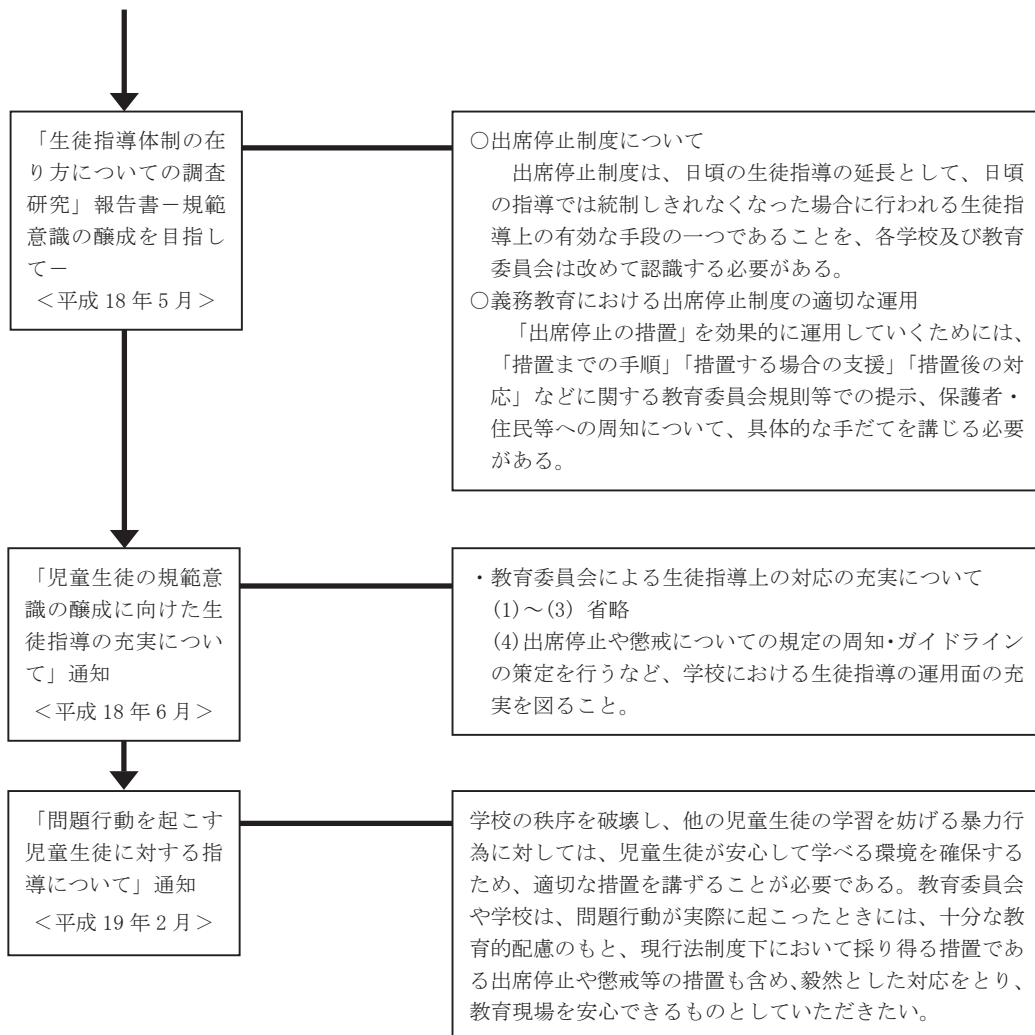
年度	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
男子	121	60	34	58	63	39	57	26	46	28	50	30	49	51	78	49	44	33	25	24	36	58	35
女子	16	5	7	3	3	4	5	2	4	15	1	9	1	5	6	6	7	4	0	1	6	0	5

(注) 小学校における状況については平成9年度から調査開始。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(参考) 出席停止制度に関する主な経緯





※ 学校教育法の改正により、出席停止に関する条番号が変わった。<平成19年6月>

(旧) 第26条 → (新) 第35条

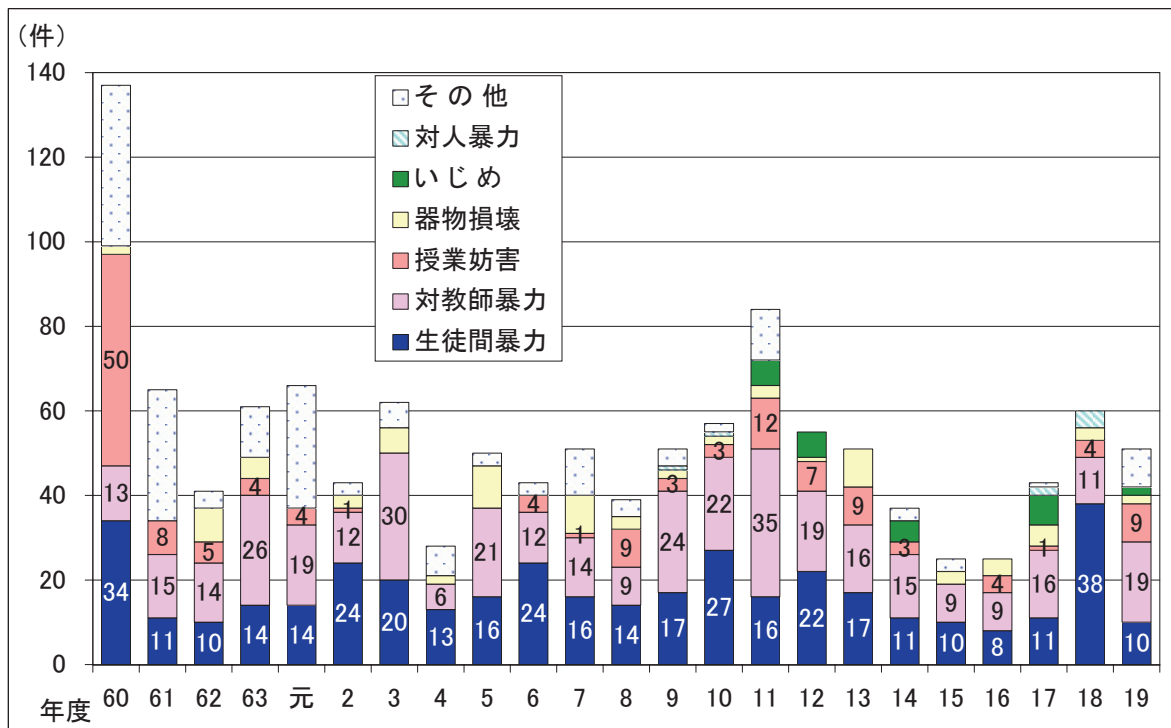
(旧) 第40条 → (新) 第49条

(2) 出席停止の理由と対応

昭和60年度から平成19年度までの出席停止の理由を集計すると、最も多いのは生徒間暴力の397件で、対教師暴力386件、授業妨害141件、器物損壊82件と続いている。

9-2図では、生徒間暴力、対教師暴力及び授業妨害の数値をグラフ内に表示している。

9-2図 出席停止の主たる理由別件数の推移



年度	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
対教師暴力	13	15	14	26	19	12	30	6	21	12	14	9
生徒間暴力	34	11	10	14	14	24	20	13	16	24	16	14
対人暴力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
器物損壊	2	0	8	5	0	3	6	2	10	0	9	3
授業妨害	50	8	5	4	4	1	0	0	0	4	1	9
いじめ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0
その他	38	31	4	12	29	3	6	7	3	3	11	4
合計	137	65	41	61	66	43	62	28	50	43	51	39

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
対教師暴力	24	22	35	19	16	15	9	9	16	11	19	386
生徒間暴力	17	27	16	22	17	11	10	8	11	38	10	397
対人暴力	1	1	0	0	0	0	0	0	2	4	0	8
器物損壊	2	2	3	1	9	0	3	4	5	3	2	82
授業妨害	3	3	12	7	9	3	0	4	1	4	9	141
いじめ	0	0	6	6	0	5	0	0	7	0	2	26
その他	4	2	12	0	0	3	3	0	1	0	9	185
合計	51	57	84	55	51	37	25	25	43	60	51	1,225

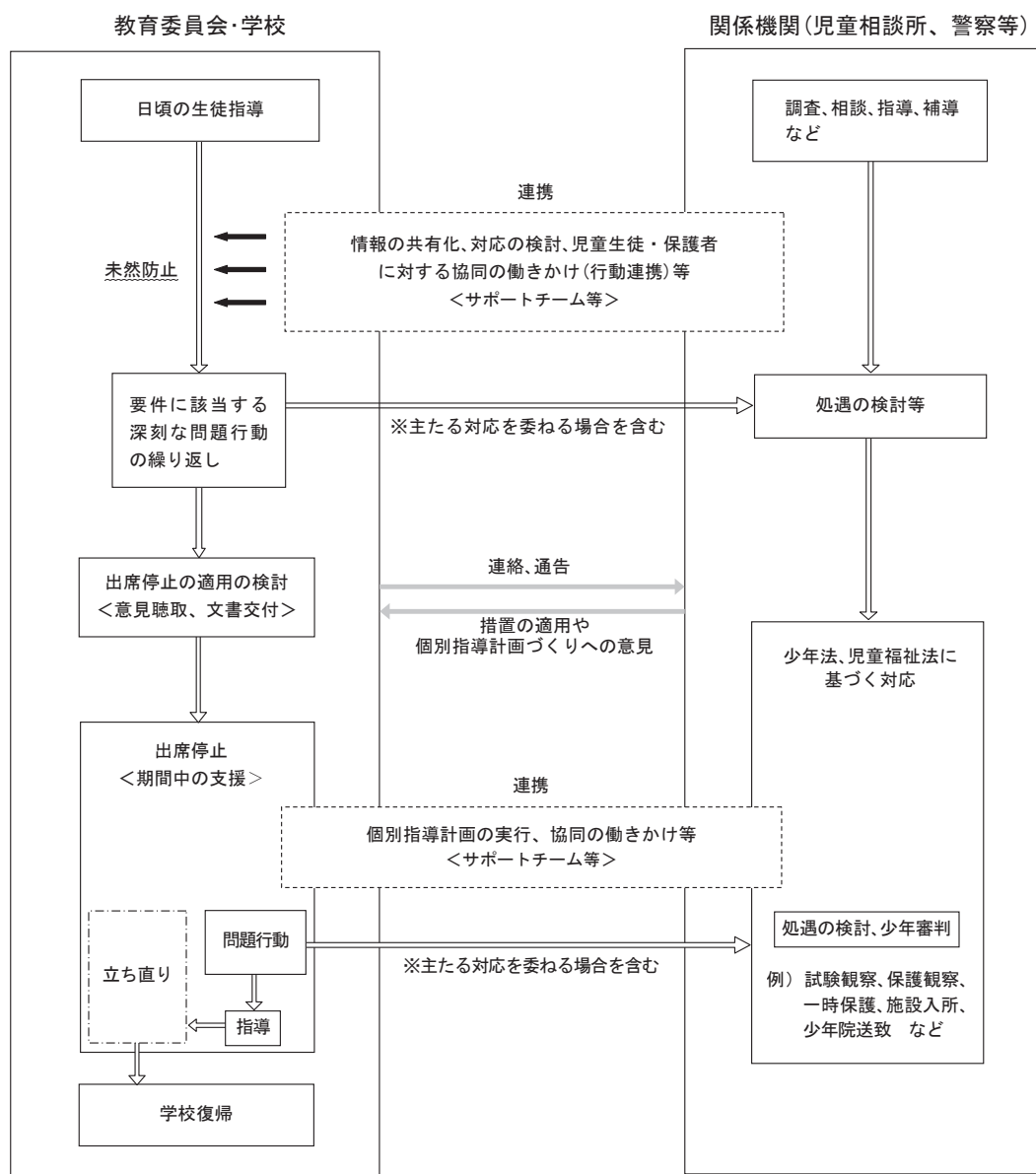
(注) 平成19年度から複数回答可。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

コラム 《出席停止措置と関係機関の対応》

出席停止措置については、事前の段階、出席停止期間中の段階、事後の段階など、その状況や推移に応じた対応が必要になる。下の図は、そうしたことを踏まえ、出席停止措置と関係機関の一般的な対応についてまとめたものである。そうしたことも参考に、具体的な対応の在り方を考えておくことが大切である。

9-3図 出席停止措置と関係機関の対応について



(資料) 国立教育政策研究所「問題行動等への地域における支援システムについて」(平成13年3月)

2. 家出

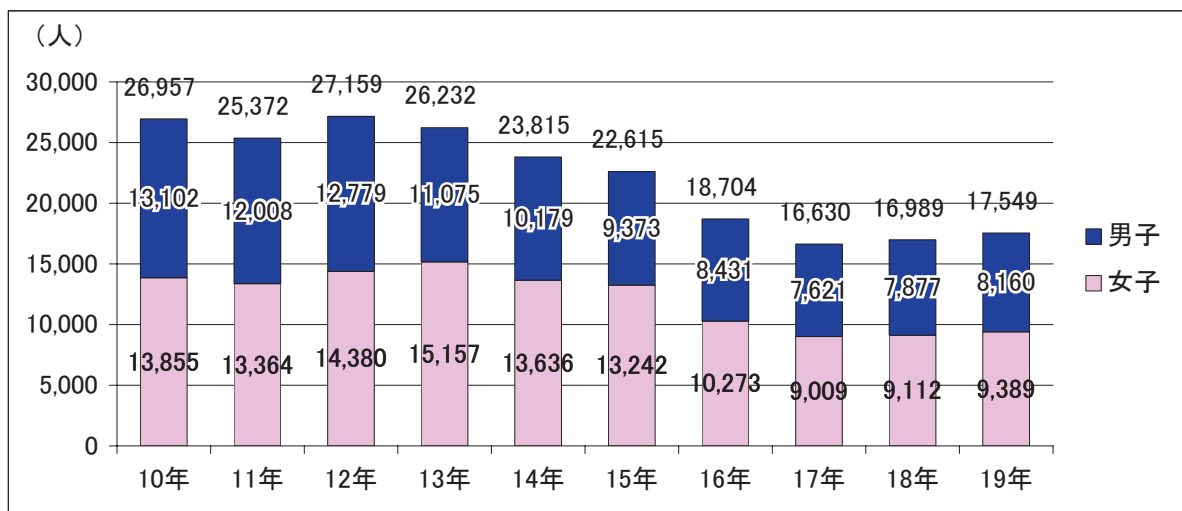
平成19年に警察により発見、保護された家出少年は、17,549人で前年に比べ560人（3.3%）増加した。

学職別では、中学生が7,310人で全体の41.7%を占めて最も多く、男女別では、女子が53.5%を占め男子を上回っている。

9-4表 家出少年の学職別状況の推移

年次	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	
総数（人）	26,957	25,372	27,159	26,232	23,815	22,615	18,704	16,630	16,989	17,549	
学職別	未就学	360	122	264	221	284	261	159	209	189	253
	小学生	1,711	1,433	1,591	1,373	1,554	1,641	1,492	1,457	1,421	1,544
	中学生	11,200	10,492	11,115	11,119	9,646	9,314	7,714	6,835	6,878	7,310
	高校生	6,931	6,773	7,213	7,141	6,208	5,915	4,857	4,070	4,407	4,361
	大学生	258	246	279	331	271	242	199	174	211	230
	その他の学生	618	668	699	578	588	501	435	371	394	390
	有職少年	2,081	1,780	1,817	1,588	1,539	1,307	1,062	977	1,099	1,061
	無職少年	3,798	3,858	4,181	3,881	3,725	3,434	2,786	2,537	2,390	2,400
性別	男子	13,102	12,008	12,779	11,075	10,179	9,373	8,431	7,621	7,877	8,160
	女子	13,855	13,364	14,380	15,157	13,636	13,242	10,273	9,009	9,112	9,389

9-5図 家出少年の男女別の推移



(資料) 警察庁「平成19年中における少年の補導及び保護の概況」

3. 児童虐待

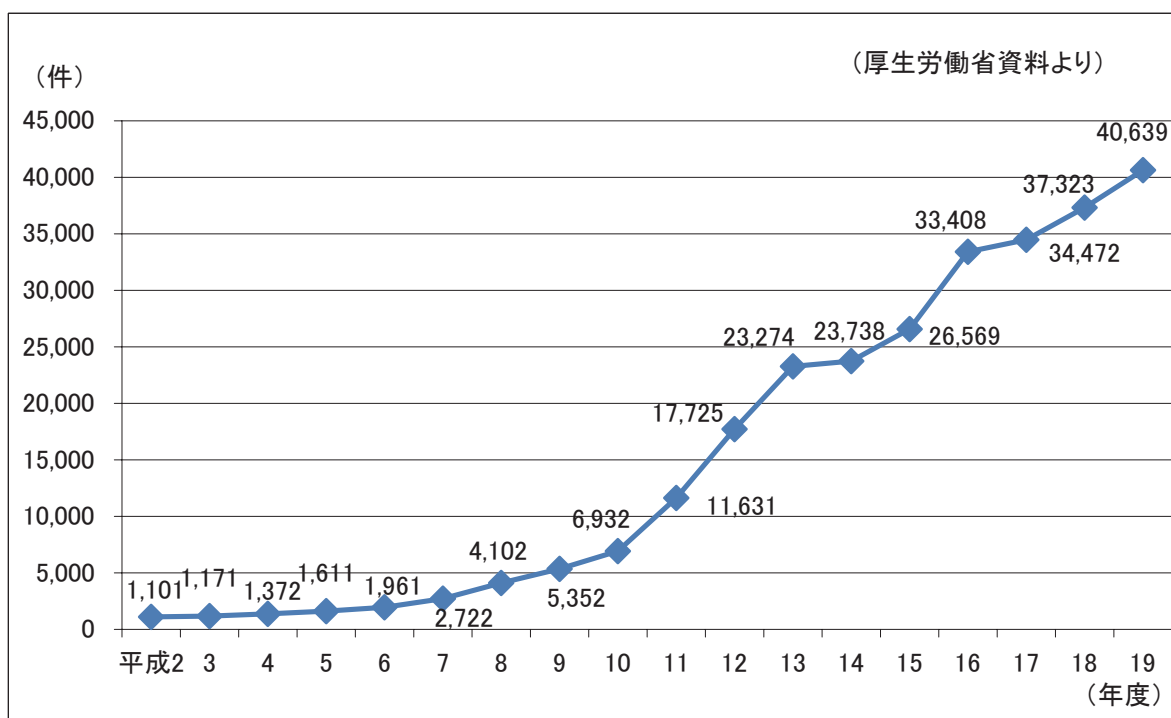
(1) 児童虐待の状況

児童虐待とは、保護者が児童に対して、身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）又は心理的虐待を行うこととされており、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、虐待を受けた子どもが親となって過去の経験に苦しめられるなど次の世代に引き継がれるおそれもあり、早急に発見し対応することが喫緊の課題となっている。

児童虐待防止対策については、平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」の施行以来、様々な施策の推進が図られ、さらに、平成16年の「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され制度的な対応の充実が図られている。しかし、児童相談所における虐待の相談が平成16年度には3万件を超えてなお増加し続けており、また、警察で取り扱う児童虐待事件も平成17年には300件を超えており、児童の命が奪われる死亡事案が後を絶たない。

児童虐待の早期発見及び児童虐待に係る通告（児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者が、速やかに、福祉事務所又は児童相談所へ通告しなければならない規定）は国民一般に課された義務である。特に、学校教育・社会教育関係者などは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した対応が求められる（児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条）。

9-6図 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数

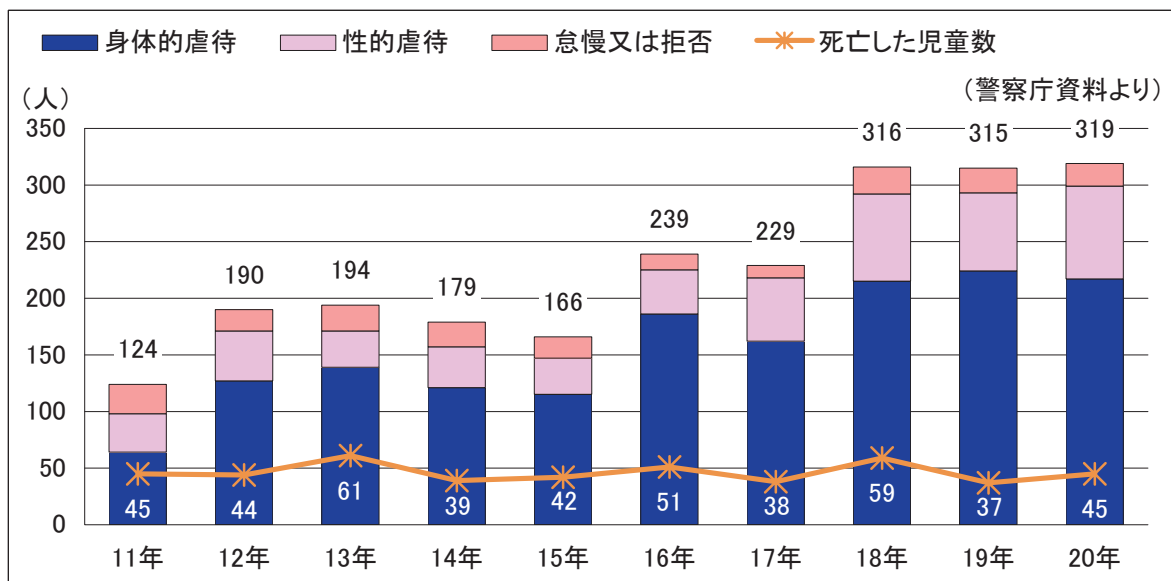


年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10
相談対応件数	1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
相談対応件数	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639

(資料) 厚生労働省「福祉行政報告例」、内閣府「青少年白書（平成20年版）」

9-7図 児童虐待事件の被害児童数の推移



年次	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
身体的虐待	64	127	139	121	115	186	162	215	224	217
性的虐待	34	44	32	36	32	39	56	77	69	82
怠慢又は拒否	26	19	23	22	19	14	11	24	22	20
合計	124	190	194	179	166	239	229	316	315	319
死亡した児童数	45	44	61	39	42	51	38	59	37	45

(資料) 警察庁「少年非行等の概要(平成20年1～12月)」(平成21年2月)等

4. 自殺

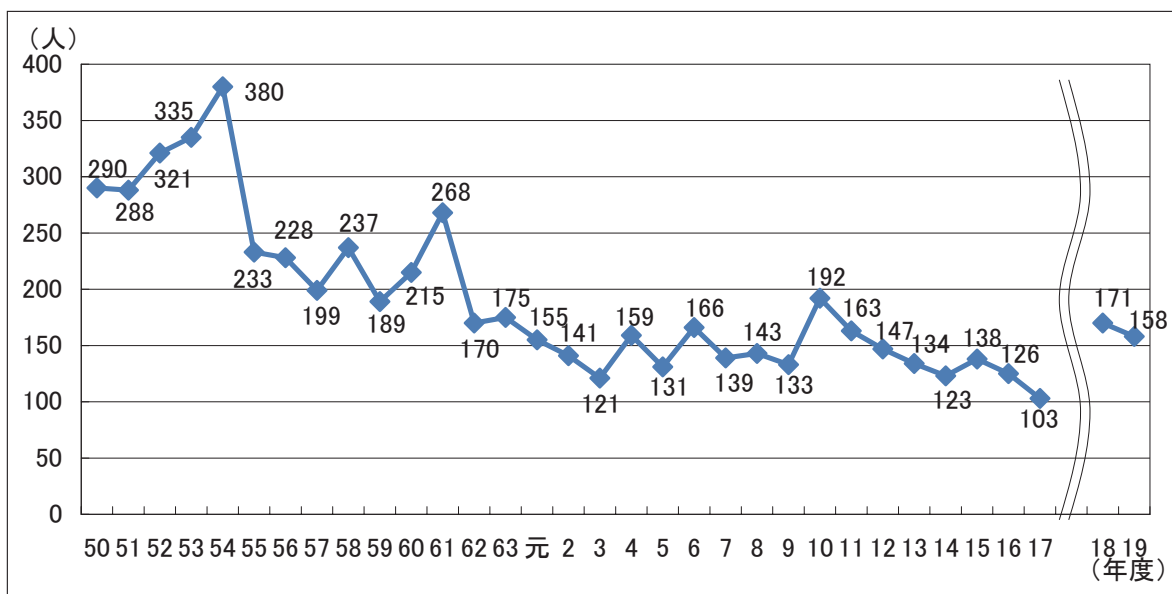
平成19年度の国・公・私立小・中・高等学校の児童生徒の自殺者は158人で、前年に比べ13人減少した。

9-8表 児童生徒の自殺の状況

年度	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
総数	277	290	288	321	335	380	233	228	199	237	189	215	268	170	175
小学生	-	-	-	10	9	11	10	8	8	6	12	11	14	5	10
中学生	69	79	72	89	91	104	59	74	62	83	66	79	110	54	62
高校生	208	211	216	222	235	265	164	146	129	148	111	125	144	111	103

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
総数	155	141	121	159	131	166	139	143	133	192
小学生	1	5	5	3	4	10	3	9	6	4
中学生	53	35	43	68	40	69	59	41	41	69
高校生	101	101	73	88	87	87	77	93	86	119

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
総数	163	147	134	123	138	126	103	171	158
小学生	2	4	4	3	5	4	3	2	3
中学生	49	49	37	36	35	31	25	41	34
高校生	112	94	93	84	98	91	75	128	121



- (注) 1 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国・私立学校も調査。
 2 昭和49年から62年までは年間の数、昭和63年以降は年度間の数である。
 3 平成19年度総数の内訳は、国立2人、公立126人、私立30人である。
 (資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

我が国の自殺者数は、警察庁の発表によると、平成10年から19年まで毎年3万人を超えている。平成19年中の自殺者の総数は、33,093人で、前年に比べ938人(2.9%)増加した。

性別では、男性が23,478人で全体の70.9%を占めている。

9-9表 年代別自殺者数の推移

(単位：人)

年	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不詳	合計
昭和53	866	3,741	3,597	3,641	2,753	6,024	166	20,788
昭和54	919	3,654	3,808	3,796	2,977	6,163	186	21,503
昭和55	678	3,261	3,791	3,911	3,138	6,166	103	21,048
昭和56	620	2,777	3,653	3,996	3,304	5,985	99	20,434
昭和57	599	2,832	3,787	4,284	3,616	6,025	85	21,228
昭和58	657	3,050	4,099	5,460	4,846	7,004	86	25,202
昭和59	572	2,737	3,855	5,290	4,912	7,147	83	24,596
昭和60	557	2,548	3,519	4,936	4,815	7,143	81	23,599
昭和61	802	2,824	3,687	4,948	5,385	7,794	84	25,524
昭和62	577	2,588	3,447	4,696	5,129	7,943	80	24,460
昭和63	603	2,479	3,180	4,459	4,886	8,044	91	23,742
平成元	534	2,357	2,865	4,202	4,296	8,075	107	22,436
平成2	467	2,226	2,543	3,982	4,176	7,853	99	21,346
平成3	454	2,215	2,391	3,953	4,423	7,576	72	21,084
平成4	524	2,313	2,391	4,186	4,708	7,912	70	22,104
平成5	446	2,251	2,473	4,146	4,846	7,525	164	21,851
平成6	580	2,494	2,410	3,806	4,732	7,438	219	21,679
平成7	515	2,509	2,467	3,999	5,031	7,739	185	22,445
平成8	492	2,457	2,501	4,147	5,013	8,244	250	23,104
平成9	469	2,534	2,767	4,200	5,422	8,747	252	24,391
平成10	720	3,472	3,614	5,359	7,898	11,494	306	32,863
平成11	674	3,475	3,797	5,363	8,288	11,123	328	33,048
平成12	598	3,301	3,685	4,818	8,245	10,997	313	31,957
平成13	586	3,095	3,622	4,643	7,883	10,891	322	31,042
平成14	502	3,018	3,935	4,813	8,462	11,119	294	32,143
平成15	613	3,353	4,603	5,419	8,614	11,529	296	34,427
平成16	589	3,247	4,333	5,102	7,772	10,994	288	32,325
平成17	608	3,409	4,606	5,208	7,586	10,894	241	32,552
平成18	623	3,395	4,497	5,008	7,246	11,120	266	32,155
平成19	548	3,309	4,767	5,096	7,046	12,107	220	33,093

(出典) 警察庁「平成19年中における自殺の概要資料」(平成20年6月)

参考《自殺対策基本法について》

自殺者数の急増への対策を総合的に推進するため、平成18年10月、「自殺対策基本法」(平18法85)が施行された。

平成19年6月、政府は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定したところである。

青少年については、自殺率は低いものの、死因に占める自殺の割合は高く、また、精神的な安定を損ないやすい時期にあることから自殺対策は重大な課題である。このため、同大綱に示した、自殺予防のための当面の重点施策のうち、児童生徒の自殺予防についての調査の推進や、教職員に対する普及啓発、学校における相談体制の整備、子どもの心の診療体制の整備、インターネット上の自殺予告事案への対応、いじめを苦しめた子どもの自殺の予防、自殺遺児へのケアの充実等について、今後、地方公共団体を始め、学校、医療機関、民間団体等の関係者と密接な連携を図りつつ、自殺対策を強力に推進していくこととしている。

(資料) 内閣府「平成19年版青少年白書」(平成19年6月) p.67 から引用

第10章 これからの生徒指導の考え方と取組

生徒指導の在り方を考えるに当たっては、青少年の生きる時代状況や社会環境、そこでの子どもや大人の意識や行動の在り方、さらに生涯学習社会の推進など学校教育の変革を視野に、多面的・総合的に考えることが必要である。

今日、生徒指導の充実改善を図るためには、次のような視点から見直していくことが大切であろう。

- ・ 青少年を取り巻く社会環境等の変化を視野に入れた社会的自己指導力の育成
- ・ 学校における生徒指導体制・相談体制の充実改善を図る開かれた生徒指導の確立
- ・ 問題行動等の予防や解決、健全育成を推進するネットワークと行動連携の実現

1. 社会的自己指導力の育成

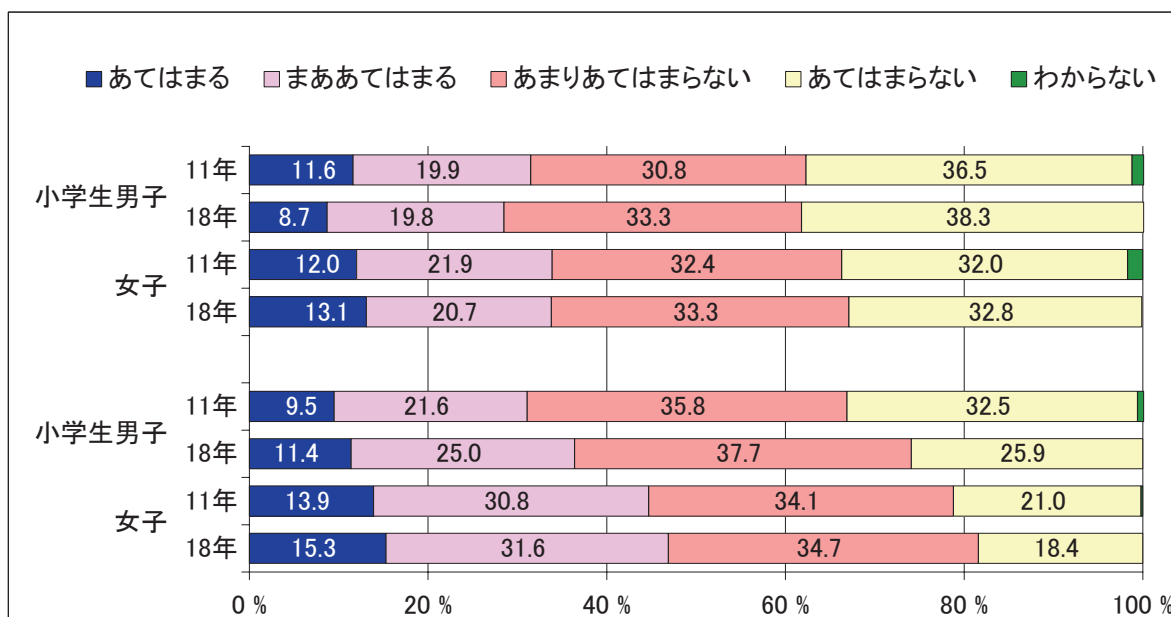
(1) 児童生徒の自画像

今日、社会が絶えず変化することを多くの人が身をもって実感しているであろう。その中で、だれもが自分の道を見だし、自己実現を図る継続的な努力を求められている。児童生徒に対してどのような力の育成が大切なのかを把握するために、まず、児童生徒が自分自身をどのようにとらえているのかについてデータを通して見てみよう。

小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒約2千人（平成11年調査2,243人、18年調査2,143人）を対象にした意識調査である。

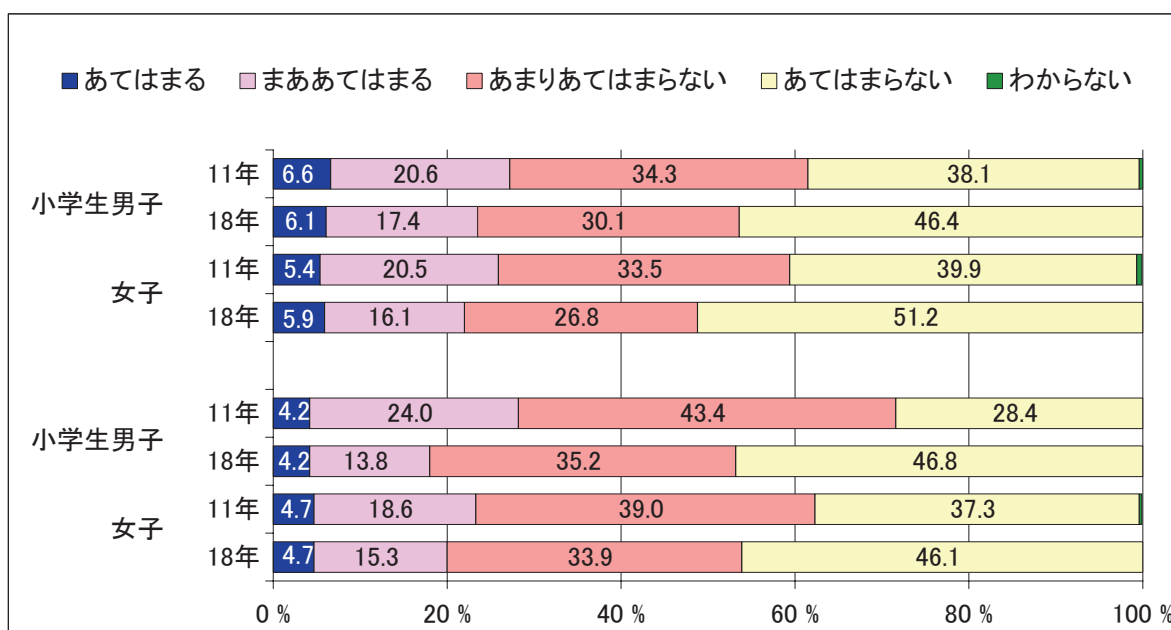
10-1図 低年齢少年の自己意識など

① 小さなことでイライラすることが多い

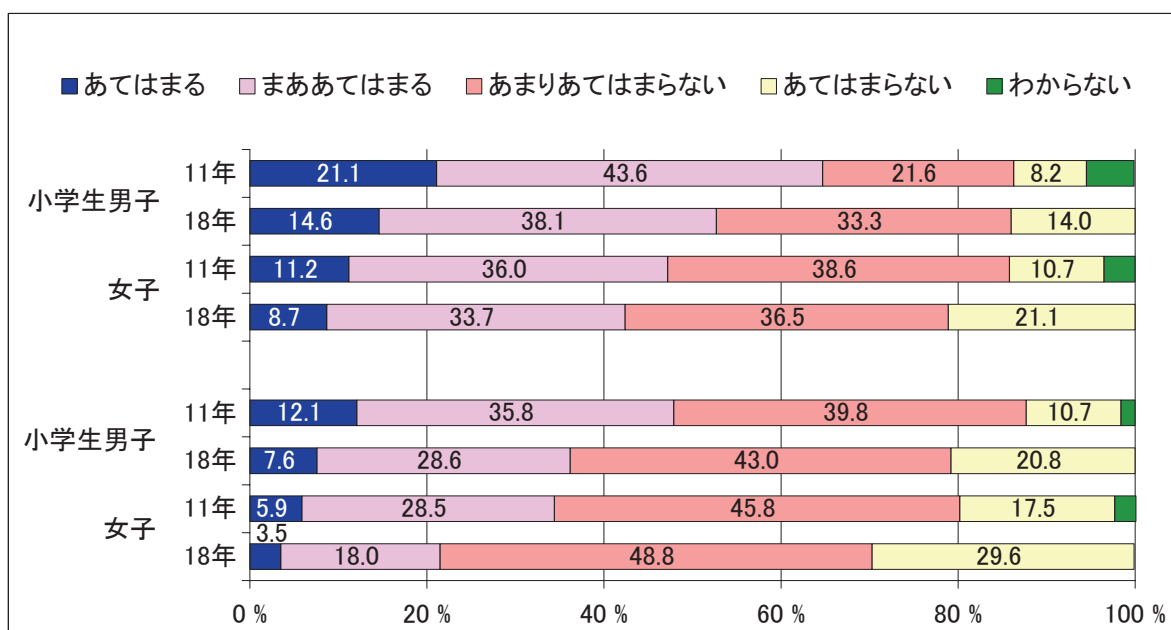


10-1図 (続き)

②ひどく怒ったり、乱暴してしまうことがある



③自分に自信がある



(注) 調査対象：平成11年2,243人、18年2,143人（小学校4年生から中学校3年生まで）

(資料) 内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査」（平成19年2月）等

各質問に、「あてはまる」又は「まああてはまる」と答えた児童生徒の割合に注目し、平成11年と18年を比べると、次のような変化が見られる。

○ 中学生では、「小さなことでイライラする」生徒が増えたが、「ひどく怒ったり、乱暴してしまうことがある」生徒は減った。

○ 小・中学生とも、「自分に自信がある」子どもが減った。

こうしたことから、自分に自信がない小学生や中学生、ストレスは感じているが、乱暴なことをするわけではない中学生などが、以前よりも増えていることも考えられる。

(2) 社会環境等に関する国民の意識

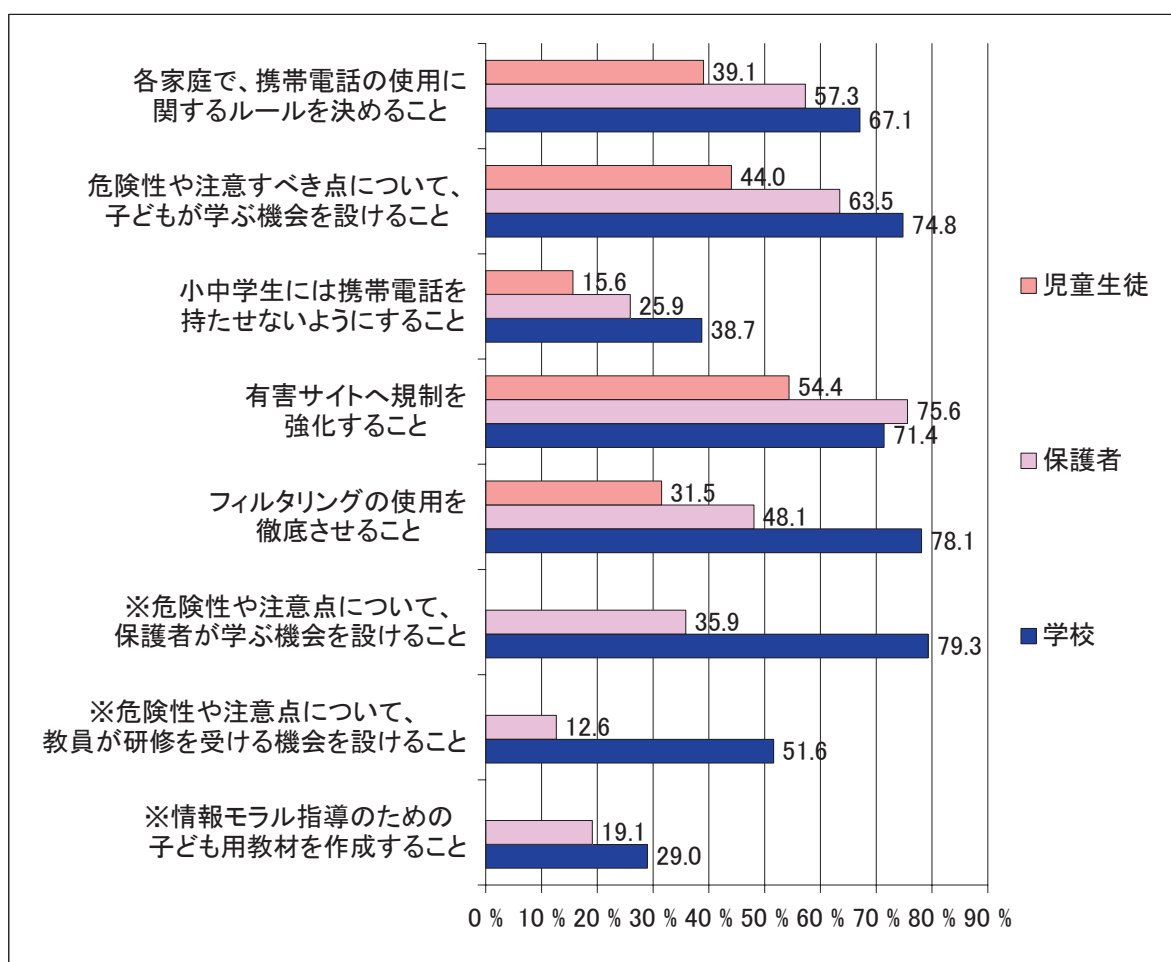
児童生徒の社会的自立を促すためには、生徒指導を、学校生活の在り方などに限定するのではなく、社会における様々な要因にも目を向けながら、広い視野から児童生徒の日々の生きる力を高めていく取組を充実していくことが大切である。

その際、青少年や大人が、社会環境の問題をどうとらえているかを改めて把握しておくことが必要である。そこで、急激に変化する社会環境のひとつとして、子どもの携帯電話の利用について取り上げてみる。

10-2図は、児童生徒、保護者、学校に対し、「携帯電話についてどのような取組が必要と思いますか」と質問した結果を表している。

10-2図 携帯電話への取組についての意識

(複数回答)



(注) 平成20年11～12月に調査、回答数：児童生徒（小6,中2,高2）10,448人、保護者9,534人、小中高等学校2,173校

※の質問は、保護者、学校のみ。

(資料) 文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果（速報）」（平成21年2月）から作成

有害サイトの規制強化以外では、子どもよりも保護者、保護者より学校の方が、取組が必要であると回答した割合が高くなっている。

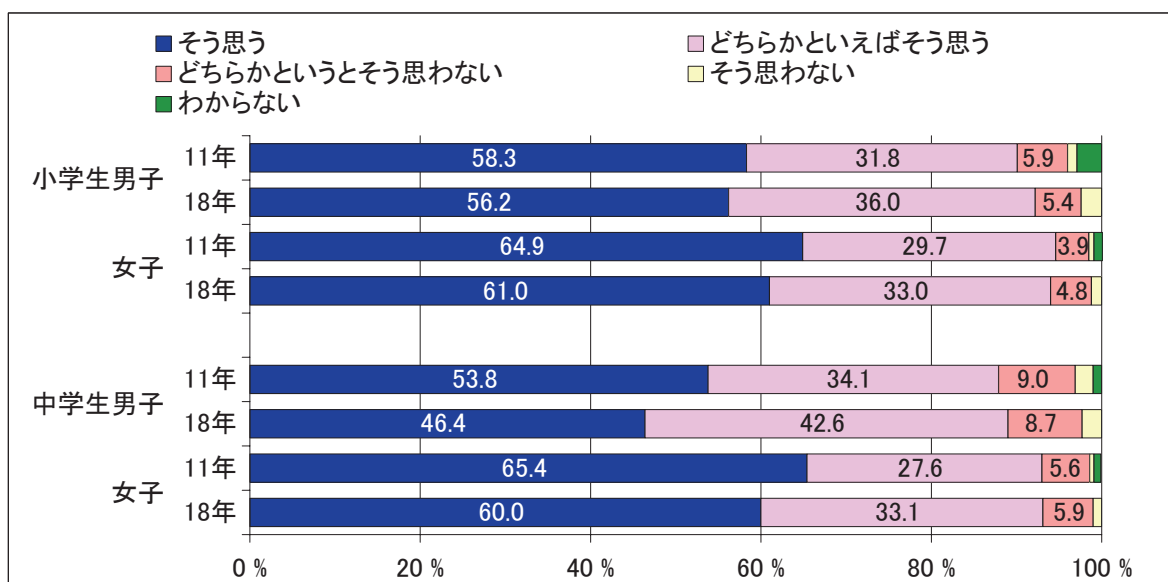
児童生徒の健全育成に大きな影響を及ぼす社会環境については、子どもと家族が、また、保護者と学校が、それぞれの意見を伝え合い、お互いの考え方に理解を深めることも大切である。

(3) 社会的自己指導力の育成を目指して

変化を続ける社会の中で自己実現を図るということは、社会的なルールやマナーの尊重の上に、自己選択と自己責任を行使するということでもある。決して、自分さえ良ければよいということではない。社会の絶えざる変化を前提に、現在及び将来にわたり自己をよりよく導く力、つまり社会的な自己指導力を、児童生徒の発達段階を踏まえて継続的・発展的に高めていく生徒指導の在り方が求められている。

そうした社会的自己指導力の育成に関連して、次のデータは、子どもたちの多くが、「人の役に立つ人間になりたい」と思っていることを表している。

10-3図 低年齢少年の意識調査（人の役に立つ人間になりたい）



(注) 調査対象：平成11年2,243人、18年2,143人（小学校4年生から中学校3年生まで）

(資料) 内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」（平成19年2月）等から作成

「人の役に立つ人間になりたい」という項目について、平成11年と18年のいずれの調査でも、約9割の小・中学生が、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えている。

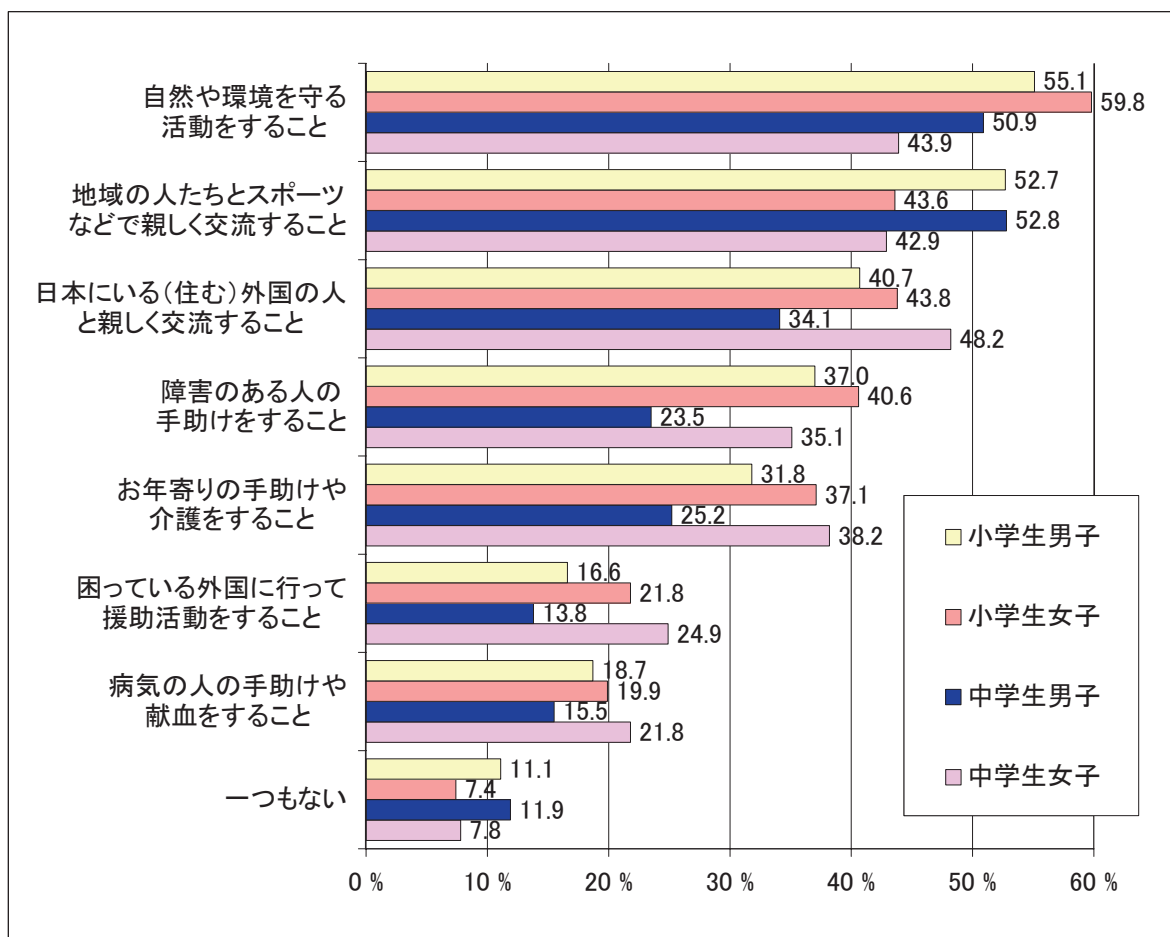
中学生では、平成18年の調査で「そう思う」と答えた生徒の割合は、男子が46.4%、女子が60.0%で、女子の方が13.6ポイント高かったが、「どちらかといえばそう思う」と答えた生徒を加えると、男女ともほぼ同じになる。

なお、児童生徒の社会性を育成するためには、自然やさまざまな年代の人々と触れあう体験活動が大切であると言われている。学習指導要領等の改善についての中央教育審議会答申（平成20年1月）では、「豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実」についての観点を示す中で、「自分に自信がもてず、将来や人間関係に不安を感じているといった子どもたちの現状を踏まえると、子どもたちに、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせる必要がある。（中略）また、親や教師以外の地域の大人や異年齢

の子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動は、他者、社会、自然・環境との直接的なかかわりという点で極めて重要である。」としている。

次に示すデータは、小・中学生に、地域における様々な活動について「あなたは、次のような活動をやってみたいと思いますか」と聞いたものである。

10-4図 低年齢少年の意識調査（地域活動等への参加意向）



(注) 複数回答可、調査対象：平成18年2,143人（小学校4年生から中学校3年生まで）

(資料) 内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」（平成19年2月）から作成

各項目とも小学生よりも中学生の方が参加意欲の男女差が大きく、「日本にいる外国の人との交流」、「障害のある人の手助け」、「お年寄りの手助け・介護」、「外国での援助活動」の4項目では、中学生女子の方が中学生男子よりも10ポイント以上高くなっている。一方、「自然や環境を守る活動」や「地域の人たちとのスポーツ」では、中学生男子の方が中学生女子よりも高い割合を示している。

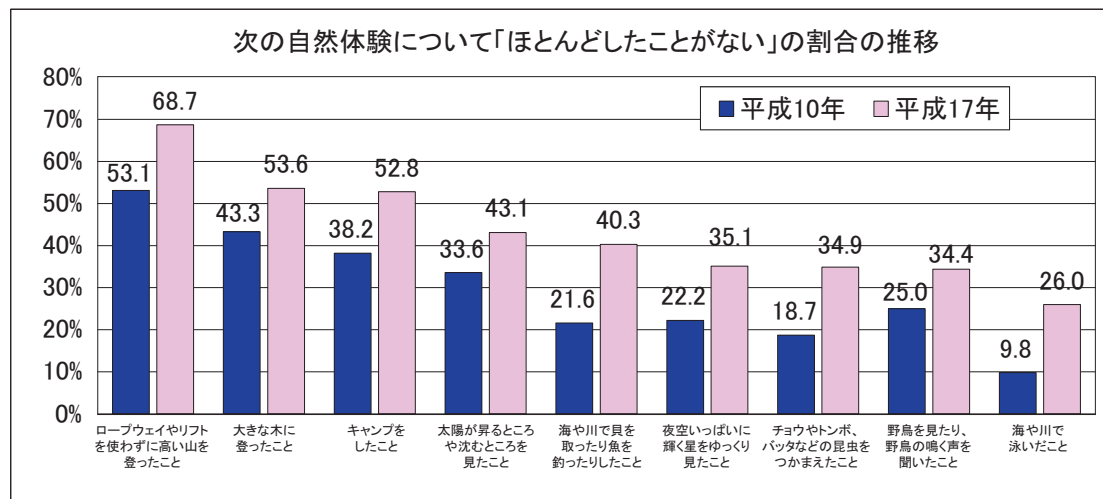
このような地域における様々な活動への参加や実施については、家庭や地域の果たす役割が大きい。学校は、家庭や地域の教育力の変化を踏まえ、きっかけづくりとしての体験活動を充実するとともに、体験活動の重要性について家庭や地域に説明していくことが大切であろう。

コラム 《体験活動の重要性》

子どもたちが自然と触れあう機会が少なくなる中で、子どもの健全な成長にとって、自然体験が持つ意義は、より大きくなっていると思われる。子どもたちの発達の段階に応じ、さまざまな機会を通じて自然体験活動への参加を促す必要がある。

豊かな自然の中での体験活動が、子どもの道徳観や正義感の育成に関連するという見方もある。

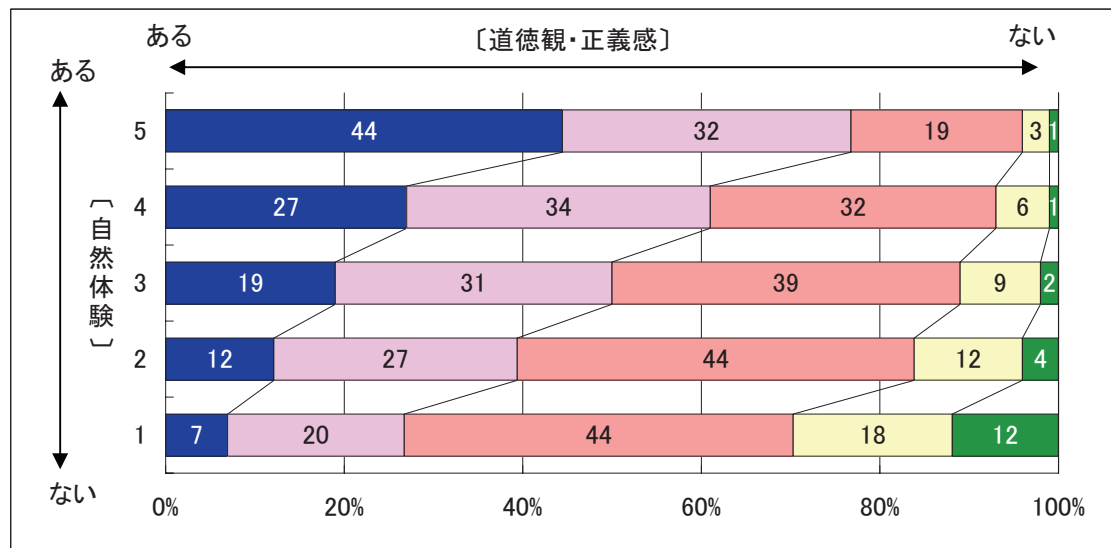
10-5図 自然体験の経験の有無



(資料) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「『青少年の自然体験活動等に関する実態調査』報告書平成17年度調査」より作成

(出典) 内閣府「平成20年版 青少年白書」

10-6図 自然体験と道徳観・正義感の関係



(注) 「自然体験」と「道徳観・正義感」に関する質問への回答を得点化し、各々の子どもの得点を5段階に区分した上で、両得点をクロス集計した。(資料) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「『青少年の自然体験活動等に関する実態調査』報告書平成17年度調査」より作成

(出典) 内閣府「平成20年版 青少年白書」

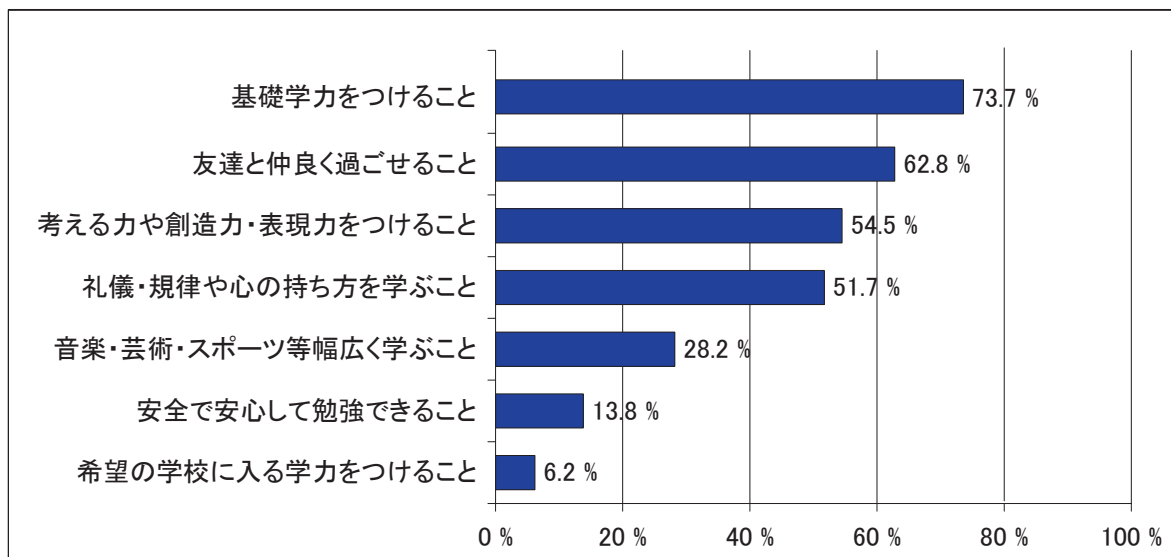
2. 開かれた生徒指導の推進

(1) 学校の生徒指導への期待

学校における指導体制・相談体制の充実改善を図ることは、開かれた生徒指導を進める上で不可欠である。今日、生徒指導上の問題は一層複雑で多岐にわたるようになっており、生徒指導においては学校の指導体制・相談体制を不断に見直すとともに、関係機関等との連携を深めることが大切である。開かれた学校こそ、生徒指導が有効に機能する基盤となるものであり、それは個々の教職員の資質力量を高めることにもつながる。

次のデータは、小・中学生の保護者に、「あなたは、小・中学校の教育では何が重要だと思いますか（3つまでの複数回答可）」と聞いたものである。

10-7図 小・中学校教育で重要だと思うこと



(注) 調査対象：平成18年2,734人（小学校4年生から中学校3年生までの保護者）、3つまで複数回答
(資料) 内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」（平成19年2月）から作成

半数以上の保護者が「重要だと思う」と答えたのは、「基礎学力をつけること」、「友達と仲良く過ごせること」、「考える力や創造力・表現力をつけること」、「礼儀・規律や心の持ち方を学ぶこと」であった。学校教育については、学習指導と並び、人間関係、規範意識など、生徒指導に関することも重要だと考えていることがわかる。

コラム 《学校評価と生徒指導》

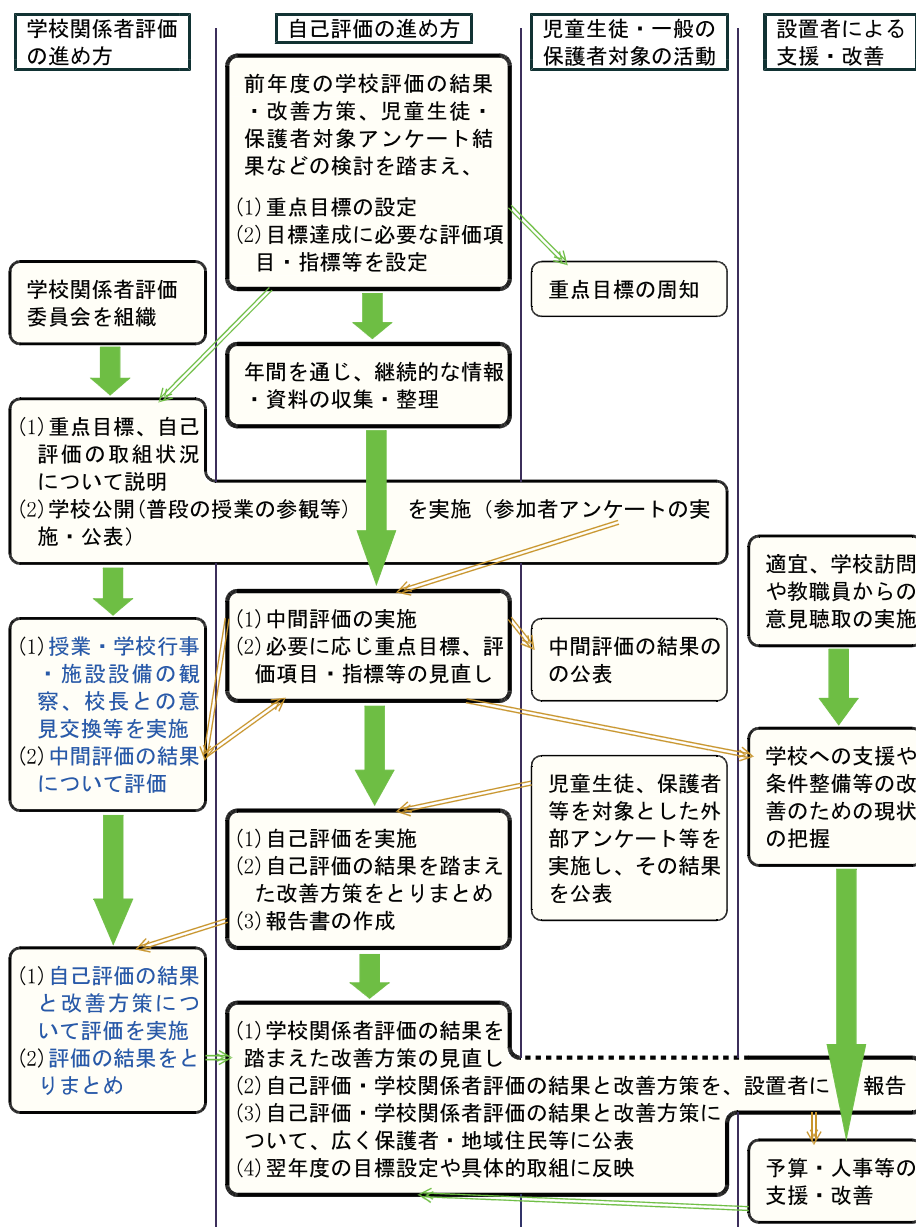
保護者や地域社会に信頼され、充実した生徒指導を展開していくためには、教職員や保護者及び地域住民等が学校の運営について多様な意見や情報を交換することが重要である。そして、学校の現状や教育指導の在り方を相互に理解し合い、そこでの課題や改善点を共有し合い、学校・家庭・地域社会がそれぞれの教育力を高め合うことが大切である。

その際、学校において重点的に取り組む事項として、児童生徒の生き方を援助する生徒指導をかかげて学校評価を行い、その改善・充実を図っていくことも有効である。

自己評価・学校関係者評価の進め方のイメージ例

〔注〕「設置者による支援・改善」の欄を除き、特に明示がない場合には、学校がそれぞれの活動の主体になる。

青字で記述した活動は、学校関係者評価委員会が活動の主体になる。



(出典) 文部科学省「学校評価ガイドライン(改訂)」(平成20年1月31日)

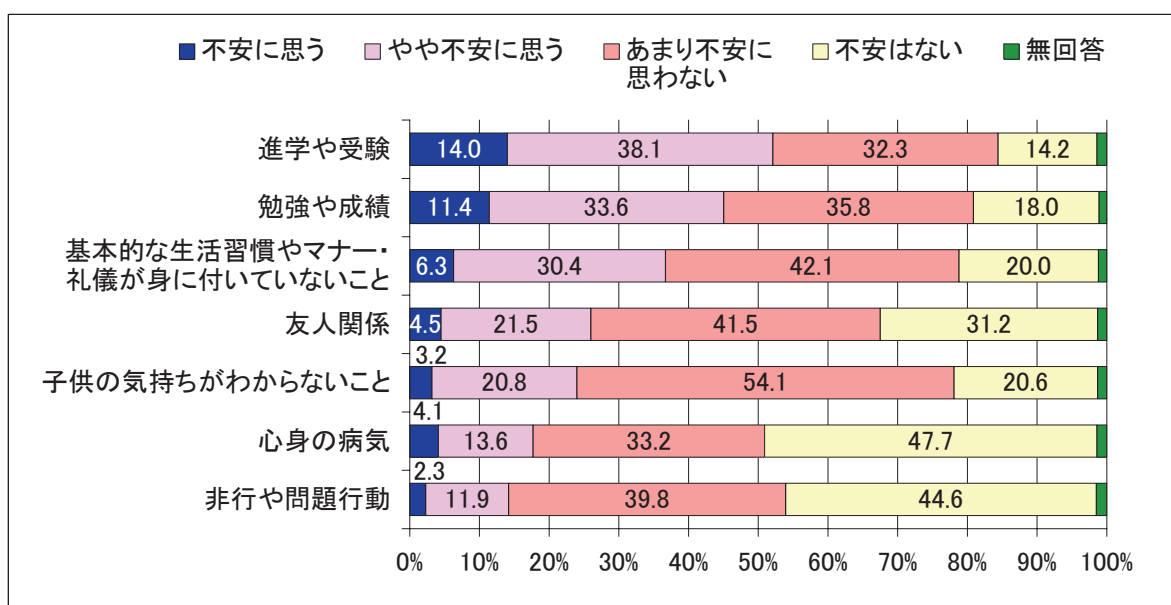
(2) 相談体制の充実

生徒指導については、社会や家庭の変化、児童生徒の生活環境や意識等の変化を踏まえ、学校組織として常にこれまでの在り方を見直すことが求められる。同時に、地域住民等との連携、保護者が気軽に相談できる相談体制の充実など、開かれた学校づくりが求められている。

社会状況や家族構成などの変化に伴い、家庭の教育力が低下しているとも指摘される中、小・中学生の保護者は、子育てについてどのようなことに不安を感じているのであろうか。

10-8図は、平成18年に小・中学生の保護者約3千人に、あらかじめ示した7項目について、「あなたは〇〇さん（自分の子ども）について不安に思うことがありますか。」と聞いた結果である。

10-8図 子育ての不安



(注) 調査対象：平成18年2,734人（小学校4年生から中学校3年生までの保護者）、複数回答可

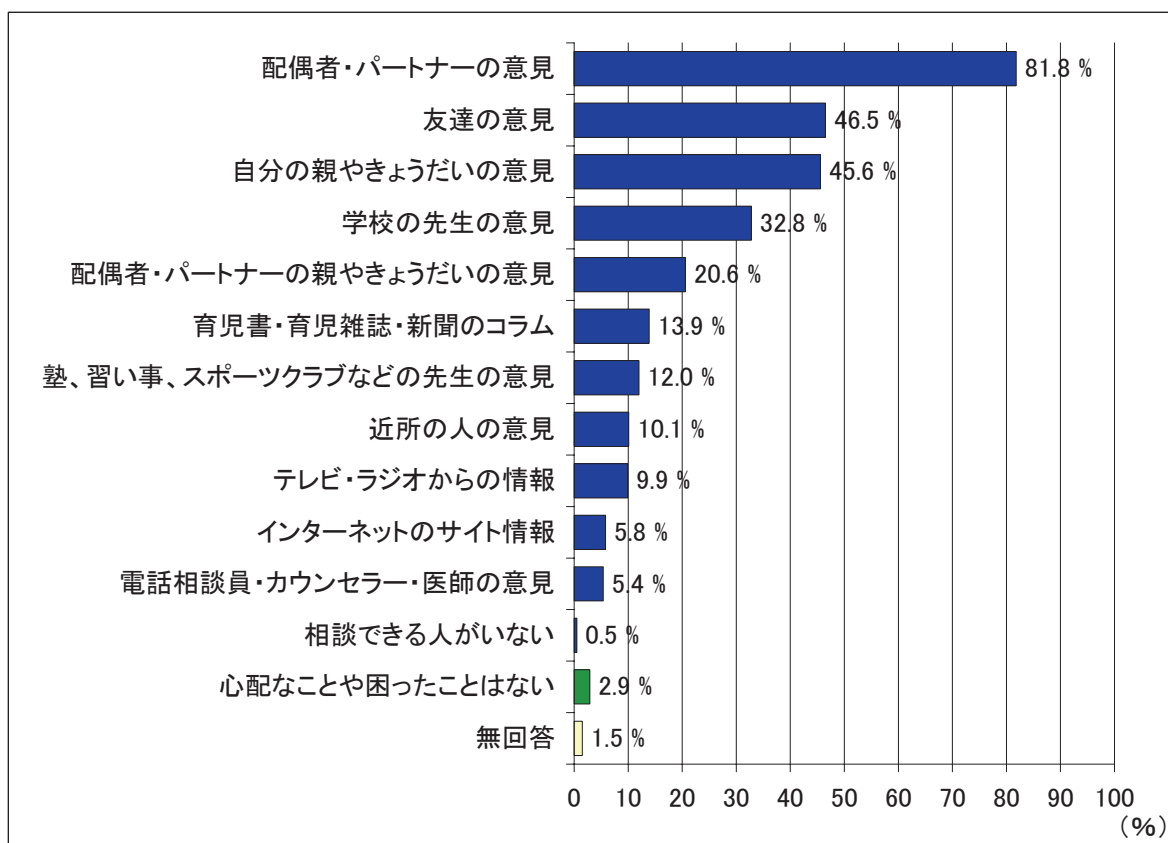
(資料) 内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」（平成19年2月）

「不安に思う」と「やや不安に思う」を合わせた割合は、「進学や受験」が52.1%で最も多く、2番目は「勉強や成績」で、学習や進学に関することに不安を感じる保護者が最も多かった。

一方、選択肢の中で最も少なかったのは、「非行や問題行動」であったが、「不安に思う」と「やや不安に思う」の合計は、14.2%で、およそ7人に1人の割合で、不安を感じている。

また、子育ての参考とするものについて、「〇〇さん（自分の子ども）を育てながら心配なことや困ったことが起こった時、あなたが参考にするものは何ですか（複数回答可）」と聞いたところ、10-9図のようになった。

10-9図 子育ての参考とするもの



(注) 調査対象：平成18年2,734人（小学校4年生から中学校3年生までの保護者）、複数回答可

(資料) 内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」（平成19年2月）

子育ての参考にするのは、「配偶者・パートナーの意見」が81.8%で最も多い。次いで「友達の意見」「自分の親やきょうだいの意見」と答えた保護者がおよそ半数で、身近にいる人の意見を参考とする保護者が多いことが分かる。

また、「電話相談員・カウンセラー・医師の意見」を参考にする保護者は5.4%だが、「学校の先生の意見」は32.8%で、教師は身近な相談相手であることがうかがえる。

児童生徒や保護者が気軽に学校に相談できるようにすることは大切である。

一方、最近では、スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーの配置も一層進んでいる。多様な子どもたちの状況に対して、今後は、専門家と教職員が連携したチームとしての対応が重要になってくるであろう。

3. ネットワークと行動連携の実現

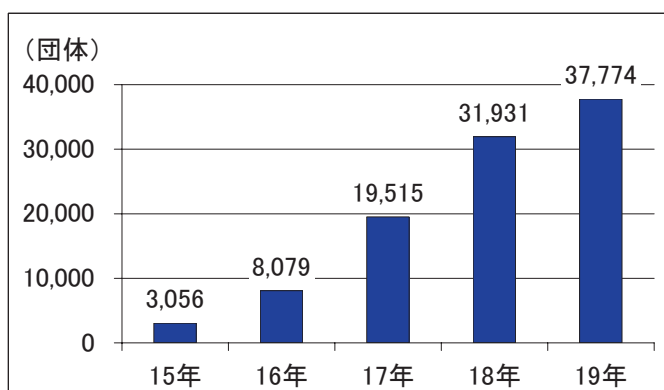
(1) 家庭、学校、関係機関、地域等のネットワークづくり

最近の児童生徒の問題行動等は、学校の指導體制や相談体制だけでは十分に対応できない問題もはらんでいる。例えば、児童生徒が内面に深刻な問題を抱えている場合、問題行動が突如出てくる場合もある。さらに、学校教育の範囲を超えた犯罪的行為、医療の専門的知識などが必要となる問題、児童虐待など家庭の養育環境から生じるなど、学校の教育力だけでは対処しきれない問題も増加している。

問題行動等（前兆も含む）や少年非行への対応はもとより、青少年の健全育成に当たっては、学校だけ、家庭だけ、関係機関だけという個別の発想でなく、相互のネットワークを形成し、共に社会の一員として子どもを育てていくという意識を持ち、連携協力を深めていくことが大切である。

また、最近では、学校への不審者侵入の防止や、児童生徒の登下校の安全などのために、多くの防犯ボランティアが活動している。平成19年12月末現在で警察が把握している防犯ボランティア団体は、全国で3万7,774団体である。これらの団体の構成員は約234万人であり、その多くは、町内会、自治会その他の地域住民による団体や子どもの保護者の団体に属している。

10-10図 防犯ボランティア団体数の推移



(注) 平均して月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

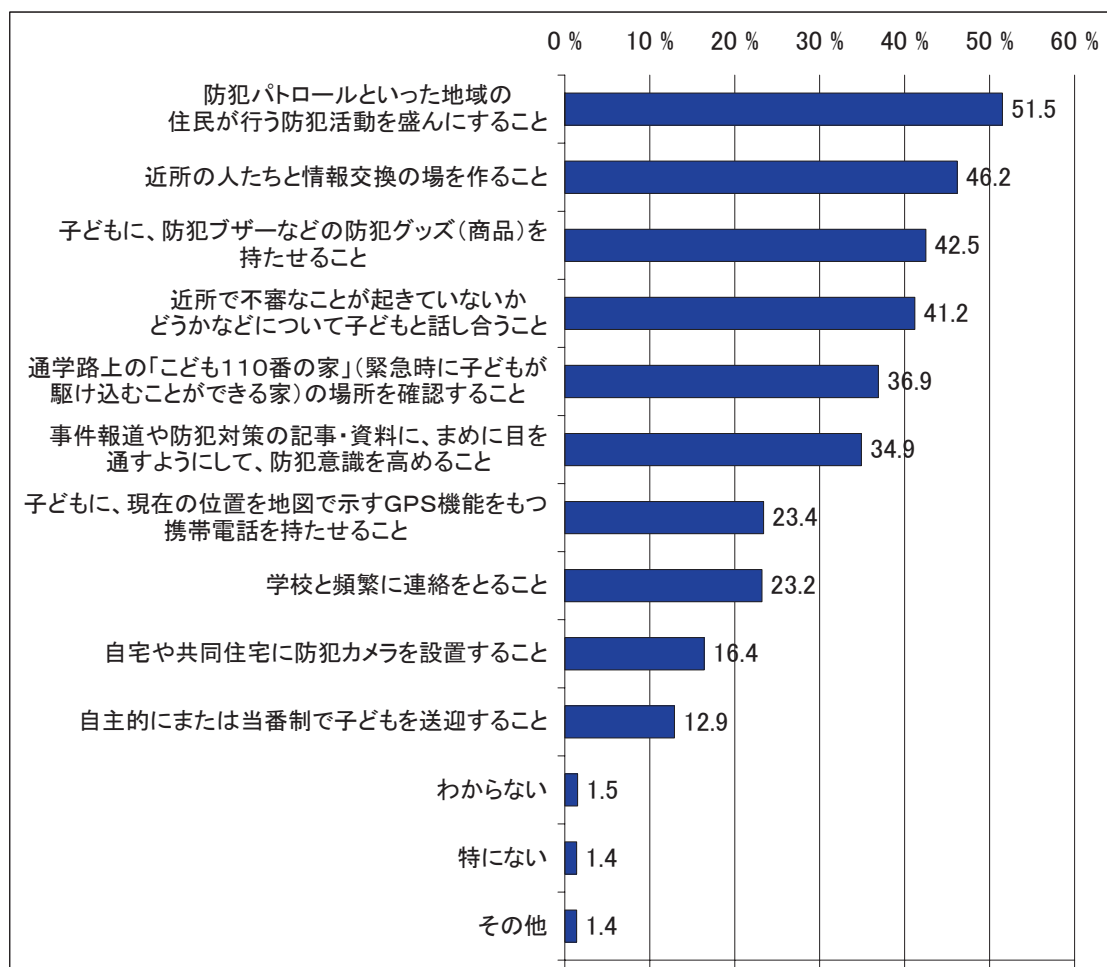
(資料) 警察庁「平成20年版 警察白書」（平成20年8月）

コラム 《子どもを守る地域のつながり》

子どもの安全・安心を確保することは、保護者をはじめとする大人の役割である。防犯活動や日々の情報交換などの具体的な取組を通して、安全・安心に対する意識を高めるとともに、大人同士がお互いの＜社会的な絆＞を深めることも、地域社会にとって大切なことである。

10-11図は、全国の成人1,834人が、「あなたは、子どもを犯罪から守るために、地域や家庭の取り組みとしてどのようなものが効果があると思いますか。この中からいくつかもあげてください。」という問に対して、回答した人の割合である。

10-11図 子どもの防犯に関する特別世論調査



(注) 内閣府「子どもの防犯に関する特別世論調査」(2006)により作成。

回答者は、全国の20歳以上の者1,834人。

(出典) 内閣府「国民生活白書」(平成19年度版)

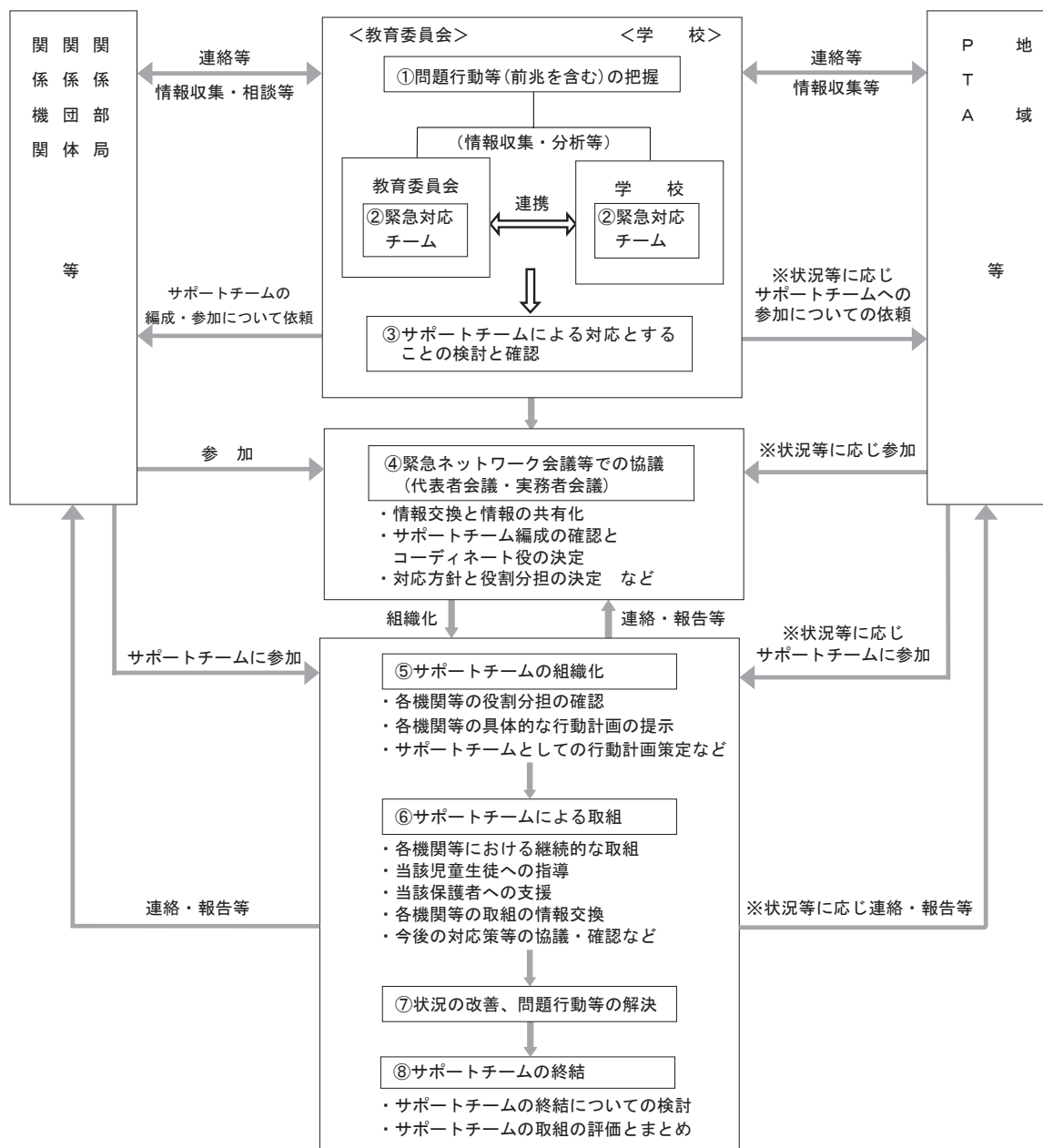
(2) サポートチームによる行動連携

青少年の非行や問題行動等への対応の具体策として、多くの地域でサポートチームが設置され、さまざまな活動が行われている。サポートチームは、非行や問題行動等の背景や要因の複雑化に対応し、各関係機関にまたがるチームとしての多面的・多角的な取組である。こうした問題行動等の予防や解決に向けた、行動連携としての実効的な取組の充実が求められている。

次の図は、学校や教育委員会等におけるサポートチームの組織化と取組の大まかな流れをまとめたものである。生徒指導をより広いフィールドから考えていく場合の参考になるだろう。

10-12図 サポートチームの編成・取組の流れ図（例）

この図は、学校や教育委員会がサポートチームによる対応を必要と判断した場合において、サポートチームの編成から取組までの大まかな流れを一般論として示したものである。学校や教育委員会等におけるサポートチームの編成・取組に当たっては、問題行動等の内容や状況等、当該児童生徒の置かれた状況などに即して、適切かつ迅速な対応を図ることが重要である。本資料も参考に、地域の実情やこれまでの取組等を生かし、各学校・各教育委員会等においてサポートチームの編成・取組の手順を具体化しておくことが大切である。



(注) ・問題行動等の緊急度などによっては、④と⑤が重なることも考えられる。
 ・問題行動等が解決しても、その状況等により継続的な指導や支援等が必要な場合も考えられる。
 ・個人情報の保護と情報管理については、サポートチーム内の共通理解とその遵守が必要である。

(資料) 国立教育政策研究所「問題行動等への地域における支援システムについて」(平成14年3月)

コラム 《問題行動等の種類とサポートチーム》

サポートチームでは、児童生徒の問題行動等のケースごとに、最もふさわしい機関等が連携して対応することとなる。そこで、問題行動等の種類ごとに応じて、どのようなサポートチームの編成が可能かを日頃から考えておく必要がある。次の表は、そのための試案として示したものであり、参考にしてほしい。

10-13表 問題行動等の種類とサポートチームの構成 (試案)		その他	少年補導センター	人権擁護委員	保護司(会)・保護観察所	司法・矯正・少年鑑別所(相談室)	家庭裁判所	少年サポートセンター	警察	福祉関係	保健・医療関係	教育関係	分野	
問題行動等の種類	授業妨害等	<ul style="list-style-type: none"> 問題行動等の内容や地域の実情等に配慮して、次のような関係機関・関係団体の職員などがサポートチームとして参加する 児童自立支援施設 児童養護施設 青少年育成団体 ボランティアセンター 弁護士会 スクールカウンセラー 交通安全協会 防犯協会・連絡所 民間企業、事業者等 								主任児童委員 民生・児童委員	病院等医療機関 精神保健福祉センター 保健所	その他の教育機関 教育センター(教育相談所) 社会教育施設等	教育関係 学校 教育委員会	関係機関等
問題行動等の種類	授業妨害等									児童相談所				問題行動等の種類
問題行動等の種類	いじめ				△	△			△	○				授業妨害等
問題行動等の種類	校内暴力行為				△	△			△	○				いじめ
問題行動等の種類	不登校・引きこもり				△	△			△	○				校内暴力行為
問題行動等の種類	家庭内暴力				△	△			△	○				不登校・引きこもり
問題行動等の種類	児童虐待				△	△			△	○				家庭内暴力
問題行動等の種類	性の逸脱行動				△	△			△	○				児童虐待
問題行動等の種類	薬物乱用(シンナー等)				△	△			△	○				性の逸脱行動
問題行動等の種類	暴走行為				△	△			△	○				薬物乱用(シンナー等)

※警察がサポートチームの役割に当たることが考えられる部分

※福祉関係機関がサポートチームの役割に当たることが考えられる部分

※保健・医療関係機関がサポートチームの役割に当たることが考えられる部分

※教育関係機関がサポートチームの役割に当たることが考えられる部分

(注) 1 この表は、学校や教育委員会など単独の機関では対応が困難な深刻な問題行動等を想定して、問題行動等の種類に応じて、どんな機関等がサポートチームのコーディネート役に当たるかを一般的に示したものであり、問題行動等の内容や程度及び児童生徒の置かれた状況等により構成メンバーやコーディネーター役が変わることも考えられる。
2 表中の○印は、その問題行動等の内容からサポートチームの構成メンバーに入ることが一般的に想定されるもの、△印は事案などにより構成メンバーに入ることが考えられるものを示すが、問題行動等の推移や地域の実情等によってサポートチームは臨機応変に構成されるものと考えられる。

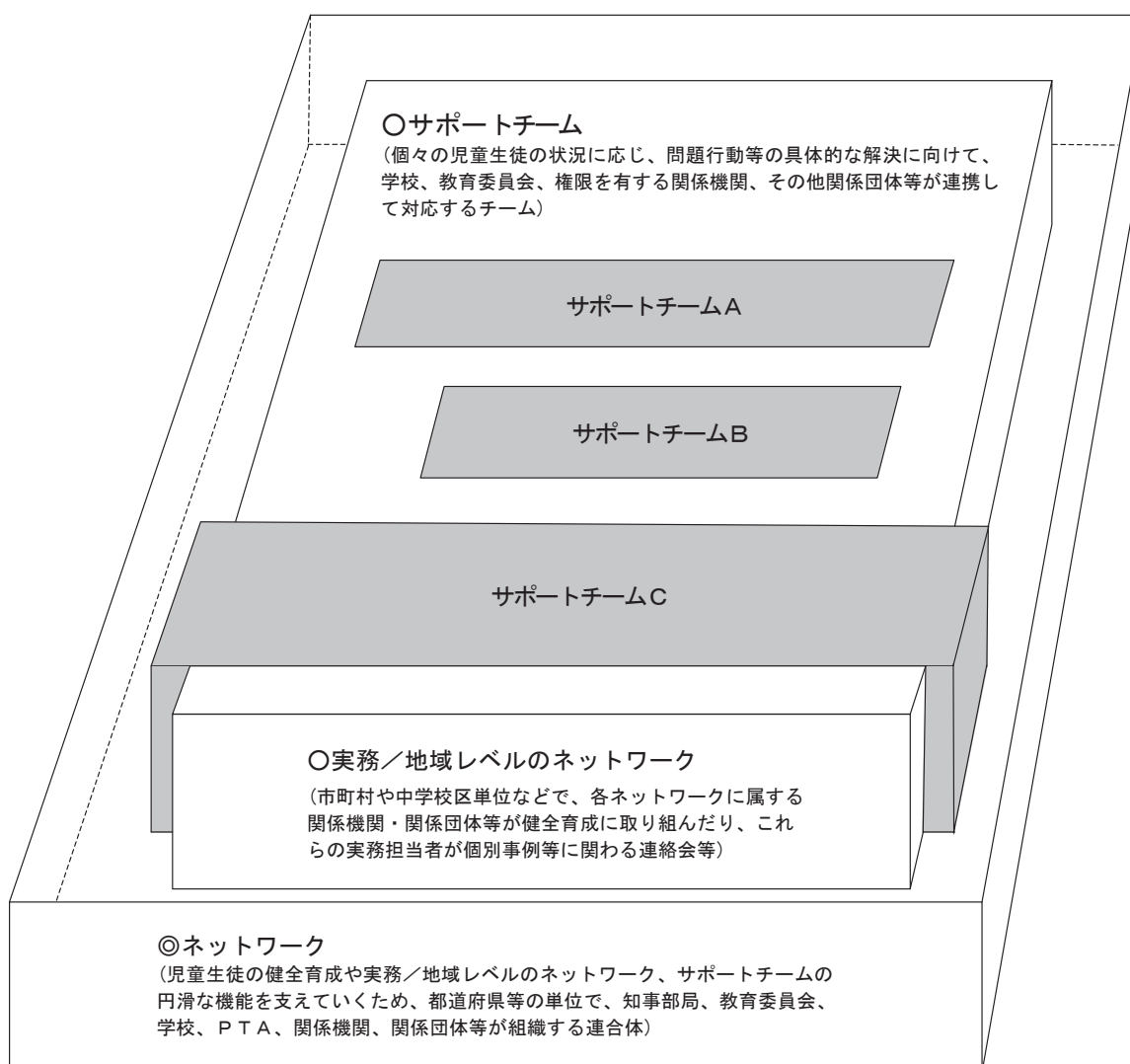
(資料) 国立教育政策研究所「問題行動等への地域における支援システムについて」(平成14年3月)

(3) ネットワークとサポートチーム

今日、生徒指導においては、青少年の問題行動等の予防や健全育成を目指す広い視野から、具体的な取組を進めていくことが必要である。そのためには、問題行動等の予防や解決への取組としてのサポートチームを内にもった、行動的な地域のネットワークづくりが大切である。生徒指導においては、保護者・地域との連携や学校間の連携はもちろん、地域の関係機関・関係団体等との交流や連携を大切にしたネットワーク型の生徒指導の構築を日頃から推進していくことが重要である。

ネットワークとサポートチームは、不即不離の関係にある。その関係をだまかに図示すれば次のようになるが、これは、具体的な取組を通して徐々に築かれるものであろう。

10-14図 ネットワークとサポートチームの関係図



※サポートチームは問題行動等の種類や状況・推移によって、その編成や構成メンバーが変わることが考えられる。
(資料) 国立教育政策研究所「問題行動等への地域における支援システムについて」(平成14年3月)

(4) 各学校・各地域の取組への期待

これまで述べてきたように、社会の変化等を踏まえた、新たな視点からの生徒指導の在り方が現在共通に求められている。その具体的方策については、学校段階や児童生徒の発達の段階、学校や地域及び児童生徒の実態等により異なるであろう。

各学校においては、小学校の六年間、中学校の三年間、そして高等学校時代を通じて、自己理解や他者理解、人間理解や社会理解などの学びの深化と合わせて、人間関係の場や機会を広げ大きくするとともに、社会との主体的なかかわりや責任ある態度を深めていくことが大切である。

同時に、それぞれの学校や地域の実態を踏まえた取組も必要である。例えば、豊かな自然に囲まれた地域で、中学校卒業後には親元を離れて進学する子どもも多い学校の生徒指導と、人口が密集し交通の便が発達した都会に生きる子どもたちが通う学校の生徒指導では、その強調する点も異なるであろう。また、高等学校であれば、学習への不適応感を感じる生徒の割合が多い場合など、生徒や学校の実態をもとに、彼らの社会的自立を促す指導の構築が必要である。生徒指導の方法論を固定的にとらえることなく、社会や時代の変化を踏まえ、現代に生きる児童生徒のため、また家庭教育への支援のため、さらに地域社会のために、学校の生徒指導が何を果たすべきかを明確にし、家庭や地域との連携協力を進めることが求められている。

平成18年12月に60年ぶりに改正された教育基本法においても、その第13条で「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と明記されたところである。学校、家庭、地域の連携を理念に終わらせることなく、学校や地域の実情に応じた具体的な取組を進めなければならない時代がやってきたと言えるだろう。

生徒指導については、全国各地で様々な取組が行われ、すぐれた成果を上げている学校も多い。今後は、そのような取組が他の学校や地域にも伝わり、生徒指導の充実につながることを期待される。

付録（資料編）

児童生徒の問題行動への対応等に関する点検項目

（資料）少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議「心と行動のネットワーク」（平成13年4月）

< 趣旨 >

この点検項目は、学校及び教育委員会等が児童生徒の問題行動への対応等について、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校及び教育委員会等においては、本資料を参考として必要な修正・追加を行うなど学校や地域の実情に即したかたちで自己点検を行い、家庭・地域社会・関係機関等との開かれた連携の下、児童生徒の問題行動への対応等の改善充実を図ることが大切である。

< 点検項目 >

次の40項目について自己点検し、「ある程度行われている」や「あまり行われていない」場合には、問題点や今後の改善策等を具体的に記述する。

I 学 校

1 指導体制

点 検 項 目	措 置 状 況			問題点や今後の改善策等
	十分行わ れている	ある程度 行われて いる	あまり行 われてい ない	
(1) 課題意識と協同体制 児童生徒が様々な悩みを持ち、時に自分を見失ったり問題行動等を起こすことがあるという課題意識を教職員が持ち、児童生徒の実態や行動の変化を把握し、生徒指導に学校全体で取り組んでいるか。				
(2) 管理職のリーダーシップと組織的な指導体制 校長、教頭がリーダーシップを発揮して、生徒指導主事など一部の教員に任せ切りにすることなく積極的に対応し、全教職員が一致協力して指導に当たるよう組織的な生徒指導体制の充実に努めているか。				
(3) 情報の共有と指導方針の徹底 児童生徒の日ごろの行動や態度等についての情報が、職員会議等の場を活用して共有され、総合的な分析に基づいて、学校としての指導方針を明確に定め、それが確実に実行されるよう教職員の共通理解や保護者への周知を図っているか。				
(4) 問題行動への対応についての共通理解と周知 問題行動に対しては、その内容、程度、状況等を的確に把握し、学校として毅然とした対応を行うことについての共通理解が教職員間で図られているか。また、そのことが、児童生徒や保護者等にも周知されているか。				
(5) 生徒指導体制等の不断の見直し 生徒指導体制や問題行動への取組の効果等について、PTA等の意見も参考に、スクールカウンセラー等も含め全教職員による分析と評価を行い、その結果を公表しているか。また、それに基づいて、指導方針の重点化や校務分掌の見直し等も含めた改善策の検討を不断に行っているか。				
(6) 緊急時に備えた校内体制の整備 問題行動を起こした児童生徒とその保護者、一般の児童生徒やPTA、地域住民等に対して、どのように対応すべきか日ごろから検討され、教職員の役割分担と協同体制が定められているか。また、教育委員会への連絡や、対外的な情報提供等についての方法や分担が定められているか。				

2 教育相談

点 検 項 目	措 置 状 況			問題点や今後の改善策等
	十分行わ れている	ある程度 行われて いる	あまり行 われてい ない	
(7) 相談しやすい環境作り 児童生徒や保護者の悩みや要望を積極的に受け止めることができるよう、教職員がカウンセリングマインドを持って接するとともに、相談週間の設定や相談室使いの配布など、相談しやすい環境作りがなされているか。				
(8) 児童生徒の相談への対応 児童生徒からの相談や悩みなどの訴えがあったときは、その内面の理解に努め、児童生徒の立場に立って教職員が的確に対応しているか。また、継続的な事後指導が適切に行われているか。				
(9) 多面的な情報収集と児童生徒理解 児童生徒理解を深めるため、本人や保護者との面談や家庭訪問、教育懇談会等の実施とともに、必要に応じて級友や卒業した学校、地域等からも多面的に情報を集めているか。				
(10) 心の問題への対応 児童生徒の心の問題についての理解を深め、児童生徒が発する兆候を見逃さず、必要に応じて学級担任や生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等がチームを組み、適切な対応に努めているか。				
(11) 関係機関との連携等 教育相談に当たっては、教育センターや児童相談所、医療機関など関係機関との連携が図られているか。また、児童生徒や保護者に対して、地域の相談機関についての情報を提供しているか。				

3 教育活動

点 検 項 目	措 置 状 況			問題点や今後の改善策等
	十分行わ れている	ある程度 行われて いる	あまり行 われてい ない	
(12) 豊かな人間関係の形成 日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の豊かな人間関係作りを進め、情操を培うとともに、児童生徒の心を開かせるよう努めているか。				
(13) 規範意識や倫理観等の育成 児童生徒に対し、自己の行動に責任を持つよう日ごろから指導を行うとともに、問題行動が引き起こす結果等について認識させるなど、規範意識や倫理観を育てる教育活動を行っているか。				
(14) 社会性の育成 人間関係づくりの活動や社会体験、奉仕活動、集団活動等の体験活動等を通じて、児童生徒の社会性の育成に努めているか。				
(15) 心の健康の増進 児童生徒に心の健康の大切さやストレスに対処する方法などを身に付けさせ、自ら心の健康を維持・増進させる態度や能力を育てる取組を学校全体で進めているか。				
(16) 問題行動を起こした児童生徒への特別指導 問題行動を起こした児童生徒に対しては、児童生徒との信頼関係を基底に置きつつ、出席停止の措置も含め毅然とした対応をとるとともに、児童生徒が自分の内面を見つめることができる特別の指導を行っているか。				
(17) 児童生徒全体への取組 問題行動が起きた場合には、道徳や特別活動をはじめ日常の様々な教育活動の場面で、一般の児童生徒にも自分たちの問題としてしっかり考えさせ、より良い学校生活の実現に向けて児童生徒の力を生かすよう指導を行っているか。				

4 家庭・地域社会・関係機関等との連携

点 検 項 目	措 置 状 況			問題点や今後の改善策等
	十分行わ れている	ある程度 行われて いる	あまり行 われてい ない	
(18) 連携方針の確立と共通理解 家庭・地域社会・関係機関との連携をどのように進めていくかについて、学校としての基本方針・計画や校内体制を定め、その方針や具体的な方法、関係機関等のリストなどが全教職員に周知され、共通理解の下に連携が図られているか。				
(19) 保護者・地域社会への情報提供 児童生徒の実態や問題行動等の状況、学校の方針や対応などについて、学校参観の実施や家庭連絡帳、保護者会、学校便りなどを活用して、保護者・地域社会に積極的に情報を提供し、理解を得るように努めているか。				
(20) 保護者との連携 日ごろから保護者との連絡を密にしたり、家庭訪問等を行うなど、保護者との信頼関係を深め、一致協力して指導に当たれるよう、学校全体で連携を進めているか。				
(21) 地域社会との連携 学校評議員制度や学校モニター制度なども活用して、地域住民からの意見や情報等を積極的に収集するとともに、地域の人々の協力を得るなど、地域社会との連携を進めているか。				
(22) 関係機関との連携 関係機関との間で、日ごろから、指導方針の相互理解や情報交換などを進めるとともに、ケースに応じた実効的な連携の内容や方法等について、関係機関の専門家を交えた協議や事例研究を行うなど、関係機関との連携に努めているか。				
(23) 学校間の情報交換と連携 近隣の学校間において、日ごろから、問題行動等についての情報交換や連携が進められているか。また、特に、懸念されるような事象については、継続した指導が行われるよう、卒業校と進学先の学校等との間で、それまでの指導の経緯や必要な情報を伝えているか。				
(24) 責任意識を持った開かれた連携の推進 学校のみで適切な対応が困難なケース等について、学校は問題を抱え込まず速やかに関係機関等との積極的な連携に努めているか。その際、当該機関との適切な役割分担を図って、児童生徒への指導を継続して行い、関係機関に任せ切りにしないようにしているか。				

Ⅱ 教育委員会

1 指導体制

点 検 項 目	措 置 状 況			問題点や今後の改善策等
	十分行わ れている	ある程度 行われて いる	あまり行 われてい ない	
(25) 各学校の状況把握と指導助言 各学校における問題行動や生徒指導の状況等を学校訪問等を通じて定期的に把握し、分析を加え、それをもとに課題や改善点を指摘するなど適切な指導・助言を行っているか。				
(26) 各学校における不断の点検の推進 各学校において問題行動の状況など把握すべき事項、生徒指導の在り方など検証すべき課題等を具体的に示し不断の自己点検・自己評価がなされるようにしているか。				
(27) 学校の生徒指導体制の整備 学校が児童生徒の問題行動に適切に対応できるようにするため、生徒指導体制の確立や生徒指導主事が職務に専念するための校内体制等について指導・助言したり、必要に応じて教員の加配を行ったりしているか。				
(28) 学校間の連携についての支援 小・中・高等学校間での連携や、地域の学校間での連携が推進されるような機会や場の設定などを積極的に図っているか。				
(29) 問題行動発生時の連絡体制 児童生徒の問題行動が発生したときは、各学校から教育委員会に対し、たとえ軽微なものであっても適切に報告がなされる体制がとられているか。				
(30) 問題行動発生時の学校への支援 児童生徒の問題行動が発生したときは、状況に応じ、直ちに生徒指導担当の指導主事等を学校に派遣し、教職員に対する指導・助言や対外的な広報業務を行うこととするなど、学校を積極的に支援する体制がとられているか。				

2 教育相談

点 検 項 目	措 置 状 況			問題点や今後の改善策等
	十分行わ れている	ある程度 行われて いる	あまり行 われてい ない	
(31) 相談機関の設置 教育委員会として相談機関等を設け、児童生徒や保護者、学校等の相談に対応するための体制の整備を行うとともに、そのことについて十分な周知を図っているか。				
(32) 学校における教育相談のための環境整備 学校へのスクールカウンセラー等の配置や、余裕教室等を活用したカウンセリング室の整備などの、教育相談を実施する環境の整備に積極的に努めているか。				
(33) 学校と関係機関との連携の支援 学校の連携先となる関係機関の機能・役割等について広報するとともに、学校が関係機関と積極的に連携することについて保護者や地域住民に周知し、理解を図っているか。				

3 教職員研修等

点 検 項 目	措 置 状 況			問題点や今後の改善策等
	十分行わ れている	ある程度 行われて いる	あまり行 われてい ない	
(34) 教職員の意識啓発 文部省や教育委員会等の通知や資料等が、すべての教職員に伝わり、各学校が児童生徒の問題行動等に対する課題意識をもって臨むよう、教職員の意識啓発に向けた実効的な取組や工夫を図っているか。				
(35) 教職員の指導力向上 生徒指導の中心となる教職員に対する専門的な研修や、全教職員を対象とした心の問題を理解するための研修などをすすめる、教職員の指導力の向上に努めているか。また管理職がリーダーシップを発揮するよう、必要な研修や指導・助言に努めているか。				
(36) 各学校の教育活動への指導助言 豊かな人間性や社会性の育成に向けた教育活動を各学校が積極的に展開していくよう、教育実践に関する具体的な情報提供や学校間の実践の交流、校内研修の活性化など、適切な指導・助言や支援を行っているか。				
(37) 問題行動発生後のフォローアップ 重大な問題行動が発生した学校について、原因、背景等の検証や問題点の分析などを十分行い、管下の全学校における取組の充実などに生かしているか。				

4 家庭・地域社会・関係機関等との連携

点 検 項 目	措 置 状 況			問題点や今後の改善策等
	十分行わ れている	ある程度 行われて いる	あまり行 われてい ない	
(38) ネットワークの形成とマニュアル等の作成 教育委員会と首長部局が連携し、市町村や中学校区単位などで、学校、PTA、地域住民、民間団体、関係機関等からなるネットワークをつくり、一体となって問題行動への対応等を行う体制作りを行っているか。また、問題行動が発生した際の各機関等の役割分担や連携方法、対応方法等を定めた具体的なマニュアルや、日ごろ行う活動について定めた行動計画を作成しているか。				
(39) ネットワークを活用した日常的な活動への支援 問題行動を防ぐため、ネットワークを構成する各機関等が連携して、日常的な活動を行うよう努めているか。また、各機関等の役割分担や連携方法等の検討、定期的な情報交換や合同事例検討会の開催、具体的な事例を想定した対応シミュレーションの実施などが行われているか。				
(40) 問題行動発生時の対応 児童生徒の問題行動が発生したときに、ネットワークを構成する関係機関等でサポートチームを組織し、学校や家庭への支援がなされるようにしているか。				

索引

あ

家出 9,95,103,112
いじめ対策緊急会議報告 65,66
いじめ追跡調査 62,63
いじめに関する事件 56
いじめに起因する事件（警察庁） 57
いじめの解消状況 62
いじめの態様 25,61
いじめの男女別認知件数 58
いじめの定義 53
いじめの認知学校数 55
いじめの認知件数 53,54,56,58
いじめの問題への取組の徹底について（通知） 66
いじめ発見のきっかけ 59
いじめ問題の解決のためのアピール 65
いじめられたときに、だれに相談するか 60
逸脱行動 21,22
飲酒 23,24,95,103

か

抱え込み 7
核家族世帯 12
覚せい剤 81,82,83,84,85,87
家族そろって一緒に食事をする日数の割合 14
学校運営協議会制度 7,8
学校基本調査における「不登校」 28
学校教育法 1,9,77,107,109
学校ぎらい 28
学校数 2
学校生活、授業に対する意識 16
学校内における暴力行為が発生した学校数 70
学校内における暴力行為の発生件数 69
学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査
26
学校評価 7,124
学校評価ガイドライン（改訂） 124

学校不適応対策調査研究協力者会議 28,43
家庭裁判所 78,80,95,100,104,105,106,130
家庭裁判所終局処理人員 104
家庭の教育力 18,125
課程別・学科別中途退学率 49
関係機関との連携マニュアル 80
喫煙 23,24,25,95,103
規範意識 10,20,44,79,84,109,123,134
器物損壊（定義） 67
器物損壊の発生状況 74
基本的な生活習慣 10,18,19,44,125
教育基本法 1,9,10,132
教育研究所 6
教育支援センター 6,37,45
教育振興基本計画 10,44
教育センター 6,64
教育相談 6,9,64,134
教育相談機関 6
教育相談件数 6
教育相談室 6
教育相談所 6
教育相談体制 5,64,65
教師に対する暴力事件（警察庁） 71
緊急対応チーム 80,129,130
ぐ犯行為（定義） 95
ぐ犯少年（定義） 95
ぐ犯少年の事由別補導人員 102
経済的理由 28,35,40,47,48
携帯電話 25,26,27,61,119,128
携帯電話等の所有開始時期 27
携帯電話についての取組についての意識 119
携帯電話の校内持込み 26
携帯電話の所有率 26,27
刑法犯少年（定義） 95
刑法犯少年の学職別検挙状況 96
刑法犯少年の男女別検挙状況 96
刑法犯少年の年齢別人口比 98
刑法犯少年の包括罪種別検挙人員 97
刑法犯被害 89

原級留置者数 51
 合計特殊出生率 12
 高校不登校調査 42
 向精神薬 81,82
 行動連携 7,45,79,117,128
 校内暴力事件（警察庁） 71
 校内暴力（定義） 67
 心と行動のネットワーク 7,79,80,133
 心の居場所 43
 心の問題 33,34,44,65
 子育ての参考とするもの 126
 子育ての不安 125
 子育てや教育の問題点 18
 子どもの携帯電話等の利用に関する調査 26,119
 子どもの不安や悩み 17
 子どもの防犯に関する特別世論調査 128
 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） 7,8
 今後の不登校への対応の在り方について（報告） 44

さ

在籍者数 2
 サポートチーム 45,80,128,129,130,131
 産業別就業割合 11
 3大都市圏 11
 自殺総合対策大綱 116
 自殺対策基本法 116
 自然体験と道徳観・正義感の関係 122
 自然体験の経験の有無 122
 児童虐待事件の被害児童数 114
 児童虐待（定義） 113
 児童生徒数 1
 児童生徒の自殺の状況 115
 児童生徒の問題行動に関する検討会議 65
 児童生徒の問題行動への対応等に関する点検項目
 133
 児童相談所に置ける児童虐待に関する相談対応件数
 113
 児童買春 90,91,92
 児童ポルノ 90,91,92

社会的自己指導力 117,120
 社会的自立 44,119,132
 就寝時間 14,15
 14歳未満 95,101,105
 出生数 12
 出席扱い 37,45
 出席停止制度 107,108,109
 出席停止措置と関係機関の対応 111
 出席停止の件数 107,110
 小1プロブレム 10
 少年刑法犯の検挙人員 3
 少年事件処理手続 105,106
 少年の性犯罪被害 90
 少年の犯罪被害 88,89
 少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議
 79,80,133
 少年非行（定義） 95
 少年非行のピーク 3,9
 少年法 9,95,100,102
 少年法の改正 9,100
 少年保護事件 104
 少年補導センター 6
 情報連携 7
 食育 19
 食育基本法 19
 食育推進会議 19
 食育推進基本計画 19
 触法行為（定義） 95
 触法少年（刑法）の行為態様別補導人員 101
 触法少年（定義） 95
 初発型非行 99
 進学率 1
 身長 13
 シンナー等の乱用 83
 深夜はいかい 103
 進路の問題 34,44
 スクールカウンセラー 6,37
 『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導』

性感染症 94
 性交経験率 93
 青少年育成施策大綱 79
 青少年育成推進会議申合せ 79
 青少年育成推進本部 79
 青少年とタバコ等に関する調査研究報告書
 23
 生徒間暴力（定義） 67
 生徒間暴力の発生件数 73
 生徒指導資料第20集 5
 生徒指導の手びき 4
 生徒指導の目的 5
 世帯数 12
 戦後の問題行動等 9
 占有離脱物横領 99
 総合学科高校 52
 相談機関 37

た

対教師暴力（定義） 67
 対教師暴力の発生件数 72
 体験活動 122
 第三次薬物乱用防止五か年戦略 84
 体重 13
 対人暴力（定義） 67
 対人暴力の発生件数 73
 大麻乱用少年 82
 単位制高校 52
 地域活動等への参加意欲 121
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 8
 中1不登校調査 38
 中央教育審議会答申 10,43,120
 中間少年（定義） 95
 中途退学者数 46,47,48,49,50
 中途退学率 46,49,50
 朝食 14,19
 出会い系サイト 9,25,91,92
 適応感を高める高校づくり 42
 適応指導教室 6,9,37,45
 登校拒否問題への対応について 45
 特別法犯少年 82,95

な

ネット上のいじめ 25
 ネットワーク 7,44,45,79,117,127,129,130,131
 年少少年（定義） 95
 年代別自殺者数 116
 年長少年（定義） 95

は

パソコンや携帯電話等によるいじめ 25
 犯罪行為（定義） 95
 犯罪少年（定義） 95
 非行少年（定義） 95
 開かれた学校 5,8,52,123,125
 開かれた生徒指導 5,7,117,123
 福祉犯（定義） 90
 福祉犯被害 90,91
 不登校児童生徒数 9,28,29,30,31,32,34
 不登校児童生徒の欠席日数別割合 32
 不登校状態が継続している理由 33,34,41
 不登校相当 38
 不登校の学年別継続割合 32
 「不登校」のとらえ方 28
 不登校への対応の在り方について（通知）
 44
 不登校問題に関する調査研究協力者会議 44
 不良行為少年（定義） 95,103
 不良行為少年の態様別補導人員 103
 包括罪種 88,97
 防犯ボランティア団体 127
 暴力行為（定義） 67
 暴力行為の加害児童生徒数 75,76
 暴力行為の加害児童生徒に対する学校の措置状
 況 77
 暴力行為の加害児童生徒に対する関係機関の措
 置状況 78
 暴力行為の形態別発生件数の構成比 72
 暴力行為の発生状況 68
 保護観察 78,100,104,106,111

ま

見極め（「アセスメント」）	44
見立て	36
問題行動等への地域における支援システムについて	111,129
問題行動に関する通知	79

や

薬物等に対する意識等調査	23
薬物についての考え方	87
薬物について学んだ経験	86
薬物の種類と特徴	81
薬物乱用対策推進本部	84
薬物乱用（定義）	81
薬物乱用防止教育	85
薬物乱用防止五か年戦略	84
有形力	67
要保護児童	105

ら

理由別長期欠席者数	35,40
臨時教育審議会第一次答申	4
連携ネットワーク	44

英字

A I D S患者	94
H I V感染者	94
MDMA	81